

もっと日本を、もっと世界へ。

ISSN 0286 - 5831

 國學院大學

國 學 院 大 學

博物館學紀要

第 41 輯

卷

2016年度

國學院大學博物館学研究室

CONTENTS

ARTICLE

- A basic study on the Miyagi Exhibition of 1876
..... SASAKI Kazuhiro 1
- A Study on Tourism Resource Development in the Showa 30-40's
at the Shizuoka prefecture
..... NAKAJIMA Kintaro 17
- A study on the pioneering figure and the deployment of theory in
Japan of the museum worksheet
..... TSUKAMOTO Jumpei 31
- The History of Introducing European and American Museum
– From the End of Edo Period to Taisho Period –
..... MOTEKI Kanako 45
- Accessibility in the Museums of Xi'an area, China
..... ITOH Shunsuke 67
- The Preservative Action of the Shosoin
– With a focus on the Meiji Period –
..... TAKAHASHI Ryoichi 83
- STUDY NOTE**
- Museums utilizing modern architecture in Okayama Prefecture
..... YAMAUCHI Tomoko103
- History of museology in Meiji period
..... SHIMODA Karin115
- Development and transition of theory of University Museum in
Japan.
..... MATSUDA Yuto123
- Introduction to Museums History of Tochigi Prefecture in the Modern:
Focusing on the Nikko in the Meiji and Taisho Era
..... ITOH Shunsuke133
- A Study of Local Museum
– About Cities, Towns and Villages Museum and Cultural Properties
Administration –
..... HAYASHI Michiyoshi145
- The museum that the government used during the Meiji era
– Centering on the army –
..... YASUDA Ritsuko155

國學院大學

博物館學紀要

第 41 輯

卷

2016年度

國學院大學博物館學研究室

【論文】

明治9年開催の宮城博覧会に関する基礎的検討

A basic study on the Miyagi Exhibition of 1876

佐々木 和博

SASAKI Kazuhiro

はじめに

19世紀後半の西欧では、1851年のロンドン万国博覧会を嚆矢として1900年のパリ万国博覧会まで、万国博覧会をはじめとする大小の博覧会が頻繁に開催されていた。日本は、「鎖国」から「開国」への潮流のなかで西欧と関わり、博覧会を知った。

日本では、幕末・明治初年の遣欧使節団が博覧会を実見し、また団員の見聞録などの出版によって博覧会が紹介された。博覧会は「文明開化」を象徴する新たな知的イベントとして全国各地で開催され、ブームを惹き起こした。

宮城博覧会は、明治9年(1876)に開催された宮城県初の博覧会である。明治10年に政府が主催した第1回内国勸業博覧会の前年に開催された宮城博覧会は、明治初年代の博覧会ブームの最後の段階と位置づけることができる。このような節目の時期に開催された宮城博覧会については『宮城県史』や『仙台市史』に簡潔な記述が見られるものの、会期や陳列品などの基本事項に関する基礎的な検討はほとんど行われていないのが現状である。

そこで本稿では、これらの事項を把握し、それ以前に開催された博覧会と比較することにより、宮城博覧会の基本的な性格の理解を試みてみたい。さらに宮城博覧会の特筆事項として東北巡幸中の臨幸がある。このことによって顕現されたことを手掛かりにして、宮城博覧会だけでなく明治初年代の博覧会の意義を考えてみたい。

1 宮城博覧会以前の博覧会

(1) 『西洋事情』の「博覧会」

「博覧会」を紹介し、日本での博覧会ブームを惹起した一冊として福沢諭吉著『西洋事情(初編)』(1866)を挙げるができる。同書は、15万～25万部も売れ⁽¹⁾、人口3,300万人ほどであった当時の日本社会⁽²⁾に大きな影響を与えている。幕府は、安政5年(1858)に西欧各国と締結した修好通商条約の開市開港延期交渉のため、文久元年(1862)に竹内保徳を正使とする文久遣欧使節団を派遣した。福沢は、この使節団に備通詞として加わり渡欧した。この時、第2回ロンドン万国博覧会を見学した体験をもとに記したのが『西洋事情(初編)』の「博覧会」である。

福沢は、博覧会は「西洋ノ大都會ニハ數年毎ニ物産ノ大會ヲ設ケ世界中ニ布告シテ各其國ノ名産便利ノ器機、古物奇品ヲ集メ萬國ノ人ニ示ス」ものであると説く。具体的には、①出品物は大厦(大きな建物)の内に配列されること、②会期は5・6ヶ月であること、③一般公開すること、④出品者による出品物説明があること、⑤出品物は閉会后、入札による売買がなされる

こと、⑥博覧会の趣意は相互教学であること、の6点に言及している。なお出品物として、各国の名産、便利の器械に加えて「古物奇品」を挙げている点にも留意したい。

(2) 明治4～8年の博覧会等

表1は、明治4～8年に開催された博覧会等を、『明治期府県博覧会出品目録 明治4～9年』、乃村工芸博覧会Collection HP、関連論文などにより作成したものである⁽³⁾。なお、博覧会以外に物産会・展覧会・大展観・集覧会も一覧に加えた。

ここでは、会期・会場・主催者・開催趣意・出品物・附博覧会などの項目に注目して、明治4～8年開催の博覧会等の特徴や傾向についての把握を試みたい。まず会期については、最長が山下門内博物館博覧会(明治6年)と木曾福島博覧会(明治7年)の108日で、最短は名古屋博覧会(明治4年)の4日である。開催日数がわかる博覧会40例の平均開催日数は、47.8日である。福沢によれば、博覧会の会期は5・6ヶ月であるが、それよりは短い。日本における博覧会的要素をもった催しの先蹤とされる薬品会や物産会の開催日数は基本的に1日であった⁽⁴⁾。これらと比較すれば、会期は明らかに福沢の紹介した博覧会に近いといえる。

つぎに会場についてみてみよう。会場は、寺社が圧倒的に多く54.2%を占める。ついで城・御所が18.8%である。その他に庭園(公園)・博物館・個人宅などがあるが、いずれも10%以下である。これは、福沢が出展物は大厦の内に配列されると紹介したことに対応している。寺社が圧倒的に多いのは、既存の大厦であり、陳列施設となりえたからである。

第三に主催者については、会社・会主・国府県・その他に分けられる。会社は、博覧会運営のために設立された民間中心の博覧会社のことで47.3%を、会主は3～数名が名を連ねることが多く15.8%をそれぞれ占める。博覧会社の構成員と会主は、有力商人・経済人や由緒ある家柄の名望家などの地域富裕層が中心であった。国府県の主催は、34.2%である。この時期の博覧会の主催者は、民間が3分の2弱を占めており、民間中心であったことがわかる。

第四に開催趣意は、博覧会ごとに文言に若干の相違は見られるが「人智開明」が多い。たとえば、大学南校物産会(博覧会)(明治4年)は「人ヲシテ其知見ヲ擴充セシメ」⁽⁵⁾、京都博覧会社規則(明治4年)は「人智ヲ開キ物産ヲ興ス」⁽⁶⁾、福井博覧会(明治5年)は「智見ヲ開キ文明ノ世ニ報」いるため⁽⁷⁾、松本博覧会広告(明治6年)は「正智見ヲ闡カシメントス」⁽⁸⁾、伊勢山田博覧会稟告(明治6年)は「人智ヲ開キ文明之域ニ進歩セシメント欲ス」⁽⁹⁾、若松博覧会広告(明治7年)は「人智開明ノ裨補ニ供セント欲ス」⁽¹⁰⁾とある。

第五に出品物については、古器旧物が主体で天産物や工業物は客体であった⁽¹¹⁾。このことに対しては、「古器翫物ニ偏シ實用有益ノ物品ニ疎ナルモノアリ」⁽¹²⁾あるいは「舊來醫家本草家の催せる器品異物の本草會、骨董會の如きに過ぎざりし」⁽¹³⁾といった批判的な評価もある。その一方で、太政官が明治4年に「古器舊物保存方」⁽¹⁴⁾を布告したことに留意しなければならない。これは、明治元年の神仏判然令を機に廃仏毀釈の運動が全国的に広がり、寺院や仏像などの歴史文化遺産を破壊する風潮が高まったことを抑え、それらを保存するという姿勢を明治政府が示したものである。さらに福沢が、博覧会出品物に「古物奇品」を加えていることを指摘したい。福沢は、『西洋事情(初編)』で「博物館」を「世界中ノ物産古物珍物を集メテ人ニ示シ見聞ヲ博クスル爲ニ設ルモノナリ」と説明しているが、明治初年代の日本においては

明治9年開催の宮城博覧会に関する基礎的検討

	博覧会名	会期(月日)	日数	場 所	主 催	附博覧会
明治4年 (1871年)	大学南校物産会	05.14~05.20	20	九段招魂社	大学南校物産局	
	京都博覧会	10.10~11.11	32	本願寺大書院	三井高福ほか2名	
	両国博覧会	10.20~00.00		両国万八楼	不詳	
	名古屋博覧会	11.11~11.15	5	大須・総見寺	不詳	
	土浦博覧会	月日不詳		土浦等巖寺	不詳	
	高知博覧会	月日不詳		高知城	不詳	
明治5年 (1872年)	文部省博覧会	03.10~04.29	51	湯島聖堂大成殿	文部省	
	第1回京都博覧会	03.10~05.30	72	西本願寺、知恩院、 建仁寺	京都博覧会社	あり
	和歌山博覧会	05.20~06.10	22	鷺森本願寺	和歌山県	
	巖島博覧会	06.10~07.10	31	巖島千畳閣大聖院	広島県	
	(福井)博覧会	06.11~06.20	10	東本願寺掛所	福井県	
	額田博覧会	06.16~06.16		岡崎専福寺	額田県物産会社	
	徳島旧城展覧会	08.??~??.??		徳島城	不詳	
	金沢展覧会	09.16~10.16	26	兼六園内巽新殿	石川県	
明治6年 (1873年)	第2回京都博覧会	03.13~06.10	100	京都御所、仙洞御所	京都博覧会社	あり
	茨城博覧会	03.15~03.30	15	不詳	不詳	
	伊勢山田博覧会	03.15~05.31	78	伊勢山田元御師龍太 郎邸	度会県、神宮司庁	
	太宰府博覧会	03.20~04.20	32	不詳	尾崎臻ほか2名	
	金刀比羅宮博覧会	03.??~04.??		金刀比羅宮	不詳	
	東京山下門内博物 館博覧会	04.15~07.31	108	東京山下門内博物館	博覧会事務局	
	高知博覧会	04.??~07.??	100	高知城	不詳	
	浜松県博覧会	08.01~09.09	40	玄忠寺	矢野政孟ほか2名	
	松本博覧会	11.10~12.24	45	松本城	松本博覧会社	あり
	奈良博覧会	月日不詳		東大寺真言院	不詳	
	岡山博覧会	月日不詳		不詳	不詳	
	島根博覧会	月日不詳		出雲大社	不詳	
明治7年 (1874年)	伊勢山田博覧会	03.01~05.31	92	不詳	度会県	
	第3回京都博覧会	03.01~06.08	92	京都御所、仙洞御所	京都博覧会社	あり
	東京山下門内博物 館博覧会	03.01~06.10	102	東京山下門内博物館	博覧会事務局	
	飯田博覧会	03.20~04.20	22	飯田岩戸社	不詳	
	松本博覧会	04.15~06.03	50	松本城天守閣	松本博覧会社	
	若松博覧会	04.20~05.09	20	若松鶴ヶ城内	中村伊平ほか7名	
	聖堂書画大展観	05.01~05.31	31	湯島聖堂大成殿	博覧会事務局	
	名古屋博覧会	05.01~06.10	41	東本願寺名古屋別院	愛知県下博覧会社	
	木曾福島博覧会	05.10~08.25	108	木曾福島興禅寺	福島博覧会社	
	青森博覧会	05.14~??.??		東奥義塾	博覧会社	
	伊賀上野博覧会	05.15~06.13	30	伊賀上野旧津県支庁	(伊賀上野)博覧 会社	

明治9年開催の宮城博覧会に関する基礎的検討

明治7年 (1874年)	高島博覧会	05.17～06.05	20	上諏訪正願寺	高島博覧会社	
	新潟博覧会	06.01～07.04	34	白山神社	新潟県	
	金沢博覧会	06.16～07.31	46	兼六園内東別院	石川県	
	大町博覧会	07.01～07.10	10	大町旧陣屋	大町博覧会社	
	高遠博覧会	07.20～08.10	22	高遠満願寺	高遠博覧会社	
	木曾福島博覧会	08.10～08.25	26	木曾福島興禅寺	福島博覧会社	
	太宰府博覧会	09.20～10.19	30	西高辻信厳居宅	博覧会社	
	奈良博覧会	月日不詳		東大寺大仏殿	不詳	
明治8年 (1875年)	飯田博覧会	01.20～02.18	30	飯田峰高寺	不詳	
	吉原博覧会	02.15～03.16	30	江戸町金瓶楼	俵屋和助ほか1名	
	第4回京都博覧会	03.15～06.22	100	京都御所、仙洞御所、大宮御所	京都博覧会社	
	第1回奈良博覧会	04.01～06.19	80	東大寺大仏殿	奈良博覧会社	
	熊本博覧会	04.01～05.30	60	熊本錦山神社	熊本博覧会社	
	本願寺集覧会	04.01～???.??		本願寺大書院	本願寺	
	長野博覧会	07.01～08.19	50	善光寺大勧進	長野博覧会会主	
	大分博覧会	月日不詳		不詳	不詳	

表1 明治4～8年開催 全国博覧会等一覧

博物館の開設は緒に就いたばかりで、明治4～8年では7館園を数えるのみである⁽¹⁵⁾。このような状況の中で開催された博覧会で博物館を補完するように「古器旧物」「古物珍物」を展示することは必然的であったといえる。

最後に附博覧会についてみてみたい。これは、附博覧ともいわれ、博覧会のアトラクションのことである。第1回京都博覧会では、都踊・抹茶販売・東山名所踊・花火大会・能楽が催され、このうち都踊は以降も京都博覧会の余興となった⁽¹⁶⁾。松本博覧会に代表される筑摩県下の博覧会では、書画会・演劇・競馬・人形興業・囲碁将棋会などが構想され、実際に村芝居が行われていた⁽¹⁷⁾。附博覧会は、江戸時代の見世物にその系譜を求めることもできるが、日本が初めて公式に参加した第2回パリ万国博覧会(1867年)以降の万国博覧会でも見られる催事である。第2回パリ万国博覧会では、その主会場となる巨大な楕円形展示会場の外周に多くの売店・遊園地・レストランが立ち並び人気を博した⁽¹⁸⁾。また、日本政府が初めて公式参加したウィーン万国博覧会(1873年)でも売店・コーヒーハウス・エスニック料理のレストランなどがあった⁽¹⁹⁾。

宮城博覧会開催以前の博覧会は、江戸時代の薬品会・物産会・見世物の継承を全面的に否定はできないものの、その基本的な構成要素は西欧の博覧会に基づくものであったといえる。ただ博物館がすでに存在し、その役割が社会的に認められていた西欧とは異なり、博物館と博覧会がほぼ同時期に紹介された幕末・明治初年代の日本においては、博物館の役割を博覧会が補完する形態にならざるをえないという社会的な状況に置かれていたことも認識しておかなければならない。このことは、明治初年代に開催された博覧会の評価にも関わることだからである。

2 宮城博覧会の開催

(1) 契機

宮城博覧会規則(明治9年3月7日付)の趣意に「東京及ヒ諸府縣ニ於テモ博覧會ヲ設ケ」ていることは「實ニ羨ム久シ」とある⁽²⁰⁾。明治8年以前の博覧会等の開催状況は、すでに表1に示したとおりであるが、これを現在の都道府県に置き換えてその状況を示したのが図1である。北海道・沖縄を除く本州・四国・九州の23都府県で開催されていたことがわかる。宮城県の近隣では、福島(会津)・新潟・青森で開催されていた。「東京及ヒ諸府縣」で博覧会が開催されているという宮城博覧会規則の趣意は、このような状況を指したものと理解できる。石井研堂は、「明治四五年ころより、六七年ころまでは、都鄙ともに、博覧會大流行にして」「其の盛を極めたりし」⁽²¹⁾と指摘している。この博覧会ブームが、宮城博覧会を開催する契機となったと考えられる。

(2) 準備

宮城博覧会に関する最初の記録は、明治9年2月27日付の博物館長町田久成から宮城県参事渡辺習に宛てた回答である⁽²²⁾。その内容は、①宮城県士族の山家豊三郎が博覧会興行の伺いを出し、それに関連する3カ条の照会があった、②「金之鱸」の借用願があったが応じ難い、③「拝借品紛失損傷」については予め定めておくのは難しい、④博物館の備品の拝借は博物館物品拝借人心得方條例(明治9年正月22日内務省乙第8号)によることというものであった。

この文書で第一に注目されるのは、山家豊三郎が博覧会の開催準備に関わっていたということである。山家豊三郎(1832~1896)は、家禄520石の仙台藩士であった。明治維新後、武家屋敷街であった東一番丁を新しい商店街・繁華街に生まれ変わらせた「士魂商才」の人として著名である。また山家は、明治8年に仙台に開園した宮城県初の公園・桜ヶ岡公園の開設にも参画した。明治10年開催の第1回内国勸業博覧会では、宮城県の出品取調係となり2ヶ月ほど東京に滞在した⁽²³⁾。山家が維新後の社会状況を見据え、それに対応して新たに街の賑わいを創出し、公園という新しい公共空間の開設にも参画した人物であることを勘案すると、新時代の息吹に満ちて準備に入ったと推測できる。

それを象徴するのが「金之鱸」の借用願であろう。「金之鱸」とは、明治3年に名古屋藩が宮内省に献上した名古屋城の金の鯨雌雄一対のことである。尾張徳川家の居城に輝く一対の金の鯨は前代から有名であった。これが明治5年の文部省博覧会に出品され、1日3,000人以上が毎日押し寄せ、そのため会期は延期に延期を重ねた。



図1 明治4~8年の博覧会開催地
(数字は開催回数)

このうち雌は、ウィーン万国博覧会に出品するため明治6年1月に積み出され、博覧会終了後の明治8年に日本へ戻り、博物館に保管されていた⁽²⁴⁾。一方雄は、地方博覧会に貸与するため国内に留め置かれ、金沢博覧会(明治7年)や第4回京都博覧会(明治8年)に出品された。そのために、明治9年2月27日付の回答には「二箇之内壱箇ハ当館常備品」で「一箇ハ現今京都府博覧會場」に貸与しているので「今願之求難應」と記されている。この回答から、文部省博覧会やウィーン万国博覧で衆目を集めた尾張名古屋城の金鯱を宮城博覧会の「目玉」陳列品にして盛会に導こうとする意図が窺える。

しかし、山家豊三郎と宮城博覧会の関係を語る史料は、上記文書だけであり、その後については不明である。

町田久成回答文書(明治9年2月27日付)の10日後の3月8日、宮城県権令宮城時亮は内務卿大久保利通宛に針生庄之助・佐藤三之助・鎌田三郎右衛門を会主とする博覧会開催願と規則を添えて伺いの文書を送付し、内務省は同年3月30日付でこの博覧会の開催を許可した⁽²⁵⁾。宮城県は、同年4月14日付で宮城博覧会の開催を布達し、小区の戸長等がその地域の人々に博覧会について説明し来観を促すように求めた⁽²⁶⁾。宮城県は、民間人主催の博覧会を支援しつつ、将来、県主催の博覧会の実現を考えていた⁽²⁷⁾。

(3) 会主

明治9年3月7日付の宮城博覧會規則⁽²⁸⁾の末尾には、「宮城縣下仙台肴町商會主 鎌田三郎右衛門 同國分町商會主 佐藤三之助 同同商會主 針生庄之助」とあり、旧仙台北中心部の商人3名が主催したことがわかる。肴町は、広瀬川に近く、桜ヶ岡公園の東側に位置し、その名が示すように藩政期から海産物問屋が軒を並べていたところである。その代表格が鎌田三郎右衛門(1825~1897)である。鎌田は、明治11年に慈善事業団体の楽善社を創設して、演説会や討論会、俳諧・狂句・都都逸の会などを催し、機関紙『樂善叢誌』も発行した。また鎌田は、甫山と号し、明治期仙台の代表的な俳人でもあった⁽²⁹⁾。

佐藤三之助(1839~1913)は、旧城下の中心・国分町の実業家で、米糸の商いに成功した。仙台市の名譽職市参事会員として、明治22年から37年まで15年間在任し、政治的・社会的地位を得た。さらに七十七銀行・内国生命保険会社の重役や奥羽日々新聞社長を歴任するなど、東北実業界に名を馳せた。風流を好み、俳号を志向と称し、また庭前に老梅数百株を植え、疎影堂主人と号した⁽³⁰⁾。

針生庄之助(1827~1900)は、仙台北下の仲ノ町で生まれた。魚屋を営み、毎日のように肴町の間屋に通っていたが、戊辰戦争が大きな飛躍の契機となった。明治2年に新政府軍相手の貸座敷を始め、2年後に仙台初の遊郭「中正楼」となった。さらに新興繁華街の東一番丁に料亭「竹廼舎」を、明治10年には寄席「大新亭」を開いた。このようにして針生は、繁華街の経営者としての地位を確固たるものにした⁽³¹⁾。なお、後述するように宮城博覧会は、針生が生まれた仲ノ町で開催された。

会主の鎌田三郎右衛門・佐藤三之助・針生庄之助は、明治維新後の仙台でそれぞれの事業に成功し、一方で文化・興業に関心を持っていたという点で共通する。これは、明治初年代の博覧会が、地域の有力商人・経済人・富裕層を中心とする会主によって開催されていたことと重

なる。

(4) 趣意

宮城博覧会の趣意は、同会規則の前文に記されている⁽³²⁾。それは、「各自開明ニス、ムル」ことである。「維新以降人智開ケ從テ文明ニ進歩シ東京及ヒ諸府縣ニ於テモ博覧會ヲ設ケ」ている。宮城県は「僻陬ノ地」であるため、博覧会は「容易ニ設」けることは難しいが、「有志ヲ募集シ試ニ一會ヲ設ケ」ることにしたのである。宮城県も「人民ヲシテ開明ニ進マシムルノ趣意」をもった博覧会と理解していた⁽³³⁾。このことから、宮城博覧会の開催趣意のキーワードは、「開明」であることがわかる。「開明」は、明治初年代の各地の博覧会開催趣意に一般的に見られる文言であり、宮城博覧会の趣意もその範疇に収まると理解できる。

(5) 会期

同博覧会の会期は、明治9年4月15日から6月3日までの50日間であった。これは、同年3月8日付で会主が宮城県を介して内務省に願い出、同省は3月30日付で開催を許可した⁽³⁴⁾。しかし、5月31日付で内務省に届けが提出され、会期は30日間(6月4日～7月3日)延長された⁽³⁵⁾。

会期終了4日前に延長届けが提出された理由として、博覧会への明治天皇の臨幸が考えられる。明治天皇の東北巡幸は、明治9年4月24日に布告された。5月2日には、巡幸発輦日が6月2日であるとの布告が出された。巡幸発輦日に先立ち先遣員が出発し、巡幸経路や視察箇所を調査・内定した。これは、巡幸が支障なく行われるようにするためである。先遣員は、先発組と後発組に別れ、前者の中心は内務権大丞北代正臣で、後者の中心は内務卿の大久保利通であった。先発組は、5月12日に、後発組は5月23日にそれぞれ東京を発った。北代正臣が巡幸経路や視察箇所を調査し、それを受けた大久保が内定して、天皇に供奉している右大臣岩倉具視に上申するというシステムであった。北代正臣の先発組は、さらにその前に派遣されていた官員からの事前調査報告や各県から収集した地誌や地図等を基にして調査していた⁽³⁶⁾。

宮城県への巡幸が6月24日～29日、宮城博覧会への臨幸が26日と内定したのは遅くとも5月29日と考えられる。これは『明治九年御巡幸御用書類』⁽³⁷⁾に準備・提出すべき一覧表・図・書類などが箇条書きされており、そこに「一博覧會場略圖」と記されているからである。また「一同賑恤明細表元磐井縣」という一項目もある。「元磐井縣」は、同県が廃止された明治9年5月17日以降であることを示している。さらに最後の行に「右二十九日」とあることから、この文書は明治9年5月29日のものであることがわかる⁽³⁸⁾。

宮城博覧会への臨幸が内定したことを受けて、会期は6月4日から7月3日まで延長されたのである。

(6) 会場

同博覧会の会場は、宮城博覧會規則⁽³⁹⁾において「宮城縣第一大區小五區宮城郡仙臺五百六拾七番地ニ於テ興行ス則公園ノ隣地タリ」と記されている。この「公園」は、明治6年1月15日付の太政官布告第16号に基づき明治8年6月に開設した桜ヶ丘公園(西公園)のことである。明治9年5月5日付、宮城県権令宮城時亮宛町田久成文書には、「貴縣管下仙臺中ノ町ニ於テ博覧會開場」とあり、「仙臺五百六十七番地」は「中ノ町」であることがわかる。公園と中ノ

町の位置関係は、明治13年に宮城県地理課が編集した『宮城縣仙臺區全圖』に「公園」と「中ノ町川前丁」が明記されていることで確認できる⁽⁴⁰⁾。ここは、旧仙台城大手門と城下を結ぶ大橋の袂の広瀬川左岸にあたり、地形的には桜ヶ丘公園が仙台中町段丘に、中ノ町は仙台下町段丘に位置し、その境界には段丘崖がある⁽⁴¹⁾。明治天皇の東北巡幸に同行した東京日日新聞記者・岸田吟幸の「東北御巡幸記」⁽⁴²⁾には、道を挟んだ北と南の2ヶ所が博覧会場であったことを示す図が付されている(図2)。

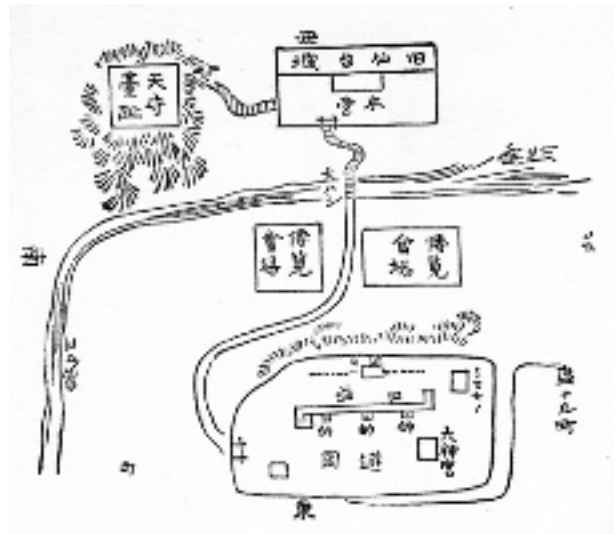


図2 宮城博覧会会場図(「東北御巡幸記」挿図)

この地を博覧会会場とした理由として、つぎの三点を挙げることができる。第一は、福沢諭吉が指摘したように陳列施設として「大厦」があったことである。東北巡幸に供奉した太政官正院権少史金井之恭の『東北巡幸扈從日誌』下には、「伊達氏ノ旧倉庫ニ於テ博覧場ヲ見ル」⁽⁴³⁾とあり、旧仙台藩倉庫を陳列施設としていたことがわかる。上述したように会場は、道を挟んで北と南の2ヶ所であった。このうち北側は、藩政期に作成された城下絵図によって、元禄期以降、作事方会所が置かれていたことが確認できる。〈慶應元年仙臺城下圖屏風〉⁽⁴⁴⁾には、瓦葺で外廻り壁は白壁、腰はなまこ壁の長大な蔵が描かれており、この蔵を含む建物群が作事方会所と判断できる。また、道を挟んだ南側にも同様な蔵が描かれている。〈慶應元年仙臺城下圖屏風〉とほとんど変わらない状況は、〈明治元年現状仙臺城市之圖〉⁽⁴⁵⁾で確認できる。さらに、明治9年の東北巡幸の際に撮影された可能性のある写真にも、道を挟んで同様の建物の一部が写っており、南側の建物は肴蔵であるとの説明がある⁽⁴⁶⁾。以上のことから、陳列施設として旧仙台藩作事方会所と肴蔵が使用されたことがわかる。

第二の理由としては、公園隣地であり、附博覧会が公園で開催されたことである。ウィーン万国博覧会事務局副総裁の佐野常民は、明治6年1月25日付で太政官正院に宛てた「明治十年本邦ニ於テ大博覧會開設用意ノ件」のなかで、公園を開設し、そこで博覧会を開催すべきとした。京都府でも同年、恒久的な博覧会場を確保するために仙洞御所跡を公園にしたい旨を宮内卿に上申した⁽⁴⁷⁾。

このように、博覧会と公園には密接な関わりが見られる。宮城県では、明治8年に最初の公園・桜ヶ丘公園が開設されており、公園隣地での博覧会、公園での附博覧会の開催は時宜を得たものであった。会場選定には、山家豊三郎と鎌田三郎右衛門が関わったと考えられる。それは、明治9年10月の『宮城縣官員録』の「公園地幹事」5名のなかに両者の氏名が記されているからである⁽⁴⁸⁾。

第三は、旧仙台城と城下の接点に位置していることである。そこは、人々の集まる場所でもあった。舟運の河川として広瀬川が利用され、大橋近辺はその集積地であったからである。明

治6年、太政官は公園開設について府県に布達し、公園は「人民輻輳ノ地」であることを条件の一つとした。権令宮城時亮が旧仙台藩重臣の三邸5,447坪(約18,000㎡)を収めて桜ヶ岡公園を開設したのは、この地域がその条件を満たしていたからであった。

(7) 陳列品

明治9年4月14日付の宮城県が管下に布達した文書には、「珍奇ナル」「天造人作」の品を所蔵している人は「新古ニ不拘」出品するように、また「該地物産」を売捌きたい人も出品するようにとある⁽⁴⁹⁾。博覧会趣意にも「製作ニ新古ヲ不論珍器品ノ陳列アランヲ仰望セリ」⁽⁵⁰⁾とある。このことから陳列品は、「古器旧物」「古物珍物」が中心であったことが窺える。その数は、「凡そ八百余品」⁽⁵¹⁾あるいは「宝器異物累々陳列枚挙ニ遑アラス」⁽⁵²⁾とあるが、正確な数は不詳である。

5月、陳列品「ノ荒マシヲ記載シテ聊カ弁覽ニ供ス」るために「陳列品略目次」が発行された⁽⁵³⁾。その後、宮城博覧会の陳列品目録は発行されず、これが陳列品に関してまとめられた唯一の資料となった。そこでこの資料の限界性を認識しつつ、この資料によって陳列品の収集地域や分類を行い、宮城博覧会の陳列品に関する初歩的な把握を試みてみたい。

「陳列品略目次」には、出品地域・機関・家ごとに出品がまとめられている。出品地域・機関・家を具体的に記すと、博物館・東京日報社・磐前県・磐井県・伊達家・宮城県となる。記されている陳列品は343件で、これらを『内務省第一回年報(自明治8年7月至同9年6月)』⁽⁵⁴⁾の「各府縣博覽會及本館ヨリ貸与物品表」に準拠して天産物・古器物・工業物・その他に分類してまとめたのが表2である。これによれば、総件数343件のうち、56.5%が宮城県内からの出品で、地域・機関・家別では一位を占め、伊達家の17.8%がこれに次ぐ。磐井県は、12.3%で三位である。一位から三位までは、旧仙台領というキーワードで括れる。換言すれば旧仙台領・伊達家からの出品が86.6%を占めていることになる。4分類した陳列品のうち、古器物が69.1%を占め、他の類を圧倒している。

「陳列品略目次」の分析から、旧仙台領に関わる陳列品が90%弱、古器物が70%弱を占めるという顕著な結果を得ることができた。このことは、「陳列品略目次」が陳列品「ノ荒マシヲ記載シ」したものだとはいえ、傾向の大略を示していると理解できよう。「此の博覧會には東京博物館より拝借の品を始めとし、伊達家よりの出品、社寺寶物等八百餘點の奇物を集め、一見觀古博覽

		天産物	古器物	工業物	その他	計
博物館		6	10	2	1	19 (5.6)
東京日報社		0	4	0	4	8 (2.3)
磐前県		6	8	3	2	19 (5.6)
磐井県		4	30	3	5	42 (12.3)
伊達家		2	58	0	1	61 (17.8)
宮城県	—	0	9	0	0	9
	書画	0	30	0	0	30
	武器	0	23	0	0	23
	玉石木	22	26	0	6	54
	虫魚鳥獸	26	2	0	3	31
	人造品	0	37	10	0	47
計		66 (19.3)	237 (69.1)	18 (5.2)	22 (6.4)	343 (100)

表2 宮城博覧会の陳列品件数 (%)

會の如きものなりし」⁽⁵⁵⁾という評価との齟齬は見られない。

(8) 附博覧

宮城博覧會規則には、「附博覧ノ事」の一項があり、「設置ノ目概略」として「義土木像 生人形 戯場 花畑 草木鉢物 鳥獸 寫真 書畫 茶席 競馬」を記す。附博覧の会場は、博覧會会場が「狹隘ニシテ看客雜踏ノ煩慮アラノヲ察シ」「隣地タルヲ以テ公園内ニ設ケ置」いた。その目的は、「諸客ヲ慰マシメント欲」したからである⁽⁵⁶⁾。既述した京都博覧會や松本博覧會に共通する劇場・書画・茶席も見られるが、前代以来の見世物である生人形も設けられたことに注目したい。

(9) 一般的評価

宮城博覧會を上記8項目にわたって検討したが、先行して開催された各地の博覧會と基本的に大きく異なるところはない。したがって、宮城博覧會は明治初年代の博覧會ブームに乗って開催された地方博覧會の一つという一般的な評価を与えることができる。

3 明治天皇の臨幸と注目された陳列品

(1) 明治天皇の臨幸

宮城博覧會について、明治初年代に開催された博覧會、特に地方博覧會との比較において特筆すべきことは、明治天皇の臨幸があったことである。博覧會への臨幸は、明治4年(1871)の文部省博覧會と第1回京都博覧會のみであり、地方博覧會への臨幸は宮城博覧會が初めてのことであった。

宮城博覧會への臨幸は、東北巡幸のなかで実現した。明治9年5月29日までに博覧會への臨幸が内定し、それにともない5月31日付で宮城県を介して30日間(6月4日～7月3日)の會期延長届が内務省に提出された。博覧會への臨幸は、明治9年6月26日午後2時20分から3時ごろまでの約40分間であった。

(2) 注目された陳列品

同博覧會の陳列品は、800点余りとされるが、そのなかで最も注目されたのが支倉常長関係の資料である。「陳列品略目次」には、つぎのように記されている。

切支丹教法物品

旧仙臺ノ臣支倉六右衛門南蛮ヨリ婦朝ノ節齋シ來ル所ノ耶蘇ノ真影及ヒ諸品數種

「切支丹教法物品」は、宮城県からの出品である。明治4年の廃藩置県に伴い、旧仙台藩から仙台県⁽⁵⁷⁾へ様々な事務・物品が移管された。その一環として、旧仙台藩切支丹所が保管してきた「切支丹教法物品」も仙台県に移管されたのである。この経緯については、移管実務を担当した旧仙台藩士・窪田潔の子・窪田敬輔が明治5年9月13日に語ったこととして『太政官課者報告』第57号に記されている⁽⁵⁸⁾。

東北巡幸に供奉した木戸孝允・金井之恭・近藤芳樹、及び同行記者の岸田吟香が宮城博覧會の觀覽記録を遺している。木戸は、日記⁽⁵⁹⁾に、金井は『東巡録』⁽⁶⁰⁾と『東北巡幸扈從日誌』下に、近藤は『十符の菅薦』⁽⁶¹⁾に、そして岸田は『東北御巡幸記』にそれぞれ觀覽記を記している。これら5点の博覧會に関する記事の字数は、合計2,304字であり、このうち「切支丹教法物品」すなわち支倉常長関係の資料に関する記事の字数は1,729字である。このことから、博覧會記

事に占める支倉常長関係資料記事は75%であり、その関心の高さを知ることができる⁽⁶²⁾。

4 支倉常長関係資料の明治政府による研究と活用

(1) 保存と調査研究

支倉常長関係資料に強い関心を寄せ、それらの保存と調査研究を指示したのは、右大臣岩倉具視であった⁽⁶³⁾。この3年前に岩倉は、支倉常長の書翰を実見していた。明治6年(1873)5月30日、岩倉は、いわゆる岩倉使節団の大使としてヴェネツィアの文書館を訪問した際に、久米邦武らとともに天正遣欧使節の書翰5葉と支倉常長(長経)の書翰2葉を実見したのである。文書館を案内したのは、日本の歴史に関心を持っていた同地在住のグリエルモ・ベルシェーであった。ただこの時、後者についての岩倉らの認識は判然としたものではなかった。岩倉は、ベルシェーにイタリア国内でのさらなる調査を依頼してヴェネツィアを後にした⁽⁶⁴⁾。

明治9年8月28日、仙台から送られた支倉常長関係資料が太政官正院に到着し、まず板ガラスを嵌め込んだ箱に収納するなどの保存措置が講じられた。資料の調査研究は、10月下旬頃から始められた。羊皮紙に書かれたラテン語文書は、イギリス公使館に英訳を依頼し、それを日本語に復訳した。その結果、南蛮王の答書ではなく、支倉常長宛ローマ市公民権証書であることが明らかとなった。また、国内外の関連資料・書籍を渉猟し、支倉常長の足跡を明らかにした⁽⁶⁵⁾。

(2) 調査研究成果の公表とその目的

明治9年11月27日付『東京日日新聞』は、政府が各国公使を招いて支倉常長関係資料を観覧する機会を設けたことを報じた。その時期は、前後の状況を勘案すると11月中旬頃と考えられる⁽⁶⁶⁾。11月22日には、駐日英国公使ハリー・パークスが日本アジア協会の例会で「1615年における仙台公派遣のローマ使節について(On the mission to Rome in 1615 of an Envoy from the Prince of Sendai)」と題した研究発表をした。この時、岩倉具視の厚意によってパークスにローマ市公民権証書と支倉常長像が貸出され、出席した会員に強いインパクトと大きな関心を抱かせた⁽⁶⁷⁾。

明治10年1月6日の週間英字新聞『東京タイムス』第1号には、「17世紀における日本とローマ(Japan and Rome in the 17th Century)」と題する記事が掲載された。この新聞の発行者は、親日アメリカ人のE.H.ハウスであった。民間発行という形態をとりながら、政府から密かに資金援助を受け、外国向けに日本を広報するという役割を担った新聞であった。ハウスと平井希昌の関係は、明治7年の台湾出兵から認められる。『東京タイムス』発行に当たっては、平井がハウスと政府の秘密契約案の作成などの実務を担当した。記事は、平井とハウスの関係、またその内容が政府の外国向け情報として新鮮でインパクトがあることなどから掲載されることになったと考えられる⁽⁶⁸⁾。

このように政府は、支倉常長関係資料の調査研究成果を外国に向けて積極的に公表・発信した。その目的は、日本は250年前にスペイン・ローマに遣使を派遣し、外交交渉を行っている国であることを欧米各国に知らせることにあつた。この歴史的先蹤を欧米各国に広報し、実際の外交に資するものにしたという政府の意図が窺える⁽⁶⁹⁾。

5 宮城博覧会の意義

(1) 古器物の公開

宮城博覧会の陳列品は、旧仙台藩主や旧仙台領内の古刹などが所蔵する古器物を中心とするものであった。これらを一堂に集めて公開することは、藩政期には不可能なことであった。それゆえに、これらが博覧会という形式で公開されたことは、人々に新時代の到来を実感させ、新鮮な歴史的・文化的な刺激を与えたと考えられる。この点で「人智を開く」という博覧会の開催趣旨に叶っているといえる。

(2) 古器物の実用性

宮城博覧会は、「観古博覧會の如きもの」⁽⁷⁰⁾であった。これは、「古器旧物」「古物珍物」を中心に陳列した明治初年代の他地域の博覧会と共通する。これら古器物は、「考證ニ供スル物品」⁽⁷¹⁾であり、実用性に乏しいものと一般に見られていた。

しかし、宮城県が出品した「切支丹教法物品」すなわち支倉常長関係の資料は、「古器旧物」あるいは「古物珍物」の範疇に属するものではあるが、欧米との外交に関する歴史的な先蹤資料として積極的に国内外に紹介され、広報外交の一役を担ったのである。換言すれば、外交資料として実用に供したということである。

このようなことから宮城博覧会は、古器物の実用性を具体的に示した博覧会であったといえる。

(3) 明治初年代の博覧会に対する新評価

既述したように宮城博覧会には、明治初年代に開催された他地域の博覧会と共通する事項が多く認められた。当該期の博覧会に対する評価は、「古器翫物ニ偏シ實用有益ノ物品ニ疎ナルモノアリ」⁽⁷²⁾というのが一般的である。しかし、このような博覧会の一つである宮城博覧会で陳列された支倉常長関係の資料は、「古器翫物」の範疇に属するが「實用有益ノ物品」とされ、外交資料として積極的に活用されたことは上述したとおりである。

宮城博覧会のように、当該期の他地域の博覧会においても「古器翫物」が「實用有益ノ物品」となった事例、たとえば「古器翫物」の陳列が主な契機となり、新たな事業や運動が展開された、あるいは新たな作品や製品が創出されたという記録はないのだろうか。このような視点で明治初年代の博覧会を研究することによって、新たな評価を加えられる可能性がある。

(4) 博物館の開設と勸業博覧会の開催

明治10年、第一回内国勸業博覧会が開催され、宮城県からも出品した。閉会后、その入費残余金の一部を充て、明治12年に勸業を目的とした博物館が桜ヶ岡公園の一角(仙台区片平町)に開設された⁽⁷³⁾。また明治13年には、宮城県主催の宮城県博覧会が同公園で開催された。これは、第一回内国勸業博覧会をモデルに開催された地方勸業博覧会であった⁽⁷⁴⁾。

明治初期、桜ヶ岡公園を中心に博物館の開設や博覧会の開催があった。これらは、宮城博覧会が契機となったといえる。明治9年、宮城県権令宮城時亮が「宮城縣赴任以來縣治着手順序之概要」⁽⁷⁵⁾で述べたことを実現したものであった。

おわりに

宮城博覧会は、これまで地域通史のなかで取り上げられることが多く、その基礎的な諸事項について検討・考察されたことはほとんどなかった。本稿では、宮城博覧会の構成項目8点を抽出し、それ以前に開催された全国各地の博覧会との比較を行った。その結果、他地域の博覧会と大きく異なる事項は認められなかった。このことから宮城博覧会に対して、明治初年代の博覧会ブームのなかで開催された地方博覧会の一つという一般的な評価を与えるに至った。

一方、宮城博覧会には他の地方博覧会では見られない臨幸があった。このことが契機となり、明治政府による支倉常長関係資料の保存と研究が積極的に行われた。それは、歴史資料の保存と研究という一般的な目的以外に、直面する対欧米外交の課題に対応する実用的な資料として活用するという目論見によるものであった。

明治初年代の博覧会における主要な陳列品は古器物で、それらは実用性が低いと認識されていた。したがって、当該期の博覧会は、実用性に乏しいというのが一般的な評価であった。しかし、支倉常長関係資料は古器物に属するものの、実用的な外交資料として活用された。このことから、明治初年代の博覧会を「実用」あるいは「実用性」という観点で分析・検討することによって新たな側面を明らかにできる可能性がある。

宮城博覧会は、明治初期の宮城県に博物館の開設と博覧会の開催を促す契機を創り出した。この点でも同博覧会の果たした歴史的意義は評価されなければならない。

本稿を執筆するに当たり、菅野正道・中島金太郎・水野沙織の三氏からご協力とご教示を得た。記して感謝の意を表したい。

註

- (1) 田崎哲郎 1987「西洋事情」『国史大辞典』第8巻 吉川弘文館 P.267
- (2) 1868年の日本の人口は3,330万人であった(細田康光 2006「歴史的に見た日本の人口と家族」『立法と調査』No.260 PP.90-101 参議院事務局)
- (3) 表1は、以下の文献より作成した。
東京文化財研究所 編 2004『明治期府県博覧会出品目録 明治4～9年』中央公論美術出版乃村工芸博覧会資料COLLECTION: <https://www.nomurakougei.co.jp/expo/expositio/>
塩原佳典 2012「明治初年代における地方博覧会の歴史的意義」『日本歴史』第768号 吉川弘文館 PP.83-99
大野真由 2016「明治七年における若松博覧会—戊辰戦争後の復興と人々—」『駒沢史学』86号駒沢史学会 PP.138-166
橋本唯子 2013「明治5年博覧会資料について」『福井県文書館研究紀要』10 福井県文書館 PP.55-67
静岡県 編 1989『静岡県史』資料編16 近現代一 静岡県 PP.961
- (4) 磯野直秀 2001「薬品会・物産会年表(増訂版)」『慶應義塾大学日吉紀要. 自然科学』

- No.29 慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会 PP.55-65
- (5) 椎名仙卓 1989『明治博物館事始め』思文閣出版 PP.54-59
 - (6) 丸山 宏 1986「明治初期の京都博覧会」『万国博覧会の研究』思文閣出版 PP.221-248
 - (7) 註3 橋本論文と同じ
 - (8) 註3 塩原論文と同じ
 - (9) 大貫涼子 2013「地方博覧会の変容(序論)－明治前期を中心として－」『國學院大學博物館學紀要』第37輯 國學院大學博物館学研究室 PP.1-16
 - (10) 註3 大野論文と同じ
 - (11) 註10の表1 参照
 - (12) 内務省勸業寮 1876『旧勸業寮年報撮要第1回(明治9年)』P.74 国立国会図書館所蔵
 - (13) 石井研堂 1908『明治事物起原』橋南堂 PP.507-509
 - (14) 布告では、「古今時勢ノ変遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候爲メ其裨益不少候」とその意義を記し、地方に対して「細大ヲ不論厚ク保全致事」と指示した。
 - (15) 伊藤寿朗 1978「日本博物館発達史」『博物館概論』学苑社 PP.92-93
 - (16) 工藤泰子 2008「明治初期京都の博覧会と観光」『京都光華女子大学研究紀要』46号 京都光華女子大学 PP.77-100
 - (17) 註3 塩原論文と同じ
 - (18) 平野繁臣 1999『国際博覧会歴史事典』内山工房 PP.18-23
 - (19) 註18と同じ PP.24-28
 - (20) 『活版御布告文集 明治九年四月分』(宮城県公文書館2-M09年-0128)
 - (21) 註13と同じ P.507
 - (22) 『明治九年官省往復』(宮城県公文書館所蔵 2-M09年-0062)
 - (23) 仙台市史編纂委員会 編 1953『仙台市史』7 仙台市 PP.170-172、山家 徹 2010『山家一族の歴史』PP.89-90
 - (24) 註5と同じ PP.66-71
 - (25) 宮城県蚕糸業史編さん委員会 編 1987『宮城県蚕糸業史』明治・資料編 PP.271-272
 - (26) 註25と同じ P.272
 - (27) 明治9年6月に宮城県権令宮城時亮が内務卿大久保利通に提出した「宮城縣赴任以来縣治着手順序之概要」(宮城県公文書館所蔵 2-M09年-0202)の第10に「本年初メテ博覧會ノ舉ニ及ト雖ドモ未タ全ク其躰ヲ得ス年ヲ待テ其實ニ進マントス」とある。これは、明治13年に宮城県博覧会として実現した。
 - (28) 註20と同じ
 - (29) 仙台市史編さん委員会 編 2008『仙台市史』通史編6(近代1)仙台市 PP.114-115、菅野正道 2009「仙台城下「町人列伝10」『飛翔(仙台商工会議所月報)』No.285 仙台商工会議所 P.19
 - (30) 菊田定郷 編 1933『仙臺人名大辞書』仙臺人名大辞書刊行会 P.456、阿部慶徳 2013「市参事会制度の一考察－明治20年代の仙台市を中心に－」『早稲田政治公法研究』第102号

- 早稲田大学大学院政治学研究科 PP.27-45
- (31) 菅野正道 2013「明治実業家列伝23」『飛翔(仙台商工会議所月報)』No.326 仙台商工会議所 P.11
 - (32) 註20と同じ
 - (33) 註25と同じ PP.271-272
 - (34) 註25と同じ PP.271-272
 - (35) 註12と同じ PP.74-76
 - (36) 佐々木和博 2013『慶長遣欧使節の考古学的研究』六一書房 P.54
 - (37) 宮城県公文書館所蔵 2-M09年-0199
 - (38) 註36と同じ P.54
 - (39) 註20と同じ
 - (40) 佐々木和博 1989「宮城県博物館史」『國學院大學博物館學紀要』第14輯 國學院大學博物館学研究室 P.29 図1
 - (41) 仙台市史編さん委員会 編 1994『仙台市史』特別編1 自然 仙台市 PP.70-74
 - (42) 岸田吟香 1876「東北御巡幸記」(本稿では、日本評論社 1928『明治文化全集』第1巻に拠った) PP.341-400
 - (43) 金井之恭 1876『東北巡幸扈從日誌』下(本稿では、岩壁義光・広瀬順皓 編著 2001『太政官期地方巡幸研究便覧』柏書房に拠った) P.218
 - (44) 仙台市史編さん委員会 編 1997『仙台市史』資料編3 近世2 城下町 別冊 仙台市 PP.6-7
 - (45) 註45と同じ P.12
 - (46) 仙台市史編さん委員会 編 2006『仙台市史』特別編7 城館 仙台市 PP.373-374
 - (47) 丸山 宏 1986「明治初期の京都博覧会」『万国博覧会の研究』思文閣 PP.221-248
 - (48) 今野久三郎 1876『宮城縣官員録』国立国会図書館所蔵
 - (49) 註25と同じ P.272
 - (50) 註20と同じ
 - (51) 註42と同じ P.370
 - (52) 註43と同じ P.218
 - (53) 西村勇晴 編 1987「資料による宮城県の美術編年史(1)」『宮城県美術館研究紀要』第2号 宮城県美術館 PP.55-61
 - (54) 内務省 1876『内務省第一回年報(自明治八年七月至同九年六月)』国立公文書館所蔵
 - (55) 仙臺市役所 編 1908『仙臺市史』PP.223-227
 - (56) 註20と同じ
 - (57) 明治5年1月、仙台県は宮城県に改称された。
 - (58) 註36と同じ PP.37-42
 - (59) 日本史籍協會 編 1933『木戸孝允日記』三 東京大學出版會 PP.360-361
 - (60) 金井之恭 1876『東巡録』(本稿では、日本評論社 1928『明治文化全集』第17巻所収を使用した) PP.418-419

- (61) 近藤芳樹 1876『従駕日記・十符の菅薦』(本稿では、日本評論社 1928『明治文化全集』第17巻所収を使用した) PP.545-546
- (62) 註36と同じ PP.55-57
- (63) 岩倉からの保存・調査研究の指示を受けて、それらを主に担当したのは太政官少史平井希昌であった(平井希昌 1877『伊達政宗歐南遣使考』博文本社 PP.1-4)
- (64) ベルシェーは、天正遣欧使節関係史料37点、慶長遣欧使節関係史料16点を収集し、それらを収めた*Le antiche ambasciate giapponesi in Italia.*(『天正・慶長遣欧使節記』)を1877年(明治10)に著し、明治天皇・岩倉具視などに9部献本した(吉浦盛純 1968『日伊文化史考』イタリア書房出版部 PP.116-133)。
- (65) 平井希昌 1877『伊達政宗歐南遣使考』博文本社 PP.1-4
- (66) 佐々木和博 2011「慶長遣欧使節と明治新政府の広報外交－『東京タイムス』第1号掲載記事を手掛かりに－」『文明研究・九州』第5号 比較文明学会九州支部 PP.50-64
- (67) 佐々木和博 2009「駐日英国公使パークスと慶長遣欧使節－1876年11月22日の講演を中心に－」『常総台地』16 常総台地研究会 PP.225-232
- (68) 註66と同じ
- (69) 註66と同じ
- (70) 註55と同じ PP.223-227
- (71) 註54と同じ PP.189-190
- (72) 註12と同じ P.74
- (73) 佐々木和博 1991「宮城県における博物館の嚆矢－明治12年設置の博物館をめぐって－」『博物館学雑誌』第16巻第1号・第2号合併号 全日本博物館学会 PP.16-23
- (74) 註40と同じ PP.28-39
- (75) 宮城県公文書館所蔵 M09年－0202

(大妻女子大学・東北学院大学・盛岡大学 非常勤講師)

【論文】

静岡県における昭和30～40年代の観光資源開発に 関する一考察

—真珠養殖と三津真珠館を中心として—

A Study on Tourism Resource Development in the Showa 30-40's
at the Shizuoka prefecture

中島 金太郎

NAKAJIMA Kintaro

はじめに

静岡県下、特に沼津市を中心とする駿河湾沿岸地域では、養殖漁業が盛んに行われている。例えば、沼津市の西浦地域や内浦地域を訪れると、穏やかな湾内に筏状の施設が多数浮かんでいるのが確認できるが、これは当該地域で生産されているマダイやハマチの養殖生簀である。当該地域は、駿河湾の最奥部に位置していることから、御前崎や伊豆半島の突端と比べ波が穏やかでかつ栄養が豊富であったことから、古くから養殖漁業が試みられてきた。また、清水市から伊豆半島沿岸にかけての様々な地域で真珠養殖が実践されていた。そして、真珠養殖に関する博物館も整備されていたのであった。しかしながら、現在では殆どその痕跡を確認できず、博物館が設営された事実もまた埋没してしまっているのが現状である。

本稿では、静岡県下でかつて実践された真珠養殖について概観し、それに付帯して設けられた博物館である「三津真珠館」について考察する。三津真珠館は、これまで博物館学の分野で着目されることが無く、又詳細な情報も一般化されていないことから、その実態解明は静岡県の博物館発達史を編纂する上で意義がある。ただ、同館に関しては、著しく資料が少ないのは承知の上で、静岡県の博物館史を纏める一端とするため、本稿を執筆するものである。

第一章 静岡県下に於ける真珠養殖

1. 真珠養殖産業の始まり

抑々、真珠生産の要件とは、母貝となるアコヤガイの生育環境に合致しているか否かが直截に影響する。鈴木克美は、「駿河湾の真珠」においてアコヤガイの生育要件を以下のように挙げている⁽¹⁾。

- ①冬の水温が摂氏13度以下にならないこと(できるだけ高水温の時期が長いことが良いが、高すぎると成熟が早すぎるので、適度な水温が絶えず続くことが望ましい)
- ②餌のプランクトンが豊富であること
- ③海水が清浄であること(海水に泥やゴミがあることは生育を妨げる)

④塩分濃度の低い海水を避けること(汽水域などは生育に不具合)

さらには、養殖用筏は波の影響を受けやすいので、出来るだけ波の少ない穏やかな海が望ましいことは言うまでもない。駿河湾は、これらの要件を満たした湾が多く所在し、清水市袖師(現、静岡市清水区)の折戸湾など実際にアコヤガイが自生している地域も存在する。この生育環境に合致していたからこそ、本県での真珠養殖が企図されたのである。

静岡県における真珠養殖の始まりは、厳密には確認できていないものの、大正2年(1913)の時点では、すでに養殖が試みられていたとされている。静岡県内務部が発行した『静岡縣之産業』第二巻には、鹹水(かんすい)養殖の項目内で以下のような記載が認められる⁽²⁾。

其他海苔、牡蠣、眞珠、石花菜等ハ鹹水養殖中其ノ主トナルモノニシテ其適地ニ在ツテハ到ル處之カ企畫經營ヲ見ルアリ縣モ亦タ之ヲ獎勵シ漸次健全ナル發達ヲ遂ケツ、アリ
(傍線筆者)

この時点では、まだ真珠養殖が試み始められたばかりであり、県の奨励もあって今後発展が期待される産業という扱いであった。『静岡縣之産業』によると、当該時期の静岡県の漁業は、カツオ釣りの遠洋漁業が主であり、その生餌生産のために鹹水養殖が行われていたとされている。明治43年(1910)には、県水産試験場が田方郡内浦村(現、沼津市内浦)にてイワシの養殖を試み、波が少なく飼育が容易であることやコストの関係から、当該地域が養殖産業に好適の地であるとの記載がある。ここで開拓された内浦は、その後の真珠養殖や現在のハマチ養殖等にも活用されていくのである。

これ以降、本県での真珠養殖は、しばらくの間記録に残されることはなかった。次に真珠養殖が試みられたのは、伊豆半島の安良里港で、昭和15年(1940)に遡るとされる。安良里港は、入口に砂州が発達して狭く、湾内に入ると奥行きがあり矩形の比較的広い湾形を呈しており、かつてよりイルカの追い込み漁が盛んな地であった。同港は、その地形から湾内の波が穏やかで、養殖漁業に適していたのである。しかしながら、当該地域での真珠養殖は、軌道に乗らなかったらしく、3年程で途絶えてしまったようである⁽³⁾。この後、太平洋戦争の激化に伴い、昭和15年に「奢侈品等製造販売制限規則」(七・七禁制)が発布され、真珠養殖に関してもその対象となり、全国的に生産が停止させられた。本県での真珠養殖の復活は、戦後数年を経たのちのこととなる。

2. 戦後の真珠養殖の推移

戦後の静岡県で、最初期に真珠養殖が開始されたのは、先述の折戸湾であり、昭和23年(1948)の事である。当該地域は、もともとカキの養殖が盛んであったが、その養殖筏にアコヤガイの稚貝が付着することに着目した県水産試験場長の相模泰によって、真珠の養殖が開始されたのであった⁽⁴⁾。昭和29年には、全国三位の真珠を産出し、従来のカキやノリの養殖と並んで清水の重要産業となった。

昭和29年には、西浦村(現、沼津市西浦)の古宇にて、県の水産試験場が真珠養殖試験を実施し、沼津市域での真珠養殖が開始された。昭和42年11月3日付『静岡新聞』によると、昭和29年頃、僅かなミカン畑と小舟による沿岸漁業が主たる産業であった内浦村に、同地域の潮流・水温変化の少ない湾に目を付けた県水産試験場沼津分室から申し出があり、三重県から母貝を取り寄

せて、住民と一緒に養殖実験を行ったとされている⁽⁵⁾。繰り返し行われた実験の結果、昭和34年に真珠養殖に成功し、住民主体で生産が行われていた。沼津市内浦周辺では、第二次世界大戦後に動力船を用いた大規模な巻き網漁法が進展したものの、1950年頃には水産資源の枯渇が起り、沿岸漁業の低迷が続いていた⁽⁶⁾。内浦地域では、幕末から漁業研究が盛んで、アチックミュージアムが刊行した『アチックミュージアム彙報』の「豆州内浦漁民史料」には、建切網漁法など先進的な漁法を確立していたことが記されている⁽⁷⁾。しかしながら、漁法の革新が著しかったことが影響し、当該地域では水産資源の枯渇を招き、その代替手段として養殖漁業が導入されたのであった。沼津での真珠養殖は、昭和38年以降、清水からの養殖業者が参入し、沼津での真珠養殖が本格化した。

一方、一度廃業した安良里港でも、昭和35年頃から再度養殖が試みられ、また伊豆半島沿岸の戸田、子浦、下田、柿崎、網代などでも真珠養殖が開始され、昭和30年代は、本県の真珠養殖が最も盛んな時期であったことがわかる。このことは、当該時期に刊行された書籍からも裏付けられ、全国真珠養殖漁業協同組合連合会の『真珠技術研究会会報』では、昭和34年と35年に4度にわたって静岡県と伊豆地域の真珠養殖の様子が報告され⁽⁸⁾、また昭和34年度～39年度にかけての静岡県水産試験場の事業報告にも真珠養殖試験の項が設けられており⁽⁹⁾、その注目度の高さが窺えるのである。

しかしながら、本県における真珠養殖は、長くは持続しなかった。清水では、昭和27年に清水港が特定重要港湾の指定を受け、大型船の航行が増加すると同時に、軽金属や水産加工の工場が沿岸部に多数建設された。沿岸部の工業化が進むと同時に、県よりカキの養殖が制限され始め、ノリの養殖と共に衰退していった。真珠養殖は、外貨獲得の手段として重要な産業であったため、その後しばらくは事業が続けられ、昭和29年に最盛期を迎えた。しかし、港湾の整備に伴う工場進出によって海洋汚染が広まり始め、養殖貝の生育が悪化していった。極め付きは、昭和35年に起きたチリ地震であり、その津波の影響を受けて沿岸部の貯木場が被害を受けると、流出した材木によって養殖場が破壊され、壊滅的な被害を被ったのである。津波の後、清水港での養殖免許が切れた昭和38年には、多くの養殖業者が清水での事業を断念し、海洋汚染が少なく規制の少ない沼津市内浦や西浦へ移動していったとされている。

昭和35年に再開した安良里港の真珠養殖は、昭和38年頃最盛期を迎えるものの、周辺域で行われた砂利や砕石採取によって海洋汚染が深刻化すると次第に衰退しはじめ、昭和43年頃には廃業してしまつたとされる。伊豆半島の他の地域でも、養殖経営は困難であったようで、沼津市の内浦周辺を除いて長く経営が続けられた例は無かった。

しかし、内浦の真珠養殖も、漁場環境の汚染などを理由に、昭和40年代半ばからハマチやアジなどの海面養殖業へ転換したとされている⁽¹⁰⁾。内浦でのハマチ養殖は、真珠養殖に成功した後すぐの昭和36年に成功し、昭和39年にはニジマス・ワカメの養殖と企業化に成功した⁽¹¹⁾。ハマチ養殖は、瀬戸内海に比べて規模は小さいものの、東京と首都圏に近い立地から重宝され、昭和42年頃には年商4億円を稼ぐに至ったのである。真珠養殖は、稚貝の育成などから鑑みても最短でも4年程かかるうえ⁽¹²⁾、貝殻に付着するゴミなどをこまめに取るなどのメンテナンスが必要であるにもかかわらず、生産された真珠が必ずしも良い仕上がりをしているわけでは

ない。ハマチは、生産に関わる労力が少ないうえ、およそ2年で出荷できるようになることから、手っ取り早い収入源として重宝されたのである。そして、いつしか本業の真珠養殖に成り代わってハマチ養殖が主流となり、真珠養殖が廃れてしまうのであり、これは真珠養殖の本場三重県でも実際に起こったのである⁽¹³⁾。

漁場汚染は、戦時中に海軍工廠などに用いられた土地を、沼津市の戦後復興策として民間工場の誘致と工場用地への転用がなされたことに由来する。戦後沼津市には、倉敷レーヨン、大昭和製紙のパルプ工場、日本特殊鋼、矢崎電線、明電舎、リコーなどが進出し、大規模な工場操業を行った。これらの工場は、内陸部に集中していたものの、工業排水による海洋汚染が深刻となっていたのである。昭和45年8月7日の『静岡新聞』には、田子の浦のヘドロ公害について報じられ、接続する沼津側にも奇形魚が発生している状況を伝えたほか、内浦湾の養殖漁場が茶褐色に汚染されたと報じている⁽¹⁴⁾。貝類は、一定の箇所に固定して養殖されることから、泳ぎ回る魚に比べ汚染物質を体内に溜めやすい。内浦湾の水質が汚染されることで、母貝の発達不良や貝の死滅、生産する真珠にも影響が出たと推測できる。

これらの事由によって、静岡県下の真珠養殖は衰退し、現在では殆ど痕跡も確認することはできないのである。

第二章 三津真珠館

1. 三津真珠館の概要

三津真珠館は、昭和31年(1956)に沼津市内浦三津に設立された博物館である。同館の設立目的は、昭和32年に運輸省観光局が刊行した『観光資源要覧第四編 陳列施設』において、以下のように記載されている⁽¹⁵⁾。

湾内養殖真珠の作業工程を紹介するため、昭和三十一年四月に開設したもので、養殖真珠の生態、加工々程、完成品等のほか真珠に関する資料を展示しており、東海汽船株式会社が管理している。

三津真珠館については、東海汽船株式会社が発行したリーフレットである『国立公園伊豆半島めぐり：海女と真珠の三津真珠館』において、やや詳細な情報を確認することができる⁽¹⁶⁾。

風光明媚な伊豆三津浜に真珠館ができました遠く志摩半島ならずとも伊豆三津でこんなに立派な真珠が養殖されていることを御存じでせうか。真珠館では館内の特殊装置により皆様御自身が海底に下りて真珠を探ぐるやうな感じがいたします。真珠館では養殖真珠の生態・加工過程其他真珠に関する知識が得られる許りでなく、海女の実演、



図1 『国立公園伊豆半島めぐり：海女と真珠の三津真珠館』

(株)御木本真珠島 真珠博物館 提供)

投杯遊び、釣り堀なども面白く、尚可愛い、バンビ、大亀、猿、珍魚、小鳥などお子様方のお友達もたくさんお待ちしております。屋上展望台からの眺望も頗る雄大です。

三津真珠館については、これまでに殆ど資料が確認できておらず、その姿は上記資料から推測するにすぎない⁽¹⁷⁾。しかしながら、三津・内浦の真珠をテーマとし、来館者へ当該地域の真珠養殖産業をPRするための産業博物館としての意味合いを有していたのである。

2. 三津真珠館の特質

『観光資源要覧第四編 陳列施設』と『国立公園伊豆半島めぐり：海女と真珠の三津真珠館』から判断される三津真珠館は、以下の特質を備えていたようである。

- ①真珠の元となるアコヤガイの生態と、真珠加工に関する一連を展示
- ②東海汽船株式会社が運営していた
- ③海女が常駐し、観光海女として活躍していた
- ④小動物園が設けられた

まず、①の特質であるが、これは当該博物館の名称にもなっており、博物館の根幹となるテーマであった。抑々、一般の人々は、真珠という宝飾品や真珠が貝から生産されることは知っていても、その貝の生態や真珠の生産方法についての知識は殆ど無かろう。ましてや、それまで特定の場所ではしか真珠産業が行われて来ず、テレビやインターネットなど情報を得る機会が現在に比べ著しく少なかった当該時期には、真珠に関する展示を行う博物館は人々に驚きと発見を与える存在になり得た。また、それまで僅かな耕地によるミカン栽培と沿岸漁業を主要産業としてきた当該地域に於いて、新たな資金獲得として期待された真珠養殖に関する紹介を行い、さらに生産した真珠を直接販売することで資金を獲得し、これからの発展を祈願する意味合いもあったのではないかと推測される。

一方同館は、当該テーマで昭和31年に開館したとされるが、昭和42年11月3日付『静岡新聞』や鈴木克美の「駿河湾の真珠」に記載から鑑みると、その開館時期は当該地域での真珠産業が軌道に乗る以前に計画・施工されたことが窺える。通常感覚で考えれば、技術が確立されていない状態の産業は、いつ不具合が起きて事業が中止されるかわからないことから、このような見切り発車の施設建設は避けるのが普通であろう。ある程度事業が軌道に乗り、十分な紹介ができるほど産業が成熟してからでないと、その展示も不十分なものになりかねないと思われる。

それでも当該時期に同館が設立された理由としては、②の運営形態にも関わってくるのであるが、三津真珠館は三津・内浦での真珠産業を呼び物として、当該地域を含む伊豆西海岸へ観光客を得るための施設としての目的があったと観られる。従来、当該地域は、風光明媚な風景を有しており、観光施設として三津天然水族館が所在していたが、それ以外の観光資源は存在していなかった。当該地域を含む伊豆半島の海運を担っていた東海汽船株式会社は、伊豆半島への観光客の増加と同社船舶への乗船数の拡大を目的に、沿岸の観光開発を目論んだものと推測できる。同社では、伊豆半島観光の起爆剤として、これまで三重県を除く地域ではあまり試みられていなかった真珠養殖が、船舶の運営圏内の伊豆半島で実践されはじめた点に着目し、その目新しさから観光客を呼び込むための要素として活用することを思いついたのではないだ

ろうか。実際に、先に挙げた『国立公園伊豆半島めぐり：海女と真珠の三津真珠館』は、西伊豆地域の観光案内を目的としたリーフレットであり、取りも直さずビジターの取り込みを意図した記述が確認できる。同社が設定した伊豆西海岸航路は、すべてが沼津港を起点とし、沼津～三津航路、沼津～大瀬崎航路、沼津～松崎航路が就航していた。リーフレットの中では、沼津から松崎までの航路を「伊豆西海岸めぐり」と称し、「戸田海岸－ダルマ山」、「土肥温泉」、「仁科堂ヶ島」、「松崎－大澤温泉」、「大瀬崎」と景勝地・観光地が並ぶ中に、「三津真珠館」が並



図2 「伊豆西海岸めぐり」の解説と航路図
(図1裏面)

列して挙げられている。当該リーフレットは、同社が設定した航路の中での楽しみの方が紹介されており、その中で唯一観光施設として三津真珠館が紹介されていること、また沼津港と三津真珠館をつなぐ航路を独立して設定していることから同社の三津真珠館への期待度の高さが窺える。東海汽船株式会社は、期待度が高く目新しい産業に着目し、それを積極的に活用して利益を得ようとしていたのである。このことから、産業としてあまり発展していなかったにもかかわらず、他地域に真似をさせないために建設を急ぎ、見切り発車のようなタイミングで博物館を開館させたと推定できる。

また、③の観光海女の配置であるが、これは真珠産業に欠かせないイメージとして採用されたアイデアであったと思われる。抑々海女は、海中に生息する貝類や海藻などを潜水によって採取する職能を持った人々であり、必ずしも真珠・アコヤガイの採取に専従したものではない。しかし、明治～昭和前期にかけての我が国では、見世物や博覧会、水族館等において、海女が娯楽の提供として真珠産業と結びつけられた例が多数存在している。

真珠産業と海女が結び付けられた濫觴は、我が国で初めて真珠養殖に成功した御木本幸吉に関係する。塚本明の「都びとのあこがれ－歴史に見る志摩の「観光海女」－」によると、当初の真珠養殖は海底よりアコヤガイを採取し、核入れを行った後海に戻す「地蒔き」と呼ばれる手法であったとされ、貝の採取作業に海女が従事していた⁽¹⁸⁾。大正期以降、筏を用いた垂下式の養殖法が確立されると、海中よりアコヤガイを採取するなどの海女の仕事は殆どなくなるが、養殖場を経営していた御木本は、真珠加工の従事者として海女を雇い続け、来客がある度にパフォーマンスとして海女作業の実演を観覧させたとされている。海女自体を見世物とする風潮は、近世期より存在していたものの、実際に水に潜ってモノを取らせる実演は、御木本の試みが嚆矢であった。この海女実演が、真珠産業と海女の関わりりの第一段階である。

第二段階としては、大正・昭和前期に日本各地で行われた博覧会における「海女館」の存在が挙げられる。海女館とは、人工的に作られた水槽の中に海女が潜り、採取する様子を見せるパビリオンの総称である。静岡県下では、昭和6年に開催された全国産業博覧会に水族館が設けられ、その催しの一つとして同様の実演が行われた⁽¹⁹⁾。先の塚本は、全国の海女館に關す

る記事を集成し、同館種の殆どに共通する事項として、①竜宮城を模した外観を呈すること、②主として真珠を採取する様子を見せることを挙げている。これらの共通事項は、海女館が「海女が潜水する姿自体を見せる施設であり、かつ竜宮城と珠玉とが登場する古代以来の伝承を踏まえつつ、近代以降に新たに産業として発展していた真珠産業を宣伝する」⁽²⁰⁾ことを目的とした点に起因するとしている。実際に、海女館で海女が採取した真珠は、博覧会の会場で即売されることが多かったようで、海女の驚異的な身体能力を見せることによる驚きの提供と、新興の真珠産業のPRおよび現金収入を兼ねる意味合いが存在したと看取される。海女館で採取する獲物が真珠であった理由として、塚本は「直接には博覧会という場の特質上、海産物ではなく工芸品の方が適当であった」と結論付けている。また、これらの催しの海女は、志摩地域からの出稼ぎが多く、真珠養殖が盛んな当該地域のイメージと結びつけられた結果、博覧会で海女の真珠取りが実演され、海女＝真珠との認識が一般化したのである。

この二段階の変遷を経て、昭和前期には、娯楽としての海女観覧が一種のブームになったとされ、元々海女がいなかった地域にも観光資源として海女が配置されるようになった。例えば、兵庫县城崎の日和山海岸は、元々海女漁は行われていなかったものの、遊覧施設の「竜宮城」が建設された際に、観光客向けの海女ショーが実演された⁽²¹⁾。これは、竜宮城には海女が不可欠との海女館のイメージが影響しており、あたかも期間を区切った博覧会のパビリオンを常設化したかのような取り組みであった。さらに海女ショーでは、海女による歌や踊りが海に潜ってモノを取る実演と併せて行われ、城崎だけでなく香川県・愛知県・鳥取県・山口県などでも同様のショーが実践されたとされている。このように、御木本が始めた海女作業の実演は、博覧会の海女館によって一般化され、その後各地において海女ショーが開催されたことで、観光海女の姿が定型化されていったことが窺える。

これを踏まえると、三津真珠館で行われていた海女の実演は、すでに定型化された催しであったことが窺えよう。上記リーフレットには、「海女の実演、投杯遊び」の語が見られるが、これらはまさに観光海女が実演してきた演目である。前者は、海女が配された場所が真珠養殖をテーマとするという性質上、海に潜って真珠を採取する実演で間違いなからう。先に概観したとおり、海女館時代より海女の獲物は真珠であるとの認識が広まっており、取りも直さず真珠をテーマとする同館では態々他の海産物を捉えて見せる必要は無かった。一方、後者は、先述の日和山海岸の海女ショーですでに実施されていた。これは、魚介類を採取するのではなく、観光客が海に投げ入れた盃を拾ってくる演出の潜水実演で、ただ潜水技術を見るのではなく、実演作業に観光客が参加することができることから、観光客を楽しませる効果は高かったものと思われる。この両者を一ヶ所で見せることで、来館者へ様々な驚きを提供すること

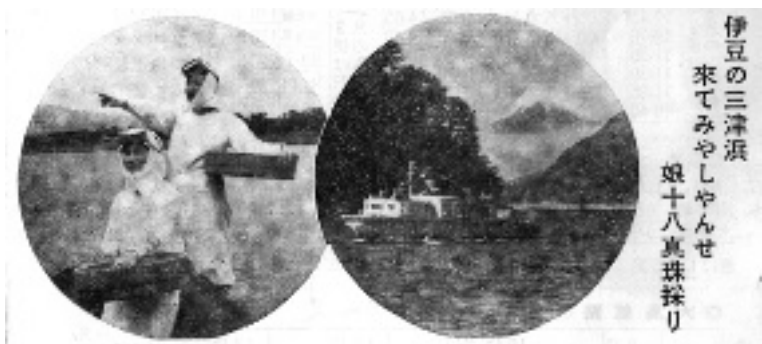


図3 三津真珠館の観光海女PR写真(図1裏面)

と、採取した真珠や投げ入れる杯の販売による収入を得ることが意図されていたと判断されよう。先に挙げたリーフレット『国立公園伊豆半島めぐり：海女と真珠の三津真珠館』は、副題として海女がいることを謳っており、また伊豆西海岸の観光情報を記したリーフレット裏面でも、ポーズをとった海女が写真に写っており、同館の売りの一つとして海女の実演が位置づけられていたのである(図3)。

最後の④の特質であるが、観光施設の呼び物として動物を活用することは、古くより行われていた手法である。我が国では、近世期より動物を使った見世物が発達し、寛永年代作『露殿草子』京都四條川原小芝居の條に「山ぶた」を見せたとの記述と、同時期の『洛陽小芝居屏風』にある京都四條川原の見世物小芝居にて孔雀を展示したとの記述を嚆矢とし、その後寛政年代より浅草と両国、大阪の下寺町と名古屋の末広町などに「孔雀茶屋」「鹿茶屋」「陳物茶屋」「花鳥茶屋」などが設けられた⁽²²⁾。明治維新後は、欧米の動物園を観覧した遣欧使節などによって、我が国に動物園の概念がもたらされたが、それとは別に見世物としての動物展示はその後も続いた。明治期以降盛んに開催された博覧会では、動物園の名称を用いて動物の展示が実践されたが、これらの動物園は学際的な意図を持ったものではなく、珍しい動物を見せて大衆を喜ばせる見世物の系譜に位置付けられるのである。本県に於いても、大正5年(1916)の「帝國實業協會主催第十五回全國特産品博覧會」(沼津博覧会)や大正8年の静岡博覧会において動物園・動物展示が実践されたのである。以上のように、日本では、近世期より動物を観覧する娯楽が繰り返し行われ、民衆は「動物の観覧=娯楽」との認識を持っていたと思われる。江戸後期になると、江戸・大阪・京都などの大都市圏で孔雀茶屋などの常設の動物展示施設が定着し⁽²³⁾、動物を特定の施設に見に行くという感覚が広まっていった。この両者が近代日本人にも引き継がれ、観光・娯楽のために動物を観覧しに行くとの感覚が備わっていったのである。大正期以降は、私鉄による遊園地系動物園が多数開園し⁽²⁴⁾、民間の影響も相まってより動物園の娯楽施設化が進んだ。当該時代に醸成された、「動物を見せる」ことによる「市民の慰安・娯楽のための施設」と認識された動物園・動物展示は、その後も長く継続されているのである。

特に子供層に対しては、「子供=動物が好き」との認識が一般化しており、動物を見せておけば退屈しのぎになるとの感覚が存在するところから、こども動物園など子供層の遊楽のために動物が用いられてきた。戦前期には、阪神電鉄が昭和7年に設営した阪神パークにおいて、「子供の楽園を目ざして浜甲子園一帯約3万坪(9.9ha)の土地を動物園と遊園地にした」との記載があり⁽²⁵⁾、子供を主たるターゲットに設定していたことがわかる。戦後には、小田原、浜松など日本各地で「こども博覧会」が開催され、ゾウを平和の象徴としてとらえ、ゾウがいる動物園を謳い文句に運営が行われた⁽²⁶⁾。先述のような、大規模に動物園とする例もあれば、遊園地内の僅かなスペースにクジャクやサル、ウサギなどの小動物を飼育するような、他の目的の施設に付帯する動物コーナーとして動物展示がなされる例も多々存在している。このように、戦前期より子供を満足させる手段として動物が用いられ、本来動物展示を意図する施設でないにも拘らず、“子供のために”と銘打って種々の動物を飼育・展示したのである。

三津真珠館の動物展示は、まさに動物を用いた娯楽の提供であり、その対象は主として子供であった。飼育した動物は、「バンビ、大亀、猿、珍魚、小鳥など」としているが、これらは

比較的入手・飼育が容易な生物であったことから選定されたと看られる。バンビ＝シカやサルは、現在も伊豆半島に多く生息しており、それらを捕獲することで展示に活用できたという入手のしやすさが第一の飼育理由であろう。またシカは、三島市の三嶋大社でも神鹿として飼育され、サルに関しては、伊豆半島にはサル飼育で有名な波勝崎が所在するなど、当該地域での飼育実績が十分にあったことも飼育理由の一つと考えられる。一方、大亀、珍魚、小鳥などは、具体的な名称は記載されておらず、どの生物を飼育したかはわからない。ただ、カメに関しては、十分な餌と生活環境があれば長生きするなど、飼育は比較的容易である。珍魚、小鳥に関しては、どの生物を飼育するかによって難易度は異なることから一概には判断し得ない。しかし、専門的な飼育知識を持つ動物園や動物商ならいざ知らず、一博物館の動物展示では飼育の難しい動物を扱うことはまずあり得ないだろう。加えて、三津真珠館は、真珠養殖の展示を目的とした産業博物館であり、動物展示は主たる要素ではない。このことから、比較的入手が容易で見栄えのする生物、例えばメジロ、文鳥、インコなどの小鳥や、三津近海にも生息する熱帯魚などを展示したのではないかと推察できる。

また、当該リーフレットに於いて、シカではなく態々「バンビ」と称したのは、当時公開されたディズニー映画「バンビ」の影響があったと思われる。当該映画は、元々1942年にアメリカで制作されたものであったが、日本での公開はその9年後の昭和26年であり、また日本語吹き替え版が公開されたのはさらに4年後の昭和30年であった。吹き替え版の公開年は、取りも直さず三津真珠館の開館時期に近接しており、それ故に客寄せを目的としてシカの展示を行い、リーフレット上の表記を「バンビ」にしたと推測される。

終章 三津真珠館の評価

沼津市内浦での真珠養殖業は、昭和20年代末～40年代後半の20年弱しか実施されなかった産業であったが、その間に真珠養殖に関する博物館が設けられたことは興味深い。そこから見いだせる三津真珠館の意義とは、日本で最初の真珠産業に関する博物館であったことである。真珠を専門的に扱う博物館は、我が国の真珠養殖をリードしてきた三重県においても、昭和33年の御木本幸吉記念館と昭和37年のミキモトパールミュージアムがその嚆矢であり、その2年前の昭和31年に三津真珠館は開館したのである。同館では、真珠寶飾品を展示するだけの美術館的な展示ではなく、一般市民には殆ど伝わっていなかったと思われる母貝の生態や真珠の作り方を解説した博物館であった。これは、特定産業を展示する企業博物館のような性質と見做すことができ、星合重雄の『企業博物館戦略の研究』の分類に当てはめると、歴史館と産業館を組み合わせた位置づけと言えよう⁽²⁷⁾。我が国には、これまで真珠産業に関する博物館が三津真珠館以外に3館設けられた⁽²⁸⁾。上記の御木本幸吉記念館は、同氏の功績を顕彰した人物記念館、ミキモトパールミュージアム(現、真珠博物館)が真珠を用いた美術品と真珠養殖に関する博物館である。また、平成20年に兵庫県神戸市の真珠会館に設けられた神戸パールミュージアムも後者と同様の展示を行っている。やはり、真珠産業に関わる博物館は、真珠製品と養殖技術の紹介を第一義としており、三津真珠館はその先駆を成した存在であった点が評価に値しよう。

ただし、三津真珠館は、限りなく観光施設寄りの運営形態を呈した博物館であった感は否めない。上記4点の特質を見ても明らかなように、博物館としての産業展示とは別に、観光海女による潜水の実演や子供を対象とした小動物園を設けるなど、客寄せのための娯楽設備が複数存在していたのである。これは、運営母体が営利企業である東海汽船株式会社であり、同社の観光戦略の一つとして同館が位置づけられていたことに起因する。元々東海汽船株式会社は、伊豆西海岸航路を観光路線に位置づけ、東海道本線が通る沼津を起点とした伊豆観光を企図していた。その観光資源として、新興産業たる真珠養殖に目を付け、博物館を設立したのである。しかし、営利企業たる同社は、博物館だけでは集客効果が希薄であると判断したのか、真珠に縁深く、各地で一定の成果を挙げていた観光海女の要素を同館に取り入れて、集客数の増加を図ったのである。これは、静的な展示の博物館に動の要素を加えることで、真珠に関わるより深い印象付けが可能である一方、真珠に関係ない投杯遊びなども実践されていたことで、主たる真珠養殖産業が霞んでしまったのではないと思われる。また、同館の展示テーマは、成人層向きの真珠であったことから、子供層には理解が難しく、興味を喚起しづらかったことから、家族旅行として同館を訪れることは難しい。この対策として、子供層に快く受け入れられる動物展示を行い、家族単位での集客を目論んだものと推定できるのである。しかし、本来のテーマと全く関係のない動物展示を付加したことで、博物館と動物展示が乖離したような印象を呈する施設となってしまったのである。三津真珠館は、館名に真珠を冠しているものの、観光・集客を意図するあまり、海女による真珠以外の催し物や動物展示などを館に組み込み、結果的に真珠養殖に関する博物館とのコンセプトは歪んでしまい、何を目的とした施設か曖昧化したのは残念である。

結びに

本県における真珠養殖は、大正期にその濫觴が認められるものの、本格的な発展は戦後になってからであった。まず、清水の折戸湾にて軌道に乗った真珠養殖は、清水港の開発と重工業の発達に伴い衰退し、チリ地震の津波によって終焉を迎えた。清水の衰退と前後して、現在の沼津市内浦でも真珠養殖が試みられ、昭和30年代中盤からは清水の事業者も参入することで、大きな発展を遂げた。一方、沼津の真珠産業の発展と時を同じくして、伊豆半島のほぼ全域で真珠養殖が試みられたが、沼津ほどの成果を挙げた地域は存在しなかった。その後、沼津地域でも、手間がかからず手っ取り早い収入源となったハマチ養殖に押され、また富士市田子の浦のヘドロ汚染を含めた海洋汚染によって母貝の生育が困難になると、真珠産業は急速に衰退していったのである。

また、三津真珠館は、三津・内浦地域の真珠養殖産業について展示・紹介する施設として、ごく限られた期間のみ運営された博物館であった。同館の終焉については、明確な閉館時期を記した資料は存在していない。想定されるのは、ハマチへの養殖転換と水質汚染の影響により、昭和40年代後半に真珠養殖が行われなくなると、養殖に関する施設であった三津真珠館も、その意義を失って閉館に至ったと考えられる。また同館は、観光客誘致を目的として、観光海女や小動物園など、真珠に関わる博物館以外の要素を付加されていた。これにより、何のための

施設であるのか曖昧になってしまったのである。

三津真珠館については、現状で3点の資料しか発見できておらず、未だ不明確な点が多い。しかし同館は、我が国で初めて設けられた真珠養殖に関する博物館であり、産業に関わる博物館史の上でも重要な館であることは間違いない。また同館は、静岡県下で初めて民間企業によって設立された産業博物館であり、静岡県博物館史の編纂上でも重要であると考えられることから、今後もその実態解明に努めていきたい。

なお、本稿の執筆においては、株式会社御木本真珠島 真珠博物館の松月清郎館長より、リーフレット『国立公園伊豆半島めぐり：海女と真珠の三津真珠館』の資料貸与・複写の機会を戴くことが出来た。また、本研究の遂行にあたっては、平成28年度に採択された「伊豆半島ジオパーク学術研究支援事業補助金」を使用した。この場を借りて、謝辞を申し上げたい。

註

- (1) 鈴木克美 1979「駿河湾の真珠」『ケンペルの見た大蟹 静岡県の海と生きもの』静岡新聞社 PP.214-215に記載された要件を抜粋、再構成
- (2) 静岡県内務部 1913『静岡県之産業』第二巻 PP.461-463
- (3) 註1と同じ P.217
- (4) 註1と同じ PP.218-219
- (5) 静岡新聞社 1967「真珠とハマチで年産七億円 やっと実る体質改善 沼津の二部落養殖 専業で十年」『静岡新聞』
- (6) 沼津市史編さん委員会 編 2007「水産業の新たな展開」『沼津市史』通史別編漁村 沼津市 PP.307-309
- (7) 渋沢敬三 編 1937～1939「豆州内浦漁民史料」『アチックミュージアム彙報』第二〇、第二四、第四二 アチックミュージアム
- (8) 阿部 功 1959「伊豆方面の真珠養殖を見て」『真珠技術研究会会報』通巻第27号、山口菊男1960「伊豆地方の真珠養殖雑感」『同』第29号、静岡県水産課 1960「静岡県真珠養殖業の現況」『同』第31号、山口菊男 1960「伊豆地方の真珠養殖雑感 卵抜きについて」『同』第32号
- (9) 静岡県水産試験場 1961『事業報告 昭和34・35年度』、同1962『事業報告 昭和36年度』、同1963『事業報告 昭和37年度』、同1964『事業報告 昭和38年度』、同1965『事業報告 昭和39年度』
- (10) 古川智代 2008「沼津市内浦における漁業形態の地域的特徴」『臨地研究報告』No.3 東京学芸大学教育学部地理学研究室 PP.36-40
- (11) 註5と同じ
- (12) ミキモト真珠島HP「真珠のできるしくみ」：
http://www.mikimoto-pearl-museum.co.jp/pearl_mechanism/pearl_process04.html
- (13) 註1と同じ P.221
- (14) 静岡新聞社 1970年8月7日付「田子の浦へドロ公害の影響」『静岡新聞』

- (15) 運輸省観光局 1957『観光資源要覧第四編 陳列施設』PP.124-125
- (16) リーフレット『国立公園伊豆半島めぐり：海女と真珠の三津真珠館』より抜粋
- (17) なお、日本博物館協会が昭和41年に刊行した『全国博物館要覧』にも三津真珠館の記載は確認できるが、『観光資源要覧第四編 陳列施設』と全く同じ記載のため、実質的には二つの資料以外存在しない。(社団法人日本博物館協会 編 1966『全国博物館要覧』P.170)
- (18) 塚本 明 2012「都びとのあこがれ—歴史に見る志摩の「観光海女」—」『三重大史学』第12号 三重大学 P.21
- (19) 静岡民友新聞社 1931年2月18日付「博覧會呼物の水族館工事」『静岡民友新聞』
- (20) 註18と同じ PP.23-27
- (21) 註18と同じ P.27
- (22) 朝倉無聲 1928『見世物研究』春陽堂(1977年の思文閣出版復刻版より) P. 1
- (23) 若生謙二 1993『日米における動物園の発展過程に関する研究』(博士論文、国立国会図書館デジタルコレクションより)
- (24) 若生謙二 1982「近代日本における動物園の発展過程に関する研究」『造園雑誌』46巻1号 PP.1-12
- (25) 阪神電気鉄道株式会社 編 1955『輸送奉仕の50年』
- (26) 木下直之 2008「戦後史のなかのゾウ」『有鄰 Web版』第483号 P. 4
- (27) 星合重雄1994『企業博物館戦略の研究』コニカ P. 2
同著によると星合は、国内の企業博物館を以下の6形態に分類し、それぞれに考察している。
 - ①史料館：会社創業者の創業理念、歴史的史料・歴品を収集・展示し、企業の社会に貢献してきた過程などを理解させる。(松下電器歴史館、島津創業記念館)
 - ②歴史館：自社製品や関連する歴史的産業コレクションを収集・展示して解説する。その歴史的背景や地域の状況なども理解させる。(竹中大工道具館、内藤記念くすり博物館)
 - ③技術館：新技術の解説や新しい商品の特徴や活用法などを展示し、技術的優位を誇示し理解させる。開発中の未来技術について企業の夢を語る。(松下技術館、INSプラザ)
 - ④産業館：工場見学などを中心とした、産業理解のためのコース。(サッポロビール博物館、グリコピア神戸)
 - ⑤啓蒙館：自社の企業理念やそれによる社会への貢献、関連産業の商品や技術を判りやすい展示で一般人に理解させる。(UCCコーヒー博物館、浜岡原子力館)
 - ⑥その他：企業やグループが収集した関連史料・文書などの収集館。(三井文庫、池田文庫、高島屋史料館、資生堂アートハウス)
- (28) さらに、静岡県が平成11年に刊行した『博物館を歩こう』と題された博物館案内には、伊豆半島に所在する真珠博物館として「伊豆パールランド」が記載されている。同館は、「真珠養殖のための資材の展示や、パネルによる真珠についての解説をしている」とさ

れているが、現在その位置にはペンションが建設されており、その内容を窺い知ることはできない。また、Googleなど一部のWebサイトなどでは、伊豆パールランドを宝石店として扱っており、信憑性に乏しいことから、本稿では博物館としての明言を避けた。(静岡県生活・文化部観光レクリエーション課 編 1999『博物館を歩こう』P.8)

(國學院大學文学部 助手)

【論文】

ミュージアム・ワークシートの嚆矢と我が国に 於ける実践論の展開に関する一考察

A study on the pioneering figure and the deployment of theory in
Japan of the museum worksheet

塚本 順平

TSUKAMOTO Jumpei

はじめに

ミュージアム・ワークシートとは、セルフガイドの一種で、設問や呼びかけにより見学者を博物館展示にひきつけることによって、資料の熟覧を促し、資料の理解を通じて発見や感動を体験してもらうことを目的とする、展示と連動した博物館学習教材である。

日本博物館協会が平成13年(2001)に実施したアンケートによると、ワークシートを準備していると回答した館は、アンケートに答えた1,343館のうちの280館であった⁽¹⁾。また近年、我が国の博物館のホームページには、ワークシートのダウンロードフォームが存在する例が種々確認できることから、その導入は進んでいると考えられる。しかし、博物館学内での他分野と比較すると、ワークシートの開発や研究の報告は多く見られず、研究はさほど進んでいないと思われる。

本研究は、棚橋源太郎、森金次郎、木場一夫の文献と欧米の文献から、ミュージアム・ワークシートの嚆矢について考察を試み、さらに日本に於けるミュージアム・ワークシート論の展開について論述するものである。

1. 我が国早期のミュージアム・ワークシートと考えられる記述

日本に於いて、ミュージアム・ワークシートと考えられる記述の初出は、現在のところ、昭和4年(1929)に棚橋源太郎が論じた「学校外の児童生活 博物館動植物園と児童の教育」であると思われる。当論は、欧米の博物館・動物園・植物園が小学校教育に対して何を為し、小学校は博物館に何を求め、博物館と小学校の関係はどうあるべきか等を論じているものであり、その中で棚橋は博物館競戯について説明し、次のように述べている⁽²⁾。

博物館競戯(Museum game)と云ふことを申上げたが、あれは博物館に陳列されて居る鳥類とか哺乳類云ふやうな児童に適する題目を選び、それに就て種々の問ひを出して之を活版か謄寫版の一枚摺にして一組の児童に與へるのである。児童は其の一枚摺を持つて陳列場へ往き、一定の時間内に實物を觀察して其の問ひに對して一々解答を書き込むのである。教師は差出した答案を調べ、その成績を比較して優劣勝敗を決するのである。此種の競戯は比較的年少の児童に課せられて居るやうである。(傍線筆者)

文脈からは、傍線部の「活版か謄寫版の一枚摺り」がミュージアム・ワークシートであるこ

とがわかる。

また、翌15年に棚橋は、「児童博物館問題」で米国の児童博物館を紹介した後、児童博物館の運用の一つとして以下のことを紹介している⁽³⁾。

児童博物館では一般にミュージアム・アワーズと云ふものを設けてゐる。このミュージアム・アワーズは、お話の組即ちグループ・デイスカッションと博物館競戯即ちミュージアム・ゲームの二組に分けてやつてゐる。お話の組では博物館附の女教師が約三十分陳列品中の一つに就いて話をする。故にストーリー・アワーとも呼んでゐる。お話がすむと陳列館へ連れていつて、その實物を観察させる。この時博物館競戯が行はれるのである。即ち豫めその實物に就いて観察したうへ解答すべき數多の問題を印刷した一枚摺を與へて、それへ各自の答を書き込ますのである。そしてその答案調べて好成績のものには褒美をやるということにしてゐる。(傍線筆者)

さらに棚橋は、『眼に訴へる教育機関』でクリーブランド市博物館の教育事業として、「研究カード」や「ミュージアム・ゲーム・カード」といった言葉を使い、甲冑室に於ける児童の見学について説明している⁽⁴⁾。他にも、昭和17年の『郷土博物館』では、同様に甲冑室の見学について紹介し⁽⁵⁾、昭和25年の『博物館學綱要』では「解決すべき數多の問題を印刷した一枚摺」という言葉を使用し、博物館競戯について述べている⁽⁶⁾。棚橋は、最終的に昭和28年の『博物館教育』で「質問箋」として論を展開しているが、それは第2章で詳しく見る。

棚橋とほぼ同時期に森金次郎は、昭和5年の「米国の児童博物館」でニューアーク博物館の児童室の博物館競技について言及している⁽⁷⁾。

此室の係職員が子供等に十枚宛の質問カードを渡した。子供等は早速このカードを見ながら愉快さうに室内の陳列見廻つて居る。何事かと思つて係員に聞いたら之は博物館競争(ミュージアムゲーム)と云ひ子供等に與へた質問の解答を彼等は陳列品について研究するもので多數の正解を得たものが勝利者となるのだとの話。(傍線筆者)

さらに「ニューワーク博物館の少年室」では、博物館競戯について詳しく述べられている⁽⁸⁾。

ゲームの仕方は茲では毎週二回行ひ一回に約一時間を要する。毎回博物館内の陳列の一局部が指定され其の中の陳列に關係ある、一百題の問題が子供等に與へられる。問題は小型のカードに印刷せられて居り、このカードが各児童に渡される。児童は各陳列品を直観して直に解答し得るものもあり、又陳列ラベルを讀んで初めて分かるものもある。答案は口頭で受持の指導員に報告するのであるが十問題を正しく答へられたらばゲームポスターの姓名の上に一個星印が附けられる。この星印の數を調べて優等のものには總會で賞與せられる仕組みである。(傍線筆者)

この博物館競戯で使用されているのは、口頭で答える問題が印刷されたカードであるが、ミュージアム・ワークシート的一种と言えるであろう。森は、他にも「米國で最も新しいバッファロー科學博物館(其二)」では、博物館ゲーム(博物館競戯)の説明の中で「質問票」という単語を用いている⁽⁹⁾。

時代は少し下るが、木場一夫も昭和24年の『新しい博物館—その機能と教育活動—』の「第七章 児童博物館」で博物館ゲームについて詳しく説明し、バッファロー科學博物館の博物館

ゲームについても触れている⁽¹⁰⁾。以下は、木場による博物館ゲームの説明の一部である⁽¹¹⁾。

児童は印刷されたカード、または紙を與えられる。その大部分には、正しい言葉をはめる餘白を残した文章が書いてある。このゲームは、児童の年齢と知識に應じて、いろいろの段階があり、近代的博物館は、展示品・ラベル・生きた標本・公園での自然研究などにもとづくゲーム法によつて事實を教える機會の有利なことを知つている。(傍線筆者)

この「印刷されたカード、または紙」がミュージアム・ワークシートだと考えられる。ここで木場は、博物館ゲームについて、自ら観察することは低学年の理科の学習にとっては最も望ましいことであると述べており、博物館に行けばいつでも行えることを評価している。また、ゲームの目的を展示品習熟に対する入門であるとし、ゲームが難しいと成果を収め難いと述べているが、具体的にミュージアム・ワークシートについて論じるまでには至っていない。

以上、棚橋源太郎、森金次郎、木場一夫のミュージアム・ワークシートと考えられる記述について述べてきた。その記述のほとんどは、児童博物館に於ける博物館競戯(ミュージアム・ゲーム、博物館ゲーム)の紹介内に登場し、アメリカに於ける例が挙げられている。以上から博物館競戯は、アメリカで児童向けに開始されたと推測できる。また、棚橋の「英國の児童博物館施設は、未だ米國の程度に進んでゐない。」という記述から⁽¹²⁾、アメリカの児童に対する博物館事業が進んでいたことが読み取れる。故に、ミュージアム・ワークシートの嚆矢は、アメリカの博物館の博物館競戯で使用されていた、質問が書かれたカード、或いは紙であると思われる。

2. アメリカの博物館に於ける博物館競戯(ミュージアム・ゲーム)

アメリカにおける博物館競戯は、1917年の「Proceedings of the American Association of Museum」にて、詳しい説明がなされている⁽¹³⁾。また、Grace Fisher Ramseyは、「Educational Work in Museums of the United States」において、以下のように述べている⁽¹⁴⁾。

ある博物館では、ミュージアム・ゲームによってストーリー・アワーが補われている。ストーリー・アワーが子供たちの間で常に人気があるのと同様に、1914年にプロビデンスの公園博物館で現在の形で始められたミュージアム・ゲームも人気がある。1902年から1937年までブルックリン児童博物館の学芸員であったAnna Billings Gallupが、1910年の報告でゲームという単語を使っているが、真の“ミュージアム・ゲーム”はプロビデンスで始まった。博物館のガイドサービスの限界が、これらのゲームを始める要因になった。大きなクラスだと、博物館のインストラクターが全ての子供たちに一斉に討論しながら全ての展示を見せることはできない。見ることや聞くことができない子供たちは、落ち着きがなくなり、グループの端に移動し、他の展示を見て、他の人を邪魔する原因になる。これらの状況では、インストラクターの仕事の多くは失われ、博物館を訪れていた子供たちによってほとんど利得を得ない。(訳筆者)

ここでは、ミュージアム・ゲームがいつ始まったかについて述べ、始めることになった要因についても言及している。さらに当該文献は、博物館競戯を中等教育の場に持ち込んだ博物館が、ワークシートを作成したとも主張している⁽¹⁵⁾。

また、ブルックリン児童博物館を紹介した1924年の「The Children's Museum of the Brooklyn Institute of Arts and Sciences, Brooklyn, New York」には、博物館競戯について以下の簡潔な説明がなされており、ワークシートの嚆矢と見られるカードが登場している⁽¹⁶⁾。

ゲームは、各展示について考えられており、展示室で行うことができる。児童らは、細かい質問が書かれたカードを与えられ、質問に関する展示の観察やラベルを読むことによって、質問に答える。児童らは、問題に答える速さや答えの正確さで競争する。(訳筆者) 以上の英語文献から、現段階ではアメリカに於いて博物館競戯が開始されたのは、1910年代であると考えられる。質問が書かれたカードも博物館競戯の開始と同時に使用され始めたと考えられるので、ミュージアム・ワークシートの嚆矢も1910年代のアメリカであると思われる。

3. 我が国に於ける1950～1990年代までのミュージアム・ワークシート論の展開

現段階では、棚橋源太郎が昭和28年(1953)の『博物館教育』の中で「質問箋」として具体的に論じたのが、日本国内に於ける最初のミュージアム・ワークシート論であると思われる。棚橋は、「質問箋」について以下のように述べている⁽¹⁷⁾。

欧米国における博物館の児童見学には、一般に質問箋の使用が重視され、学校出発の前に、騰写版刷りなどにしたものなどを各児童に与えて見学の方向が示される。児童はこれで以て、目的もなく徒に博物館内を彷徨することのないようになっている。他方また引率者は質問箋に書き込まれた答を見て、児童が果たしてどの程度注意して観察をし、見学の目的物を理解し得たかを測る尺度にしているのである。質問箋はもと児童の注意を目的物に向けしめるための教育方法に過ぎないから、それで以て期待させられるのは、児童をして正確な観察によって実物を学ばしめんとすることと、その観察の成果とである。質問箋それ自体は、固より何の価値もないのである。ゆえに質問箋は出来るだけ短時間に、出来るだけ簡単な答が書き込めるような仕組のものであらねばならぬ。そうでないと、児童は陳列品の吟味に十分な時間を費やすことが出来ないからである。わが国の学校では従来野外観察や、その他の場合の学習に質問箋が、かなり広く使用されていたのに、博物館見学に限って、余り多く見受けられないのはどうした次第であろうか。

棚橋は、質問箋自体が重要なのではなく、質問箋を利用することで資料に注目し、観察することが重要であり、故に質問箋の内容は短時間で簡単に書き込めるものでなければならないと論じている。

しかし、これ以降、ワークシートを論ずる者は無く、1980年代に入るまで見られないと思われる。昭和34年に鶴田総一郎が、「欧米の博物館の教育活動について(1)」の中で、ミュージアム・ゲームを「遊びつつも学ぶ楽しいプラン」と評しているが、具体的な内容は触れられていない⁽¹⁸⁾。また滑川道夫は、昭和42年に「ボストンのユニークな児童博物館(その2)」を執筆し、その中で「たのしい質問紙」として図と共に紹介しているが、これも紹介に留まり、論には至っていないのが実情である⁽¹⁹⁾。

1980年代後半以降、ワークシートについての研究や紹介記事が、増加しはじめる傾向が認められる。以下は、代表的なワークシート論を挙げ、どのようなものか説明する。

・丹精総合研究所 1987『ミュージアム ワーク・シート—博物館・美術館の教育プログラム—』⁽²⁰⁾

ワークシートとは、展示物やテーマに対して、観覧者の注意を引きつけ、想像に富む観察や刺激をするように設計された印刷教材であるとし、最も肝心なこととして、文章が長くなく平易でなければならないと述べ、観察を集中させ新しい知識の発見を促すものであるべきであるとしている。また、異なった観覧者のために数点用意せねばならないと論じている。他にも、作り方の要点、海外の博物館の事例や試作したワークシートを紹介している。

ワークシートの作り方の要点は、①「ワークシート作成時における内容の検討」、②「ワークシートの構成」、③「試用版ワークシートのテスト」、④「ワークシートの完成」、⑤「その他作成時における全体的な注意事項」の5つに分けて説明している。ここでの特徴は、試用版のワークシートを作成、配布し、実際に使用してもらった意見をアンケート等で集め、その結果を検討してワークシートの内容を充実させると提案している点である。また、試作したワークシートや海外の事例を紹介しているので、作成時に於いて参考になる文献である。しかし、大人や家族連れ等の異なった観覧者のために数点のワークシートを用意せねばならないと述べているが、具体的に子供用と区別した作成方法は提示されていない。

・新井重三、安井亮 1988「博物館ワーク・シート—そのねらいとつくり方—」⁽²¹⁾

新井・安井の両氏は、ワークシートの目的は、利用者を展示物に引きつけ、刺激を与えることにより学習意欲を促し、発見の喜びや感動、創造の楽しさを体験するとともに、さらに考えたり想像したりする能力を育てることにあるとしている。またここでは、ワークシート対する海外の論を紹介している。

これは、前述の『ミュージアム ワーク・シート—博物館・美術館の教育プログラム—』を著述したメンバーの内の二人であるので、ワークシート論の思想的には、ほとんど変わらない。しかし、具体的に海外に於ける評価や論を紹介していることは非常に珍しい。同論では、オスロー大学附属自然史博物館教授のエバ・M・ラウリッツエンの展示論やワークシート論を具体例に挙げ、当時において海外の動向を知ることができる重要な文献であると思われる。

・山本育夫 1988「アメリカのミュージアムで使われているワーク・シート」⁽²²⁾

山本は、アメリカの博物館で使用されているワークシートを取り寄せて分析した感想を、「ワーク・シートは、『展示物』を『読み取る』ということが基本になっている。」と述べている。また、鑑賞者が芸術作品をどこまで読み込み、読み取ったものをどこまで咀嚼できるのか、そしてそのことを通じて鑑賞者が、芸術を味わうことの喜びを体験し、博物館に足を運ぶことの喜びをどれだけ育てることができるか、それがワークシートの意義だと論じている。

山本は、アメリカのワークシートだけではなく、アメリカの美術館ではワークシートを利用した教育プログラムにどのようなものがあるかも合わせて紹介しており、当時のアメリカの美術館に於ける美術教育を垣間見ることができる。

・横溝真子 1991「教育普及の視座—セルフガイド—」⁽²³⁾

横溝は、セルフガイド(ワークシート)は、利用者の学習意欲を高め、疑問をおこさせ、新たな発見に導くことに主眼が置かれており、解説とは根本的に視点が違うと考えられるとし、見る行為の幅や奥深さをも提示できる可能性を秘めたマテリアルだと言えるかもしれないと述べ

ている。また、展示物の完全なガイドである必要はなく、展示物に興味や親しみを持つきっかけを提供できれば、セルフガイドの使命は果たしたと考えられるとしている。さらに、日本でセルフガイドの開発が進んでいなかった理由として、日本には教育をかた苦しく考える傾向があり、勉強や学習は遊びと対極をなすという考えが強く、生真面目な教育が評価されやすいという土壌があるからではないかと述べている。

横溝は、セルフガイドの属性を「形態」、「対象」、「使用人数」、「使用場所」、「配布場所」、「配布方法」、「内容」、「展示の種類」、「他の活動との連動性」、「作業内容」、「指導者」と分類し、さらにその中でも細かく分類し、今までなされていなかったセルフガイド全体のハード面寄りの分析を行っている。これは、現代においてもなんら遜色のないものである。

・渡辺道斉 1991「ワーク・シートの可能性」⁽²⁴⁾

渡辺は、ワークシートには、問いかけにより観覧者にちょっとした刺激を与え、積極的・主体的に展示を観ようというモチベーションを与える、意識の活性化の役割があると論じている。また、ワークシートは、博物館の常設展示・企画展示の情報をいかに引き出して、多くの利用者に上手く伝えるかという問題に、極めて有効な方法となる可能性を秘めているとも述べている。さらに、自身の所属する館で作成したワークシートを例に挙げ、様々な分析を行い、ワークシートと学校団体に関する問題にも言及している。

学校団体とワークシートについては、カナダの博物館で教師用に使用されているガイドブック形式(ワークシートを含む)を紹介している。このガイドブックは、教師が団体見学を行う際の計画立案のサポートとして使用するもので、博物館見学の下準備を効率よく行える。また渡辺は、ワークシートが学校団体の見学を誘致するのに効果があると考えている。

・中村博幸 1996「続・ミュージアム・メディア探検① 理解を助ける「ワークシート」」⁽²⁵⁾

中村は、ワークシートの目的を理解の手助け、動機づけ、学習の補助の3つに区分している。動機づけでは、博物館そのものや展示に興味を持ってもらうために作成されるとして、初心者や不本意入館者、“ついで入館者”を対象にすることが多いと解説している。また、ワークシートが展示の学習や鑑賞のヒントになる反面、知識や見方を固定し先入観を持たせてしまうと説明している。歴史系の博物館では定説の一場面や未だ仮説でしかない場合に、あたかもその事実が存在したかのような錯覚を与える可能性があるかと危惧している。さらに、電子ワークシートとして、ホームページのダウンロードフォームを提案している。ネットワーク上でワークシートを作成すれば、博物館外の学校や家庭での事前・事後学習に利用でき、館内の各展示室に端末を置けば、そこから必要な分だけ取り出せると論じている。

中村は、学校教育との連携から考えればワークシートは効果的な教具と考えられる反面、学芸員の展示の専門性と教員の教育的配慮のどちらが欠けても不十分であると述べており、ワークシートの効果的な面だけではなく、ワークシートに対する注意を具体的に述べていることが注目できる点である。また当該文献は、平成8年(1996)のものであり、当時は一般家庭にインターネットが普及し始めた時期だが、既にネットワーク上でのワークシート作成・公開が提案されていることは驚異的である。さらに、展示室に端末を置いて必要なワークシートを取り出せるようにすることは、現代の博物館では見られないが、このような端末が設置されていれば、

誰でもいつでもワークシートが利用でき、非常に効果的である。現在の博物館は、館内ではワークシートを配らず、ホームページからダウンロードするのが当然であるという風潮があるように思われる。また、館内で配ってはいるものの、職員に頼まなければならない等使用したい時に使用できないことも多々ある。今日、インターネットが普及しているとは言え、必ずしもダウンロード環境に在るとは限らないのであり、博物館にワークシートが存在するにもかかわらず、博物館でワークシートを入手できない、或いは入手し難いことは、利用の自由度が低いように思う。この自由度の低さは、ワークシートの軽視であり、解決策の一つとして中村の提唱する端末の設置が有効であると思われる。

・大堀哲 1999「博物館の教育サービス」『新版・博物館学講座 第10巻 生涯学習と博物館活動』⁽²⁶⁾

大堀は、昭和60年に国立科学博物館で始まった参加体験型展示である「たんけん館」で使用された「たんけんノート」を例に挙げている。ワークシートは展示案内ではなく、展示に興味湧き、親しみを持つきっかけになるような内容を考えることが必要であり、設問も楽しく読みやすい表現にし、明確で簡潔な文章であることが望ましいと述べている。また、これからのワークシート作成について言及しており、問題集のようなワークシートによる受験勉強まがいの学習は、子供を博物館嫌いに追いやるだけであると注意を促している。

大堀も中村同様に、ワークシートに対する注意勧告を行っている。また、協力関係が見られるようになってきた学芸員と教師の関係については、相互に十分に意見交換を行い、展示を通して思考力、創造性、表現力を養う観点の確認が必要であると述べている。

4. 我が国に於ける2000年以降のミュージアム・ワークシート論の展開

2000年代に入ると、ワークシートを教育や学習の手段、あるいは生涯学習における博物館利用の手段等と捉える考えが増え、当該思想に基づいた開発・研究報告がより増加し始める。また、1980年代から1990年代に多くみられた、ワークシートがいかなるものか等の定義やどうあるべきか等の思想は、あまり多くみられず、開発にあたっての報告や開発したワークシートを使用した来館者の反応についての分析等が多く確認できる。以下は、代表的な文献である。

・早瀬長利 2002「博物館による児童・生徒の学習支援活動の現状—学校向け各種ガイドブック・案内パンフレット・ワークシートの整備状況について」⁽²⁷⁾

日本博物館協会が、平成13年(2001)に国内の2,077館の博物館に対して実施したアンケートの回答を分析したものである。冒頭でも述べたが、回答のあった1,343館の内、ワークシートを準備しているのは280館であり、その内訳を詳細に述べている。またこの中では、ワークシートの目的を、博物館に訪れた児童や生徒が一人で展示資料を活用し学習するための補助資料としており、ワークシート作成時から教師と連携して内容を吟味する必要があるとも述べている。そして、展示資料を有効活用するための準備を整えることが、学校教育の総合的な学習の時間に於ける、博物館の活用の促進に繋がると論じている。

アンケートでワークシートの準備状況を調査し、その内容を公表することは、これまでいかなる団体も行っていない。また、これ以降も全国的なアンケート調査による報告を確認することはできないので、実際の数字で確認することができる貴重なデータである。本来なら、ワー

クシートの普及率調査を定期的に行うべきであろう。

・五十里美和ほか 2003「科学系博物館における学習支援としてのワークシート：学校の科学教育カリキュラムと連携したドイツ博物館のエネルギー技術に関する事例の検討」⁽²⁸⁾

この文献は、学校の科学教育の一環として、科学系博物館を利用する際の学習支援の方法の一つとしてワークシートを挙げている。また、ワークシートは、来館者に直接支援を行う博物館スタッフの人的・時間的負担を軽減し、より多くの来館者に対して効果的な学習支援を行うことができ、直接関与することなく学習してほしい内容の伝達が可能であると説明し、来館者は展示をどう見学すればいいか、指針を得ることも可能であると述べている。

これは、学習指導要領等の学校の科学教育の内容と密接に関連させたワークシートの開発について、基礎的な資料を得るための事例研究である。学校の科学教育と科学系博物館との連携を推進するためには、様々な内容領域のワークシートが開発される必要があると述べ、博学連携を主張している。また同論では、ドイツ博物館とバイエルン州立教育研究所によって共同開発された「ドイツ博物館におけるエネルギー技術の展示」というブックレットも紹介しており、我が国の科学系博物館にとって参考になるであろう。

・小島道裕 2003「ワークシートによる家族向け教育プログラム—『れきはく親子クイズ』の実施結果から—」⁽²⁹⁾

小島は、ワークシートを用いた家族向けプログラム「れきはく親子クイズ」を事例に、4年間の試行・実施結果から分析を行い、考察している。また、1980年代、1990年代の海外のワークシート論についても併せて紹介している。解説文に解答を求めるのではなく、資料の観察を促すことを重視したワークシートを使用したとしている。ワークシートは、展示のハード面を変更せずに異なった意味付けを可能にする一つの方法であるとし、展示を活用し多くの解釈を可能にするソフトであると述べている。

この研究報告の注目すべき点は、4年間という長い期間、ニーズに合わせて試行や変更を繰り返してワークシートを実施し、アンケートの結果を分析、わかりやすくグラフにまとめたことである。長期間の詳細な分析は、他にはほとんどみられないので、後の研究の参考となる。

・品田早苗 2008「博物館等施設における学習の視点：旭山動物園のワークシートを事例にして」⁽³⁰⁾

品田は、旭山動物園が作成した一般学習者向けの既存のワークシートと、旭山動物園教育研究会の会員を中心としたワークショップ参加者たちが、新たに開発したワークシート(学校教育での利用目的)の2つを比較し、考察している。2つのワークシートには学習視点の基準やワークシートの形態など様々な違いがあるということを述べ、利用者の利用状況・ニーズに合わせたワークシートを作成していく方法を模索する必要があるとしている。また、品田は、独自に調査した博物館等施設のワークシートの使用状況をまとめている。

当論で注目すべきことは、動物園で使用するワークシート開発という珍しい報告であることと、その開発は旭山動物園教育研究会の会員を中心としたワークショップの参加者達が行ったことである。同会は、「学校と動物園が融合し、こども達に動物のすばらしさを伝える。」ことを目的として、「学校と動物園双方が融合した教育活動の在り方を探る、大学、学校、動物園の三者間の合議組織」である⁽³⁰⁾。参加者には、旭川市の小・中学校の教師や大学生・大学

院生がおり、様々な視点から開発に取り組むことができた様子うかがえる。ワークシート開発の面のみならず、教育普及の面から考えてもこのような組織は有意義であり、他の博物館でも組織し、博学連携や地域との連携を図るべきである。

・松岡葉月 2009 「『連想型ワークシート』を用いた利用者主体の学びの検討—小学生の歴史展示理解の分析を通して—」⁽³²⁾

当論は、興味や関心に基づいて展示を選択し、その展示を見て思ったことや感じたこと、連想したことを自由に書き加えていくという「連想型ワークシート」を用いることによって、利用者の学びの実態を分析し、利用者主体の学びを検討するというものである。教育心理学等の理論と照らし合わせながら、連想型ワークシートの結果を分析している。

当該論文は利用者主体の学びを検討するために、連想型ワークシートを用いたのであり、ワークシートの開発・研究ではないが、教育心理学等の理論と照らし合わせた分析は、注目に値する。

・木下周一 2009 『ミュージアムの学びをデザインする 展示グラフィック&学習ツール制作読本』⁽³³⁾

木下は、多様なワークシートの事例を紹介しながら、構成主義や認知発達等、心理学や教育学といった様々な教育的観点からワークシートについて論じており、ワークシートの運営形態、設問と回答方法、開発、制作等を詳細にまとめている。

同書は、博物館のみならず、美術館、動物園、文学館、エネルギー館等多岐に渡るワークシートの事例を紹介、分析・研究している。

・青木豊 2013 『集客力を高める 博物館展示論』⁽³⁴⁾

青木は、「見学者を魅了するミュージアム・ワークシートを作成するには、展示を構想する際に先ず問題を考え、それらの問題の解答を展示中に組み込むことが基本である」と考える。」と論じている。この理由として、既成の展示から考えられた問題は、内容と数が限定され、学術情報の伝達が脆弱であり、見学者の“驚きと発見”に結びつくには至っていないとしている。また青木は、ワークシートにより、博物館展示という受動的な情報伝達が、能動的な知的参加へと変換されれば、見学者は、展示に対する倦怠感を意識することなく展示に没頭できると述べている。さらに、①一資料に五〇以上の問題、②約二週間毎に問題を更新し二年間は同一問題を使用しない、③全問正解者には絵葉書やカードの記念品を贈呈する、④ワークシートを延長させて博物館検定を実施する、といったことが博物館ファンの拡張やリピート集客の誘いにもなると説明している。

青木の論の特徴は、展示を構想する際にワークシートの問題を考え、展示の中に答えを組み込むという点である。確かに、展示を見ても答えのわからない問題も存在し、それではワークシートの目的を果たせない。また、解説文を読むだけで答えがわかるようなワークシートも、驚きと発見や資料の熟覧に繋がるとは思えず、目的を果たせないだろう。展示の構想の際に問題も作成すれば、資料自体からの問題作成や問題に即した展示も可能であり、ワークシートを介した資料の情報伝達が十分に行われるように思う。

・夏井琴絵、浅田正彦 2012 「子ども向け対話型ワークシート・プログラムの意義と可能性—千葉県立中央博物館『おきにいり新聞』を事例に—」⁽³⁵⁾

千葉県立中央博物館は、博物館スタッフとの対話を取り入れた子供向けワークシート「おき

に「いり新聞」を事例にあげ、ワークシートの意義や可能性について報告している。ワークシートの概要は、参加者が記者として展示室で新聞を作成し、スタッフに記事の内容を報告して記者カードにスタンプを押してもらおうというものである。当該取り組みでは、ワークシートと対話によって展示の理解は進むが、運営側に回りたがる子供やスタッフと交流したい子供が出てきた場合の受け皿が不十分であったと反省し、他の教育普及事業との連携が必要であると考察している。

他の教育普及事業の連携の例として、子供ボランティアを挙げており、実際にこの館の「森の調査隊」という名の体験プログラムでは、ボランティアの年齢制限を設けてはおらず、子供たちも受け入れていることから、対話型ワークシートと子供ボランティアとの連携の可能性を示唆している。

・宮地孝宜 2016「博物館における初学者向けワークシート(印刷教材)に関する実践研究」⁽³⁶⁾

この研究では、学生が見学先の博物館資料を詳細に理解することを促すというよりも、学生自身が博物館資料に能動的・積極的に向き合い、自らの持つ知識や経験などを手がかりとしながら、展示内容を理解し、知識を構成することに重点を置く、そのような学習を促進するワークシートの開発を試みている。公益財団法人日本シェアリングネイチャー協会のフィールドビンゴを参考にしたビンゴ型ワークシート「博物館BINGO」の実践結果と考察が報告されている。

このワークシートは、宮地の所属大学の学生を対象にしているもので、ビンゴ型ではあるものの内容は高度である。ビンゴカードの9マスには、「発見」、「笑い」、「驚き」、「郷愁」、「対話」、「出会い」、「喜び」、「希望」、「意識変容」の言葉が書いてあり、展示を見学して得た感情があれば丸で囲み、理由を記入するというものである。今回は、大学生が対象であったが、年齢設定を低くした言葉を使用すれば、低学年の子供たちへの応用が利き、展示への熟覧を促すことができる可能性がある。

紹介した文献は一部であるが、2000年以降は、それより前に比べワークシートの開発や実施の際の研究等が増加する傾向が見られる。また、ワークシートをより教育や学習の手段として捉えた研究も増加し、定義や思想の記述が減少しているように思われる。ミュージアム・ワークシートが、より一層教育や学習の手段として捉えられるようになった要因としては、学校教育の学習指導要領改訂に伴い、総合的な学習の時間が新設されたことにより、総合的な学習の時間での博物館利用の機運が高まったからのように思われるが、憶測の域は出ず、更なる研究が必要である。

おわりに

本稿では、棚橋、森、木場の記述からミュージアム・ワークシートの嚆矢は、博物館競戯に使用したものであると推測し、欧米文献から博物館競戯はいつから始まり、ミュージアム・ワークシートの嚆矢はいつから使用され始めたかを考察した。また、日本に於けるミュージアム・ワークシート論を1950年代から1990年代と2000年以降の二つに分け、代表的な論を紹介し、展開を追ってきた。冒頭でも述べたように本分野は、博物館学の中でも研究が進んでいるとは言えない。現段階でのミュージアム・ワークシート論の展開の特徴は、棚橋の「質問箋」以降は、

1980年代まで明確な記述が見られないことである。そして、2000年以降は、前に比べワークシートを教育や学習の手段として捉えた研究が増加したことである。

ワークシート研究には、教育や学習効果を採る研究以外にも、館種別のワークシート作成方法(例えば歴史的建築物を利用した博物館では如何なるものが作成できるか等)や、ワークシートの配布方法(先述の展示室への端末設置等)に関する研究など、様々な研究の余地があろう。また、ワークシートを研究することは、博物館教育に貢献するばかりか博物館の集客にも繋がると考えられる。今後も継続して、多くの事例や文献を調査し、多角的視点でミュージアム・ワークシートの研究を試みるものである。

註

- (1) 早瀬長利 2002「博物館による児童・生徒の学習支援活動の現状—学校向け各種ガイドブック・案内パンフレット・ワークシートの整備状況について」『博物館研究』第37巻9号 P.20
- (2) 棚橋源太郎 1929「学校外の児童生活 博物館動植物園と児童の教育」『教育研究』346号 P.26
- (3) 棚橋源太郎 1930「児童博物館問題」『博物館研究』第3巻4号 P.7
- (4) 棚橋源太郎 1930「第十三章 博物館と学校教育」『眼に訴へる教育機関』宝文館 PP.353-355
- (5) 棚橋源太郎 1932「第五章 郷土博物館の事業」『郷土博物館』刀江書院 PP.248-250
- (6) 棚橋源太郎 1950「第六章 各種博物館の設備運営」『博物館學綱要』理想社 P.232
- (7) 森 金次郎 1930「米國の児童博物館」『學習研究』第九巻八号 P.120
- (8) 森 金次郎 1932「ニューワーク博物館の少年室」『自然科学と博物館』3巻8号 P.7
- (9) 森 金次郎 1932「米國で最も新しいバツファロー科學博物館(其二)」『自然科学と博物館』3巻4号 P.20
- (10) 木場一夫 1949「第七章 児童博物館」『新しい博物館—その機能と教育活動—』日本教育出版社 P.155
- (11) 註10と同じ P.154
- (12) 註3と同じ P.9
- (13) American Association of Museum, 1917“Proceedings of the American Association of Museum” vol.10-11 PP.29-34
- (14) Grace Fisher Ramsey, 1938“Educational Work in Museums of the United States” P.128
- (15) 註14と同じ P.133
- (16) Robert Haven Schauffler, 1924“The Children's Museum of the Brooklyn Institute of Arts and Sciences, Brooklyn, New York”,The American Midland Naturalist, Vol. 9, No. 5/6, P.233
- (17) 棚橋源太郎 1953「第五章 博物館の児童青少年教育上利用」『博物館教育』創元社

P.185

- (18) 鶴田総一郎 1959「欧米の博物館の教育活動について(1)」『博物館研究』第32巻第10号 P.181
- (19) 滑川道夫 1967「ボストンのユニークな児童博物館(その2)」『教育心理』第15巻第12号 PP.75-76
- (20) 丹精総合研究所 文化空間研究部、IZNO 1987『ミュージアム ワーク・シート—博物館・美術館の教育プログラム—』丹精総合研究所 文化空間研究部
- (21) 新井重三、安井亮 1988「博物館ワーク・シート—そのねらいと作り方—」『Museum Data : Newsletter of TANSEI INSTITUTE』Number 10 PP.3-5
- (22) 山本育夫 1988「アメリカのミュージアムで使われているワーク・シート」『山梨県立美術館研究紀要』8-9号合併号 PP.4-7
- (23) 横溝真子 1991「教育普及の視座—セルフガイド—」『Museum Data : Newsletter of TANSEI INSTITUTE』Number 15 PP.1-5
- (24) 渡辺道斉 1991「ワーク・シートの可能性」『Mouseion : 立教大学博物館研究』37号 PP.1-9
- (25) 中村博幸 1996「続・ミュージアム・メディア探検① 理解を助ける「ワークシート」」『視聴覚教育』第50巻第10号 PP.32-35
- (26) 大堀 哲 1999「博物館の教育サービス」『新版・博物館学講座 第10巻 生涯学習と博物館活動』雄山閣 PP.130-136
- (27) 註1と同じ PP.18-21
- (28) 五十里美和、山口悦司、山本智一、藤井浩樹、野上智行 2003「科学系博物館における学習支援としてのワークシート：学校の科学教育カリキュラムと連携したドイツ博物館のエネルギー技術に関する事例の検討」『科学教育研究』27巻1号 PP.60-70
- (29) 小島道裕 2003「ワークシートによる家族向け教育プログラム—「れきはく親子クイズ」の実施結果から—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第108集 PP.353-378
- (30) 品田早苗 2008「博物館等施設における学習の視点：旭山動物園のワークシートを事例にして」『北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集』4巻 PP.61-68
- (31) 旭山動物園公式ホームページ(最終閲覧日2016年11月16日)
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/activities/p008577.html>
- (32) 松岡葉月 2009「「連想型ワークシート」を用いた利用者主体の学びの検討—小学生の歴史展示理解の分析を通して—」『博物館学雑誌』第34巻 第2号 PP.1-22
- (33) 木下周一 2009「Chapter 5 ワークシートをつくる」『ミュージアムの学びをデザインする 展示グラフィック&学習ツール制作読本』ぎょうせい PP.75-142
- (34) 青木 豊 2013「第4章 集客力を高める博物館展示の具体」『集客力を高める 博物館展示論』雄山閣 PP.146-150
- (35) 夏井琴絵・浅田正彦 2012「子ども向け対話型ワークシート・プログラムの意義と可能性—千葉県立中央博物館『おきにいり新聞』を事例に—」『日本ミュージアム・マナー

ジメント学会研究紀要』第16号 PP.81-88

- (36) 宮地孝宜 2016 「博物館における初学者向けワークシート(印刷教材)に関する実践研究」
『東京家政大学博物館紀要』第21集 PP.73-81

(國學院大學大学院博士課程前期)

欧米博物館紹介史

－幕末から大正期まで－

The History of Introducing European and American Museum
－ From the End of Edo Period to Taisho Period －

茂木 香奈子

MOTEKI Kanako

はじめに

「博物館」という概念は、欧米から輸入されたものであり、日本の近代化と共に発達してきた。幕府の使節や留学生、研究者など多くの人々が、様々な目的を持って海外へと渡り、そこで見た博物館の実態を伝えたことにより、日本においても博物館が創設され発展していくこととなったのである。したがって、日本の博物館創設期を考える上で、日本の欧米博物館紹介を研究することは、重要な命題であるといえよう。しかし今日、欧米博物館紹介に焦点を当てた研究は、最も初期に欧米の博物館を見学した幕府の使節団や岩倉具視使節団に関する研究以外、ほとんど行われていないように思われる。そこで、本稿は、欧米を実際に訪問し、そこで見た博物館での見聞を記した文献を引用しながら、欧米博物館紹介の歴史的傾向や思潮などの全体像を論じるものとする。そして、近代日本において、どのような人々が博物館に関心を持ち、その発展を担ってきたのかを考察する。

なお、対象とする文献は、開国後、公式的に博物館を訪れた幕末から、博物館学が盛り上がりを見せる大正期までとする。また、対象文献の中でも、博物館学の研究上、あまり取り上げられないことのない論著を特に詳しく取り上げることとした⁽¹⁾。

1 幕末に博物館を訪れた人々

1-1 遣米使節団

開国後の幕府は、欧米諸国との対等な関係を築くために、様々な目的を課した使節を派遣している。公式的に博物館を訪問した最初の人々は、万延元年(1860)に日米修好通商条約批准交換の命を受け、アメリカに派遣された新見豊前守正興を正使とする遣米使節団である。この遣米使節団の博物館訪問に関しては、財部香枝⁽²⁾や椎名仙卓⁽³⁾の研究に詳しい。

使節団の通訳であった名村五八郎元度は、『亜行日記』の中で、「当所博物館ニ到り、其掛り官使ニ面會諸物一見ス」⁽⁴⁾と記しており、米国特許局の展示施設であるパテント・オフィスを見学したことを記録している。「パテントオフィス」という仮名が用いられているため限定的ではあるものの、「博物館」という表現を日本で用いた初見であると考えられる。このパテント・

オフィスについては、それぞれの団員が様々な表現で表しており、「パテントオフィス百物館」や「器械局」、「パテントオフィス〈博物所ト云フ義ナリ〉」、「医学館の類」、「諸国物品館」、「名器宝物所蔵ノ所」、「宝蔵」などと表現されている。パテント・オフィスの内部については、従者として随行した福島恵三郎義言が『花旗航海日記』の中で分かりやすく述べている。福島は、館内を「男女群集ナスコト蟻ノ如シ」⁽⁵⁾と記し、右の部屋には武功人の肖像、左の部屋には万国の鳥獣類などの標本、二階には日本の資料や機械類が全てガラスケースの中に陳列されていたと述べている。また、手代として随従した加藤素毛の洋行談を記録した『二夜語』には、具体的な展示方法が記されている。「舟車を初諸器械雛形に發明の姓名年月をしるし、五大洲の鳥獣奇木よろつの産物悉く集たり、生類乾て玉眼を入、小鳥ハ奇木にとまらせ」⁽⁶⁾とあり、機械類の資料に題箋が用いられていることや鳥類標本が木にとまったような形で展示されていたことが分かる。正使の従者として同行し、『航米日録』を記した玉虫左太夫誼茂は、この鳥獣の標本について「其形チ生キタルガ如シ」⁽⁷⁾と記している。

また、遣米使節団は、スミソニアン・インスティテューションも見学している。スミソニアンに関する記述は、副使村垣淡路守範正の『遣米使日記』や従者の佐野貞輔鼎が記した『奉使米行航海日記』などに詳しい。村垣は、スミソニアンのことを「スミスヲニヲといえる奇品はた究理の館成よし」⁽⁸⁾と書き記し、スミソニアン長官の案内で実験を見たことや、展示室に万国の物品数万種が陳列されていたことなどを記している。佐野は、スミソニアンがこのような万国の奇珍異物を集める理由について、「按ずるに、諸物を多く集めて衆民に示し、人の識見を廣からしむるものならんか」⁽⁹⁾と述べ、博物館の教育機能について言及している。

1-2 遣欧使節団

遣米使節団が帰国した後の文久元年(1861)、外交上の現地折衝という任務を背負い、今度は仏・英・露・蘭・独・ポルトガルに竹内下野守保徳を正使とする遣欧使節団が派遣された。使節団一行は、各国の博物館や動物園、植物園を訪れ、それぞれに記録を残している。

副使の従者として随行した市川渡は、『尾蠅歐行漫録』の中で、訪問した博物館の記録を残している。例えば、大英博物館を訪れた際の記述を見てみると「今日御三使博物館ニ行カル」⁽¹⁰⁾と記されている。前述した遣米使節団の名村がパテント・オフィスのみを「博物館」と記していたのに対し、市川は、動物園や植物園を除く各国の博物館ほとんどを「博物館」と表現している。一方で、市川と同じく副使の従者として随行した野澤郁太の『遣歐使節航海日録』では、ドイツの博物館のみ「博物館」⁽¹¹⁾と記しており、大英博物館のことは「古物有之館」⁽¹²⁾と表現している。市川が明確な定義を持った上で、「博物館」という言葉を使用していたと捉えることができよう。市川は、ロンドン動物園へ二度目に訪問した日の記述において、西洋の博物館事情を以下のように分析している⁽¹³⁾。

總テ西洋各國ニテハ此ノ如キ禽獸園草木園博物館等ノ場ヲ官府ニ造リ置テ芻蕘雉兔ノ者モ是ヲ觀ルコトヲ得セシムル也因テ憶フニ此下民ヲシテ共ニ遊樂ヲ得セシメ又博物ノ識ヲマス等裨益アラシムル爲ニ設ル所ナルヘシ

このように述べ、西洋各国では、娯楽や知識を得るための場として、身分の低い者を含めたあらゆる人々のため、首都に博物館をつくっているのであろうと博物館の役割について指摘し

ている。

この使節団に同行した際の見聞を出版した福澤諭吉の『西洋事情』は、博物館学史の中で重要な位置を占める存在といえるだろう。その初編には、「博物館」の見出しがあり、当時の博物館の実態について紹介している。福澤は、博物館を「世界中ノ物産古物珍物ヲ集メテ人ニ示シ見聞ヲ博クスル爲メニ設ルモノ」⁽¹⁴⁾と定義し、「ミネラロジカルミュヂエム」「ゾーロジカルミュヂエム」「動物園」「植物園」「メジカルミュヂエム」の5つに分類し説明している。これまでの博物館を紹介した文献が一般的に普及しない日記などであったのに対し、『西洋事情』は当時のベストセラーとして広く愛読されたことから、「博物館」の定義が日本社会の中で確立していく上で重要な役割を果たしたといえる。

1-3 柴田日向守剛中一行

慶応元年(1865)、造船所や製鉄所を建設するため、機械の買入れや技師の招聘などを目的として英・仏に派遣された柴田日向守剛中一行は、両国の博物館や動物園を見学している。

柴田は、この時の見聞を自身の日記『柴田剛中日載』の一部として残している。柴田は、文久元年に派遣された遣欧使節団にも参加しており、この時と同じく、両国の動物園や大英博物館を訪れた他、フランス西部にあるアングレームの博物館やサウス・ケンジントン博物館などを訪れている。この日記の中で柴田は、動物園や植物園を除く博物館のことを「ミゼム」などと表記し、大英博物館については「ミセム〈博物館〉」⁽¹⁵⁾とわざわざ注記を設けている。また、柴田の従者として随行した岡田攝蔵は、この時の見聞を綴った『航西日記』を残しており、「博物館」の表現を柴田よりも多用している。サウス・ケンジントンのことを「ソーツケンシントンミュージム博物館の名」⁽¹⁶⁾と記し、おそらくルーヴル美術館だと思われる博物館を「ローウ博物館名」⁽¹⁷⁾、ジャルダン・デ・プラントだと思われる博物館を「ガルドンオブプラントン即ち禽獣園に到此園廣濶にして内に諸博物館數ヶ所あり」⁽¹⁸⁾と記している。岡田は、「ローウ博物館」について「是諸民をして博物ならしむる爲に政府より此館の設あり故に誰人を問わす日を定めて行之を見る事を許せり」と記しており、博物館の目的を的確に捉えていることが分かる。また、「ガルドンオブプラントン」にある博物館をいくつか区分しており、鉱物を集めた博物館のことを「礦物館」、液浸標本や骨格標本などがある博物館を「醫家博物館」、「海魚水魚等生なから養育する館」などと表現している。

1-4 徳川昭武一行

慶応2年、幕府は、翌年に開催されるパリ万国博覧会に参列するため、徳川昭武をフランスに派遣し、勉学のために欧州各国を歴訪させ数年間留学させることにした。昭武とその一行は、各地の博物館や美術館、動物園などを見学している。

この一行に後から合流した栗本鋤雲は、フランスにおける見聞を「暁窓追録」として残している。この中で栗本は、博物館について以下のように述べている⁽¹⁹⁾。

古器玩古石像其他蠟畫石槲前世界化石恠獸骨ノ類ヲ集メ以テ攷古ニ備フル所是ヲ「ミゼー」ト名ケ政府ヨリ設ケ置キ縦觀セシム是等皆故サラニ其盛舉ニ誇ルノミニ非ス人ノ耳目ヲ娛マシメ智識闡發セシム亦善政ノ一端ナリ

上記のとおり、栗本は、博物館を紹介するだけでなく、その娯乐的要素や教育的機能にまで

言及している。

1-5 諸藩の留学生

幕末には、幕府の使節だけでなく、各藩の命によって欧米を訪れた者たちもいた。慶応2年、広島藩士であった邨田文夫は、逃亡と称してイギリスに密航留学している⁽²⁰⁾。この留学経験をもとに邨田が出版した『西洋聞見録』は、前述した『西洋事情』と同様に、知識階級に愛読された出版物である⁽²¹⁾。この中で邨田は、博物館を「寶庫」⁽²²⁾と表現し、大英博物館について詳述している。大英博物館の内部は、「刻書局」「寫本局」「古器局」「寫畫刻畫局」「植物局」「動物局」「礦物局」「蟄物局」に区分されているとし、各局について解説している。そして、邨田は、「洋人博物學ニ注意スルノ至リ盡セルヲ知ルベシ邦俗ニ洋人ハ新奇ニ耽リ古物遺器ヲ擲却スルナド、云フハ非ナリ凡博物學ニ志アルモノ皆此庫中ニ入テ細ニ検査考證スルコトヲ得ベシ」と記し、欧米の人々が博物学に情熱を持って取り組んでいることを指摘している。

小結

このように、幕末に欧米へと派遣された多くの人々が博物館を視察し、その記録を残していたことが分かる。この時期に渡航した複数の使節が博物館を調査対象としていることから、当時の人々にとっての博物館は、海外の国情を知るための有効な場所だったのであろう。

一方で、同じ博物館を見学していても、執筆者によって博物館を表す言葉に違いが見られるため、「博物館」という表現の確立には至っていなかったようである。また、博物館の建物やコレクションについて淡々と紹介した文献が多く、その役割や必要性について考えを巡らせた者はほとんどいなかった。しかし、『西洋事情』を始め、一部の著書に博物館の分類を行っているものや、博物館の娯楽性及び教育機能にふれたものがある点に、海外の壮大な博物館を日本人に分かりやすく紹介しようとする試みを窺い知ることができる。さらに、その博物館の分類や役割は、今日とほとんど変わらないものであり、当時の人々が鋭い視点を持って博物館を見学していたことが分かる。

2 近代化のための博物館見聞

2-1 岩倉具視使節団

明治元年(1867)、新政府が誕生すると、欧米からの遅れを取り戻すべく、政府は積極的に海外視察を行った。明治4年、明治政府によって派遣された岩倉具視使節団は、通商条約改正及び欧米の国情調査のために視察を行い、これら見聞が日本の近代化政策に生かされることとなる。この岩倉使節団の博物館訪問については、財部香枝⁽²³⁾や山本哲也⁽²⁴⁾、岩本陽児⁽²⁵⁾に詳しい。

この使節団の公式報告書である『特命全權大使米歐回覽實記』には、多くの博物館を訪れた一行の記録が記されている。この報告書を執筆した久米邦武は、「博物館ニ觀レハ、其國開化ノ順序、自ラ心目ニ感觸ヲ與フモノナリ」⁽²⁶⁾とし、各国の進歩過程を示すものとして博物館ほど優れたものはないと述べている。また、「目視ノ感ハ、耳聽ノ感ヨリ、人ニ入ルコト緊切ナルモノナリ」と述べ、視覚に訴える博物館を創設することを説いている。

2-2 政府関係者の博物館見聞

明治政府は、明治6年開催のウィーン万国博覧会に新政府として初めて出品することとなっ

た。ウィーン万国博覧会へは、博覧会事務副総裁であった佐野常民が派遣され、この博覧会での報告を『澳國博覽會報告書』として政府に提出している。この中で佐野は、博物館について以下のように述べている⁽²⁷⁾。

博物館ノ主旨ハ眼目ノ教ニヨリテ人ノ智巧技藝ヲ開進セシムルニ在リ…古人云フアリ百聞一見ニ如カスト人智ヲ開キ工藝ヲ進マシムルノ最捷徑最易方ハ此眼目ノ教ニ在ルノミ是即チ近時歐州各國爭テ博物館ヲ建設シ宇内萬邦ノ珍器要品ヲ展列シ人民ノ縦觀ニ供シテ以テ之ヲ勸導鼓舞スルノ原因タリ

同書では、博物館は目で見ることによって人々の知識や技術を発展させるためのもので、欧州各国は視覚による教育の有用性に注目し博物館の建設を行っていることを指摘している。そして、サウス・ケンジントンを詳しく紹介し、『『ケンジントン』博物館ノ制最モ切ニ我國今日ノ形勢ニ適中セリ』⁽²⁸⁾とし、日本の博物館は、サウス・ケンジントンを参考にすべきであると主張している。

また、明治9年にフィラデルフィア万国博覧会の出席を兼ねてアメリカの教育行政を調査するために渡米した田中不二麿も博物館を視察している。田中は、その報告書である『米國百年期博覽會教育報告』の中で、博物館とは「文學技藝ニ開スル天造及ヒ人造ノ物品ヲ蒐集陳列シテ觀覽ニ供スル者ノ総名ナリ」⁽²⁹⁾とし、各博物館を「技藝博物館」「美術博物館」「史學博物館」「醫學博物館」「教育博物館」「農業博物館」「天産博物館」「禽獸園」「草木園」などに分類している。そして、パテント・オフィスやスミソニアン、メトロポリタン美術館について紹介している。終わりに、近年、利用者のために便宜を謀るようになった「書籍館」を引き合いに出し、「博物館モ亦然リ假令ヒ何程ノ珍奇ヲ藏スルトモ世人ノ觀覽ニ便利ナラシメ教育ノ助ヲ爲スニ非サレハ無用ノ長物タルニ過キス」⁽³⁰⁾と述べ、博物館も図書館と同様に人々の教育のために活動しなければならないと鋭い指摘を行っている。

万国博覧会関係者以外にも、官命による欧米訪問が行われている。日本の殖産興業に必要な法律や諸規則を調査することを目的として、明治19年より欧米を巡回した谷千城農商務大臣一行は、ベルギーの商業博物館やパリの工芸博物館を視察しており、その記録を『歐米巡回取調書』として残している⁽³¹⁾。特に、ベルギーの商業博物館について詳述しており、「白耳義國ニハ政府躬ラ本國ノ美事ト誇稱スル處ノ商業博物館ナルモノアリ」⁽³²⁾と述べている。この商業博物館では、五大州各地の物産から見本を陳列し、それに番号・産地・販売先・略解説が付けられており、商工業者や農業者の参考となっていると評されている。また、資料の説明を聞きたい者が、呼鈴を押すと直ちに係員が駆け付けて詳細な説明を行う面白い取り組みについて記されている。さらに、京都商業会議所及び農商務省は、明治33年に開催されるパリ万国博覧会の視察並びに欧米各国の商工業調査として役員を派遣している。その時の報告書『歐米商工之視察報告書』では、フィラデルフィア商業博物館について、設立や目的、組織構成、章程など細かい項目を設け詳細なる報告を行っている。さらに、文部省は、先進的な教育を行うスウェーデンを調査し、『瑞典教育』と称する報告書を発表している。この中で、「博物館」の項目を設け、ストックホルム国立博物館や国立古物博物館、官立動物園などについて報告を行っている。また、スカンセン博物館については別項目を設け、他の博物館よりも多くの紹介文を記載して

いる。

小結

佐野常民は、後に「博覧会の父」として内国勸業博覧会を主導することとなり、田中不二麿は、帰国後に教育博物館の建設を推進した。また、岩倉使節団には、この田中不二麿や東京書籍館・博物館の館長であった畠山義成がいた⁽³³⁾。さらに、日本の博物館創設を牽引した田中芳男や町田久成も万国博覧会に参加するために欧州を訪れた際、博物館を見学しており、ジャルダン・デ・プラントや大英博物館を参考に上野公園に博物館建設を図った⁽³⁴⁾。このように、日本の博物館は、新政府指導のもと、欧米視察を行う中で見学した博物館を参考にしながら創り上げられていったのである。

一方、本章で取り上げたその他の政府関係者の欧米渡航が、直接的に日本の博物館創設へ影響を及ぼしたかについては、現段階の研究では不明である。しかし、近代化政策のために欧米視察を行う中で、多くの政府関係者が博物館を視察したのは事実である。したがって、殖産や学校教育といった博物館とは異なる分野の中で、それらの見聞が活かされた可能性は十分考えられる。

3 個人渡航者の博物館見聞

3-1 留学生が見た博物館

明治後半になると、政府関係者だけでなく、多くの留学生や旅行者が欧米の博物館を見学している。

明治31年(1898)から明治34年までパリに留学した国文学者の池邊義象は、パリでの見聞を問答形式で綴った『佛國風俗問答』や欧州の国情を記した『歐羅巴』、世界万国の社会のあり様を分かりやすく解説した『世界讀本』といった著書の中で博物館について触れている。『歐羅巴』では、パリについて記した章において、ルーヴル美術館やリュクサンブール博物館、ギメ東洋美術館など8つの博物館について詳記した他、ベルリンの章においては、旧博物館や新博物館、ナショナルギャラリーについて詳記しており、分量、内容共に充実した博物館紹介紀行となっている。一方、『世界讀本』においては、池邊の博物館に対する見解を窺い知ることができる。池邊は、博物館について、「天下諸國の古今にわたりて、いろいろな物を集めて、そこに入れば、僅の間に、何でも見て智識を得られるやうに工夫したものである」⁽³⁵⁾と述べ、学校や図書館と同じように人々のためになるものであると記している。欧米各国では、研究を目的とした資料の模写や写真撮影が許されており、様々な職業にある人々が世界中古今の資料を参考にすることができるとしている(図1)。このような利用が社会にもたらす効果は莫大なものであ



図1 動物園で動物を観察しながら彫刻を作る様子を描いた図版(『世界讀本』より転載)

るため、決して博物館を骨董店と同一視すべきものでないと指摘した。しかしながら、資料は物を言わないため、管理する人が工夫をしなければ資料の効用がなくなるとし、欧州の博物館では、専門の者が一つ一つの資料に説明を付け、目録を整え、陳列方法を分かりやすく見やすくして、誰でもがすぐに理解できるように展示してあったと記している。そして、「たゞ物品の集まり次第に、順序もなく並べたて、或は我が好きなる道にのみ重きをおいて、他をかへり見ず、手當り次第物好次第に積み重ねるような博物館は、不規則極まる學校のやうなもので、社會に効用を與へる事が少い」⁽³⁶⁾と厳しい指摘を行い、陳列の区別をしっかりと整えそれぞれに専門学者の説明を付記することの重要性を説いている。

教育学及び女子教育研究の目的を持って欧米留学した教育学者の下田次郎は、明治39年に『西洋教育事情』を刊行している。その中に「教育博物館に就て」と題した章を設け、世界各国22もの教育博物館を挙げ、教育博物館の成立史を紹介している。また、日本の教育博物館について、経費不足や陳列場の狭さ、専門知識をもつ職員の不足などの欠点を指摘している。そして、欧米各国の教育施設を調査したことで感じた日本の教育界に希望したいこととして、学校博物館や地方博物館の設立を挙げている。下田は、「西洋には皆到る處に、土俗上の品物等を集めたるミュージアムがある」として、「我が國にても漸次の生長を期して計畫すれば、差したる経費も、勞力も費さずして、心掛次第で出来得るものである」⁽³⁷⁾と博物館の設立を切願している。

水産学者の藤田經信は、水産養殖を学ぶため、欧米に1年ほど留学している。その際に、独・仏・澳・英・米の博物館を見学しており、『歐米水産大觀』の中で「第七 水産振興ハ啓蒙ニ在リ」といった章を設け、博物館について記している。その冒頭、藤田は、以下のように述べている⁽³⁸⁾。

博覽會、共進會等ハ産業獎勵上ニ功績アルコトハ夙ニ世人ノ認知スル處ナリ然レドモ其開催スルヤ一年多キモ十回ニ出デズ其開期短ク遠境ノ觀客ヲ招徠スルコト能ハズ又其出品物タルヤ皆時代ヲ表彰スベキ優秀ノ産物ナレドモ之レガ沿革ニ就キ毫モ繹ヌベキモノナシ此等ノ陥缺ヲ補ウモノハ實ニ博物館ナリトス

藤田は、このように述べており、期間が短く開催回数の限られた博覧会や共進会を補うのは、資料の沿革を説明した常設の博物館であると主張している。そして、ドイツにおける水産の現況を窺い知ることができる博物館として海洋博物館を紹介し、水産関連の資料が充実しているだけでなく、整然と陳列されている博物館としてアルトナ博物館を挙げている。

この他にも、人類学研究のため英・仏に留学した坪井正五郎は、「パリー通信」や「ロンドン通信」にて両国の展示を痛烈に批判しつつ紹介し、国際的な動物学会議に出席するため欧米に長期滞在していた動物学者の箕作佳吉は、この時の見聞を基に記した「博物館ニ就キテ」の中で、博物館の目的を欧米博物館の事例を挙げながら論じている。また、植物病理学研究のためにドイツ留学した白井光太郎は、『植物博物館及植物園の話』にてベルリン王立植物博物館について詳述しながら植物博物館設立の必要性を訴え、「博物館學」なる名称を初めて用いたとされる黒板勝美は、二年間の欧米留学の後『西遊式年歐米文明記』を執筆し、欧米各国の博物館を紹介しつつ自身の博物館思想を論じている。

3-2 旅行記における博物館

明治後半には、留学生だけでなく、自身の見聞を広めるためや異国を一見するために渡航し

た人々もいた。

東京市会議長や衆院議議長を勤めた政治家の大岡育造は、明治32年の欧米周遊における見聞を『欧米管見』に書き残している。この著書は、紀行の一種でありながらも、「博物館と図書館」の章において、大岡の博物館に対する見解を見ることができる。章の冒頭、大岡は、表慶館が開館することについて、以下の様に記している⁽³⁹⁾。

私の希望を云へば斯の如きものは成る可く廣く一般市民が御庇を蒙むる様に致したいのです、申す迄もなく博物館と云うものは學校以外に於て人民に智識を與へる場處です、固より今度の美術館は皇太子の御慶事の因縁のある事ですから粗略には出来ませんけれども、餘り尊敬に過ぎて神繩を張つて遠くから拜ませると云う様な舊弊は廢めにして貫いたいものです、歐米漫遊中随分數多く博物館、美術館又は是に類する宮殿の見物も致しましたが、何も人民の利益を増すの目的を外れない、

このように述べ、表慶館の開館にあたっては、欧米にて見学したような人民のための博物館となることを期待している。そして、専門的な分類が良く整っているために、観る者が容易く知識を増進することができるとして、ドイツの博物館を事例として紹介している。大岡は、「斯う云ふ風に分類をして専門的に参考品を集めて其土地の人の利益に供する、其人民を教育する、學校以外に於て一般人が其得難き智識を受得るの方法は此博物館である」⁽⁴⁰⁾と述べ、博物館が一般大衆の教育のためにあることを繰り返し主張している。

この他にも、後に東洋大学となる哲学館を創立した仏教哲学者の井上圓了は、明治21年から一年間に渡り欧米諸国を視察している。井上は、その際の紀行である『歐米各國政教日記』の中でイギリスの博物館について、「人民此館ヲ一見スルニトキハ其見聞ヲ博クシ其知識ヲ進ムルコト殆ント計ル可カラザルナリ」⁽⁴¹⁾と評し、イギリスの教育が進んでいるのは、学校教育だけに限らず、博物館による教育の力が最も大きいと記している。公共事業に熱心に取り組んだ函館の実業家渡邊熊四郎は、明治25年より欧米諸国を漫遊しており、この時の見聞記である『歐米旅行日記』の中で、大英博物館及びサウス・ケンジントンについて詳述している。渡邊は、大英博物館のコレクションについて、「我國、支那、佛、獨、魯等の陶器磁器織物等より亞弗利加及南洋諸島南米土人の日用品其他武器獵具等に至るまで各國各々其室を區別し」⁽⁴²⁾と書き記しており、国によって展示室が区分されていたことを記している。また、サウス・ケンジントンにおける産業関係の展示について、「英佛其他の古來軍艦商船支那日本等の軍艦商船の雛形を集め其得失を説明せる札を付し用意殊に周到なり」⁽⁴³⁾と述べ、資料の説明札について評価している。帝国教育会会長を勤めた政治家の鎌田榮吉は、2年間の漫遊について記した『歐米漫遊雜記』において、「ルーブル美術館及凱旋門」の項を設けている。その展示について、「順序正しく整列するが故に、一見して變遷沿革及發達進歩の状を認むるを得べし」と述べ、「一見して流石は佛國巴里の一大美術館たるを覺ゆ」⁽⁴⁴⁾と記している。

小結

このように、明治後半になると、文学者や教育学者、生物学者、人類学者など多様な分野の有識者たちが、自身の学術研究の向上といった目的を持って欧米留学していたことが分かる。このような有識者たちが、欧米の博物館を訪れたことで、単なる紹介ではない、学術的な欧米

博物館紹介を行う論著が増加していったと考えられる。欧米の博物館にただ驚き感心するのではなく、その目的や役割を考察し、理想の博物館像について論じるなど、各々の論著には日本の博物館の発展を願う気持ちが表れている。

また、様々な分野の研究者たちが、博物館を取り上げてその設立や改善を主張していることから、多くの学術分野において、博物館の利用価値が高く認識されていたといえるのではないだろうか。一方、個人的に欧米へ旅立った者たちも、明治初期までのように、単に博物館を紹介するだけでなく、独自の視点を持って欧米の博物館を評価している。

注目すべきは、学術的論考が増加する中で、多くの渡航者たちが、教育機能や公共性といった今日の博物館においても最重要である博物館の役割を的確に捉えていた点である。このことから、当時の著者たちが、博物館について明確な認識を持っていたことが分かる。また、欧米の博物館が、いかに教育や公共性といった国民のための博物館と称する理念を強調していたのかを窺い知ることができる。

4 日本の博物館のさらなる発展のために

4-1 生物学関連論考

大正を過ぎると、さらに多くの学者たちが欧米の博物館を視察している。特に、生物学や教育学分野に欧米博物館紹介関連の論著が数多く存在する。

実験動物学の育ての親と称される動物学者の谷津直秀は、欧米博物館紹介関連の論考として、スミソニアンの子童博物館について記した「博物館内の児童室」や「活気ある博物館を設立すべし」等を発表している。大正期に発表しているのは、「活気ある博物館を設立すべし」であり、この中で谷津は、「一等國に見るが如き生きたる活気ある博物館を吾人の有せざるは悲しむべき現象と云はざる可からず」と述べ、「完成たる(即ち働きを終りたる)博物館は死せる博物館」⁽⁴⁵⁾と述べたスミソニアンの国立博物館館長であったジョージ・ブラウン・ゲードの言葉を引用し、博物館界の現状を批判している。そして、古代ギリシャ・ローマ時代に始まる博物館の歴史を分かりやすく解説し、生きたる博物館とは、全ての点において教育的な博物館であると述べている。同論文には、当時のアメリカの博物館で行われていた展示を写した図版が掲載されており、谷津がアメリカの博物館を模範としながら論考を進めていることが分かる。

植物生理学の基礎を築いた植物学者の三好學は、大正3年(1913)に欧米出張した際に、各国の植物並びに植物学関連施設を調査した事柄を『歐米植物観察』として刊行している。三好は、明治24年(1891)に留学した際にも『歐州植物學輓近之進歩』を刊行し、欧州の植物園について紹介しているが、18年経った同地方の植物学界並びに社会の発展は著しいものであったと述べている。『歐米植物観察』では、明治の著書にはなかった「博物館の目的及びその種類」と題する博物館だけについて記された項が設けられており、25ページに渡って欧米各国の博物館が紹介されている。三好は、各博物館の取り扱う専門の違いから、大きく一般博物館と特殊博物館あるいは専門博物館に区別されるとし、専門博物館をさらに絵画・商業・科学・郷土等の17の分野に分け、各館について詳述している。

植物生態学研究の基礎を築いた植物学者の中野治房は、2年間のドイツ留学を経て、「欧米

の模範的博物館と其感想」を記している。中野は、「欧米の教育の一面的でなく図書館、植物園博物館を以て不知不識の間に國民を教育しつゝあるは實に羨望の至りである」⁽⁴⁶⁾と述べ、欧米の博物館の事例を挙げつつ、当地の博物館が学校教育に利用されていることや、自ら通俗教育に携わり研究機関をも有していることを賞賛し、天然物をなるべく天然の状態に配列すべきといった展示手法に関する見解を記している。

また、多くの動物学者が『動物學雜誌』⁽⁴⁷⁾に欧米の博物館を紹介した論考を発表している。動物生態学と陸水生物学の基礎を築いた川村多實二は、アメリカの大学及び博物館等を見学した際の見聞を綴った「巡米雜感」や、アメリカの博物館を参考にしながら生態展示の起りやその手法について紹介した「米國博物館の生態陳列」を当誌に発表している。川村は、「巡米雜感」において、「通常教育として最上の効果があると認めらるゝ『生態展示』の必要から、又純學術上動物の記述を完全ならしめんとする熱望から、年々多數の學者や助手は各地の博物館から派遣せられて、高山深林又は孤島蒼海に棲息状態の調査をやつて居る」⁽⁴⁸⁾と指摘しており、博物館の生態展示にとって、自身の専門である動物生態学が重要な位置にあると認識していたことが分かる。また、大正13年に欧州留学し、大英博物館やハンガリー国立博物館などで研究を重ねた昆虫学者の江崎悌三は、ドイツ・ベルギー・オランダ・デンマーク・スウェーデン・ノルウェー・フィンランド・ポーランド・チェコスロヴァキア各国の生物学に関する博物館について記した「北歐見聞記」を発表しており、この中で、それら博物館の展示やコレクションについて、批判的な指摘を含めて紹介している。ドイツについては、32もの町ごとに動物園を含む博物館や学会、学者等が紹介されており、ほとんどの町に博物館があることが分かる。また、学会や研究所が併設された博物館やそれらが設立した博物館が多く、ドイツの生物学関連の博物館が、学会及び研究と深い関係にあることが分かる。江崎も「自分がドイツ學者から得た最も大きなそして殆ど唯一の教訓は彼等が、孜孜として怠らずに研究してゐることである」⁽⁴⁹⁾と述べており、ドイツの研究に対する姿勢を評価している。しかし、これが「殆ど唯一の教訓」とも述べているように、展示手法についての批判や第一次世界大戦後の經濟不振からなる研究の遅れを指摘している。

『動物學雜誌』の中でも、詳細なる欧米博物館紹介を掲載している動物学者永澤六郎の論文について取り上げる。永澤の人物像については、あまり詳細な記録が残っておらず、詳しく述べることはできないが、大正7年ごろまで『動物學雜誌』の編輯をしており、その後は海外の邦字新聞の記者になるなどし、動物学の世界からは離れたようである⁽⁵⁰⁾。永澤は、当誌において、ニューヨークにあるブロンクス動物園、サウス・ケンジントン、イングランド王立外科医師会の博物館であるハンテリアン博物館、スミソニアンについて、それぞれ論考を発表している⁽⁵¹⁾。永澤は、大正元年に掲載された「紐育動物園」の冒頭、動物園の面積から動物の数、来園者の統計、運営費に至るまでの具体的な数字を提示し、その規模や財力に感嘆している。そして、「それにつけても、本邦在留の外邦人が、『本國から來た人を案内するに困る。』といつて居るといふ、上野の動物園の印象なるものが、甚不満足・不愉快なるものなる事が、思ひ出さずに居られぬ」⁽⁵²⁾と切り出し、上野動物園の現状を痛烈に批判し、ブロンクス動物園の優れた点について図版を掲載しながら詳述している。永澤は、動物の展示方法について、上

野動物園において人気を集めている猿類の展示が比較的広闊かつ天然に近い環境であるのに対し、同じ猿類でも一匹一匹檻に繋がれている展示の方は、非自然かつ不愉快そうな日々を送る牢獄的環境であると批判している。永澤は、前者の展示を「自然的・印象的」「講演的」とし、後者の展示を「標本的・陳列的」「講義的」と表現している。一方で、ブロンクス動物園では、動物を野生の生育環境に近づけるために、園内の地形や動物の配置に工夫を凝らしていると評価している。その一例として、放し飼いにされた鹿の群れが池の中を泳ぐ様や(写真1)、北極熊の展示内に崖や小池を設けている様子を挙げ(写真2)、単に檻の中に入っている展示とは大変な相違があると指摘している。また、ブロンクス動物園の鳥舎や爬虫類舎等の建築の何れもが、他の建築との調和を欠かぬ様、園内の風致を害せぬ様に設計されており、収容動物の生態を参考にし、通気や採光に注意を払う特種な工夫が施されていると評価している。さらに、動物園の教育活動についてもふれており、小学生が見学を訪れた際は、特別な講演会を開き、各動物室の前に丁寧な図説を貼っておくだけでなく、所々に分類表や分布図等を掲げ、動物学の普及に尽力していると述べている。永澤は、東京郊外の自然にある地形を利用した動物園を理想とし、「立派な動物園を持たぬのが、國辱になるなどとは信ぜられぬが、さりとて、それが名譽になるとも考へられぬ。されば、出来得る範圍に於て、大動物園を建設して置くのは、單に、學問の進歩とか、動物愛護思想の普及とかいふ上からばかりでなく、必要な事であろう」⁽⁵³⁾と記し、我が国に現状よりも立派な動物園が必要であることを主張している。

永澤は、「ジェームス・スミソン及『スミソン』學團」においても、日本の博物館事情に関する批判を混えながら、スミソニアンについて紹介している。論文冒頭、上野の博物館の列品目録がやっと完成したのにもかかわらず、上役である博物館主事が資料は帝室の所有であるがゆえに、一般大衆への普及を差し止めたという新聞記事について言及し、スミソニアン国立博物館館長のグードが資料の置き場所と化した博物館を揶揄した『『休眠博物館』(“dead museum”)』という表現を上野の博物館に当てはめ、批判を行っている。そして、スミソニアンの主事について以下のように記している⁽⁵⁴⁾。

『スミソン』學團の主事は、上野の博物館の主事の様に、その學團、その博物館、その動物園を、極めて狭い範圍の人々の専用品などとは夢にも考へて居ぬ様である。そして現に、學團の及ぼすべき福利は、一華盛頓市、一合衆國に局限せらるべきにあらず、實に全人類に及さんとするにありといふ意



写真1 麋鹿園(「紐育動物園」より転載)

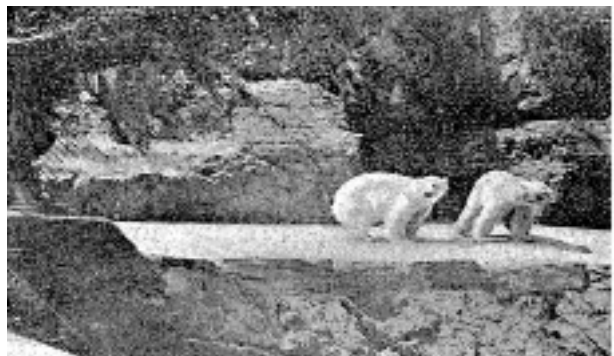


写真2 北極熊住居(「紐育動物園」より転載)

義の事を公言して居る。

永澤はこのように述べており、スミソニアン（Smithsonian）の活動方針が広く一般大衆を対象にしたものであることを指摘している。そして、スミソニアン（Smithsonian）の設立について詳述し、その現状について説明するために、昨今の研究及び探検等の活動報告を記載している。これらの報告は、非常に詳しい記述であるため、スミソニアン（Smithsonian）について書かれた現地の刊行物なり報告書を参考にしていることは明白である。

4-2 教育学関連論考

理科教育指導者でもあった博物館学者棚橋源太郎は、大正を過ぎた頃から、博物館に関する論文を続々と教育雑誌等に投稿している。同氏の論考には、欧米の博物館事情を紹介しながら論考を進めたものが少なくない⁽⁵⁵⁾。棚橋は、明治42年よりドイツに留学しており、アメリカ経由で帰国するまでに欧米の博物館を訪れている⁽⁵⁶⁾。帰国後の棚橋が欧米に習った博物館づくりを推進してきたことから、欧米の博物館を視察した経験が大きいものであったことが分かる。棚橋は、「博物館と教育」の中で、特定の地域や博物館について明記していないものの、欧米の博物館事情について詳述している。棚橋は、欧米では、博物館が学芸研究の機関として重要な位置に置かれており、学校生徒を初めとする社会民衆の教育機関としても重要な作用を及ぼしていると記している。欧米の博物館が、教育や研究上重要な位置にある実例として、とある大都市では博物館が専門的にいくつにも区分され、それぞれが立派な設備を有していることや、とある博物館において資料が歴史的・系統的に陳列され、別途研究用として収蔵庫や研究室に収蔵されていること、何れの博物館にも図書室が附設されていること、学校のために資料を貸し出していることを挙げている⁽⁵⁷⁾。そして、欧米諸国の人々が相当な知識や理解を有し、一般に常識に富んでいる要因について、博物館における社会教育の有無が大いに関係していると指摘している。

大正4年、文部省は、米国図書館協会大会に出席しアメリカ各地の図書館を視察するという目的のために図書館学者の佐野友三郎を派遣し、その報告書である『米國圖書館事情』を発行している。この報告書は、図書館学の古典的名著ともいべきもので、そのほとんどが図書館に関することなのであるが、第一編に「米國博物館」なる項が設けられており、図書館と博物館の関係を明確に示すだけでなく、博物館自体についても詳しい報告を行っている。佐野は、アメリカには博物館を併設した図書館や参考図書館を附設した博物館が多いとし、博物館と図書館について「實物を展覧に供し視覚に訴ふるは捷徑なれども、更に深く研究せんとするには書籍に俟たざるべからず、書籍のみにて理明晰を缺くものは、實物を借りて説明を補ふの要あり」⁽⁵⁸⁾と記しており、図書館と博物館の特徴を的確に捉えていることが分かる。そして、アメリカの博物館事情について以下のように述べている⁽⁵⁹⁾。

主として博物館を専門家に興味ある研究資料の貯蔵所と見做す思想は一變して、今や實物教授をその主たる目的とするに至れり。多くの研究は博物館内に於て行ふこと至便なれども、一般公衆の娯樂と教授との實用に供して始めて公費經營の目的を達したるものと云うべし。此目的を達する爲め、専門的熟練の應用せられたること驚くべきものあり。…『民衆の爲め、教育の爲め、科學の爲め』と云ふ米國博物館の標語は、近世博物館の理想を標

示するものなり。

佐野は、このように述べ、アメリカの博物館教育に対する姿勢を賞賛している。佐野は、博物館教育の重要性を強く主張したスミソニアン国立博物館館長のグードや、壁画やジオラマなど多くの来館者を魅了する展示を行ったアメリカ自然史博物館の館長ヘンリー・フェアフィールド・オズボーンの言葉を引用し、博物館の教育性及び公共性について記されている。また、アメリカの博物館における具体例を逐一提示しながら、博学連携やドーセント、生態展示、学校への巡回展示、児童博物館について詳述している。このドーセントについては、「^{ドーセント}教導者」と明記されており、その役割を明確に理解していたことが分かる。

この他にも、多数の教育学者が、その論著の中で欧米博物館紹介を行っている。小学校児童の就学向上などに努めた教育学者の湯原元一は、『欧米通俗教育の実際』の中で、ベルリンにおける「博物館の案内」について言及している。「博物館の案内」とは、各博物館の専門家による解説や器械の実演等を体験しながら博物館を見学することで、その資金は、文部省や基金によって賄われていると記されている。詳述されているのは、ベルリンにおける労働者向けの博物館案内についてであるが、その他にも、一般の人を対象とした博物館案内や講演も盛んに行われていると紹介されている。また、日本の教育界において開拓的役割を果たした吉田熊次は、『社会教育』や『教育の米國』において、博物館について記している。吉田は、『社会教育』の中で、社会教育を論じる者で博物館について論じる者は少ないとして、「博物館、動物園 植物園」の節を設けている。この中で吉田は、欧米では博物館によって、一般人知を開発するのが普通であるが、我が国の博物館設備は不完全であるため、実物によって知識を得る機会がないと指摘している。そして、欧州の「植物園」「動物園」「歴史的博物館」「人類學に関する博物館」「工藝博物館」「自然科学に関する博物館」「交通、殖民及陸海軍に関する博物館」「社会博物館」について紹介している。6ヶ月間のアメリカ視察を記した『教育の米國』の中では、「極めて新式な又極めて實際的な教育博物館」⁽⁶⁰⁾として、オハイオ州クリーブランド師範学校附属の教育博物館を紹介している。さらに、文部省図書局長などを勤めた教育行政官の幣原坦は、『世界の變遷を見る』において、大英博物館の講演活動についてふれ、講演を行う講師の専門性や質問への対応に感嘆し「これ誠に立派な社会教育である」⁽⁶¹⁾と述べている。

4.3 その他の分野における学術的論考

大正期において、欧米博物館について紹介し論じたのは、生物学者や教育学者だけではない。他分野の有識者で、欧米博物館紹介と共に、自身の博物館思想を述べている論著を取り上げる。

女性実業家広岡浅子のもとで活躍した実業家の星野行則は、明治43年より、金融業務視察を主たる目的として、欧米諸国を周遊している。その見聞記である『見學餘録』において、産業博物館や農業博物館、美術館について言及している。星野は、開催期間の限定される博覧会の利益について疑問を投げかけており、「日本の如き資力の乏しい後進國は、斯る効果の少い一時的の御祭騒に、巨額の費用を擲つ事を止めて、永遠に効果のある、又産業に従事するもの、直接に利益を得る事の出来る産業博物館、又は工業試験所の整備に、力を盡す必要がありはしまいか」⁽⁶²⁾と述べ、常設の産業博物館の設立を訴えている。また星野は、日本の美術館の現状にも疑問を投げかけており、欧米の美術館を紹介した後、日本の美術館の現状を「美術品の

虐待」と記し、痛烈な批判を行っている。そして、「況んや美術國たる日本は、更に深甚の注意を此の點に拂ひ、後進美術家の爲め、參考の資料を與ふると共に、一般美術思想の向上に心掛くべきではあるまいか」⁽⁶³⁾と指摘し、美術館整頓において少なくとも必要な事として、以下の4点を挙げている。「一、日本畫陳列場所構造の工夫」では、ボストン美術館が日本美術専用の展示室を作っているように、美術品の内容と外界との調和を保つようにすれば、その美術品は、一層の美を發揮するであろうと主張している。「二、研究觀覽の方法を設くる事」では、資料の性質上、絶えず陳列する事の難しい日本画等を研究のために参照できるような仕組みを整えるべきだとして、各時代や各流派のものを極めて簡単に参照できるよう便宜が備えてあるボストン美術館を参考にすべきだとしている。「三、寫し物の蒐集」では、名品傑作の多くを貴族富豪が所有し、他の者が容易に鑑賞できない現状は、国民美術思想發達のために甚だ痛嘆すべきことであるとし、時代の名品を選んで、これらを模写して陳列すべきであるとしている。「四、手引説明の作製」では、陳列品に手引説明を付ければ、觀覽者の趣味と知識の開發に利益があるとしている。このように、星野は、欧米と比べて日本の美術館の劣る点を指摘するだけでなく、欧米の美術館を参考にした具体的な改善方法を論じている。

西欧美術の啓蒙に努めた美術評論家の一氏義良は、『ロンドン印象記』の中で、主に大英博物館について詳しく紹介しながら日本の博物館の現状を批評している。一氏は、大英博物館の建物や展示室、コレクションについて紹介し、日本の博物館について以下のように述べている⁽⁶⁴⁾。

民衆のための組合、民衆のための諸事機關、民衆のための學校、民衆のための娯樂場などが、當然過ぎるほど當然に必要であると同じやうに、民衆のために、その知識と感情とを普遍にし且リフアインするべき博物館的施設を重んずるのは、最も必要なことであるべきだ。けれども、日本には今日、不幸にしてそれが無い。また民衆もそれを必要としないのかの如き顔をしてゐる。

一氏は、日本とイギリスの博物館事情の違いについて、「當事者と民衆の態度、見解が、ほとんど全く異なつてゐることを僕は切實に感じた」⁽⁶⁵⁾とも述べており、日本の博物館側の問題だけでなく、それを利用する民衆の無関心さを嘆いている。また、イギリスと日本では、博物館に対する考えが根本的に違っているとし、イギリスでもフランスでも博物館入場料を取る所はなく、ロンドンの博物館では疑いの目や警戒の態度をもって睨みつける者もなく自由に觀覽することができるとしている。さらに、外光によって室内の明るさが適当に保たれており、各展示室にスチームが設置され寒暖計が備えられていると記している。つまり、イギリスの博物館は、館本位ではなく、来館者本位によって、いかに設備したならば来館者に最も便利かつ満足を与えられるのかを考えているのだと結論付けている。そして、欧州では小さい都市でも博物館的設備を見ないことはないとし、「博物館は骨董品の陳列所ではないのだ。平俗に言へば常識教育の場所だ。…西洋人は皆これを理解して、各の手に依つて各の都市に此の種の博物館を所有してゐるのだ」⁽⁶⁶⁾と主張している。このように、一氏は、博物館の公共性を繰り返して説いている。

東京博物館、東京科学博物館館長であった秋保安治は、「歐米の科学博物館を巡覽して」の

中で、欧米の科学博物館を紹介した上で、我が国における科学博物館のあり方を論じている。秋保は、結論として、「我國の理學、工學なるものは歐米諸國の如くに漸進的に發達し來つたものではなく、明治維新後急激に他より採り入れたるものであるから、彼の百年を要したる知識は吾は五十年にして採り入れねばならぬ」⁽⁶⁷⁾とし、国家が學術研究にも民衆教育にも役立つ大博物館を建設すべきであると主張している。そして、「歐米の模倣を避けて夫々我國情に即して独自の立場に立ちて考慮すべきことは勿論であるにしても、歐米諸國最近の傾向が不況の間を縫ふて何れも科學博物館の普及發達に努めつゝある此現狀は、亦他山の石として吾人の研磨の資となるのではあるまいか」⁽⁶⁸⁾と述べ、欧米に習って、科学博物館を隆盛させるべきであると説いている。

朝鮮総督府の殖産局長を勤めた松村松盛は、欧米視察記である『世界の鼓動』において、イギリスの博物館を視察して感じたことを9つの項に分けて詳記している。1つ目は、「國が博物館の施設費を充分支出すること」とし、イギリスでは大英博物館に設置予定の昇降機に関する質問が議会で取り上げられるほど、政府の関心が大きいと紹介している。2つ目は、「蒐集の世界的なこと」、続く3つ目は「陳列の科學的且美的なこと」とし、ロンドン自然史博物館における鳥類の生育環境を再現した生態展示を賞賛している。4つ目は、「積極的教育運動」とし、実物による教育の重要性を指摘し、この点において博物館は学界の中樞機関の実質を備えていると記している。5つ目は、「利用の念の熾なること」とし、科学博物館で職工らしい人々が熱心に機械の構造について質問していたのを事例に挙げ、博物館の利用は、国民生活を保持向上する唯一の道であるとしている。6つ目は、「寄贈出品の盛んなること」、続く7つ目は「美術品は概して上品なること」と記している。8つ目の「國民的精神の涵養に努ること」と9つ目の「帝國結集策のためにも」では、護国精神や植民地教育等の観点から戦利品や護国献身の展示が紹介されており、世界大戦へと進む日本の社会情勢を反映した歴史的背景を読み取ることができる。最後に松村は、「現在の物産陳列館や博物館の機能をモット敏活にすることだ。時と所とに順應して、絶えず教育的催しをなし民衆の注意を喚起すべきではなからうか」⁽⁶⁹⁾と述べ、博物館の興隆を願っている。

日本法制史の権威である歴史学者の三浦周行は、大正11年より欧米諸国を巡遊している。三浦は、その見聞を綴った『歐米觀察 過去より現代へ』の中で、欧米と日本における博物館の優劣について記している。三浦は、当時の博物館の傾向について、従来の博物館は、天然物及び人工の珍奇な品物を集めてこれを展示し好奇心や美術欲を満足させることを目的としたものであったが、近世になると、それが美術博物館と科学博物館とに分化する傾向となり、教育を主とした観賞が主軸になったと指摘している。これは、大英博物館が動植物地質鉱物等の資料をサウス・ケンジントンに移管したことや、東京帝室博物館が天産資料を東京教育博物館に移管し、美術・歴史系の資料のみを扱うようになったことに合致すると論じている。共通の傾向にある欧米と日本の博物であるが、その現状を比較すると、日本の博物館は、「種々の點に頗る劣勢にある」⁽⁷⁰⁾と指摘している。三浦は、博物館の社会化・民衆化について欧米から学ぶべきだとして、その公共性や教育活動について記している。まず、資料の公開について、日本において貴重な美術品を所有する旧家や富豪の人々は、資料の価値が下がるのを恐れて他人に

見せようとしないう者が多いのに対し、欧米では、自ら喜んで公開し、惜しげもなく博物館に寄付もしくは寄託する傾向にあると指摘している。また、欧米の国民は、常に博物館に親しんでおり、暇さえあれば家族揃って博物館を訪れるとし、来館者たちには、紳士から学者、着飾った娼婦、襤褸を着た乞食など多様な人々がいると記している。さらに、来館者が理解しやすいよう科学的根拠に基づいた展示を行い、採光や資料配置の間隔といった展示構成にも注意し、簡単明瞭な説明書を設け、館内での講演や館外への資料貸出等も行っていると述べている。そして、博物館附属の図書室や地方的な博物館についても言及しており、公共的な博物館活動の重要点を抑えた紹介内容となっている。これらをふまえて三浦は、博物館と社会の関係について、以下のように述べている⁽⁷¹⁾。

斯様に博物館が社会と密接な関係に置かれて居る爲めに社会も亦日本の如く博物館が單なる骨董品の陳列場と考へられて、少数の職業的美術家、工藝家乃至それらの愛好者に限つて利用され、一般民衆からは全然孤立の状態に置かれるやうの事がなく、國民一般が設備といひ、列品といひ、如何にもして現在よりも一層優秀なるものとなし、これを以て彼等の誇としやうと努力することにもなる。そこに又東西の國民的感情の上に雲泥の差を生じて來るのである。

このように述べ、博物館が社会及び国民に歩み寄ることで、博物館に対する国民意識を変化させることができると示唆している。そして、博物館の内容を充実させていくには、民間の援助も必要だとして、欧米各国の博物館後援会や同朋会について詳述している。

小結

大正期に入ると、博物館に焦点を絞った論文や自身の博物館思想を述べた論著が増加したことにより、有識者たちによる欧米博物館紹介は、学術的な要素をより一層強めることとなった。その中でも、とりわけ生物学と教育学の分野にその論著が多かったわけであるが、分野によって、博物館に対する注目点に違いが見られる。生物学者が著した論考では、生きている動物であれ、標本であれ、生態学に基づいた自然的な飼育、展示を行っていることに注目する研究者が多かった。また、各国における研究の進行程度を計るために、博物館を調査する傾向があり、生物学と博物館が身近な関係にあったことが推測できる。一方、教育学者が著した論考では、教育的な視点のもと、解説や講演、学校や図書館など他の教育機関との関係に注目した者が多かった。教育学者たちにとって、博物館における教育活動は、展示だけでなく、それに付随する取り組みを行うべきだという認識が広がっていたと考えられる。

そして、著者の専門分野に関係なく、多くの論著において、欧米博物館紹介の学術的な進歩を窺い知ることができる。前代に比べ、博物館の紹介が緻密な内容へと変化しているだけでなく、その設立史や具体的な記録やデータを提示し、海外の博物館学者についても言及しつつ論考を進めている点から、単なる旅行記ではない専門性のある博物館学の論文として欧米博物館紹介の論著を評価することができる。また、多くの著者が、日本の博物館について批評しており、その殆どが現状に不満をもった内容である。この当時、博物館の嚆矢である湯島聖堂構内で開催された博覧会から40年が経過しており、帝室博物館の設置からは20年を迎えていた。しかし、その実情は、欧米各国と比べると旧態依然の劣ったものだったのであろう。そして、そ

の後の博物館界に多大なる功績を残した棚橋は勿論のこと、各分野において著明な功績を残した有識者たちが多くの欧米博物館紹介を行っていることから、博物館を各専門において活用しようとする試みが活発になっていたことを窺い知ることができる。

おわりに

日本における欧米博物館紹介は、幕末の使節団によって始まり、新政府主導の近代化の中で、欧米博物館の視察が行われ、その見聞が日本における博物館の創設に活かされることとなった。日本に博物館が誕生した後も、様々な分野の有識者たちによって、欧米博物館視察が行われ、学術的な欧米博物館紹介に関する論著が増加していった。博物館のさらなる発展のため、多くの人々が欧米の博物館を調査・紹介し、それらを参考にしながら日本の博物館は発展していったのである。また、日本の博物館が既に開館していた明治後半以降は、多くの論著において、欧米の博物館を紹介することで本国の博物館をより良くしようとする試みを見出すことができる。全体として、欧米博物館を批判した論著が圧倒的に少ないのには、日本の博物館が欧米諸国のそれと比べて劣っていたというだけでなく、日本の博物館の発展を願い、欧米の博物館において参考となる優れた点のみを取り上げていたとも考えられる。

欧米の博物館について紹介した論著は、もちろんここに列挙しただけではない。昭和を迎えると、欧米博物館紹介の論著は、更に頻繁なるペースで刊行されている。その要因の一つに、昭和3年(1928)に博物館事業促進会が発足し、『博物館研究』の刊行が始まったことがある。当誌には、前述した棚橋はもちろんのこと、東京博物館学芸官であった森金次郎や東京帝室博物館監査官であった後藤守一など、博物館学を牽引した人々が、日本の博物館を発展させるという目的を持って調査した欧米博物館に対する論考が次々と発表されることとなり、欧米博物館紹介は最盛期を迎えることになるのである。この時代については、別途考察したいと考えている。

No.	著者	著者詳細	刊行年	論題	誌名(収録誌名)	出版元
1	名村元度	遣米使節団	1960	「亜行日記」	『万延元年遣米使節史料集成 第二巻』 日米修好通商百年記念行事運営会編	風間書房
2	福島義言	遣米使節団	1960	「花旗航海日記」	『万延元年遣米使節史料集成 第三巻』 日米修好通商百年記念行事運営会編	風間書房
3	水野正信 (加藤素毛述)	遣米使節団	1960	「二夜語」	『万延元年遣米使節史料集成 第三巻』 日米修好通商百年記念行事運営会編	風間書房
4	玉虫左太夫	遣米使節団	1974	「航米日録」	『西洋見聞集』君塚進校注	岩波書店
5	村垣範正	遣米使節団	1928	「遣米使日記」	『遣外使節日記纂輯一』 日本史籍協會編	東京大學出版會
6	佐野鼎	遣米使節団	1946	-	『萬延元年訪米日記』	金澤文化協會

欧米博物館紹介史

7	市川渡	遣欧使節団	1930	「尾蠅歐行漫録」	『遣外使節日記纂輯二』 日本史籍協會編	東京大學出版會
8	野沢郁太	遣欧使節団	1930	「航海日録」	『遣外使節日記纂輯二』 日本史籍協會編	東京大學出版會
9	福澤諭吉	遣欧使節団	1866	「博物館」	『西洋事情 初編 卷之一』	慶應義塾出版局
10	柴田剛中	柴田剛中一行	1974	「仏英行（柴田剛中日載七・八より）」	『西洋見聞集』君塚進校注	岩波書店
11	岡田攝蔵	柴田剛中一行	1930	「航西日記」	『遣外使節日記纂輯三』 日本史籍協會編	東京大學出版會
12	栗本鋤雲	徳川昭武一行	1869	「暁窓追録」	『匏菴十種』	九潛館
13	邨田文夫	広島藩の留学生	1869	「寶庫」	『西洋見聞録 前編 卷之中』	井筒屋勝次郎
14	久米邦武	岩倉具視使節団	1878	-	『特命全權大使米歐回覽實記 第二編 英吉利國ノ部』	博聞社
15	佐野常民	政治家	1875	-	『澳國博覽會報告書 博物館部』	澳國博覽會事務局
16	田中不二麿	政治家	1877	-	『米國百年期博覽會教育報告 卷三』	文部省
17	農商務省	農商務大臣一行	1888	-	『歐米巡回取調書』	農商務省
18	京都商業會議所	商工業調査	1900	「米國費府商業博物館」	『歐米商工視察報告書』	京都商業會議所
19	文部省	教育調査	1903	「博物館」	『瑞典教育』	文部省
20	池邊義象	国文学者	1901	-	『佛國風俗問答』	明治書院
21	池邊義象	国文学者	1902	-	『歐羅巴』	金港堂書籍
22	池邊義象	国文学者	1902	「博物館及び動物園」	『世界讀本』	弘文館
23	下田次郎	教育学者	1906	「一八 教育博物館に就て」	『西洋教育事情』	金港堂書籍
24	藤田経信	水産学者	1910	「三 博物館」	『歐米水産大観』	裳華房
25	坪井正五郎	人類学者	1889 1890	「パリー通信」	『東京人類學會雜誌』 第四三、四四、四五、 四六、四七、四八號	-
26	坪井正五郎	人類学者	1890	「ロンドン通信」	『東京人類學會雜誌』 第五十號	-
27	黒板勝美	歴史学者	1911	-	『西遊式年歐米文明記』	文會堂書店
28	白井光太郎	植物学者	1903	「植物博物館設立の必要」	『植物博物館及植物園の話』	丸善書店
29	箕作佳吉	動物学者	1899	「博物館ニ就キテ」	『東洋學藝雜誌』 第二一五号	-
30	大岡育造	政治家	1901	「博物館と圖書館」	『歐米管見』	大岡育造
31	井上圓了	仏教学者	1889	-	『歐米各國政教日記』	哲學書院
32	渡邊熊四郎	実業家	1894	-	『歐米旅行日記』	渡邊熊四郎
33	鎌田榮吉	政治家	1899	「ルーブル美術館及凱旋門」	『歐米漫遊雜記』	博文館
34	谷津直秀	動物学者	1908	「博物館内の兒童室」	『動物學雜誌』 第二三七號	-

欧米博物館紹介史

35	谷津直秀	動物学者	1912	「活氣ある博物館を設立すべし」	『新日本』第二卷第二号	-
36	三好學	植物学者	1914	「七 博物館の目的及びその種類」	『歐米植物観察』	富山房
37	三好學	植物学者	1895	「(三) 植物園、植物標品館、腊葉館」	『歐州植物學輓近之進歩』	敬業社
38	中野治房	植物学者	1925	「歐米の模範的博物館と其感想」	『東洋学藝雜誌』六月號 第五〇六號	-
39	川村多實二	動物学者	1919	「巡米雜感」	『動物學雜誌』 第三百七十七、 三百七十八、三百七十九 號	-
40	川村多實二	動物学者	1920	「米國博物館の生態陳列」	『動物學雜誌』 第三百八十號	-
41	江崎悌三	昆虫学者	1926	「北歐見聞記」	『動物學雜誌』 第四百五十四、 四百五十七號	-
42	永澤六郎	動物学者	1912	「紐育動物園」	『動物學雜誌』 第二百八十二號	-
43	永澤六郎	動物学者	1916	「大英博物館博物部」	『動物學雜誌』 第三百三十五號	-
44	永澤六郎	動物学者	1916	「英國皇立醫學校附屬博物館」	『動物學雜誌』 第三百三十七號	-
45	永澤六郎	動物学者	1917	「ジェームス・スミソン及『スミソン』學園」	『動物學雜誌』 第三百四十號	-
46	棚橋源太郎	博物館学者	1924	「博物館と教育」	『教育時論』 第壹千四百貳拾壹號	
47	佐野友三郎	図書館学者	1920	「第五章 米國博物館」	『米國圖書館事情』	金港堂書籍
48	湯原元一	教育学者	1913	「通俗圖書館及び博物館の案内」	『歐米通俗教育の實際』	金港堂書籍
49	吉田熊次	教育学者	1913	「第十一節 博物館、動物園 植物園」	『社會教育』	敬文館
50	吉田熊次	教育学者	1918	「三三 教育博物館」	『教育の米國』	富山房
51	幣原坦	教育行政官	1926	「博物館」	『世界の變遷を見る』	富山房
52	星野行則	実業家	1912	-	『見學餘録』	警酷社書店
53	一氏義良	美術評論家	1923	「博物館的施設」	『ロンドン印象記』	世界思潮研究會
54	秋保安治	東京博物館館長	1924	「歐米の科學博物館を巡覽して(一)」 「歐米科學博物館を巡覽して(二)」	『科學知識』 第十四卷第一、二號	-
55	松村松盛	政治家	1926	「博物館を數へて」	『世界の鼓動』	帝國地方行政學會
56	三浦周行	歴史学者	1926	「博物館」	『歐米觀察 過去より現代へ』	寶文館

表1 本稿にて引用した文献一覧 (本稿掲載順)

註（表1に掲載した文献からの引用の場合は「表1 No.」として記した）

- (1) 基本的に、雄山閣より出版されている青木豊・山本哲也編『博物館学基本文献集成』シリーズに掲載されていないものを詳細に引用することとした。
- (2) 財部香枝 1998「幕末における西洋博物館の受容:万延元年(1860年)遣米使節団が発見した博物館」『情報文化研究』第8号、財部香枝 1999「幕末における西洋自然史博物館の受容-万延元年(1860年)遣米使節団とスミソニアン・インスティテューション-」『博物館雑誌』第24巻第2号
- (3) 椎名仙卓 1982「幕末の遣米使節団が見聞した博物館-「博物館」という名称の成立に関連して-」『博物館研究』Vol.17 No.11
- (4) 表1 No.1 P.232
- (5) 表1 No.2 P.330
- (6) 表1 No.3 P.54
- (7) 表1 No.4 P.98
- (8) 表1 No.5 P.119
- (9) 表1 No.6 P.60
- (10) 表1 No.7 P.366
- (11) 表1 No.8 P.189
- (12) 表1 No.8 P.169
- (13) 表1 No.7 P.365
- (14) 表1 No.9 PP.42-43
- (15) 表1 No.10 P.394
- (16) 表1 No.11 P.504
- (17) 表1 No.11 PP.492-493
- (18) 表1 No.11 P.493
- (19) 表1 No.12 P.16
- (20) 邨田は、広島藩の野村家に生まれ、後に養子となり邨田と称した。邨田と共に、佐賀藩士石丸虎五郎と馬渡八郎も留学している。
- (21) 渡邊 実 1977『近代日本海外留学史上』講談社 P.192
- (22) 表1 No.13 PP.211
- (23) 財部香枝 2002「1872年の岩倉使節団によるスミソニアン・インスティテューション視察-明治初年における西洋の自然史博物館受容過程-」『博物館雑誌』第28巻第1号
- (24) 山本哲也 2012「久米邦武と岩倉使節団報告『米欧回覧実記』」『新潟県立歴史博物館研究紀要』第13号
- (25) 岩本陽児 1998「岩倉使節団の米欧博物館見学-イギリスを中心に-(上)」『博物館学雑誌』第24巻第1巻、岩本陽児 1999「岩倉使節団の米欧博物館見学-イギリスを中心に-(下)」『博物館学雑誌』第24巻第2巻
- (26) 表1 No.14 PP.111-112

- (27) 表1 No.15 P.1
- (28) 表1 No.15 P.4
- (29) 表1 No.16 P.27
- (30) 表1 No.16 P.31
- (31) 大嶽幸彦 2000「地理学から見た『農商務省蔵版 欧米巡回取調書』 - ベルギー国を中心にして -」『上越教育大学研究紀要』第19巻第2号 P.397
- (32) 表1 No.17 P.18
- (33) 註25の(上)と同じ P.3
- (34) 杉山正司 2010「田中芳男」『博物館学人物史 上』雄山閣 PP.66-67
- (35) 表1 No.22 PP.140-141
- (36) 表1 No.22 P.162
- (37) 表1 No.23 PP.421-422
- (38) 表1 No.24 PP.339-340
- (39) 表1 No.30 PP.39-40
- (40) 表1 No.30 P.45
- (41) 表1 No.31 P.99
- (42) 表1 No.32 P.96
- (43) 表1 No.32 P.100
- (44) 表1 No.33 PP.7-8
- (45) 表1 No.35 PP.124-128
- (46) 表1 No.38 P.67
- (47) 日本動物学会が発行する機関誌。明治21年創刊。
- (48) 表1 No.39 P.26
- (49) 表1 No.41 P.254
- (50) 平坂恭介 1933「訪米雑感」『動物学雑誌』第五百四十二号P.503
- (51) ブロンクス動物園に関する論文は表1 No.42、サウス・ケンジントンは表1 No.43、ハンテリアン博物館は表1No.44、スミソニアンは表1 No.45である。
- (52) 表1 No.42 P.17
- (53) 表1 No.42 P.25
- (54) 表1 No.45 P.2
- (55) 棚橋源太郎 1916「児童と博物館」『児童研究』第二十巻第二号や、1916「国民教育と博物館」『教育時論』第壹千壹百貳拾壹號、1918「學校圖書館と學校博物館」『教育時論』第壹千壹百九拾號、1919「本邦社會教育の不振」『教育時論』第壹千壹貳百拾號、1920「社會教育的觀覽施設」『帝國教育』第四百六十一號などにおいて欧米の博物館事情が紹介されている。
- (56) 矢島國雄 2009「棚橋源太郎とその博物館学(1)」『Museum Study』20巻 PP.26-27
- (57) 棚橋源太郎 1924「博物館と教育」『教育時論』第壹千壹貳百拾號 PP.6-8

欧米博物館紹介史

- (58) 表1 No.47 PP.168-169
- (59) 表1 No.47 P171-172
- (60) 表1 No.50 P.168
- (61) 表1 No.51 P.290
- (62) 表1 No.52 P.125
- (63) 表1 No.52 P.130
- (64) 表1 No.53 P.56
- (65) 表1 No.53 P.44
- (66) 表1 No.53 P.75
- (67) 表1 No.54 P.67
- (68) 註66と同じ
- (69) 表1 No.55 P.142
- (70) 表1 No.56 P.232
- (71) 表1 No.56 P.242

(國學院大學大学院博士課程前期)

【論文】

中国西安地域の博物館におけるバリアフリー

Accessibility in the Museums of Xi'an area, China

伊東 俊祐

ITOH Shunsuke

はじめに

中国においては、1990年に公布され、2008年に改正された「中華人民共和国残疾人⁽¹⁾保障法」(中華人民共和国主席令第8号)の下に、いわゆる障害児教育や障害者福祉に代表される多様な障害者施策やバリアフリー施策が、国主導の下に展開されている。しかしながら、中国におけるバリアフリーはどのように進展しているのか、現状ではどのような課題が存在するのか、そうした学術的論考は非常に少ないため、その状況について窺い知ることはできない。博物館であれば尚更のことであり、我が国の博物館学界においては中国の博物館事情の発表がされているものの、バリアフリーに焦点を当てた研究発表の事例は皆無に等しい。

筆者は2016年の夏に、西安市人民政府文物局の協力の下、國學院大學中日博物館学学术交流団に参加し、陝西省西安地域の博物館を視察した。本稿は、当該視察に参加して調査した現状を概観し、中国の博物館におけるバリアフリーの現状を記すものである。なお、本稿の対象となる西安地域の博物館は、西安市鐘鼓樓博物館、乾陵博物館、乾陵、漢陽陵博物館、西安大唐西市博物館、西安城壁、西安唐皇城牆含光門遺址博物館、西安碑林博物館、西安于右任故居紀念館、陝西歴史博物館、秦始皇帝陵博物院、西安半坡博物館、大明宮丹鳳門遺址博物館、大明宮遺址博物館、西安閩中民俗芸術博物院、大慈恩寺、西安博物院の17館である。

1. 中国における障害者とその施策

1-1. 障害者の定義とその現状

中華人民共和国憲法(1982年12月4日全国人民代表大会公告公布施行)第45条第3項において、「国家及び社会は、盲、聾、啞その他の障害を有する公民の労働、生活及び教育について援助し、手配する。」⁽²⁾と、国家及び社会による障害者への援助を謳っている。これを受けて制定されたのが、「中華人民共和国残疾人保障法」である。この法律は、中国における障害者及び障害者施策の基本的方針について定めたものであり、主に第1章・総則、第2章・康復(リハビリテーション)、第3章・教育、第4章・労働就業、第5章・文化生活、第6章・社会保障、第7章・无障碍環境(バリアフリー環境)、第8章・法律責任、第9章・附則に分類され、全条文68条から構成される。

残疾人保障法第2条第1項では「障害者とは、心理、生理、人体構造において、ある組織や機能を喪失し、また正常ではなく、正常な方法である活動に従事する能力を全部または部分的に喪失した人を指す。」⁽³⁾とあり、また、同条第2項に、「障害者とは視覚障害、聴覚障害、言

語障害、肢体不自由、知的障害、精神障害、重複障害その他の障害を持つ人である。」⁽⁴⁾とある。上記のように、法律⁽⁵⁾において障害者の定義付けが行われており、この条文を根拠として障害者の認定が行われている。なお、障害を有する中華人民共和国公民は、2006年に行われた第2回全国障害者サンプリング調査(第二次全国残疾人抽样调查)⁽⁶⁾によれば、総数8,296万人おり、総人口の6.34%を占める。障害種別の内訳としては、視覚障害者は1,233万人(14.86%)、聴覚障害者は2,004万人(24.16%)、言語障害者は127万人(1.53%)、肢体不自由者は2,412万人(29.07%)、知的障害者は554万人(6.68%)、精神障害者は614万人(7.40%)、重複障害者は1,352万人(16.30%)となっている。特に肢体不自由者と聴覚障害者、重複障害者の比率が高いことが分かる。また、都市部の障害者総数は2,017万人(24.96%)、農村部の障害者総数は6,225万人(75.04%)と、農村部の比率が高いことが窺えるが、実際の生活環境は都市部と比較すると厳しい状況にあり、障害者施策も十分ではない現状にあるといわれる⁽⁷⁾。その上に、年齢別としては0-14歳は387万人、15-59歳は3,493万人、60歳以上は4,416万人となっており、年齢が上がるにつれて障害者数が増加するという傾向にある。そのため、急速に進みつつある障害者の高齢化に向けた施策を実施する必要性が求められている。

中国の障害者は、総人口の6.34%を占めることは先に述べた通りであるが、経済協力開発機構(OECD)の調査によれば、各国の総人口に占める平均障害率は14%であるとしていることから、実際にはそれ以上に多くの障害者が潜在している可能性が指摘されている⁽⁸⁾。

2008年3月28日、中華人民共和国憲法の上位機関であり、事実上、国家の最高指導部である中国共産党中央委員会は、中華人民共和国中央人民政府の最高行政機関である国務院との連名で「障害者事業の発展を促進することに関する中共中央、国務院の意見」(中共中央 国務院 関于促進残疾人事业发展的意见)を公表した。この意見では、これまで取り組んできた障害者施策の策定を評価する反面、障害者施策には多くの課題があること、また社会の障害者に対する意識上の低さ、そして障害者差別が根強いことを指摘している⁽⁹⁾。

この他、障害児教育の基本方針を定めた「中華人民共和国残疾人教育条例」(中華人民共和国主席令第161号)や、障害者雇用の制度を定めた「中華人民共和国残疾人就業条例」(中華人民共和国国務院令第488号)等がある。

1-2. 「无障碍」—中国におけるバリアフリーの概念

「バリアフリー」とは、障害者の社会参加を妨げる要因となりうるバリア(障壁)をフリー(除去)にする意であるが、中国では「无障碍」の語で表され、専ら障害者に対する障壁を取り除き、障害者の社会参加を促すための概念的な用語として使用されている。なお、「无障碍」の英訳は「Accessibility」あるいは「Barrier-Free」が採用されている。2008年に改正された残疾人保障法には、第7章として新たに「无障碍环境」の項目が設けられ、同章第52条には、「国家と社会は措置を講じて、次第にバリアフリーの施設を改善し、情報伝達のバリアフリー化を推進し、障害者による社会生活への平等な参加のためにバリアフリーの環境を構築しなければならない。」⁽¹⁰⁾と定められたように、近年の中国ではバリアフリーの概念が社会的に一般化しつつある。

「バリアフリー」の用語は、元々は1975年に開催された国際連合バリアフリー・デザインに

関する専門家会議において、建築上の障壁を物理的に取り除くための建築用語として初めて紹介され、国際連合事務局によって作成された報告書『バリアフリー・デザイン 国際連合バリアフリー・デザインに関する専門家会議報告書』(Barrier-Free Design: Report of a United Nations Expert Group Meeting on Barrier-Free Design)によって世界中に広まっていった。これを受けて1980年代の中国にバリアフリーの概念が導入され、特に1985年には北京市人民政府によって、北京市内の王府井など主要な繁華街にバリアフリー設備の設置が実施されたことが先駆けであるといわれる。更に1987年には、中華人民共和国建設部、同民政部、中国残疾人連合会と北京市人民政府建設設計院、同市政設計院が共同で参画した「障害者が使用しやすい都市道路と建築物の設計ガイドライン」(方便残疾人使用的城市道路和建築物設計規範)が公布されており、以降は、主要な都市部においてバリアフリー設備を設置する際には、当該ガイドラインに従って実施することが、建設部、民政部、中国残疾人連合会によって求められている。その後も、バリアフリーに対する様々な取り組みが実施されてきたが、2008年に開催された北京オリンピック・パラリンピックを契機として、都市部のバリアフリーへの取り組みが本格化しはじめるようになった⁽¹¹⁾。特に、国務院では、2012年に「无障碍環境建設条例」(中華人民共和国国務院令第622号)を政令として定め、2008年の北京オリンピック・パラリンピック、2010年の上海国際博覧会の際に設置されたバリアフリー設備を補強する形で具体的施策が例示されたため、全国レベルでのバリアフリー施策の意欲度は少なからずとも高まっているといえよう。

北京市は中華人民共和国の首都であり、全国の都市部に先駆けてバリアフリー設備を実施したことから、中国の中でも最もバリアフリー化の進展が著しい。しかしながら、北京市をはじめ、上海市や重慶市、天津市の直轄市や各省都に代表される都市部と農村部とでは、バリアフリー設備の普及率の格差が表れており、また各地域の発展段階によってバリアフリーの進展度は異なるといわれる⁽¹²⁾。以上の通りに都市部優先であることに加えて、手すり、スロープなどの低価格な物理的設備を中心に行っているため、バリアフリーへの投資が十分になされていないことが中国におけるバリアフリーの実態である。

1-3. 博物館と障害者

2006年に施行された「中華人民共和国博物館管理弁法」(中華人民共和国文化部令第35号)第29条「国有の博物館は、未成年者の集団参観に対し入館料無料制度を施行し、又、高齢者、障害者、現役の軍人等の特殊社会群体の参観に対し入館料減免制度を施行する。」⁽¹³⁾とあるように、障害者は公立博物館の入館料減免制度の対象となることが定められている。このことは、2015年に新たに施行された「中華人民共和国博物館条例」(中華人民共和国国務院令第659号)においても踏襲されており、第33条第2項では、「博物館が無料開放をまだ実施していないときは、未成年者、成人の学生、教師、高齢者、障害者及び軍人等に対し無料又はその他の優待を実施しなければならない。博物館が実施する優待項目及びその基準は、公告しなければならない。」⁽¹⁴⁾と、「博物館管理弁法」よりも踏み込んだ内容となっている。そのため、大半の博物館では、高齢者や障害者が身分証明書、あるいは残疾人証(障害者手帳)を掲示することで入館料を減免する制度が実施されている。

また、残疾人保障法第55条には、「公共サービス機関と公共場所は条件を整え、障害者に言

語と文字の掲示、手話、点字といったサービスを提供しなければならない。また障害者にサービスや補助的サービスを優先的に提供しなければならない。」⁽¹⁵⁾と規定されているため、当然ながら公共施設たる博物館においては、障害者サービスの提供が法律的に求められている。

中国を代表する歴史的建造物であり、UNESCO世界文化遺産「北京と瀋陽の明・清王朝皇宮」の構成資産として登録されている北京の故宮博物院(紫禁城)では、障害者を対象としたスロープを、紫禁城の中核となる建築物である前三殿(大和殿・中和殿・保和殿)や、明清代の歴代皇帝の生活空間であった内廷(後宮)等、院内の各宮殿参観ルート上に設置している⁽¹⁶⁾。また、「院内のバリアフリーアクセスのガイドマップ」(院内无障碍通道位置図)⁽¹⁷⁾をホームページ上で公開している。同じくUNESCO世界文化遺産として登録されている「万里の長城」の代表的資産である八達嶺長城においても、駐車場から道路、歩道、坂道、展望台、受付でのバリアフリーを実施し、加えてエレベータや車椅子専用補助機器といったバリアフリー設備を導入したため、ホームページ上においても車椅子の利用者であっても長城の観光が可能である旨を謳っている⁽¹⁸⁾。これらはいずれも、北京市人民政府によって2008年の北京オリンピック・パラリンピックを契機として新たに設置されたバリアフリー設備であるが⁽¹⁹⁾、このように中国を代表する博物館においてバリアフリー設備の設置が進行していることが窺える。

2. 西安地域の博物館におけるバリアフリーの現状と課題

陝西省西安地域は、かつては主に「長安」と呼称され、中国諸王朝の大都市として栄えた。特に、西周(鎬京)、秦(咸陽)、前漢(長安)、隋(大興)、唐(長安)等、13王朝の首都が置かれたことから、名実共に中国史上の表舞台となった地である。また、唐代には、古代オリエントや古代ローマをはじめとする地中海文明を起点としたシルクロードの東端に位置する国際都市として繁栄した。そうした歴史を有することから、歴史的に価値の高い数多くの遺跡や文物が遺存しており、中国を代表する観光拠点となっている。故に、それらの遺跡や文物を保管、展示するための博物館の館数も多く、西安市人民政府文物局によれば121館の博物館が存しており、うち国有博物館は35館、企業博物館は42館、民営博物館は44館となっている。

なお、第2回全国障害者サンプリング調査によれば、陝西省の障害者総数は249万人であり、地域総人口に占める割合は6.69%を占める。陝西省人民政府や西安市人民政府では、2002年に「西安市无障碍設施建設管理規定」(西安市人民政府令第2号)が制定され、改正残疾人保障法や无障碍環境建設条例が施行された後は、2012年に「陝西省実施《中華人民共和国残疾人保障法》弁法」(陝西省人民代表大会常務委員会公告第56号)、2015年に「陝西省実施《无障碍環境建設条例》弁法」(陝西省人民政府令第184号)が制定された。また、2008年には、中華人民共和国建設部、同民政部、中国残疾人連合会、中国全国老齡工作委員会の共同通知により、全国のバリアフリー・モデル都市として100都市が選ばれ、陝西省の省都たる西安市もこれに含まれている⁽²⁰⁾。西安市周辺はいわゆる都市部であるため、上記の通りに法律面での整備がなされ、バリアフリー施策が進展していることが窺えるのである。ゆえに、各博物館においてもバリアフリー施策が実施されていることが想定される。こうしたことを踏まえたうえで、西安地域の博物館におけるバリアフリーの実態について論じていきたい。

2-1. 段差の有無とスロープ

段差の解消とスロープの設置は、中国の基本的な物理的バリアフリーの一つであり、最も多いバリアフリーでもある。今回の視察先では、乾陵博物館、乾陵、漢陽陵博物館、西安大唐西市博物館、西安碑林博物館、西安于右任故居紀念館、陝西歴史博物館、秦始皇帝陵博物院、西安半坡博物館、大明宮丹鳳門遺址博物館、大明宮遺址博物館、西安閩中民俗芸術博物院、大慈恩寺、西安博物院にて確認された。

まずスロープは、入口に設けられることがほとんどであった。入口付近は、構造的に階段や段差が一般的であることから、そのためのバリアフリー設備としてスロープ又はなだらかな傾斜道が設置されていることが多い(写真1・写真2)。加えて、バリアフリーであることを示す車椅子の国際標準マークをはじめ、「无障碍通道」「残疾人通道」と記された看板によって示されている。このように、大半の博物館ではスロープや傾斜路の設備が設置されていたが、突貫的に設置しただけで安全性に不安の残る仮設スロープ(写真3)や、極めて急傾斜なスロープも散見されたため、同じ施設内であっても構造的に統一性が見られないのが特徴的であった。

また、展示室の動線上に、スロープ又はその他のバリアフリー設備(車椅子専用昇降機、エレベータ等)が見られない場合も散見された。今回の視察先では、特に遺跡博物館の屋内展示にみられた。遺跡博物館の屋内展示とは、発掘された遺跡を覆屋で保存し、公開するための展示形態である。視察先では、父の文帝と共に「文景の治」と謳われる政治を行い、子の武帝に至る前漢最盛期への基礎を築いた景帝の陪葬坑を展示する漢陽陵博物館(漢陽陵帝陵外蔵坑保護展示庁)、隋唐代長安城の含光門遺址を展示する西安唐皇城牆含光門遺址博物館、UNESCO世界文化遺産「秦始皇帝陵及び兵馬俑坑」の構成資産の一つである兵馬俑坑を展示する秦始皇帝陵博物院、約6,000年前の仰韶文化に属する半坡遺跡を展示する西安半坡博物館、唐代長安城の大明宮丹鳳門遺址を展示する大明宮丹鳳門遺址博物館がこれに該当する。これらの屋内展示では、発掘された当時の状況をそのまま保存した状態で展示されているため、より臨場感を味わうことができる。このような展示形態を持つ博物館においては、遺跡を囲む形で見学動線が設けられているパターンが主であるが、遺跡の地表は現在の地表よりも低いという特質を持つことに加えて、遺跡を間近に鑑賞することが可能となるように、見学動線上に工夫がされている場合がある。全ての見学動線になだらかなスロープが設



写真1 秦始皇帝陵博物院のスロープ



写真2 西安半坡博物館の傾斜路



写真3 大慈恩寺正門のスロープ

置されていた半坡博物館以外の博物館では、高低差のある場合は専ら階段のみであり、スロープやその他のバリアフリー設備が全く見られなかった(写真4・写真5)。



写真4 秦始皇兵馬俑一号陪葬坑

左側上部に階段があるのがみえる。なお、車椅子利用者は右側上部にある展望台でのみ参観することが不可能である。

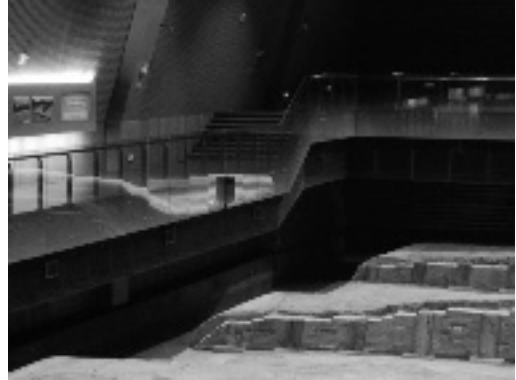


写真5 大明宮丹鳳門遺址

中央奥に階段があるのがみえる。参観ルートとしては、秦始皇兵馬俑一号陪葬坑と同様の構造である。

また、本章4節においても言及するが、いわゆる歴史的建造物を利用した博物館では、スロープが確認できるものの、建造物の持つ文化財的価値も相まってか、その設置事例が少ない傾向にある。また、明清時代に建造された孔子廟旧跡を利用して、秦漢代から明清代にかけての石碑約4,000点を展示する西安碑林博物館では、高低差のある各建物にスロープを設置し、車椅子のマークや「无障碍通道」の他に英語(Barrier-Free Passage)、日本語(バリアフリー・アクセス)、韓国語(무장애통로)で記された看板(写真6)によって示されている。一方で、後漢代の「曹全碑」や欧陽詢、虞世南、顔真卿等の石碑を収蔵する7軒の碑石陳列室には、入口や出口の石段に対応するスロープがあるもの、全軒に設置されている訳ではない。更には、7軒の碑石陳列室が伝統的な建築物であることに鑑み、入口に伝統的な敷居である蹴放(写真7)が敷設されているもの、スロープは設置されておらず、全体的にバリアフリーな構造へと至っていない状況である。



写真6 西安碑林博物館の「无障碍通道」看板



写真7 西安碑林博物館の蹴放(左下)

その他のバリアフリー設備については、漢陽陵博物館では、玄関口から展示室に至るまでの通路がなだらかな傾斜路となっており、段差は皆無であったが、通常は階段や段差に対応するバリアフリー設備である車椅子専用昇降機が設置されているという不思議な構造であった。なお、出口は階段となっているが、同様に、車椅子のマークと共に「残疾人専用」と記された車椅子専用昇降機が設置されている。その他、秦始皇帝陵博物院では、敷地が広大であり、駐車場から兵馬俑坑まで徒歩で10～20分以上掛かることから、ボランティアスタッフによる有料の車椅子サービスを実施している(写真8)。なお、視察時の価格は、片道で200元(当時の為替レートでは、日本円にして約3,000円)であった。しかしながら、車椅子専用にあえられた傾斜路の距離が、段差や階段のある通常のルートと比較すると長大であることから、車椅子に人を乗せた状態で半ば強引に段差や階段を昇降するという事例が見られた。

2-2. 車椅子専用トイレ

車椅子専用トイレは、一般的に「残疾人衛生間」「残疾人衛生間」「无障碍衛生間」等と表され、車椅子の国際標準マークによって示されている。中国のトイレは基本的に和式であり、車椅子専用と称されるトイレのみが洋式である。そのため、車椅子専用トイレは車椅子の利用者のみならず、高齢者などが利用するのに適している。しかしながら、各施設において構造上の統一はされていないため、トイレ自体が障害者のニーズにあったバリアフリーになっているかどうかは、一概には言い難い現状がある。今回の視察先では、乾陵博物館、漢陽陵博物館、西安大唐西市博物館、西安碑林博物館、陝西歴史博物館、秦始皇帝陵博物院、西安半坡博物館、大明宮丹鳳門遺址博物館、大明宮遺址博物館、西安閩中民俗芸術博物院、大慈恩寺、西安博物院にて確認された。

基本的には、通常の個室とは別に車椅子専用にあえた個室が設けられることが一般的であるが、そうした車椅子専用の個室が確認されたのは、西安大唐西市博物館、秦始皇帝陵博物院、大明宮丹鳳門遺址博物館(写真9)、の3館のみであり、それ以外の博物館では、通常の個室と変わりのない状態で設置されていた。そのため、個室面積が狭い上に、手すりが見られない等、バリアフリー設備としての完成度が極めて低いと言わざるを得ない状況が大半であった。特に、陝西歴史博物館の場合は、車椅子専用トイレは各トイレにつき一室のみであるが、個室面積が狭小である上に、開扉時に扉が便座に接触してしまい、半開きの状態でしか入ることができな



写真8 秦始皇帝陵博物院にて実施されている有料車椅子サービス。左脇に立つ人物がボランティアスタッフである。(上の写真は、國學院大學大学院の青木豊教授に許可を頂いた上で掲載することを記しておく。)



写真9 大明宮丹鳳門遺址博物館の車椅子専用個室

い(写真10)。そのため、車椅子が入るのはまずもって不可能である。極め付きは、そのトイレ自体が掃除道具の物置と化していることである。別のトイレの場合、トイレに入るには階段を下りなければならない、降りた先に車椅子専用トイレが置かれている矛盾した構造となっている。無論、当該車椅子専用トイレも、個室面積はすこぶる狭小である。

一方トイレには、手洗い場が設置されていることが通常であるが、子供や車椅子利用者の身長に合わせた手洗い場が設置されることはごく稀である。こうしたバリアフリー設備は、西安碑林博物館と西安博物院にて確認された。また陝西歴史博物館においても、トイレ内ではないもの、正門から本館に至るまでのルート上の屋外に高低差のある水飲み場が設けられていた。

2-3. 映像展示物の字幕

ここでは、言語バリアフリーとしての「字幕」について論じたい。今回の視察でとりわけ目を引いたのは、博物館展示の延長線上にある映像展示物に付与された字幕である。今回は、映像展示物の設置がされていた乾陵博物館(永泰公主墓)、陝西歴史博物館、秦始皇帝陵博物院、西安半坡博物館、大明宮丹鳳門遺址博物館、大慈恩寺にて確認された。

乾陵博物館では、永泰公主墓の墓道入口に設けられていたが、主に中国語字幕が用いられていたが、西安半坡博物館では、中国語字幕バージョンの映像を数分間流したのち、英語字幕バージョンの映像を流す方式であった。その他の博物館では、中国語字幕と英語字幕を同時に流す方式を採っていた(写真11)。

むしろ、中国において映像展示物に字幕を付与しない博物館は皆無であるといわれている。博物館が字幕を採用する理由としては、中華文化圏における言語上の特徴が影響するとされ、中国語にいわゆる七大方言(粵語〈広東語〉、官話〈北京語〉、呉語〈上海語〉、贛語、湘語〈湖南語〉、閩語〈台湾語、福建語〉、客家語)が存在することが影響されている。それぞれの方言には、発音、アクセントやボキャブラリー等に大幅な差異が存在するため、国内とはいえどコミュニケーションや意思疎通が困難な場合がある。そのため、「中華人民共和国国家通用言語文字法」(中華人民共和国主席令第37号)の制定に代表される国家による言語政策の一環として、北京語が標準言語・文字として採用され、一般的に使用されている。他方で、各方言における書き言葉(視覚言語)は共通しているため、その理解は比較的容易であるという事情がある。故に、言語バリアフリー政策の一環として字幕の設置が社会的に一般化していることから、当初より聴覚障害者を対象として設置されたという訳ではない。

映像展示物の字幕とは異なるものであるが、陝西歴史博物館では音声ガイドの機器に字幕が流れるというシステムを採用していた(写真12・写真13)。そもそも音声ガイドは、博物館展示



写真10 陝西歴史博物館の車椅子専用トイレ。なお、上の写真は、ドアを最大限に開いた状態で撮影したものである。



写真11 秦始皇帝陵博物院の字幕

の一環として我が国の博物館においても行われていることであるが、音声情報のみを流すため、基本的にそうした情報を聞き取ることが困難となる聴覚障害者にとってはバリアになりかねないというデメリットがある。個人的なことではあるが、両耳に重度の聴覚障害を有する筆者にとっては、音声ガイドの存在にバリアを感じるものがほとんどである。陝西歴史博物館では各展示室のパネルに割り当てられた番号を機器に入力すると、そのガイド内容が字幕として流れるため、視覚的に分かりやすいものであった。当該博物館では、中国語のみならず、英語や日本語字幕と多言語的に対応しており、外国人を対象としたバリアフリーがみられた。



写真12 陝西歴史博物館の字幕ガイド

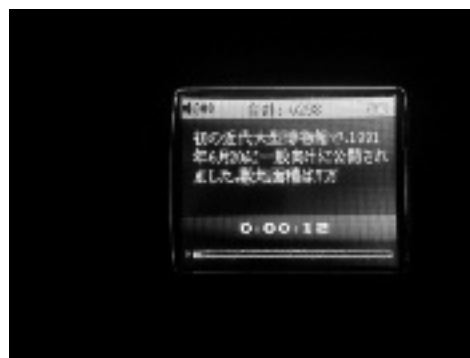


写真13 陝西歴史博物館の字幕ガイド(拡大)

こうした、映像展示物における字幕の付与や字幕ガイドといったバリアフリーは、我が国の博物館では中々みられない事例である。もちろん、中国の場合は当初から聴覚障害を対象とした設置ではないことは考慮しなければならないが、このような事情を鑑みれば、中国の字幕設置は日本よりもはるかに進んでいることが窺えるのである。それが結果的に聴覚障害者や外国人へのバリアフリーに繋がっているという点では、評価に値するといえる。

一方で、聴覚障害者を対象とした基本的なバリアフリーの一つである手話通訳(ボランティアによる手話通訳ガイド)について実施している例が確認されたのは、陝西歴史博物館のみであった。手話に関しては、前章第3節においても述べた通り、残疾人保障法第55条においても手話のサービスを提供しなければならない旨が規定されているものの、中国では手話の認知度が社会的に極めて低いことと、また先に述べた通り中国語に七大方言が存在するように中国手話の表現方法やボキャブラリーに地域差が存在すること、すなわち全国的に統一がされていないことが影響されているため、手話通訳の実施には俄然としてハードルが高いことが窺えた。

2.4. 遺跡・歴史的建造物を用いた博物館のバリアフリー

西安地域は上記した通り、中国の歴史上の表舞台となった地であるため、歴史的価値の高い遺跡や建造物が豊富である。そのため、遺跡や建造物を博物館として公開する例が多々確認できる。今回の視察先では、本章第1節で述べた遺跡博物館の他、乾陵、乾陵博物館(永泰公主墓)、西安城壁、西安鐘鼓楼博物館、西安碑林博物館、西安于右任故居紀念館、西安閩中民俗芸術博物院、大雁塔(大慈恩寺)がこれに該当する。

乾陵は、唐の高宗皇帝と則天大聖皇帝(皇后武氏)の合葬墓である。則天大聖皇帝は、則天武后又は武則天の名で知られ、中国史上唯一の女帝として即位したことで著名である。両名共に、

初唐における黎明期を支え、玄宗皇帝の「開元の治」に至る盛唐の基礎を築いた皇帝として評価されている。そのため、乾陵は、唐代を代表する皇帝陵であり、いわゆる唐十八陵の中でも保存状態が良い陵墓である。更に規模が大きいという特徴があるが、参道は建設当初からなだらかなスロープ状となっており、また、陵前の段差にはスロープが設置されているため、車椅子利用上のバリアは感じられなかった。これとは対照的であったのは、乾陵博物館敷地内に位置する永泰公主墓である。乾陵博物館では、乾陵の南東に埋葬されている章懐太子、懿徳太子ら唐高宗年間の皇族の陪葬墓から出土した4,300点の出土物が展示されており、同時に高宗皇帝と則天大聖皇帝の孫娘である永泰公主墓の玄室が公開されているため、内部に入ることが可能である。公主墓は、墓道と玄室(前室・後室)で構成されているが、玄室へ進むにつれて墓道の幅が段々と狭小となり、また玄室の入口が狭いため、身体を屈ませた状態で入らなければならない(写真14)。更にいえば、後室は、室内の大半が石棺によって占められているため、人が入るのも困難な状況である。こうした現状では、車椅子が入ることは不可能であり、公主墓の持つ文化的性格から全面的なバリアフリー化を望むことは難しいといえよう。



写真14 永泰公主墓 玄室入口
玄室(前室)への入口。下部に蹴放が見える他、入口が狭小である。(なお、石畳、石組み等は唐時代の遺構である。)

唐高宗年間の永徽3年(652)に、三蔵法師として知られる玄奘が天竺(インド)から持ち帰った経典類を納めるために建造された大慈恩寺境内に位置する大雁塔は、7層(64.5m)の塔で構成されており、最上階まで上ることが可能であるが、手段は階段のみである。大雁塔は、唐代長安城を代表する景観であり、2014年にUNESCO世界文化遺産「シルクロード：長安—天山回廊の交易路網」の構成資産の一つとして登録されている。そうした文化財的価値の高さから、エレベータ等のバリアフリー設備を導入するにはハードルが高いことが窺える。この点は、西安鐘楼(西安市鐘鼓楼博物館)にも同じことがいえる。西安鐘楼は、明初期の洪武17年(1384)に建立されたものであり、建造物そのものを博物館として公開している。もちろん楼内内部に上がることが可能であるが、その手段は階段のみである。

一方で、西安碑林博物館、関中民俗芸術博物院、西安于右任故居紀念館に代表される中国の伝統的な建造物を用いた博物館では、参観ルート上にバリアフリー設備は設置されているものの、一部だけであった。西安碑林博物館は、本章第1節において述べた通りであるが、約40院に及ぶ明清時代の古民家を移築し公開した野外博物館である関中民俗芸術博物院は、古民家全てがバリアフリーになっている訳ではなく、今回確認できたのは2～3軒のみであった。それも民家の正門入口にスロープが設置されているのみである。他方で、通路や民家の段差毎に、段差があることを示す黄色いライン(写真15)や黄色い車椅子の国際標準マーク(写真16)が院内全域に亘ってペンキで塗られているものの、明清時代の景観を保存することを目的とした博物館の性質上、その時代的景観に合わない状況となっていることから、違和感を覚えざるを得ないだろう。



写真15 西安関中民俗芸術博物院の段差に塗られた黄色いライン



写真16 西安関中民俗芸術博物院のスロープに塗られた車椅子のマーク



写真17 西安于右任故居紀念館の蹴放に設置されたスロープ

清末民初の政治家・書家である于右任の旧宅を公開展示する西安于右任故居紀念館では、玄関の石段や、入口に設けられる敷居(蹴放)にスロープは設置されておらず、室内の展示室の敷居毎に敷設されている蹴放の一部に簡易スロープが設置されているのみであった(写真17)。なお、見学動線として地下1階、地上1～3階から構成されるが、上がる手段は階段のみである。いずれも明清代の様相を今に伝える伝統的な民家であることに鑑み、あらゆる箇所に石段や石畳の段差が多く、また中門や各建物、室内間を通る際に蹴放をまたがなければいけないなど、複雑な構造となっている。その反面、バリアフリー設備の設置は古民家の性質や形態を大幅に改変することに繋がり、従来の古民家が持つ鑑賞性や景観が失われる恐れが生じるのである。

明洪武年間の造営で、唐代長安城の城壁址を基礎として西安市内を14kmに亘って囲む西安城壁では、2014年に南門瓮城城壁に高齢者や障害者を含めた観光客へのサービス機能向上の一環としてエレベータの設置計画が持ち上がり、「占用せず、城壁本体を破壊しない」という原則に基づいた設置工事が実施されていた。しかしながら、同年のうちに中央人民政府の文化財行政機関である国家文物局によって「中華人民共和国文物保護法」(中華人民共和国主席令第84号)及び「陝西省文物保護条例」(陝西省人民代表大会常務委員会公告第55号)に違法する行為であると判断されたため、工事が中止となった経緯がある。西安城壁は、国務院によって「中華人民共和国全国文物保護単位」に指定されているため、その修復や改変には国家文物局の許可を得る必要があるが、手続きが不完全なまま工事が実施されたことに対する緊急措置であったとされる。それ以前にエレベータの設置によって西安城壁の景観が損なわれるとする批判が市民の間から挙がっていた⁽²¹⁾。今回、西安城壁の視察も実施したものの、西安城壁に上がる手段は専ら階段のみである現状に変わりはなく、エレベータ等のバリアフリー設備は確認できなかった。これは、城壁内部に設けられている西安唐皇城牆含光門遺址博物館も同様であった。このように西安城壁の現状は、既にバリアフリー化が実現されている万里の長城とは対照的であるが、バリアフリーと文化財の保護が紙一重の関係であることを物語っている。

遺跡や歴史的建造物を用いた博物館のバリアフリー事情は、我が国においても例外ではない。

特に神社仏閣や近代建築等に代表されるような建造物の場合、景観や文化財の破損に繋がる恐れがあることからバリアフリーは進んでいないのが現状である。むしろ、バリアフリーと文化財保護は互いに相反する関係にあることもあり、改めてバリアフリーの限界が窺えよう。

小結

今回の視察先で最も多く見られたバリアフリー設備は、スロープであった。その他、車椅子専用トイレやエレベータ、手すりといった典型的なバリアフリー設備も多く見受けられたが、そうした設備がほとんどであったため、秦始皇帝陵博物院で実施されている車椅子のボランティア等、特徴的なバリアフリーはあまり見られなかった。むしろ障害種別では、聴覚障害や肢体不自由を対象としたバリアフリーに偏向する点は否めないのである。また、今回の視察では、点字や点字ブロック等、視覚障害に対するバリアフリーが全く確認できなかったことに注目できる。西安市人民政府文物局によれば開発の段階にあるとのことだが、視覚障害に対するバリアフリーは日本と比較すれば、社会的な整備は進んでいないといわれる。一方で、知的障害や重複障害を有する人へのバリアフリーは皆無であることはいうまでもない。

なお、とってつけたような物理的なバリアフリー設備も確認されるのであり、そこには恣意的なバリアフリーの運用が認められるのである。そのため、機能性の失われたバリアフリー設備も散見される状況においては、各博物館が障害者にとって利用しやすいかどうかは一概には言えない現状である。また、展示面でのアクセスについては、字幕以外に目立ったバリアフリーは確認されず、教育面でのアクセスはほとんど皆無であるに等しいであろう。そのため、博物館がバリアフリーであることを謳ったとしても、その需要者が求める物理面のみならず展示や教育面へのアクセスが著しく制限されている状況に変わりはない。最大の問題点は、需要者が求めるニーズとはかけ離れたバリアフリー設備が設置されていることに踏まえ、そうしたバリアフリーが機能しないことにある。また、バリアフリー施策に当事者が関わる余地が与えられていないことも一つの要因であろう。加えて、何を以てバリアフリー設備であるとするか、それを誰が判断し得るのかも大きな課題である。ゆえに、具体的にどの設備をどのように改善していくかを考慮する以前に、博物館自体がバリアフリーの需要者の求めるニーズをどれだけ把握しているかが問題である。今後の博物館においてそうした問題意識を高めていかなければ、バリアフリー設備の改善を図ることは困難であろう。一方で、遺跡・歴史的建造物を利用した博物館の場合は、その文化財的価値からバリアフリー設備の設置に制限を加えなければならないことも視野に入れなければならない反面、その代替となるような取り組みを実施することも当然のことながら考慮する必要がある。

むしろ、既存のバリアフリー設備ありきではなく、それぞれの博物館が「バリアフリー」の概念を適切に理解し、かつ障害者を含めた「特別なニーズ」を持つ人々にとって、物理的のみならず、あらゆる展示や教育面でのアクセスが可能であるかどうかを認識し、実践することが肝要である。すなわち、博物館が障害者を含めた「特別なニーズ」を持つ人々の教育及び生涯学習を受ける権利を最大限に保障し、教育機関として、また生涯学習機関としての社会的責務を果たせるかどうかにかかっているのであり、今後の中国の博物館界において望まれることであるといえよう。

むすびにかえて

中国は、いまや世界第2位の経済規模を誇るものの、社会的には発展途上の最中にある。そのため、バリアフリー施策も発展途上であり、我が国の博物館界におけるバリアフリー施策も発展の最中であることは言うまでもないものの、中国の博物館界にも同様のことがいえるのである。一方で多々の課題は残されているものの、中国においてはバリアフリーへの取り組みが進行中であることが確認できた。しかしながら、我が国の博物館学とは対照的に、中国の博物館学はあまり進んでいない現状であることから、博物館のバリアフリー論に関する研究も進んでいないといえよう。そのため、中国の博物館学での研究が進展することを期待するものである。

本稿の執筆に当たっては、散漫な論考となってしまったことは否めず、また西安地域に限定してのバリアフリーの現状を記したものであるため、全国レベルでのバリアフリーの現状が見えてこないという課題があるが、そうした現状を明らかにし、我が国において取り組まれているバリアフリーとの比較を継続的に実施し、今後の研究に生かしていきたい。

なお、西安市人民政府文物局博物館与社会文物处处长郭治華氏、西安于右任故居纪念馆馆长于大方氏の両氏には、西安市におけるバリアフリーの現状に関して参考となる貴重な情報を御提供していただいた。この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

註

- (1) 「残疾人」の表記に関しては、律令時代の中国や日本においては、障害の種類や軽重に応じて残疾・癈疾・篤疾の三等級に分類し、国家による賑恤政策が展開されていたことが明らかになっており、その用語は、中国古代から現在に至るまで社会的に使用されている。
- (2) 「国家和社会帮助安排盲、聋、哑和其他有残疾的公民的劳动、生活和教育。」
- (3) 「残疾人是指在心理、生理、人体结构上、某种组织、功能丧失或者不正常、全部或者部分丧失以正常方式从事某种活动能力的人。」(日本語訳は、王文亮 2010『現代中国社会保障辞典』集広社 PP.348-359より引用。)
- (4) 「残疾人包括视力残疾、听力残疾、言语残疾、肢体残疾、智力残疾、精神残疾、多重残疾和其他残疾的人。」(日本語訳は、王文亮 2010『現代中国社会保障辞典』集広社 PP.348-359より引用)
- (5) 中華人民共和国とは法規体系の異なる中華圏(香港、マカオ、台湾)においては、中華人民共和國香港特別行政區「殘疾歧視條例」(2014年第18號法律公告)、中華人民共和國澳門特別行政區「第3/2011號行政法規《殘疾分類分級的評估、登記及發證制度》」、同「第9/2011號行政法規《殘疾津貼及免費衛生護理服務的制度》」、「中華民國身心障礙者權益保障法」(總統華總一義字第10400146761號令)が制定されている。
- (6) 真殿仁美 2012「現代中国社会における障害者 障害者の権利保障と社会保障制度の構築に向けて」『中国の弱者層と社会保障 「改革開放の光と影」』明石書店 PP.133-151
- (7) 註6に同じ

- (8) OEDC編 岡部史信 2004『図表でみる世界の障害者政策 障害をもつ人の不可能を可能に変える OEDCの挑戦』明石書店 P.25、眞殿仁美 2009「中国における障害者の地域分布の特徴」『愛知大学国際問題研究所紀要』第133号 PP.71-86
- (9) 富窪高志 2008「中国の障害者保障法について」『外国の立法』第237号 国立国会図書館調査及び立法調査局 PP.71-77
- (10) 「国家和社会应当采取措施、逐步完善无障碍设施、推进信息交流无障碍、为残疾人平等参与社会生活创造无障碍环境。」(日本語訳は、王文亮 2010『現代中国社会保障辞典』集広社 PP.348-359より引用)
- (11) 趙麗麗 2008「中国におけるバリアフリー化に関する政策動向および現状」『北星学園大学大学院論集』第11号 北星学園大学大学院社会福祉学研究科 PP.153-159、王文亮 2010『現代中国社会保障辞典』集広社 PP.300-308、高橋儀平 2010「中国のバリアフリー 法制度と環境整備の現状と課題」『福祉のまちづくり研究』第12巻第1・2号 PP.2-6
- (12) 羅敏、青山吉隆、中川大 2003「バリアフリーに対する制度や考え方の中日比較に関する基礎的な考察」『第1回関西支部研究発表会講演概要集』公益社団法人日本都市計画学会関西支部
- (13) 「国有博物館对未成年人集体参观实行免费制度、对老年人、残疾人、现役军人等特殊社会群体参观实行减免费制度。」
- (14) 「博物館未实行免费开放的、应当对未成年人、成年学生、教师、老年人、残疾人和军人等实行免费或者其他优惠。博物館实行优惠的项目和标准应当向公众公告。」(日本語訳は、岡村志嘉子 2015「中国の博物館条例」『外国の立法』第264号 国立国会図書館調査及び立法調査局 PP.129-135より引用)
- (15) 「公共服务机构和公共场所应当创造条件、为残疾人提供语音和文字提示、手语、盲文等信息交流服务、并提供优先服务和辅助性服务。」(日本語訳は、王文亮 2010『現代中国社会保障辞典』集広社 PP.348-359より引用)
- (16) 故宮博物院HP「故宮建设无障碍通道」(2016年8月21日閲覧)
<http://www.dpm.org.cn/shtml/400/@/64715.html?query=%E6%AE%8B%E7%96%>
- (17) 故宮博物院HP「院内无障碍通道位置图」(2016年8月21日閲覧)
[http://www.dpm.org.cn/upload/jpg/2015/11/13/\[2015~11~13~115\]wza.jpg](http://www.dpm.org.cn/upload/jpg/2015/11/13/[2015~11~13~115]wza.jpg)
なお、この「院内无障碍通道位置图」の参観ルートを確認すると、紫禁城の南門である午門から前三殿区、後三殿区をはじめ、奉先殿、御花園から北門である神武門に至る参観が可能となっているが、同じく一般に公開されている皇帝の私的空間である養心殿区をはじめ、太上皇の宮殿である寧寿宮区、皇后や妃嬪の宮殿である西六宮・東六宮区、太后や太妃(先帝の妃嬪)の宮殿である慈寧宮・寿康宮区等については記載がされていないため、スロープは無設置であると考えられる。
- (18) 万里の長城八達嶺 日本語版HP(2016年8月23日閲覧)
http://www.badaling.cn/language/info_jp.asp?id=39

中国西安地域の博物館におけるバリアフリー

- (19) 趙麗麗 2008「中国におけるバリアフリー化に関する政策動向および現状」『北星学園大学大学院論集』第11号 北星学園大学大学院社会福祉学研究科 PP.153-159
- (20) 高橋儀平 2010「中国のバリアフリー 法制度と環境整備の現状と課題」『福祉のまちづくり研究』第12巻第1・2号 PP.2-6
- (21) 2014年7月7日付『人民網日本語版』、2014年7月9日付『サーチナ』

(國學院大學大学院博士課程前期)

【論文】

正倉院建築外構の保存活動

—明治時代を中心に—

The Preservative Action of the Shosoin
-With a focus on the Meiji Period-

高橋 亮一

TAKAHASHI Ryoichi

はじめに

奈良県に現存する正倉院建築外構(以下、外構と略す)は、宮内庁正倉院事務所の管理下にある。正倉院は、千有余年の間聖武天皇の遺品や東大寺の什宝を守り続けたものの、現在これら宝物は西宝庫・東宝庫にて保管されている。

従来、正倉院研究の歴史は、正倉院宝物に焦点が絞られていた。ゆえに、正倉院外構に関する研究は少なく、特に近代は等閑視された。以前筆者は、明治時代における正倉院御物の修理と意義を論じたものの、修理を完了した御物を保存する外構の保存に言及しなかった⁽¹⁾。本稿は、明治時代において如何なる保存政策を外構に施したかを考察するものである。

1、明治の正倉院

正倉院は、建立以来様々な荒波を越えてきた。前近代の正倉院が如何にして守られてきたかは、和田軍一の研究によって明らかである。同人の研究を要約して紹介すると、正倉院が保存された要件は、①倉庫令に基づく「高燥の処」に立地した、②高床式校倉造りであること、③勅封倉で且つ定期的に曝涼を行ったこと、④人為的修理活動、⑤「場所的な幸運」、の5点を挙げている。詳細な内容は割愛するが、⑤について付言する必要がある。和田の言う「場所的な幸運」とは、建長6年(1254)6月17日の落雷による出火個所が消火の容易な位置であったために、迅速な対処を可能にしたことを指す。また、東大寺は、古代から中世にかけて5回も火災に見舞われたにも拘わらず、正倉院には延焼しなかった点も挙げられる⁽²⁾。

しかし、正倉院御物整理掛の成果である『東瀛珠光』は、江戸時代における正倉院は「厳鎖保護」されなかったために雨漏り・汚損・腐朽を進行させたと指摘しており、明治時代には危機的損壊をもたらしていたとある⁽³⁾。

大正時代の帝室博物館総長大島義脩は、正倉院が千有余年を経て存続した理由に、奈良の地が「大震災の記録を持たぬ」、「比較的湿気に侵されることの尠い(中略)地方風土の恩沢」を有していた点を挙げた⁽⁴⁾。このように、奈良の風土と人々の保存意識、そして幸運によって正倉院が保存された点に疑問の余地はない。

しかし、大島の記述には、正倉院に宿る天祐によって守られているかのような誇張が窺える。気象史的観点からして幾多の風水害に曝されており、災害の発生により正倉院は様々な被害を受け、その都度修繕を余儀なくされていたのである。『奈良市史』は、明治時代の気象災害の特徴を水害とするものの、「地勢の関係上」風害を受けないという点は、却って風害への耐性が脆弱であることを示している⁽⁵⁾。ゆえに、当時奈良の地は風水害への耐性に乏しかったといえる。果たして正倉院が自力で存続し得たのかという疑問は増すばかりである。

よって、筆者はこれらの災害に対し、明治時代にどのような対策を講じたかを、以降個別に精査していくこととする。

2、正倉院の災害対策

人為的な保存意識に基づく行為なくして正倉院を守ることはできない。勅封倉を人為的な保存として位置づけることもできるが、博物館政策と宮内省の管理によって明治時代の動乱を潜り抜けた点を見直すべきである。日本の博物館制度は、欧米の産物たる博物館と、江戸時代から続く見世物・物産会等の事業が明治時代以降から融合して成立した。そして、正倉院の保存事業に近代の技術を用いたのである。因みに、ここに言及している近代の技術とは、西洋から輸入された技術のことである。

明治期の伝統的建造物に対する災害対策は、対象が博物館や宮内省の庇護を受けていない限り、基本的には各寺社の宮司・住職の自主性や、所属している地域の行政に任される⁽⁶⁾。政府における主体的な活動の嚆矢は、壬申検査や博物局設置以降のことである。より活発的な保存事業等を展開するのは、山高信離による明治15年(1882)の博物館官制改正に関する建議を待たねばならない。

本題に入る前に、正倉院の転換点となる時期を記すと次の通りである。①明治5年壬申検査、②明治8年内務省博物館への移管、③明治17年宮内省への移管、④明治23年帝室宝器主管の設置、⑤明治41年帝室博物館に正倉院宝庫掛を設置の5期を提示する。

(1) 災害対策の嚆矢

正倉院に限らず、寺社や博物館は落雷などの自然災害によって出火することを何よりも恐れていた。そこで内務省管轄下の博物館は、設置当初から防火政策を施すようになる。その濫觴は、文部省博物館における出火時の消防人足出動要請の制定である。出火時は、東京府から消防人足を出動させ、博物館に収蔵されている「御物其他稀世之珍品」を土蔵に避難させることになった。しかし、土蔵や消防器具の欠乏から、博物館において不要となった建物を処分・売却し、その資金をもって設置した。したがって、博物館が率先して火災に対処する機能を付与したのであった⁽⁷⁾。内務省博物館は、明治10年2月に「失火等之節心得」を出した⁽⁸⁾。

(前略)本局近火ト見認メ候ハ、速ニ駈付宿直ハ詰合ノ者ニカヲ協セポンプ等モ備付有之候義ニ付、臨機消防処分可致自然局内ヨリ卒然失火之節ハ宿直ニ於テ小使等ヲ指揮シ、専ラ適宜ニ尽力可致候

火災時において宿直は、詰所の人と協力し、小使の指揮と消火活動への従事を義務付けたのである。これによって、博物館従事者の積極的な火災対応を整備させたのである。

但し、正倉院においては、上記の内務省の諸政策と一線を画していた。正倉院は、明治8年4月27日に内務省の管轄となったものの、防犯・防災はこれ以後も博物館の諸官員でなく奈良博覧会社の社員や有志の手に担われた⁽⁹⁾。奈良博覧会社とは、植村久道を筆頭とする地元の有力者達によって設立された博覧会を主催する会社で、彼らの理念は以下の通りである⁽¹⁰⁾。

当社員之者ハ勦力協心シテ去ル明治八年以降當所東大寺大仏殿内ニ於テ年々大小博覧會開設致居候儀ハ、第一庶人ヲシテ開明ノ域ニ進マシメ、努メテ各自ノ營業ヲ勸励シ往々物産ヲ興スヲ要シ、併セテ市中ニ潤沢ヲ謀ランカ爲、実ニ社ノ損益を不顧只管奮勵罷在候然レトモ、素ヨリ僻陬之地私有物品乏シク候ニ付而ハ〔中略〕御物御陳列ノ上普く庶人ニ縦覽ヲ被爲許候ニ依リ、遠近ノ者ハ當地ニ輻湊シ〔中略〕市中ノ繁榮又不尠深ク難有仕合ニ奉存候…

つまり、博覧会社の役目は、奈良の地域振興を図るための展示活動にあった。しかし、門外不出の宝物や珍品の出品は、後年藤田祥光がこの博覧会を「奈良縣下ノ寶器ヲ一堂ニ集メシ前代未聞ノ古物大博覧會」と称したように、見世物的要素が強かった⁽¹¹⁾。

一方、壬申検査(明治5年)における考古調査に倣い、奈良博覧会社は御物の模写や正倉院の勅封開鍼も担っていた。そのため、正倉院が内務省管轄下となった際、博覧会社社員は博物館属官兼務となり、社長の植村久道は正倉院の鍵を預かることになった⁽¹²⁾。

奈良博覧会社は、宝物を出品する代わりに巡回や掃除といった職務を担うが、正倉院を宮内省に編入して以降、中央は正倉院の防災設備に積極的に介入してきた。とはいえ、以前から宮内省や内務省、農商務省は様々な政策を展開していた。明治11年に調査局は、奈良正倉院には「避雷線及消防器械備付之義審協候処、右ハ何レモ寶庫保存必需ノ品具」として購入を建議した⁽¹³⁾。これは、正倉院の避雷針・消防設備の設置に関する最初の建議であった。

正倉院の管理に変化を来すのは、明治20年7月のことである。井上毅主導下にあった図書寮にて、以下の建議があった⁽¹⁴⁾。

大坂府下大和國古社寺ノ内、別記建物ハ何レモ壺千有余年ノ古建築ニ有之候処、社寺ノ向漸次疲弊到底修理ノ見込無之去迎、此俣被差置候テハ、追々破損相加遂ニ取置不致候テハ不相成場合ニ可立至就テハ、此際別記ノ個所ヲ限り當寮主管ニ被仰付、年々金三千円宛修理費ニ相宛官吏出張申付修理差加度御聴許相成候上ハ、其旨内務省へ打合夫々順序可相伺候…

図書寮は、大阪府奈良地域における寺社の疲弊を見て、当寮の視察にて修理の要を認めた寺社の修繕を唱えた。視察個所は「別記」、すなわち法隆寺・東大寺・薬師寺・唐招提寺・手向山八幡宮・極楽院である。京都をはじめとする諸府県下の寺社よりも、奈良県の寺社に対してこのような優遇措置を講じた原因は、①旧慣保存政策、②人心収攬としての奈良県利用、の2点を挙げる。

①について、岩倉具視は、晩年に京都における旧慣保存の建議をした。この点について高木博志の研究を引くと、旧慣保存の構想とは「前近代の文化的『伝統』の破壊に対する反省のもとに、日本の皇室独自の文化的『伝統』の顕彰をはかったもの」と定義されている。その濫觴を明治4年の古器旧物保存方とし、これら文化財行政は「殖産興業の一環」に位置するとある⁽¹⁵⁾。

高木論を採用すると、政府による古器物を所有する施設に対する保存政策とは、殖産興業の延長線に存在するものと解釈される。すなわち、避雷針や消火ポンプといった防災設備を、このような諸施設に配置することは必然であったといえる。但し、「殖産興業の一環」を提唱する保存政策が、直ちに人々の保存意識を向上させたわけではない。

②について、奈良県は産業薄弱・経済振興策の欠如を理由に明治9年堺県に吸収、加えて大阪府への編入されたため、この時期存在していなかった。奈良県の再設置については、明治20年10月24日に大阪府より建議された。ついで同月29日に元老院は、第558号議題として審議を開始した。法制局参事官の水野遵は、奈良県再設置の理由として「大和一國ヨリ毎年七八万円ノ地方税ヲ出シ以テ摂河泉三州ノ治水費ヲ補助スル」点や「南北人情ヲ同ウセサルカ爲ニ往々廢合ヲ望メル者」の存在を挙げた⁽¹⁶⁾。当時の大阪府は、現在の奈良県と隣接府県の境界付近を含む広大な面積を有していた。府の土木工事や治水事業は、こうした地域から地方税を集めることにより成立したのである。

小路田泰直によると、奈良県の設置は、日本の起源である神武創業の地として特別視することによって、官民の統一した日本人意識形成に貢献すると指摘した⁽¹⁷⁾。奈良県再設置は、自由民権運動の活動が奈良県再設置運動との結託により成功したと従来言われている。逆に言えば、それらは奈良県の県民性が既に形成されていたことを示している。更に、会議中に三浦安が奈良県の廃止を「明治九年來數年間ノ失措」と揶揄している点は、小路田論を裏付けしている。

結果として、清岡公張が総括するように、「奈良縣ヲ設置スルハ地勢人情ノ異ルト治水費ノ不權衡ヲ正ストノニ理由ニ外ナラス」として奈良県再設置は可決された⁽¹⁸⁾。以上の点を考慮すると、奈良県の再設置には、政府側の強い思惑を窺える。したがって、奈良県の再出発に際して図書寮における寺社修復の建議は、奈良県再設置の動向と連動していると推察される。

このように、古器物に対する災害対策を講じる時期は、明治10年代といえる。また、後述する避雷針や消火ポンプは本来殖産興業の一環にて発展することから、これらは古器物保存＝殖産興業の発展という意識を形成するまで、寺社へ運用されなかったのである。以下、正倉院に焦点を充てつつ避雷針・消火ポンプについて論じていく。

(2) 正倉院の避雷針

1. 明治時代の避雷針

避雷針とは、18世紀中葉、イギリスにおいて発明された落雷回避を目的とする機材であり、嘉永5年(1852)の『川本氏の気海觀瀾広義』にて「避雷器」と記されたのを日本における初例としている⁽¹⁹⁾。しかし、「避雷針」という訳語の初例は、細川潤次郎の『新報須知』であると看取される。本書の「避雷子」と「避雷針」の項目を要約すると、「避雷子」とは鉄・鉛・銅の3種類があり、それぞれ接続の方法は異なるものの、先端は厚さ約6.25cmの鉄条線を用いるとある。つまり、避雷針の導線である。これを屋根の両端に取り付け、線の先を地面へ垂直になるよう埋め、落雷の衝撃や電子を地面に流すものを「避雷針」と定義している。なお、避雷針の高さ1.14mとし、接合部は鉛を用いるとある。また、本書における「避雷針」の使用例として、爆薬を保管する倉を挙げている⁽²⁰⁾。

このように、当初避雷針の利用方法は、火気厳禁の場所に設置するというものであった。日

本における避雷針設置の嚆矢を富岡製糸場に見出せるのは、殖産興業の推進という側面にて不測の事態をなるべく排除するためであった。

しかし、石井研堂によると、明治初年代における避雷針は、設計不備により却って落雷の被害を拡大させたという。これを「その實用は、かなり早かりならん」と説明している点は、最新技術を追求する当時の政府の向こう見ずな性格を窺わせる⁽²¹⁾。

それらの用途に要衝防災の意識を付与するのは、明治10年代末以降のことである。これは、明治天皇の六大巡幸を受けてのことである。いくつか例示すると、明治19年における皇居造営の際には、東京電燈会社とシーメンス電気会社によってガス灯・電信線と共に避雷線を引いた⁽²²⁾。また、明治27年における平安遷都千年記念祭に先立ち宮内省主殿寮は、大阪府在住の高宮信守に明治27年10月二条城離宮への避雷針設置を依頼した⁽²³⁾。続いて京都御所・二条城離宮にも同様の処置を行った。このように、京都における落雷対策は、平安遷都記念祭と連動して展開された。

ところで、当時の避雷針は、支柱に銅製の避雷針機材を取り付けた形式であった。正倉院に設置された避雷針は、明治10年(1877)に堺県が灯台局に依頼した形態と、明治44年に内匠寮へ提出された二形態がある。

前者は、詳細な図面もなく材料のみの列挙であるため、実際の形状を推測し得ないものの、材料を後者との比較を目的に記すと以下の通りである。

真鍮丸棒396斤・真鍮地金37斤・真鍮螺旋釘36本・糸屑5斤・カストル油1パイソ・松薪20貫目・木炭15貫目

以上の材料は、避雷針2本分であるため、この半分の量をもって1本設置できる。木炭は、避雷線を地中に埋没させるために使用したようである。そして、これらの材料は神戸港から輸送されたとある。残念ながら、堺港から正倉院までの運搬方法は不明である⁽²⁴⁾。

後者は、図面にもあるように、木材を支柱にして、その上に避雷針の機材を取り付ける形式であった。支柱は檜材をコンクリートで固定し、根元を御影石で補強してある。長さは30尺、先端付近に5尺の鉄パイプを鉄バンドで固定し、更にその先端に避雷針の機材(史料中には「本省形銅尖頭部構造」)を目釘にて結合させた。そして、鉄バンド部分から地中に向けて導線をつなぎ、電流を放電する仕組みであった⁽²⁵⁾。

このように、両者の支柱や根元の固定手段は異なっている。

2. 避雷針の設置

正倉院に避雷針の設置を建議した初見は、明治10年6月である。堺県は、同年10月31日に、「一番竜吐水二個」・「竹長五間梯二脚」・「ブリツキ製水汲桶三十個」を買い入れ、灯台局(のち大阪電信局)に避雷針2本を設置した。これらの「寶庫保存必需ノ品具」は、12月25日までに完成している。なお、明治11年1月23日に大蔵省から金88円を額外費として支弁された。この金額は購入金額であり、営繕費用を含めていない⁽²⁶⁾。

明治12年2月20日には、正倉院営繕と避雷線設置のため、正倉院周辺地1反8畝20歩を22円90銭で購入したのち、188円89銭8厘をもって避雷針を設置した。但し、堺県知事税所篤の報告によると、正倉院の敷地は東大寺の管轄であったため、政府による「正倉院敷地ノ區域取調

候迄ハ総テ該寺院ニ於テ管理」されたという⁽²⁷⁾。

しかし、設置からわずか半年後に避雷針の修繕を余儀なくされた。9月15日、博物局長町田久成は、自身の視察について以下のように報じている⁽²⁸⁾。

東大寺寶庫避雷針之義棟上ニ取付有之候処、右ハ風雨ノ爲メ多少動揺可致ニ付、終ニハ付根際ヨリ雨漏候〔中略〕最初屋上ニ建設候処、數年ヲ不經右之患害有之數度修繕ヲ差加ヘ候得共到底棟上ノ俣ニテハ何程堅牢ニ取付候共、永世無害ノ保全難致依テ本局ニテモ取除キ建物ニ傍ヒ地上ニ取建直候…

正倉院にはじめて設置された避雷針は、屋根の上に取り付けられていたものの、風雨の影響により落下する危険性が見込まれたため、地上に立て直しを図ったのである。

正倉院の管轄が農商務省になると、山高信離は、博物館の役目を「社寺什物ヲ保存スル事」「社寺殿堂門廡ヲ保存スル事」とし、防災設備の充実をはかり、外構の修繕も盛んに行える体制を構築したのである⁽²⁹⁾。

3. 避雷針の管理

正倉院の敷地は、明治17年11月に宮内省の手に渡り、その6年後に御料地に指定された。従来通り避雷針は、工部省と通信省の手に託されていた。

正倉院は、明治17年5月に宮内省の主管となって以降、同月31日に宮内省権大書記官の足立正聲からはじめて報告された。以下は岡田権大書記官と足立の議論である⁽³⁰⁾。

先年内務省ニ於而正倉院境内ニ取設候避雷針之義ハ、何分ニモ寶庫ニ接近シ三基共取設有之ニ付、却テ電気ノ寶庫ニ触レ火災ノ恐レモ不少ニ付、此際凡十間計モ相離レ現境内ニ移転候方可然旨（中略）將又同院守護神ノ側ニ有之候松杉三本西南ノ方ニ之アル松一本合四本ノ樹木ハ、何分直立致居同樹落雷ノ恐之アルニ付、伐木致候方可然旨…

すなわち、①避雷針の宝庫接近は失火の懸念があるため移転すべき、②松杉は落雷の危険から伐採すべき、と主張したのである。

これに対し宮内省は、工部省電信局などの関連機関に問い合わせたところ、「完全之避雷針」ならば上記の懸念はなく、松杉の伐採についても「風損ノ恐レ無之候ハ、伐木不致方可然」と6月3日に回答した。但し、避雷針を検査する必要があると判断し、「電信局大阪詰之者」の派遣を決定した⁽³¹⁾。こうして電信局より六等技手大井才太郎を派遣し、6月13日に検査を挙行了。結果は「避雷針移転ニ及ハサレ共、不完全ニ付修理ヲ加

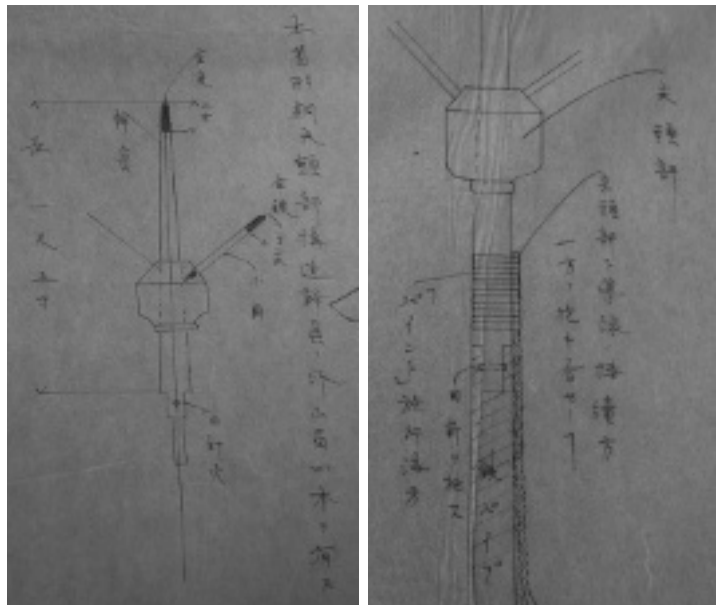


図1・2 正倉院の避雷針尖頭部及び接続部分
 (「正倉院録 明治四十四年」より転載)

ヘサレハ差置難キ旨」であった⁽³²⁾。

明治18年は、避雷針の何処を修繕するか調査に迫られ、正倉院の図書寮管轄に伴う引継作業⁽³³⁾もあった。避雷針に本格的な修理を施すのは、翌年6月のことである。しかし明治20年に「避雷針柱三ヶ所共追々朽腐候ニ付、新調不致候テハ危険」であると、技手森島剛太郎より報告を受けた。同時期正倉院宝庫の実測図面を作成するために派遣された稲生真履も同様の報告をしている⁽³⁴⁾。図面と照会すると、件の避雷針は、正倉院に設置されている全てを指している⁽³⁵⁾。

以上の報告を受け、明治20年3月11日、逓信省及び山林局に対して修理の依頼を出した。特筆すべきは避雷針の支柱である。図書寮と農商務次官吉田清成は植村久道に対して以下の回答をした⁽³⁶⁾。

其府下大和國添上郡雜司村正倉院寶庫境内ニ設置有之避雷針改造ニ付、右柱ニ可相宛杉丸太長式丈以上ノ分三本入用ニ付、同村春日山字花山官林ニ有之趣ニ付、圖書寮員植村久道見分可致候条差支無之様取計フヘシ、尤見分ノ上相當之主木有之伐採スルモ、實地差支無之候ハ、相當代価ヲ以テ引渡追テ処分済候例表相副届出ヘシ

避雷針の修理に際し、その支柱は春日大社の花山から採集した杉材であった。植村の見分に見合った2丈以上の材木3本を伐採し、避雷針の修理材料に充てたのである。しかし、同時期、杉丸太は6尺なければ運用不可であると判明していた⁽³⁷⁾。

行き違いはあったものの、同年7月16日に修繕作業が始まった。完了時期は不明であるものの、10月に修繕費を計上し、12月に諸経費を宮内省内蔵寮に請求していることから、少なくともその前に完成したと推察される⁽³⁸⁾。

明治21年11月より避雷針は、定期的に試験を実施するようになった。逓信省工務局次長志田林三郎は、「大坂逓信管理局ヨリ建築官ヲ出張致サセ數度試験ヲ施行」すべきと図書寮に伝えた。但し、当年度の試験は「雷鳴ノ季節モ經過シ候事ニ付、明年雷期ニ先ダチ更ニ試験ヲ要スルハ勿論ニ候ヘハ、本年之処ハ先ツ見合置」となった。試験は、翌22年に実施したようである⁽³⁹⁾。

避雷針の試験は、これ以降明治34年まで2年毎に実施された。宮内省は、いずれも避雷針性能試験を逓信省に依頼し、大阪在勤の通信技師長谷川延らが派遣され試験を行っている。26年度の試験にて、3本ある避雷針の1本に性能低下の兆候を検出し、更にその全ての支柱に腐食が見られたため、早急に取り替え工事をした。同時に、外構正面にある2本の避雷針の電線を接続し性能向上を施した⁽⁴⁰⁾。明治

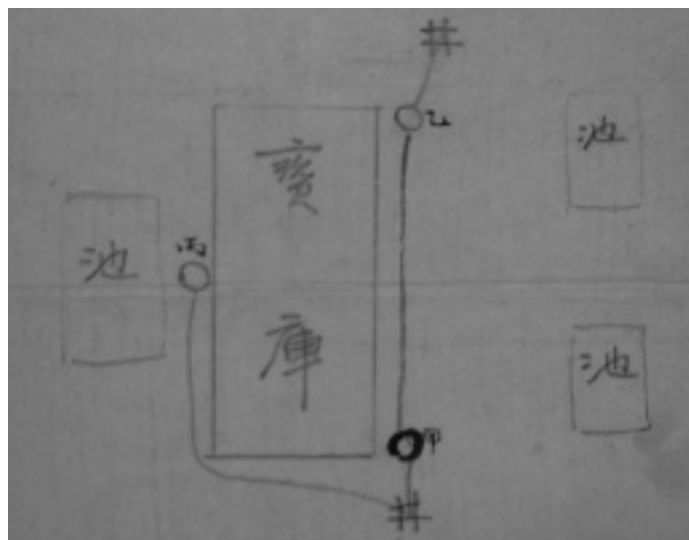


図3 避雷針電線の図（上が北）
（『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』より転載）

28年度の試験には屋根上にも避雷針を設置すべきと建議されたものの、実現しなかった⁽⁴¹⁾。

2年毎の試験時期において、唯一の例外となったのは明治29年である。明治26年度に建て替えを行わなかった2本の避雷針支柱に腐朽箇所を発見したため、交換を余儀なくされた。この時に交換と試験を実施したため、32年度まで試験を実施しなかったのである。

改良後、明治32年11月4日、34年12月9日に試験を行い、「充分ノ効力ヲ有スルモノ」と結果を残した⁽⁴²⁾。

2年毎の試験体制は、明治35年に変更された。宮内省は、同年7月に試験を実施し、以降宮内省の費用支弁による毎年1回の試験実施を義務付けた。しかし、翌年5月に急遽宮内省嘱託の電気技師による試験実施を決定したため、通信省は正倉院の避雷針ひですけに関する関与できなくなった⁽⁴³⁾。こうして正倉院の避雷針の監督は、宮内省嘱託の工学博士五十嵐秀助が担うこととなった。五十嵐による初試験は、明治36年におこなわれ、試験成績の他に錫蝕付の不備や避雷針の過度な高さの是正を指摘した。これらの指摘は、翌年4月の報告にも挙がっているため、修理されなかったようである⁽⁴⁴⁾。

明治期最後の避雷針改修は、明治42年である。前年度から避雷針支柱の杉材の腐朽は度々報告されており、当年に檜材をもって改修及び新設工事を着工することになった。かつて避雷針は、通信省指揮の下、性能試験や修理が行われてきたものの、明治36年の決定に従い宮内省の選出する担当者に事業を委託したのである。宮内省は、沖商會に工事業務を委託し、他の監理を内匠寮に担わせた⁽⁴⁵⁾。

同年4月に、沖商會樋口久吉は、材料目録と設計手順を完成した。冒頭にて避雷針のタイプを紹介したが、この時の設計はそれらとは異なるものである。

土台の石柁や避雷線・導線は、在来のものを転用し、避雷機材と支柱の接続に目釘を用いる点も同じである。今回の避雷針は、避雷支柱1尺5寸毎に足掛け金物を打ち込み、尖頭部に純金を充て、それを水銀で補強し小角を蝕付けする点である。この避雷針は、5月12日に着工し、5日後に完成した。完成日に実施された性能試験は、電気抵抗の良好さを証明している⁽⁴⁶⁾。

明治期において正倉院に設置した避雷針は、正倉院宝庫敷地内の聖護蔵にも及ぶ。聖護蔵は、元来正倉院敷地に存在していなかったものの、御料地選定に際して東大寺から献納された建物である。宮内省は、蔵内の書物等への保存を施すも、建造物への保存を講じることをしなかったのである。明治44年、正倉院宝庫掛は、聖護蔵の貴重な什宝を守るために、前年に正倉院の避雷針支柱を取り替えた際生じた旧材を転用して、新たに避雷針を設ける建議をした⁽⁴⁷⁾。その結果、内匠頭片山東熊に対して依頼書を提出したのである。

(3) 消火設備

江戸時代の町火消は、明治時代におけるイギリスの消防技術伝来や町の区画整備によって凋落した。代わって消防団を結成し、東京を中心にその制度を拡大していった⁽⁴⁸⁾。博物館の消防設備に関しても、明治初年度にイギリス式を導入している。

正倉院における消火設備の嚆矢は、既に和田軍一により研究されており、和田によると消火設備の改編は、明治10年(1877)に宝庫近隣の民家を移転し火除け地を確保した上で、翌11年に竜吐水(日本において従来使用されていた消火設備)と水桶を設置したとある⁽⁴⁹⁾。しかし、そ

の後における変化には言及せず、大正時代の防火道路設置を説明している。逆に、明治時代を通して正倉院に火の手が拳がらなかったことに対して、消火設備の改変をもたらさなかったと見られる。

確かに宮内庁・東京国立博物館・奈良県の所有する正倉院関連史料における消火設備の記載は、前述の避雷針や後述の修繕作業と比較して非常に少ない。これは、目立った改変や新設を執り行わなかったことを示すため、和田の論説はこれを裏付けている。

1. 消火ポンプ

用水は、正倉院の周囲に点在する3ヶ所の池を供給源としていた。正倉院内に設置された竜吐水の破損に関しては、明治24年に暴風による転倒例を挙げられる。また、唧筒(消火ポンプの意)発明に携わった京都唧筒製造所販売店の平井権七は、唧筒及消防器械製造販売所の広告において、「應竜水(竜吐水に同)ハ舶来ノ唧筒ニ劣ル」と語り⁽⁵⁰⁾、正倉院の消火設備の報告に「同院高大之構造右唧筒ハ實用ニ堪ヘス」とあるように⁽⁵¹⁾、竜吐水と欧米のポンプにおける規模や威力の差は歴然であった。そこで、宮内省は消火設備の新規購入を計画した。本章は、警視庁石川島分署から取り寄せたカタログと、付随する史料に基づき考察する。

そもそも消火設備の改良を建議した原因は、明治17年の消防法改正により、乙号ポンプというドイツ輸入品の模造が従来品の甲号ポンプに代わって進出したことにある。明治17年にドイツから輸入されたポンプは、石川島分署において模造を制作し、そこから日本各地に伝搬したという⁽⁵²⁾。

明治20年に、警視庁監獄石川島分署は『唧筒各種圖面』を作成した。日本国内に流通している12種類のポンプを図面・寸法・解説文にて紹介している。選定の結果、明治17年5月に模造した「独逸型二輪車軽便唧筒」を採用することにした⁽⁵³⁾。詳しい内容は図面に譲るが、時の内事課長股野琢は、明治23年11月にそのポンプを1台注文した。付属品と水管工事費は360円であった。

設置後、宮内省は皇宮警察にポンプ性能試験を依頼し、1月16日に実施した。結果「螺旋其他少々不工合之ヶ処」を発見し、「至急御引直之上荷造方御取計」をした⁽⁵⁴⁾。その際運搬方法をめぐり運搬業者ともめるが、京橋在住の岩佐音次郎を運搬に登用して、騒動を解決した。1月24日に奈良県警察本署宛てに発送した⁽⁵⁵⁾。その後のポンプの行方は、史料の欠如により不明である。

以上の点から、正倉院の消火設備の改良は、消防法改正に基づく地方への新型設備伝搬の一事象であったことが窺い知れる。但し、旧来の竜吐水は撤

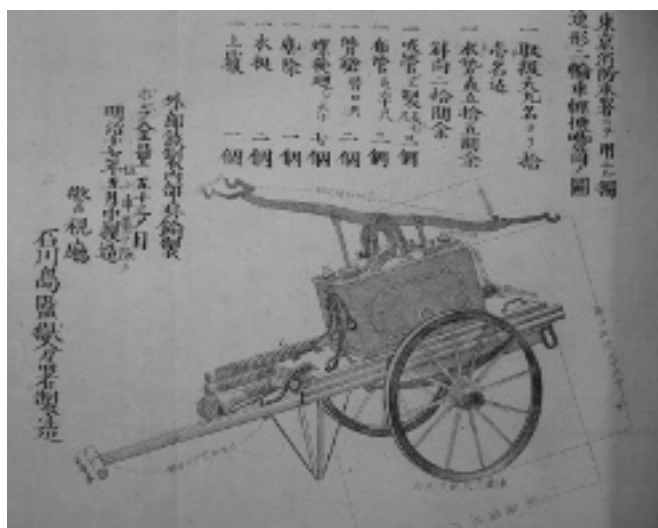


図4 「独逸型二輪車軽便唧筒」
(警視庁監獄石川島分署『唧筒各種図面』より転載)

去されず残された。

平時の消火ポンプに対する手入れについては、『雑件録(正倉院関係書類)』によると、消火ポンプの操練は奈良県警の正倉院詰警官の役目であったという。以下は、奈良県巡査折山貞一の功績に対する賞典上申である⁽⁵⁶⁾。

正倉院ニ於テハ兼テ一臺ノポンプ備付有之勿論時々演習ヲナサシメ候得共、夫ノミニテハ規律不相立殊ニポンプハ時々諸關節ヲ解剖シ塵拭又ハ油差シ等ヲナサ、レハ、緩急ノ際ニ適セサルノ虞ヲ免カレサレル儀ニ候処、従来之レカ指導監督ニ關シ其人ヲ得サルタメ自然忽略ニ流レ易キノ感有之候処、今春以來奈良署ニ就職セル巡査部長折山貞一ハ元警視庁ニ於テポンプ使用担任致居候趣ニテ練習又ハ手入ニ就テハ頗ル經驗有之依リテ正倉院ポンプ演習又ハ手入ノ際ニハ奈良署ノ厚意ニヨリ同人ヲ派出シ指揮訓練ニ従事セシメ消防具取扱上便利ヲ得ル不少候…

折山貞一巡査は、消火ポンプ操練に長けた人物であった。大正2年(1913)春から奈良署勤務となって以降、正倉院の消火ポンプ操練に貢献したという。奈良県警察による同人への慰労金授与はさておき、折山の功績は、ポンプ演習を毎年2・5・8・11月、手入れを1・4・7・10月に行うことを「定例」にしたことである。つまり、明治時代に設置された消火ポンプは、整備不十分であったものの、折山の赴任によって、消火ポンプに関する管理規定を制定したのである。

2. 火除け地

防火に努めるため、民家から距離を置く政策も進められた。しかし、土地は東大寺の所有であるため、政府の介入は不可能であった。正倉院敷地の拡大は、帝室財産制定と世伝御料設定に関連がある。敷地の皇宮地への編入は、明治17年12月に行われ、翌年に隣接地の会所坊と金珠院敷地を東大寺から奉還され、同所構造物を解体した⁽⁵⁷⁾。東大寺側は、「寶庫接近ニシテ万一火災怖如何ト按勞」しているため、「同所建物悉皆取払地所奉還」を願い出た。宮内省は、下賜金1,000円をもって「引払料」とした⁽⁵⁸⁾。そして、後述する明治19年の修繕工事の際、宝庫隣接地域に火除け地を設けた。ここは旧会所坊と金珠院跡地であり、前者の門前に番所と巡査交番を建てた⁽⁵⁹⁾。

次に火除け地を拡大するのは、帝室宝器主管設置後のことである。明治23年、「東方境外茶畑藪地」を私有地にすると「他日家屋等建築候場合モ可有之、火災予防上不都合」を来すため、当該地域の買収を計画した。結果、宮内省は下賜金を東大寺に与えて、敷地を「献納」させたのである⁽⁶⁰⁾。

隣接地域には、民有地もあった。それらは、下賜金を与えて正倉院敷地へ献納させるのではなく、貸付けもしくは購入の形式をとった。その時も明治23年度の理由と同じであった⁽⁶¹⁾。

このように、火除け地の設置は、御料地の拡大事業に伴い進展した。火災予防のためとはいえ、正倉院隣接地を接収する大義名分として利用された節は否めない。

(4) 風水害と修繕

正倉院外構の保存は、風水害との戦いであった。『奈良県気象災害史』によると、明治16年(1883)の全国的な異常気象を封切りに、明治23年頃まで災害が頻発したとある。具体例として

は、明治16年夏の早魃及び9月の台風による洪水、明治18年7月1日豪雨、明治20年台風、21年の暴風、そして明治22年の十津川水害が挙げられる⁽⁶²⁾。このように、奈良県における風水害の記録は多い。本節は、明治時代における正倉院の風水害に対する処置や修繕を論じる。

1. 明治中期までの対応

明治時代における正倉院の修繕要請は、明治7年から始まる。これは、壬申検査に基によって発見された破損箇所と雨漏りへの対処であった。奈良県令四条隆平は、約188円の修理費用を宮内省に請求したものの、宮内省は大蔵省・内務省と審議したため、費用の捻出に半年を要したのである⁽⁶³⁾。報告を提出した3月から予算捻出までの間、奈良県は6月20日に「當縣管下東大寺々中正倉院ノ儀ハ、元來勅封ニテ寺院ノ所有トモ不被相考候ニ付、向後官費修繕相成度」と請願した。この請願により、翌年5月に内務省は、正倉院修繕は官費とすることを決定した⁽⁶⁴⁾。明治7年の修繕は、政府主導による正倉院の修理体制の嚆矢となったのである。

風水害に関する対応策は、内務省博物館の時代から講じられた。明治12年2月の「大風雨之節當局諸官員出勤之事御達案伺」には「近火非常ト同様相心得其詰所〔中略〕へ出勤人夫等ヲ使役シ防禦可致」とある⁽⁶⁵⁾。火災や風水害時における諸官員の出勤を定めたのである。

農商務省は、正倉院の自然災害に対する防御設備の設置を目指したといえる。但し農商務省自体が主導的に設置を指揮することはなく、当省の建築は宮内省によって実現させた場合が多い。

例えば、明治16年11月に農商務卿西郷従道は、正倉院修繕に際して、建屋を覆う覆屋の建造を建議した。これは、莫大な予算(史料には総工費2万7,500円とある)を要するため実現しなかった。但し、正倉院の破損・腐朽箇所を適宜修繕し、補強を施した⁽⁶⁶⁾。この修繕の背景には、外国人拝観者に対する配慮や、農商務省の宮内省・文部省に対する優越を誇示する意図がある。特に前者は、明治14年頃から意識されはじめ、日本を代表する遺構の一つとして積極的な保存活動を展開せざるを得なかった⁽⁶⁷⁾。

植村久道は、明治17年12月14日に、雨漏り箇所の屋根修繕及び瓦の交換を要請している。また、18年5月に正倉院宝庫掛は、屋根葺換えに銅瓦の使用を要請した⁽⁶⁸⁾。銅瓦は、採用されなかったが、明治19年に正倉院の修繕工事を着工したのである。

明治19年の修繕工事は、後年正倉院沿革の参考書となる『正倉院志』にも言及されることから、明治期を代表する工事であったといえる⁽⁶⁹⁾。詳細な記録によると、「梅雨季節前竣工」を目指し、図書寮は稲生真履を派遣したとある。工事費用には、図書寮の宝器予算500円を充てたものの、200円の不足金を生じた。図書寮は、主殿寮京都出張所に不足金の負担を依頼している。加えて、外廊土堀やその他要修復箇所の修繕も並行したため、当年

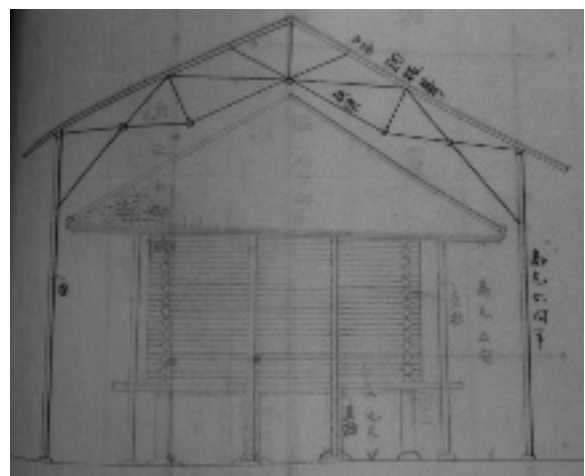


図5 農商務省の修繕構想図
(『自明治十四年至明治二十年 什宝録』より転載)

における正倉院宝庫掛予算の約4割を占めた⁽⁷⁰⁾。こうして、修繕工事は同年3月に完了した。

以上の報告は、正倉院宝庫掛に正倉院外構破損時の報告を義務化させた。すなわち、明治18年12月30日に図書寮は、正倉院の破損個所において「片時モ難捨置義ハ電信ヲ以何出候儀ト心得ヘシ」と植村に命じたのである⁽⁷¹⁾。これ以降、明治23年までの正倉院における破損に関する報告は、全て植村を通して報告されていく。

明治19年の修繕工事は、倉の機能を復活させた。しかし、明治20年から約2年間は、激しい風雨に晒され、被害を蒙るのである。

特に明治22年9月20日の暴風雨は、正倉院に甚大な被害を与えた。破損個所修繕の達しによると、休憩所(拝観者の待合室として設けられた施設)の屋根は破壊され、表門前に水溜りが生じ、「置土止メ石」や外廊土塀の石垣、裏門の石階は崩れた。時の帝国博物館総長九鬼隆一は、早急に宝器予算から修繕費を捻出し、植村久道に対して修繕を命じた⁽⁷²⁾。

明治23年2月、正倉院外構の屋根瓦に亀裂が生じ、雨漏りを発生させた。宮内省は、直ちに瓦の葺換え工事を命じた。この時強度を増すために、種油と布海苔をもって煉り固めた土で新たに瓦を作り、それを葺換えた。この工事に際して、宮内省は現場監督の奈良県民上田嘉六に対し、「旧觀ヲ損セサル様嚴重監督スベシ」と注意している。ここから、宮内省内における保存意識の定着を窺える⁽⁷³⁾。

しかし、この工事から3ヶ月後、瓦は再び破損した。当時正倉院に出張していた稲生真履は、帝国博物館主事の久保田鼎に被害状況を報告している⁽⁷⁴⁾。

同寶庫ハ御承知通千有余年を経過シタル御建築故土居葺ヲ其俣ニ致置瓦ヲ取却候只土居葺ノ板ノ接続シタル間ニ〔中略〕透間所々ニ有之其透間ヨリ瓦ノ破片土塊木屑等落入候義と被存候右等ノ恐レアル故カ従前ハ勅封ノ開鍼ヲ相願御物ヲ取除寶庫中へ葦ヲ敷キ乃テ修繕ニ取掛候事ニ御坐候…

植村久道は、この報告の1ヶ月前に死亡したため、代わって稲生が正倉院の報告をした。修繕した瓦は壊れ、破損個所の透間から瓦の破片、土塊や木屑が土居葺を通り倉内に落ちている、というものであった。稲生は、緊急措置として御物を一時撤去し、葦を敷くことを請願した。しかしこの時、宮内省は、省内に正倉院を扱う部署を設置するため奔走しており、稲生の修繕願いは設置以降となった。

2. 増える破損

明治23年6月に帝室宝器主管が設立されると、正倉院外構修繕の監督は税所篤に託された。これ以降における諸整備の建議や報告は、税所か内事課長(後に帝室宝器主管)股野琢、宮内大臣土方久元・田中光顕に集中した。

稲生の報告を受け修繕を決定すると、正倉院に新たな設備を設けた。前述の農商務省の建議(明治16年)を見直し、「旧物ヲ永世ニ保存スル」ために霧除

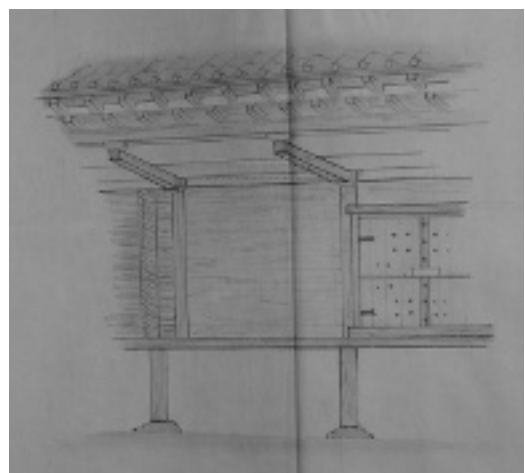


図6 雨除板
(『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』より転載)

け板囲いを設け、雨露を防ぐことを決めたのである⁽⁷⁵⁾。

翌年10月には、正倉院屋根の修繕を決定した。宮内省宝器予算内のうち、185円60銭をもって屋根の修繕と雨除板(史料には「露除板」とある)の新設を行った。また、「家根四隅ヲ支持スル隅拵ニ接着セル軒(出桁造)及財木ノ組合等」の嵌め込みに弛緩が見られることから、鉄具によって固定した⁽⁷⁶⁾。後年に撮影された写真にある鉄製固定具は、この時に増設されたものである。こうして屋根は修理され、雨除板も新設されたものの、わずか1年半後の5月20日に破損を来し、税所は以下の報告をした⁽⁷⁷⁾。

本月二十日夜旋風ノ爲メ、中御倉内三階ノ東部南側ニ当ル張出ノ敷板相放レ候(中略)旋風ノ強度タル御倉下ニ相置候大長持ノ蓋三個西方西邊へ吹飛シ、竜吐水二臺吹倒サレ、梯子二挺ハ掛ケ臺ト共ニ斜ニ振レ候様ノ實況ニシテ、近來稀ナル暴風ニ有之候…

小型の竜吐水は転倒し、長持や梯子も吹き飛ばされたことから、この暴風によって正倉院外構や備品は大損害を被った。この時期は、正倉院御物整理事業の関係から、宮内省・帝国博物館の双方から、保管場所確保を理由に早急な修理を求められた。

なお雨除板は、これ以降度々破損し、「寶庫ト板囲トノ空間ニ風ヲ含ミ左右振盪シ余力屋根裏ニ衝突シ(中略)寶庫ニ損害ヲ及候虞」があるため、明治36年10月に取り外された⁽⁷⁸⁾。

他にも帝室宝器主管は、土塀修繕も指揮していた。明治28年に東北側の正倉院外廊土塀が破損した際、不安定な地盤と根石の不足を解消するために、大々的な改築を余儀なくされた。修理費用506円34銭9厘は、帝室宝器主管に充てられた営繕費用(500円)を上回ったため、臨時費として捻出した。そのため、同時期における御物整理掛の御物修繕費も底を尽きかけたとされる⁽⁷⁹⁾。因みに、多額の費用をもって修繕した土塀は、明治36年7月の大雨によって西南側約2間にわたり崩落した⁽⁸⁰⁾。

地盤の脆弱さは、大雨の度に泥濘をつくった。土塀崩落の原因は、大雨によるものである。しかし、排水工事を施して泥濘の発生を抑止するのは、明治44年のことであった。この時の工事は、入札により奈良県在住の尾田利吉へ委託した。工事内容は、表門から裏門までの塀に沿って上口1尺、高さ3寸5分の小溝を敷設し、錆止めを施し、排水用の土管を埋設するものであり、工期は晴天期間中15日以内を予定した。こうして6月28日から起工し、金63円をもって約2週間後に完成したのである⁽⁸¹⁾。

以上のように、様々な協力や方法をもって正倉院の外構は保存された。しかし、日を追う毎に被害は多くなり、明治40年代になると、いくら修繕しても綻び、経年劣化も甚だしいものとなった。こうして大正初年に後世において「大正の大修理」と呼称される大規模な解体修復工事に着手するのである。

3、人員による警備

有能な機材を有していても、人の防災意識なしに正倉院を守ることは不可能である。本章は、正倉院宝庫掛や帝室宝器主管以外の人員に焦点を充てていく。

明治政府管轄以前の正倉院を保存・維持してきたのは、奈良の人々であった。明治維新後、都は東京に奠都され、京都の荒廢に伴い奈良の地も廢れた。現地の人々は、奈良博覽会を開い

で地域振興に努めた。その過程における奈良博覧会社の貢献は前述の通りである。博覧会社が正倉院の管轄を解かれるのは、明治17年(1884)のことであり、その6年後に宮内省は、警備体制を刷新した。実際、報告に上がるような大事件は発生していないものの⁽⁸²⁾、宮内省に管理されていることや、明治22年から開始した御物拝観によって、警備強化せざるを得ない状況になったと見るべきである⁽⁸³⁾。

「平常取締」は、奈良在住者1名を博物館書記心得として登用したが、この役職に就いていたのは植村久道であった。久道の死後は、子の久義に引き継がれたものの、間もなく解任された。これは、明治23年に帝室宝器主管が設置されたのを機に、正倉院鍵預かりの任務や警備体制を刷新して、宮内省に正倉院の管轄を一本化するための必要な措置であった。こうして警備人員は、「令達ノ有無ニ拘ハラズ警察上厚ク保護セシムヘキハ勿論」として、「地方庁へ御示命」し、費用を宮内省持ちとして巡査6名に増員させたのである⁽⁸⁴⁾。なお、同年12月18日帝室宝器主管は、奈良県に対して「警察官及其家族ヲ常宿爲致候筈ニ決定致候」と通知したように、警備人員は、家族と共に正倉院敷地内に常宿しなければならなかった⁽⁸⁵⁾。

その後警備は、昼夜3名交代制となるものの、「疾病賜休暇等ニテ缺員ヲ生スル事往々有之其都度非常ニ差支候場合」が多発したため、明治32年に1名増員された⁽⁸⁶⁾。

監視は、正倉院敷地内に住み込みで行われた。しかし、明治17年の宮内省移管に伴う地種組替の折、「人家隔絶ノ場処ニモ無之ニ付、自然火災等ノ掛念」があるため監守を増員した。正倉院は、「稀世ノ珍宝ニシテ遠ク海外ニ輝キ候程ノ義」であるから、それに相応しい警備をつけるという目的であった⁽⁸⁷⁾。

他に、事務所として利用していた旧会所坊建物には、奈良県警察官1名を住み込みさせた。これは、明治23年の会所坊取払いの際、①警官とその家族の事務所居住(但し家賃なしで且つ報酬を貰える)、②正倉院監視の任を帯びた巡査の監督、③曝涼時拝観の際部屋を明け渡す、を制定したことに由来している⁽⁸⁸⁾。

しかし、警備増員の通達を帝室宝器主管より受けた際、奈良県は、以下のように照会案を稟議している⁽⁸⁹⁾。

正倉院寶庫護衛ニ就テハ、従來当縣巡査數名日夜詰切警衛致居候処、猶取締上警部ヲシテ時ニ巡檢爲致度然ルニ、警官詰所ノ儀狹隘ニシテ不便ヲ感シ候処、同院構内西南隅ニ空屋有之、該空屋ヲ警備ノ詰所ニ充テ常住爲致候ハ、取締上彼是都合ト見込候尤、寶庫ヨリ三十余間モ相隔テ且其間樹木モ有之旁、火災等ノ憂無之存候…

奈良県は、旧会所坊建物において警備人員とその家族を収容できないため、西南隅にある空き家を代用することを帝室宝器主管へ提案した。距離や障害物から火災の危険が少ないことを主張する点は、従来の建物において火災の危険が高かったことを示している。結果的には、この照会により警備詰所は変更されたものの、正倉院への監視強化は、火災の危険も増す諸刃の剣であったといえる。

警備人数の増員は、報酬手当の増額を意味していた。巡査費の財源確保として、宮内省は23年度の営繕費余剰分と奈良県の計上残額をもって補填した。これにより、報酬未払いを解消したのである⁽⁹⁰⁾。以降生じた報酬の不足に対しても、これに倣い対処された。

しかし警備体制もまた明治30年代に入ると刷新された。御物整理掛の解散後、正倉院は帝室博物館の管理下に入り、大正3年に奈良帝室博物館へ移行する。明治40年代における帝室博物館への編入は、警備体制も包接している。例えば、大正2年の「大正の大修理」期間中における警備は、奈良県警に嘱託し、10余名の警部を正倉院敷地内に配置した。しかしその人員交代については、奈良帝室博物館館長(久保田鼎)の裁許を要していた。なお彼らは、「大正の大修理」に対する慰労金の納付をもって解職された⁽⁹¹⁾。

以上、警備体制とそれに関する人員を考察した。体制の不備や防災意識の深度を論じることが難解である。その多くは、事件・事故が発生して初めて欠陥を見出すものである。かつて寺田寅彦は、「一國の運命に影響する可能性の豊富な大天災に対する国防策は政府の何処で誰が研究し如何なる施設を準備してゐるか甚だ心許ない有様である」とし、日本人の防災意識とは「神代から今日まで根気よく続けられて来たこの災難教育」にあったと指摘した⁽⁹²⁾。正倉院の管理もまた、この一言に表せると推察される。

総括

正倉院における災害対策は、明治天皇の大和行幸や古器物保存意識の涵養、殖産興業の防災設備への転用によって講じられた。京都や奈良の寺社に対して講じられる時期が正倉院より遅いのは、前者については平安遷都記念祭に伴う寺社保存の必要性、後者については正倉院の国家管理による寺社保存の高まりによるものと理由づけられる。

正倉院外構の保存は、政府の政策に基づき漸次改革された。避雷針は、堺県により設置される。前者は大阪電信局、逓信省が管轄し、現地人・出張人などの報告に従い修理や点検を施した。しかし明治35年(1902)を境に逓信省の権限は宮内省に吸収された。

消火設備は、従来の竜吐水を設置していたものの、機材の技術的低能を改善するため、消防法改正に際して新製品を導入した。こうした機材面の充足を図る傍ら、取扱や手入れに関する規定を設けるのは大正年間であったため、防災設備と防災意識に格差が生じていた。また、火除け地については、正倉院敷地の拡大事業に関連して展開された。政府による接収・買収地域における建造物の取り壊しは、火災時における正倉院への延焼を懸念したためであった。

警備の面において、博覧会社による業務は宮内省移管に伴い解消された。植村久道や本条時乗も明治23年の帝室宝器主管設置時に解任再編され、代わって奈良県警察官が担うこととなった。ところが、資金運用に苦心した宮内省は、帝室博物館管轄時代に彼らを解任し、「大正の大修理」後には博物館主導による監視・警備体制へ刷新したのである。

正倉院外構の保存は、自然災害との戦いであった。風水害によって破壊された個所は直ちに報告され、その都度修繕を加える方法をとった。しかし経年劣化は激しく、保存に限界があった。こうして「大正の大修理」を実行せざるを得ない状況に立たされたのであった。

正倉院外構の保存は、近代の技術と地元民たちの力をもって展開された。明治初期には、地元民の貢献は目覚ましいものの、正倉院が宮内省主管・帝室博物館管轄となると、徐々に民から官へ保全活動の担い手を変質させた。つまり正倉院は、政府に管理される状態となり、正倉院に対する絶対的な価値や神聖不可侵性を民に植え付けたのである。

おわりに

以上、明治初年度から30年代にかけての正倉院外構に対する保存活動を論じた。明治初期には、奈良博覧会社による保存活動が正倉院に施された。彼らの目的は、正倉院宝物を展示に供して、奈良の活性化をはかるものであった。しかし、壬申検査以降、正倉院は文部省・農商務省・宮内省により管理されていく。そして、明治20年代には、宮内省へ管理を統一するとともに、今まで保存に関わる人員を整理し始めたのである。こうして、正倉院は、明治30年代までに完全に国家の統制下に置かれたのである。

明治時代における正倉院を改めて考証すると、政府はいかに正倉院宝物を国家の什宝として位置づけるかに腐心したといえる。それは、東大寺・奈良博覧会社という民間の手から天皇の手に渡ることによって、正倉院は明治初年における奈良博覧会に出品された一般的な宝物としての位置づけを失ったことを意味する。おそらくこの位置は、「大正の大修理」や紀元二千六百年式典を経て神格化されていくものである。

但し、これら政府から見た正倉院であり、民間の見たものではない。したがって、官民双方において、正倉院が国家の什宝であるという認識を形成しなければならないのである。筆者の今後の課題は、つづく大正・昭和年間における正倉院の在り方を、政治・社会の動向や教育から考察することである。

註

- (1) 拙稿 2016「正倉院の近代—明治時代における保存政策とその過程—」『國學院大學博物館學紀要』第40集 PP.93-119
新史料を精査しているため、本稿を現時点における筆者の見解とする。
- (2) 和田軍一 1956「正倉院はいかに守られたか」『書陵部紀要』第7号 PP.95-104
- (3) 宮内省編 1908『東瀛珠光』第1集、審美書院 PP.1-3
- (4) 大島義脩 1929「正倉院之記」東洋美術研究会編『正倉院の研究』飛鳥園 P.7
- (5) 奈良市史編集審議会編 1970『奈良市史 地理編』吉川弘文館 PP.42-45、52
参考：昭和43年(1968)6月3日の奈良市微気候調査によると、東大寺付近の平均気温は16.5度、湿度73%であった。奈良の湿度は平均して70%以上であるが、降水量は奈良県内で最も少ないという(註5と同じ PP.49-50)。
- (6) 例えば、明治31年、春日神社は長さ108間の道路を修繕する際、奈良県庁に申請書を提出している。また、大和神社においては、火災時「隣村人民之応援」に頼るも心許ないため、「火防器買入」を同31年に奈良県へ請願した(『官幣社一件』(奈良県立図書情報館所蔵、奈良県庁文書1-M31-46d))。
- (7) 東京国立博物館編 1973『東京国立博物館百年史 資料編』東京国立博物館 PP.492-493
- (8) 註7と同じ P.493
史料の引用において、合字は片仮名に、変体仮名は平仮名にて表示し、闕字・平出の類を詰めた。また、適宜読点をふってある。

- (9) 奈良博覧会社の正倉院巡視は、宮内省管轄となって以降、大阪府から巡査が派遣され官憲の手に委ねられていく(奈良県は一度堺県に吸収合併され、その後大阪府に編入されたことに起因)。ゆえに明治初期の政治体制の混乱期の中、正倉院の日々の保護に寄与したのは政府より民間に比重があるといえる。
- (10) 「正倉院寶庫中御物御陳列之儀ニ付御願」(「正倉院録 明治11年」)『自明治九年至明治十二年 正倉院録』所収(宮内公文書館所蔵、6083)
- (11) 藤田祥光『奈良博覧會』(奈良県立図書館所蔵、藤田文庫090-4-174)
- (12) 同上。奈良博覧会社による鍵の管理時期は、明治14年から16年までであったと菅居正史は論じている(菅居正史「奈良県の文化財保護の道程と博物館」『國學院大學博物館學紀要』第16集、1991年)。しかし植村は宮内省に正倉院御用掛として雇われたため、同人による管理は、帝室宝器主管成立し、明治23年6月30日に植村久義(久道の子、久道は同年春に死去)を解任し、宮内省官吏となった本条時乗に権限を移譲するまで続いた。その本条も、元は博覧会社役員のため、結果的にはその関係筋による鍵の管理は継続したといえる。尚、本条の後は侍従東園基愛を経て、帝室博物館総長が管理した。そもそも、奈良博覧会社に正倉院監守任務の解除を通達したのは明治17年6月13日のことである(註1及び『明治十七年 帝室例規類纂 什寶門』(宮内公文書館所蔵、23378-90)を参照)。
- (13) 『記録材料 議案簿一』(国立公文書館所蔵、記00599100)
- (14) 『梧陰文庫』B-3102(國學院大學図書館所蔵)「大和国古社寺修理ニ関スル宮内省図書寮伺書」なお、図書属の実印は稲生真履のものである。
- (15) 高木博志 1997『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房 PP.264-265
- (16) 明治法制経済史研究会編 1983『元老院会議筆記』後期第28巻、元老院会議筆記刊行会 P.94
- (17) 小路田泰直 1994「天皇制と古都」中塚明編『古都論—日本史上の奈良—』柏書房
- (18) 『元老院会議筆記』後期第28巻 P.103
- (19) 石井研堂 1967「防雷鍼略説解題」明治文化研究会編『明治文化全集 第27巻 科学編』日本評論社 PP.17-18
- (20) 細川潤次郎 1869『新法須知』響泉書屋 PP.26-30
- (21) 石井研堂 1997『明治事物起源』第8巻、筑摩書房 PP.198-199
 避雷針設置にも拘わらず被害を拡大させた理由として、「近接金属類と避雷針の導線との連結が悪かつた」というイギリス雷研究委員会の報告が最も適当なものであろう。
 (中谷宇吉郎 1939『雷』岩波書店、P.19)
- (22) 『十九年 電気線避雷針設置事業』(宮内公文書館所蔵、68438)
- (23) 『明治二十七年度 避雷針建設費明細』(宮内公文書館所蔵、43056)
- (24) 『公文録 明治十一年 第二十四巻』(国立公文書館所蔵、公02260100)
- (25) 「正倉院内聖護蔵保護避雷針設置方仕様」(「正倉院録 明治四十四年」収録)『自明治四十三年至明治四十四年正倉院録』所収(宮内公文書館所蔵、6086)
- (26) 註24と同じ

- (27) 「正倉院録 明治十二年」『自明治九年至明治十二年 正倉院録』所収。
- (28) 註27と同じ
- (29) 「品川弥二郎関係文書」1410
- (30) 『明治十六七年 正倉院寶庫一件』（東京国立博物館所蔵、館資1080）
足立の報告書は当簿冊内に2通あり、文意は同義であるものの語句に差異がある。また、宮内公文書館が所蔵している簿冊に当史料の写しが収録されている。（『明治十七年 帝室例規類纂稿本 什寶門』）
- (31) 註30と同じ
- (32) 註30と同じ
- (33) 正倉院は図書寮管轄となるが、当寮は創設間もないため、宮内省本省が直轄することとなった。その際正倉院寶庫掛を創設し、宮内省御用掛植村久道（明治17年6月3日付任命）と協力して、正倉院を管理する体制を構築した。この体制は明治23年6月に帝室宝器主管が置かれるまで存続する。（註1参照）
- (34) 『明治二十年 正倉院書類』（東京国立博物館所蔵、館資1084）
- (35) 「正倉院寶庫敷地圖面」（東京国立博物館所蔵、館資1077）
- (36) 註34と同じ
- (37) 註34と同じ
- (38) 註34と同じ
- (39) 『明治二十一、二十二年 正倉院書類』（東京国立博物館所蔵、館資1085）
- (40) 『明治二十六年 帝室例規類纂 什寶門』（宮内公文書館所蔵、23387-106）、『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』（宮内公文書館所蔵、10536）
- (41) 『明治二十八年 帝室例規類纂 什寶門』（宮内公文書館所蔵、23389-95）
- (42) 『自明治三十二年至明治四十一年 正倉院録』（宮内公文書館所蔵、10537）
- (43) 註42と同じ
- (44) 註42と同じ
- (45) 「正倉院録 明治四十二年」『自明治二十三年至明治四十二年 正倉院録』（宮内公文書館所蔵、6085）
- (46) 註45と同じ
- (47) 「正倉院録 明治四十四年」『自明治四十三年至明治四十四年 正倉院録』所収
なお、旧材の転用を建議したのは正倉院掛であり、避雷針設置予算の切迫に由来している。これについて五十嵐秀助は、避雷針支柱は「腐朽ノ分取除候得ハ充分用立可申」と指摘した（同上）。
- (48) 鈴木 淳 1999『町火消たちの近代—東京の消防史—』吉川弘文館 第1章参照
- (49) 和田軍一 1996『正倉院案内』吉川弘文館 P.108
- (50) 『官幣社一件』『官幣大社大和神社火防器新調見積書』
- (51) 註34と同じ
- (52) 註48と同じ PP.104-108

- (53) 警視庁監獄石川島分署『唧筒各種圖面』（『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』所収）
- (54) 『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』
- (55) 『雑件録（正倉院関係書類）』（宮内公文書館所蔵、62995）
- (56) 註54と同じ
- (57) 註1と同じ
- (58) 『明治十八年 帝室例規類纂 什寶門』（宮内公文書館所蔵、23379-91）
- (59) 『明治十九年 正倉院書類』（東京国立博物館所蔵、館資1082）
- (60) 『明治二十四年 帝室例規類纂 什寶門』（宮内公文書館所蔵、23385-107）
- (61) 註1と同じ
- (62) 青木滋一 1956『奈良県気象災害史』養徳社 PP.292~305
- (63) 『明治七年 帝室例規類纂 什寶門』（宮内公文書館所蔵、23368-18）
- (64) 『明治八年 帝室例規類纂 什寶門』（宮内公文書館所蔵、23369-18）
- (65) 註8と同じ
- (66) 「什寶録 明治十六年」『自明治十四年至明治二十年 什寶録』（宮内公文書館所蔵、478）
- (67) 正倉院を最初に拝観した外国人は、管見の限り明治14年のイギリス王子アルバート、ジョージ兄弟一行である。以降、博物館学芸員や新聞記者、お雇い外国人等が拝観請求を行っていく。
（『自明治十三年至明治十七年 正倉院録』（宮内公文書館所蔵、6084））
- (68) 『明治十八年 正倉院寶庫一件』（東京国立博物館所蔵、館資1081）
- (69) 大村西崖 1910『正倉院志』審美書院 P.8
- (70) 註59及び『明治十九年度正倉院寶庫費諸記』（東京国立博物館所蔵、館資1083）
- (71) 註49と同じ
- (72) 註39と同じ
- (73) 「正倉院録 明治二十三年」『自明治二十三年至明治四十二年 正倉院録』所収。
- (74) 「明治23年5月12日付久保田鼎宛稲生真履書翰」、同上に所収。
- (75) 註54と同じ
- (76) 註54と同じ
- (77) 註54と同じ
- (78) 註40と同じ
- (79) 『明治二十八年 帝室例規類纂 什寶門』
営繕費用の計上に際して、100円以上の場合上申する決まりであった（註41参照）。
- (80) 明治36年7月14日午前10時45分発宮内大臣宛奈良県知事電報、『自明治三十二年至明治四十一年 正倉院録』所収。この原因は同年7月9日に発生した洪水によるものである（註5 PP.52-53）。
- (81) 「正倉院録 明治四十四年」『自明治四十三年至明治四十四年 正倉院録』所収
- (82) 警備人員について、和田軍一は、警備体制の転換期を明治17年（正倉院の主管を宮内省

とした年)としている。以前は、奈良博覧会社の社員を巡回任務に充てていた。それ以降は、奈良博覧会社の関与を排除し、巡查6名を配置したという(和田軍一 1996『正倉院案内』吉川弘文館 P.108)。しかし、註12にて言及したように、奈良博覧会社の関与は間接的に継続しており、巡查6名による警備体制も明治20年代からである。

- (83) 由水常雄によると、明治5年から37年までの間に、宝庫内の宝物が増減していたという。氏は宝物目録を照合して増減物を列挙し、加えて増減時期を明治年間にあてた。史料の欠如は「裁判における全面黙秘権の行使と同じように、増減の事実が暗黙のうちに確認されているとみることもできる」と説明している。

(由水常雄 1987『正倉院の謎—激動の歴史に揺れた宝物—』中央公論社 PP.237-264)

- (84) 註54と同じ
- (85) 『正倉院一件』(奈良県立図書情報館所蔵、1-M22-44d)
- (86) 註54と同じ
- (87) 「正倉院録 明治十七年」『自明治十三年至明治十七年 正倉院録』所収
- (88) 註54と同じ
- (89) 「坤一第七二号」『正倉院一件』所収
- (90) 明治23年9月2日付近藤久敬宛堀博書翰、『自明治二十三年至明治四十二年 正倉院録』所収
- (91) 『雑件録(正倉院関係書類)』
- (92) 寺田寅彦 1938『天災と国防』岩波書店 P.146、191

(國學院大學文学部史学科)

岡山県における近代建築を利用した博物館

Museums utilizing modern architecture in Okayama Prefecture

山内 智子

YAMAUCHI Tomoko

はじめに

岡山県には、明治以降に建てられた近代建築が点在しており、その多くが保存すべき価値ある歴史的建造物として文化財の指定や登録を受け、館内は博物館や資料館として利用されている。例としては、旧遷喬尋常小学校校舎(国重要文化財)、旧総社警察署(総社市まちかど郷土館／国登録有形文化財)、旧牛窓警察署本館(牛窓海遊文化館／国登録有形文化財)、旧閑谷中学校本館(閑谷学校資料館／国登録有形文化財)などが上げられる。

また、会津藩士の家に生まれ宮大工から福島県技手となり、明治後期から昭和初期に岡山県技手として近代洋風建築の多くを手がけた江川三郎八(1860-1939)の建築物が、「江川式建築」の名で現存しており、博物館としての利用例も多い。

本稿では、平成28年(2016)9月に実施した岡山県での歴史的建築物・江川式建築の調査および文献調査より、江川の業績を中心に検証し、加えて江川式建築の保存・活用、資料館の展示内容なども含め論考するものである。

1 江川三郎八に関する先行研究

江川三郎八に関する先行研究は、保育学の視座から江川が設計した八角園舎(旧旭東幼稚園園舎、明治41年(1908)竣工、岡山市に現存)に注目する永井理恵子の研究⁽¹⁾、学校建築から江川三郎八に注目した川島智生の研究⁽²⁾、『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』⁽³⁾における清水重敦らの研究、『岡山県の近代化遺産－岡山県近代化遺産総合調査報告書－』における上田恭嗣の研究⁽⁴⁾、小西伸彦「江川三郎八と岡山県の江川建築」⁽⁵⁾、江川の事跡と建築を研究し企画展開催などに取り組む「江川三郎八研究会」(代表・難波好幸)による研究⁽⁶⁾などがある。

江川三郎八の経歴は、江川の自伝である『生ひ立ち之記』⁽⁷⁾により知ることができるが、前出の永井理恵子の指摘によれば、江川の自伝は平成13年(2001)に発掘されたものであり、江川は岡山県下で相当数の建築を設計したにも関わらず、その経歴は近年まで不明であったとされている⁽⁸⁾。

江川の官職については、『福島縣職員録』⁽⁹⁾『職員録』⁽¹⁰⁾で事実確認できたが、『岡山県史』や『岡山市史』をはじめとする市町村史、『岡山県人名鑑』『岡山縣人名辞書』『岡山縣人物誌』『備作人名大辞典』『岡山県歴史人物事典』などには、管見の限りでは江川に関する記述は確認できていない。

また、岡山県では近代建築を取り上げた書籍が複数出版されており、昭和52年(1977)の中力

昭『岡山の明治洋風建築』では、「加美小学校校舎」（現存せず）の設計者として「江川三郎」との記載がある⁽¹¹⁾。これは「江川三郎八」の誤植と推察される。一方、平成10年の河原馨『岡山ハイカラ建築の旅』では、元遷喬小学校の設計者として「江川技手(県)」⁽¹²⁾との簡単な記述にとどまり、同著者の平成19年の『岡山の木造校舎』においてようやく江川の経歴を紹介し、「旧遷喬尋常小学校校舎」「旧閑谷中学校本館」「旧旭東小学校附属幼稚園園舎」の設計者として「江川三郎八(岡山県技師)」と表記されている⁽¹³⁾。

以上、先行研究や諸文献から、江川三郎八と江川式建築については、2000年代以降に本格調査・検証・研究が行われるようになったといえよう。

2 江川三郎八の経歴と業績

江川三郎八は、万延元年(1860)に会津藩士・江川宗之進広伴の三男として現在の福島県に生まれ、14歳で大工棟梁山岸右衛門に弟子入りして堂営建築を学んだ。明治20年(1887)、宮大工であった江川は福島県に雇われ、明治25年に福島県技手となった⁽¹⁴⁾。『福島県職員録』によれば、江川は県土木課に「雇」として入り、土木課営繕係雇を経て土木係技手に就いた⁽¹⁵⁾。また『職員録』では、『明治25年(乙)』から「技手」として江川の記載が始まっている⁽¹⁶⁾。

福島県時代の江川は、学校建築や橋梁工事の設計・監督に携わり、明治25年の須賀川橋建設の現場監督の際には、木造トラス構造を独自に研究し、「江川式小屋組」を編み出したとされる⁽¹⁷⁾。一方で、文部省技師工学士の山口半六⁽¹⁸⁾や大蔵省建築部長の妻木頼黄(博士)⁽¹⁹⁾、内務省技師の伊東忠太(博士)⁽²⁰⁾、文部省建築課長の久留正道(学士)⁽²¹⁾らの薫陶・指導を受けたことが『生ひ立ち之記』に記されている⁽²²⁾。4人はいずれも工部大学校や東京帝国大学、欧米留学先で西洋建築学の高等教育を受けた建築家である。なかでも山口半六は、フランスで建築学を学び、文部省で幅広く学校建築の設計を手がけており、江川は、尋常師範学校同中学校建築工事に関して山口の設計指導を受けたとされる⁽²³⁾。一方、久留正道は、明治28年に文部省が発刊し、明治後期の学校建築の原型を示した⁽²⁴⁾『學校建築圖説明及設計大要』⁽²⁵⁾の著作者といわれており、江川は久米から学校建築法の講義を受けたとされる⁽²⁶⁾。江川は、福島県時代に研究・修得した学校建築に関する知見を持って、岡山県で数々の学校建築を手がけることになる。

明治35年、江川は岡山県へ出向を命じられ、43歳で岡山県技手となった。「江川三郎八研究会」作成の年譜⁽²⁷⁾によれば、江川は、岡山県庁に移ってすぐに岡山県立津山中学校(現、岡山県立津山高等学校旧本館＝国重要文化財)など複数の学校の増築に携わっている。

岡山県技手時代の江川は、公共建築を中心に数多く手がけ、竣工する建物が年間10棟を超える年も確認できる。大正3年(1914)、55歳の時に健康上の理由から退職を願い出るが⁽²⁸⁾、任用の変更で仕事を継続している。この変更は、『職員録』の記載で確認できる。大正3年の「内務部技手 工師」から翌年は「縣吏員 工師」に職名が変わっているが⁽²⁹⁾、それは官吏から府県固有の職員への変更である⁽³⁰⁾。江川は、これ以降に八角園舎として知られる倉敷幼稚園園舎(現、倉敷市歴史民俗資料館)や倉敷町役場(現、倉敷館＝倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区の観光拠点)などを手がけていることに鑑みても、仕事に対する意欲は衰えなかったと

推察できる。

大正12年、64歳で岡山県を退職した江川は、その後も天満屋百貨店や金光教仮神殿(後の修得殿)などの設計・造営を続けている。昭和3年(1928)から金光教本部復興造営部技師となり教団施設の造営を手がけ、最晩年の昭和14年には三勲神社(現存せず)の改築を行っている。同年、江川は80歳で逝去するが、岡山県下において100件を超える施設の設計を手がけたといわれる⁽³¹⁾。その建物は、学校・警察署・行政機関・病院・幼稚園・銀行・商業建築・宗教施設・個人宅など多岐にわたる。岡山県に現存する江川の手がけた最古の建物は、明治37年竣工の金光中学校講堂(現、金光学園中学高等学校記念講堂校=国登録有形文化財)であり⁽³²⁾、最も新しい建物は、昭和5年竣工の金光教教義講究所客殿(現、金光教教学研究所会議室)である⁽³³⁾。

3 江川三郎八の現存建築と江川式建築について

下に転載した図と表は、江川三郎八研究会による岡山県内のおもな江川式建築を示した「現存するおもな江川式建築(平成27年3月31日現在)」である⁽³⁴⁾。掲載されている建物は19件で、国重要文化財2件、国登録有形文化財8件を含む⁽³⁵⁾。19番の旧吹屋尋常高等小学校本館(岡山県指定重要文化財)は、現存最古の現役木造校舎として平成24年(2012)3月末まで使用されていたが、平成27年10月から平成32年3月末までは保存修理工事中となっている⁽³⁶⁾。また、18番の旧中備素麺同業組合事務所は、清水重敦らが提出した『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』⁽³⁷⁾によると、岡山県建築課小林技師の設計とされており、「『江川式』の意匠が、江川退職後においても岡山県庁における基本的な作風として継承されたことが窺える建造物と見ることができる」と記している⁽³⁸⁾。

今回の岡山県調査に際し、江川三郎八についての先行研究より、江川本人が設計した建築を「江川式」と呼ぶことを確認したが、現地調査で話をうかがった資料館職員の方々から、江川以外が設計したもので共通の意匠が認められる建物についても「江川式」と呼称することを確



図1・表1 「現存するおもな江川式建築(平成27年3月31日現在)」

江川三郎八研究会「岡山県技師江川三郎八と江川式建築—岡山県の近代洋風建築の世界—」より転載

認した。清水は、江川式建築について次のように述べている⁽³⁹⁾。

岡山県において明治35年以降に建設された洋風木造建築の内、役所、学校などの公共建設を中心とする建築群の意匠には、時代による変化が認められるものの、大正期に至るまで際だった共通性が認められる。木造寄棟造で、外壁は下見板張りで一部をハーフティンバーとするなどのスティックワークを施し、1間幅で上部に欄間を持つ窓を多数配したその形式は、ある時から「江川式」と呼ばれていたようである。吹屋小学校本館は、その形式より見てこの「江川式」建築の一例といえる。

この形式の規範となるデザインは、岡山県工師であった江川三郎八により生み出されたものとされている。

ハーフティンバーとは、木造住宅建築の一様式で、柱、梁、斜材など骨組み構造材をそのまま外壁表面に表し、その間の壁体を石材、土壁、煉瓦などで充填したものであり、イギリス、ドイツ、フランスに多く見られる様式である。清水が指摘する江川式建築の特徴は、旧遷喬尋常小学校校舎や閑谷学校資料館の建物に見ることができる。

清水重敦らによる『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』は、高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区内に建つ旧吹屋小学校校舎(本館・東校舎・東廊下・西校舎・西廊下)をはじめとする校舎群の調査報告書であり、旧吹屋小学校本館の設計者・岡山県工師江川三郎八と江川式建築についても取り上げている。その内容は、江川三郎八の経歴、明治末期と大正期の江川式建築と両期における外観意匠の変化、江川式小屋組、江川式建築18件の現存類例調査も含まれており、岡山県下における江川式建築の初の本格的調査とされている⁽⁴⁰⁾。報告書では、岡山県の江川式建築について次のように実態把握している⁽⁴¹⁾。

岡山県では、江川が『生ひ立ち之記』に列挙した建築物を大幅に上回る数の「江川式」建築が建設されていた。また、現存する建築物にも、特に学校建築において「江川式」と考えられる意匠を持ちながら江川の設計であるかどうか判然としないものが多数存在する。

この記述の根拠となったのは、次頁に転載した「江川三郎八設計の建築物」(表2)である。この表は、江川の『生ひ立ち之記』に記された江川が手がけた建物名称を中心に作成されているが、江川自身が書き残した岡山県の建物は38件に過ぎない。

『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』では、「類例調査で「江川式」建築として挙げた建造物の多くが江川の設計によるものである可能性が考えられる」⁽⁴²⁾としているが、調査の結果、江川以外の設計と推定されるもの、江川赴任以前の意匠を持つと判断された建造物もあることが判明している⁽⁴³⁾。なお、この現存類例調査18件には、前出の「江川三郎八研究会」の一覧で取り上げていない建物5件が含まれている。

以上のように、江川三郎八と江川式建築については、本格調査により詳細が判明した建物もあれば、いまだ調査・検証が行われていないものもある。今後新たな研究により詳細の解明が進展すると考えられる。

岡山県における近代建築を利用した博物館

福島県					岡山県				
現存	当初建物名	所在地	建設年	模範	現存	当初建物名	所在地	建設年	模範
	福島県尋常高等小学校 (引継・監造)	福島市	1889	記		岡山県高等女学校講堂・雨天体 操場	岡山市	1902	記
	菓子橋(監造)		1889	記		矢張中学校(増築)	矢張町	1902	記
	安達郡役所	二本松町	1889	記		工業学校(増築)	岡山市	1902	記
	若松監獄所(工事)	若松市	1891	記		高梁中学校(増築)	高梁市	1902	記
	須賀川橋	須賀川村	1891	記		津山中学校(増築)	津山市	1902	記
	岩瀬郡役所	須賀川村	1892	記		津山高等女学校	津山市	1902	記
	岩瀬郡会議事堂	須賀川村	1892	記		私立山陽高等女学校	岡山市	1905	記
	幸平橋	芹草村	1893	記	○	私立中学岡谷養木館	備前市	1905	記
	私立金津中学校		1894	記		岡山市旭東小学校	岡山市	1907	記
	金透小学校二階建校舎	那山市	1894	資 ^{*1}		岡山県男子師範学校	岡山市	1907	記
	只見川 藤橋		1895	記		清輝幼稚園	岡山市	1907	資 ^{*2}
	小野川橋		1896	記	○	旧瀬邊尋常小学校	久世町	1907	資 ^{*2}
	蟹夫橋	福島市	1896	記		見島郡立商船学校	倉敷市	1908	記
	田村郡役所	三春町	1897	記		加美小学校	中央町	1908	資 ^{*4}
	大沼郡役所	会津高田町	1897	記		八浜尋常高等小学校	玉野市	1908	資 ^{*5}
	福島県会議事堂	福島市	1898	記	○	岡山市立旭東幼稚園	岡山市	1908	資 ^{*6}
	福島県尋常中学校警備分校	平町	1902	記		岡山県会議事堂	岡山市	1909	記
	中村町中学校	中村町	1898	記		土居銀行		1909	記
	伊佐須美神社	会津高田町	1900	記		吉備津神社御仮殿	岡山市	1909	記
	東白川郡役所	磐前町		記		岡山県教育会事務所	岡山市	1909	記
	河沼郡役所	会津坂下町	1898	記		岡山県農会事務所	岡山市	1909	記
	河沼警察署	会津坂下町	1898	記		清輝小学校	岡山市	1910	資 ^{*2}
	林区署		1901	記		彦摩郡役所	倉敷市	1910	記
○	福島県尋常中学校本館増築	福島市	1901	記		金光政大教会・付属神舎	金光町	1910	記
	福島県第二尋常中学校	若松市	1901	記		大日本武徳会岡山支部武徳殿・ 事務所	岡山市	1911	記
	本宮町立小学校	本宮町	1901	記		岡山医学専門学校生徒会所奉徳 床講義室	岡山市	1912	記
	鹿島創習所		1901	記		天城中学校	倉敷市	1913	記
	日本赤十字社福島支部	福島市	1902	記		岡山県官祭招魂社	岡山市	1914	記
	高等女学校	福島市	1902	記		井原幼稚園	井原市	1914	資 ^{*2}
	工業学校	若松市	1902	記		第7回中国六島連合音楽・馬 共進会仮建館	岡山市	1915	記
○	大日本武徳会福島支部武徳殿	福島市	1902	記		笠岡警察署	笠岡市	1916	記
						井原警察署	井原市	1916	記
						美田郡役所	美田郡	1916	記
						湯野田警察署	湯野町	1917	記
						岡山西警察署	岡山市	1917	記
						巨瀬小学校	高梁市	1918	資 ^{*2}
						岡山県立病院	岡山市	1918	記
						津山倉庫学校	津山市	1921	資 ^{*2}
						津山中学校	津山市	1921	記
						笠岡倉庫	笠岡市	1921	記
						関谷中学	備前市	1921	記
						高梁縣正高等女学校	高梁市	1921	記
						天城中学校	倉敷市	1921	記
						農事試験場		1922	記
						県立図書館	岡山市	1923	記
						天満屋	岡山市	1925	記
						金光教復興大工事	金光町	1928	記
						三熊神社	岡山市	不明	問

模範凡例
 記：「生ひ立ち之記」
 資：関連資料
 問：江川香氏より聞き取り

- *1 菅野・佐藤『日本の学校建築』(文教ニュース社、1983)
- *2 川島「近代岡山県下の公立学校についての建築史的研究」
(『財』福成学術振興財団平成15年度年報、2004)
- *3 『遷徙百年誌』
(遷徙小学校創立百周年記念事業推進委員会、1975)
- *4 中力『岡山の明治洋風建築』(日本文教出版、1977)
- *5 宮川「ふるさとへの想い」高野真実明治大正昭和 天野
(国書刊行会、1981)
- *6 『山陽新報』明治41年7月2日記事
- *7 『山陽新報』大正4年1月1日記事

表2 「江川三郎八設計の建築物」
 (奈良文化財研究所編『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』より転載)

4 江川式建築の活用—近代建築利用博物館について—

今回の岡山県調査施設のうち、江川三郎八研究会による「現存するおもな江川式建築(平成27年3月31日現在)」の一覧に取り上げられているものは5件であり、清水重敦らの『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』の現存類例調査でも取り上げられた江川式建築である。竣工年代順に、建物の歴史と特徴、施設の利用状況を報告する。

(1) 閑谷学校資料館(備前市)

閑谷学校は、寛文10年(1670)に岡山藩主池田光政により創学された。現存する日本最古の学校建築である特別史跡「閑谷学校」内の閑谷学校学房跡に建つ閑谷学校資料館は、私立閑谷中学校本館として明治38年(1905)に竣工した。大正10年(1921)に私立から県営に移管され、岡山県閑谷学校と改称した。戦後は、学制改革や高等学校再編により岡山県立閑谷高等学校、岡山県立和気高等学校閑谷校舎と改称し、昭和39年(1964)に岡山県立和気高等学校閑谷校舎と



写真1 閑谷学校資料館

して閉鎖を迎えた。しかしながら、閑谷における教育活動を惜しむ声上がり、旧校舎に特別史跡「閑谷学校」の環境と伝統を守り集団生活を通して青少年育成を目的とする「岡山県青少年教育センター閑谷学校」が設置された。このセンターの新築移転に伴い、旧校舎は改装され、平成7年(1995)に閑谷学校資料館として開館した。平成14年、資料館は国の有形文化財に登録された。

建物は、木造二階建て、屋根は寄棟造棧瓦葺である。正面玄関を中心に東西両翼が前方に張り出すコの字型平面で、一、二階とも北側廊下、両端に階段を設けている。外壁は、木骨を外側に配すスティックスタイルの様式である。館内は、一階が7室、二階が6室の構成である⁽⁴⁴⁾。

資料館は、展示室が7室設けられ、順に「閑谷学校の創設と沿革」「池田光政と津田永忠」「閑谷学校の教育」「聖廟と積菜」「閑谷学校の文化財」「岡山藩学校の教育」「学制頒布後の閑谷学校」のテーマ別展示を行っている。閑谷学校所蔵の岡山藩の古文書資料や積菜の使用器具、関連資料、複製、パネル、構造模型、かつての閑谷学校の生徒たちの生活を写し取ったようなジオラマ模型などが整然と展示されている。閑谷学校の教育、行事、現存する文化財、国宝指定の講堂をはじめとする文化財建造物についてもわかりやすく展示を行っている資料館である。

(2) 旧遷喬尋常小学校校舎(真庭市)

遷喬小学校は、明治7年に久世村(現、真庭市久世)の津山藩御蔵を校舎として開校した。校名は、備中聖人と称された幕末期の儒学者・山田方谷が詩経の一節「出自幽谷、遷于喬木」から2文字を取って名付けたとされる。明治38年、生徒数増加にともない校舎移転が計画され、明治40年に鍋屋(現、真庭市鍋屋)に新校舎となる遷喬尋常小学校本館が竣工した。建物は、戦前戦後を通して小学校校舎として使用され、平成2年の学校移転に伴い校舎としての役目を終

えた。平成11年に国指定重要文化財となり、現在は公益財団法人真庭エスパス文化振興財団運営による真庭市久世エスパスランドの文化財施設として一般公開され、かつての校庭とともに多目的に利用されている。

校舎は、左右対称の木造二階建て、横10間×奥行7間の正面中央棟の両脇に横12間×奥行4間半の東西両翼棟が接続した形となっている。中央棟屋根は、スレート葺で、寄棟造マンサード(二重勾配)屋根から正面



写真2 旧遷喬尋常小学校校舎

側に切妻屋根を2棟突出させ、正面中央にはドーマーウィンドウ型の屋根飾りを設けて、江川三郎八のデザインといわれる帆掛船の校章を掲げている。東西両翼棟は、当初スレート葺だったとされるが、現在は棧瓦葺である。外壁は、縦羽目板・下見板張り・真壁に筋交状の装飾部材を入れるハーフティンバーを組み合わせた意匠となっている⁽⁴⁵⁾。当該校舎は、江川式建築の特徴をよく表しているといわれ、これらのマンサード屋根、ドーマーウィンドウ型屋根飾り、外壁の縦羽目板・下見板張り・真壁のハーフティンバーを組み合わせた意匠は、他の江川式建築にも見られる特徴となっている⁽⁴⁶⁾。二階中央は、二重折上格天井の講堂となっており、ヒノキ柃目板を使用した鏡板仕上げの床も見事である。

校舎内一階には、当該校舎の木造模型のほか江川の設計による他の建物の模型も多数展示して江川式建築の概要を知ることができる。二階は、映画撮影などで使用した備品がそのまま保存された再現教室となっており、「旧遷喬尋常小学校 なつかしの学校給食」と題して地元の元給食調理員が作る地産地消にこだわった学校給食の体験も行っている。明治期の木造文化財校舎の味わいを体験しながら、江川の業績と江川式建築を知ることのできる施設である。

(3) 総社市まちかど郷土館(旧総社警察署、総社市)

総社警察署は、明治33年に吉備郡総社町に設置されたが、事務機能は同郡内の真金村の真金分署に置かれた。明治43年に総社町に総社警察署庁舎が建設され、真金分署から総社警察署を移転した。この建物が、現在の総社市まちかど郷土館である。旧警察署庁舎は、昭和34年の総社警察署の新庁舎落成移転の後、農業共済組合、煙草耕作組合、教職員組合が使用し、昭和59年に旧警察署の保存活用の継続審査が始まった。昭和60年に総社市が建物を取得して改修をおこない、昭和63年に総社市まちかど郷土館が開館した。平成18年に国の登録有形文化財となった。



写真3 総社市まちかど郷土館

建物は、木造二階建て、外壁は下見板張り、屋根は寄棟造棧瓦葺である。建物の東

南角の玄関部分は、八角形のうち三面分を建物内に組み入れた(五面分が突出)塔屋風デザインとなっている。旧警察署は、総社市内に現存する唯一の明治洋風建築であるとともに明治末期の江川式建築の典型例として貴重な建築資料である。

総社市まちかど郷土館は、一階に「市内の歴史」や「古民具」のコーナーを設け、二階は明治から昭和の総社市の主要産業の資料を展示する。元禄時代から始まったとされる「備中売薬」、古代たたら技術を起源とする「阿曾の鋳物」、明治初期から昭和40年代前半まで岡山県で盛んに栽培・生産された「い草・豊表」などに関する資料が展示されている。特に、売薬関連資料は資料数も多く、ハマグリの貝殻を葉の小分け容器に使った備中売薬の人気薬「犀角湯」など、貴重な資料が多く残されている。

(4) 作州民芸館(旧土居銀行本店、津山市)

土居銀行は、明治30年に西北条郡田邑村(現、津山市)の資産家で元県会議員の土居通信により設立された。当初、本店は土居家屋敷内に置かれ、営業は津山支店(現在地)で行っていたが⁽⁴⁷⁾、大正9年に津山支店を新築し本店を移して土居銀行本店となった。土居銀行は、その後の銀行合併で作備銀行、山陽銀行、中国銀行と変遷し、建物の所有権は昭和22年に日本塩回送株式会社、昭和27年に吉井川漁業共同組合へ移った。平成4年に津山市が取得して保存修理が行われ、翌年に作州民芸館として開館した。

建物は、出雲街道沿いの伝統的な商家の街並みの中で目を引く洋風建築である。外観は、正面両翼が少し張り出した左右対称のルネサンス調の意匠で、木造二階建てながら石造りのような塗り込めの外壁で、一階は石積風の仕上げである。大屋根は、寄棟造金属板瓦棒葺で頂部に腰屋根を載せ、棟飾りを加えている⁽⁴⁸⁾。館内は、旧土居銀行時代のカウンターなど銀行建築の趣を残している。

作州民芸館は、美作地方の民芸品や郷土玩具、歴史資料などの展示と、出雲街道を中心に発展した城下町の西部に位置する城西地区の活性化のため設置された。平成27年3月に津山市が策定した「城西地区 歴史まちづくり計画」では、観光誘客・地域交流の拠点と位置づけられ、企画展やイベントなどを実施している。館内は、入口左手スペースに土居銀行関連資料を、一階旧営業室で「津山市周辺の民芸品・工芸品」を常設展示している。折上格天井が施された二階主室は、現在研修室として使用されている。

(5) 旧旭東幼稚園園舎 八角園舎(旭東幼稚園旧園舎、岡山市)

旧旭東幼稚園園舎は、明治41年、岡山市旭東尋常小学校附属幼稚園の園舎として小学校校舎とともに竣工した。園舎は、昭和54年まで幼稚園として使用されたが、老朽化のため昭和55年に解体保存され、平成11年に当時の記録などをもとに現在



写真4 作州民芸館

地の岡山市立中央図書館敷地内へ移築復元された。同年、旧旭東幼稚園園舎として公開され、平成19年には梅鉢型園舎の原型となった学術的価値が評価され国の重要文化財に指定された。

建物は、木造平屋建て、正八角形平面の中心棟(遊戯室)の四方に保育室などが接続した梅鉢型で、この型式の最初の幼稚園園舎建築といわれる。屋根の構成は、中心棟が従来の和小屋に洋小屋を組み込む工法のマンサード風八注造で、頭頂部の小屋根が銅板葺、下部は棧瓦葺である。その四方に付く保育室などは、洋式小屋組で切妻造棧瓦葺、そのうち一方に玄関、トイレなどの切妻造棧瓦葺の建物が丁字型に接続する。八角形の遊戯室は、中心に柱が建ち、周囲にガラス戸を配して園舎としての採光にも配慮している。



写真5 旧旭東幼稚園園舎

旧旭東幼稚園園舎は、木のぬくもりあふれる文化財を体感しながら子供と子供に関わる人々が安らぐ場として活用されている。八角形の広い遊戯室では子供たちが自由に遊び、四方の部屋は、事務室のほか、絵本が閲覧できる「絵本のへや」、解体時の床板を使用した「会議談話室」、「展示室」となっている。展示室では、「八角園舎の歴史をたどる」とのテーマで、旭東幼稚園の保存資料を中心に、明治・大正・昭和時代(明治41年～昭和54年)の幼稚園写真や文献を展示している。復元工事中の八角屋根の小屋組写真や、同様の八角園舎で現在は失われた県内の幼稚園園舎の写真や平面図のパネル展示も貴重な歴史・建築資料である。

おわりに

本稿は、岡山県の近代建築利用博物館調査から、江川三郎八と江川式建築を中心に論述したが、岡山県の近代建築についてはいまだ設計者不詳の建物も多く、江川式建築は新たに掘り起こされた研究テーマといえよう。今回の調査施設のなかで、江川の経歴や業績、江川式建築について質、量ともに充実した展示を行っていた施設は旧遷喬尋常小学校校舎であり、江川に関する調査研究・情報発信の拠点としての役割も看取された。なお、今回調査した施設では、近代建築利用博物館に多く見られる学芸員不在、展示環境の整備が不十分と思われる施設も見受けられた。学芸員の配置、設備面での課題については、引き続き考察を進めたい。

今回は、江川の福島県時代の調査・検証には及ばなかったが、宮大工から福島県技手になり岡山県へ転任した江川の業績を明らかにすることは、筆者が研究テーマとする擬洋風建築・擬洋風建築を建てた人々について検証・考察する上で官庁技術者の系譜をたどるケーススタディになると予想されるため、調査・検証を継続するものである。

註

(1) 永井理恵子が江川三郎八を取り上げた文献として、1991「保育環境としての施設・設備

- に関する研究 (1) : 二十世紀初頭の八角形保育室をもつ幼稚園舎における室内環境設定の日米比較』『日本保育学会大会研究論文集 (44)』日本保育学会 PP.146-147(永井千恵子と共著)、2008「明治後期竣工の幼稚園舎二棟の建築と教育に見る地域力：愛珠幼稚園(大阪市)と旭東幼稚園(岡山市)」『キリスト教と諸学：論集23』聖学院大学聖学院キリスト教センター PP. 113-122 などがある。
- (2) 川島智生 2004「近代岡山県下の公立学校についての建築史的研究－岡山県技師・江川三郎八の活動を中心にして－」『財団法人福武学術文化振興財団平成15年度年報』福武学術文化振興財団
- (3) 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所編 2005『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』高梁市教育委員会
- (4) 上田恭嗣 2005「I 総論編 4 岡山県の近代建築」岡山県教育庁文化財課編『岡山県の近代化遺産－岡山県近代化遺産総合調査報告書－』岡山県教育委員会
- (5) 小西伸彦 2014「江川三郎八と岡山県の江川建築」『吉備国際大学研究紀要(人文・社会科学系)』第24号 PP.79-91
- (6) 江川三郎八研究会編 2015『岡山県技師 江川三郎八と江川式建築－岡山県の近代洋風建築の世界－』江川三郎八研究会
- (7) 江川三郎八 1929『生ひ立ち之記』私家本
- (8) 永井理恵子 2008「明治後期竣工の幼稚園舎二棟の建築と教育に見る地域力：愛珠幼稚園(大阪市)と旭東幼稚園(岡山市)」『キリスト教と諸学：論集23』聖学院大学聖学院キリスト教センター P.119
- (9) 福島縣文書課編 1888-1898『福島縣職員録』福島縣
- (10) 内閣官房局編 1892-1923『職員録』内閣官房局
- (11) 中力 昭 1977『岡山の明治洋風建築』日本文教出版 P.169
- (12) 河原 馨 1998『岡山ハイカラ建築の旅』日本文教出版 P.85
- (13) 河原 馨 2007『岡山の木造校舎』日本文教出版 P.20、P.19、P.104、P.140
- (14) 註7と同じ PP.1-31
- (15) 『福島縣職員録』の「明治21年7月改正版」「明治23年改正版」「明治28年4月改正版」の記述による。
- (16) 内閣官報局編 1892「福島縣」『職員録 明治25年(乙)』P.161
- (17) 清水重敦 2005「「橋」としての建築－高梁市立吹屋小学校の調査から－」『奈良文化財研究所紀要 2005』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 P.21
- (18) 江川三郎八の『生ひ立ち之記』では、「山口平六」と記しているが、山口平六のことと推定される。山口平六は、大学南校で学んだ後、フランスの中央技芸学校に留学し、帰国後は文部省技師として多くの高等教育施設を手がけた(田中禎彦 2003「欧米に留学した建築家」『日本の美術』448号 P.28)。江川が会ったとされる時期の官職は『職員録』(内閣官報局編 1887「文部省」『職員録 明治20年(甲)』P.240)で確認した。
- (19) 妻木頼黄は、明治12年工部大学校造家学科に入学するが、明治16年に中退し、アメリカ

- のコーネル大学に入学して明治18年に卒業した。帰国後は、東京府御用掛、ドイツ派遣を経て内務省技師、大蔵省営繕課長などに就き官庁建築の主流を歩んだ(1993『建築大辞典 第2版』彰国社P.1102)。江川が会ったとされる時期の妻木の官職は『職員録』(内閣官報局編1899「大蔵省」『職員録 明治32年(甲)』P.78)で確認した。
- (20) 伊東忠太は、明治25年に東京帝国大学造家科を卒業後、大学院で日本建築史の研究を始め翌26年には『法隆寺建築論』を発表して、日本最初の建築史家といわれる(1993『建築大辞典 第2版』彰国社P.90)。江川が会ったとされる時期の伊東の官職は『内務省職員録』(内務省編 1898『内務省職員録 明治31年7月調』内務省 P.81)で確認した。
- (21) 江川の『生ひ立ち之記』では、「久米正道」と記しているが、久留正道のことと推定される。久留正道は、工部大学校卒業後、文部省に入り、山口半六と共に各地の高等中学校をはじめ、高等教育機関確立期の国立学校を手がけた(田中禎彦 2003「欧米留学した建築家」『日本の美術』448号 至文堂 P.28)。江川が会ったとされる時期の久留の官職は『職員録』(内閣官報局編 1901「文部省」『職員録 明治34年(甲)』P.561)で確認した。
- (22) 註7と同じ P.35、P.67、P.68、P.73
- (23) 註7と同じ PP.34-36
- (24) 菅野 誠 1972「7編 建築計画 2章 2-3 試作期の学校建築」日本建築学会編『近代日本建築学発達史』丸善 P.1170
- (25) 文部大臣官房会計課建築掛編 1895『学校建築図説明及設計大要』文部大臣官房会計課
- (26) 江川三郎八研究会編 2015「江川三郎八 年譜」『岡山県技師 江川三郎八と江川式建築－岡山県の近代洋風建築の世界－』江川三郎八研究会
- (27) 註26と同じ
- (28) 註7と同じ
- (29) 内閣印刷局編 1914「岡山縣」『職員録 大正3年乙』P.550
内閣印刷局編 1915「岡山縣」『職員録 大正4年乙』P.573
- (30) 井田敦彦 2013「地方公務員制度：国家公務員との比較の観点から」国立国会図書館調査及び立法考査局編『調査と情報－ISSUE BRIEF－』No.777 国立国会図書館 P.1
- (31) やかげ郷土美術館 2015 企画展「岡山県技師 江川三郎八と江川式建築 岡山県の近代洋風建築の世界」リーフレット
- (32) 註26と同じ
- (33) 註26と同じ
- (34) 江川三郎八研究会 2015「現存するおもな江川式建築(平成27年3月31日現在)」『岡山県技師 江川三郎八と江川式建築－岡山県の近代洋風建築の世界－』江川三郎八研究会
- (35) 文化庁「国指定文化財等データベース」各文化財の記載による。(2016年10月28日閲覧)
http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp
- (36) 高梁市社会教育課文化係 2015「旧吹屋小学校(岡山県指定重要文化財)の保存修理について」高梁市公式HP(2016年10月28日閲覧)
<http://www.city.takahashi.okayama.jp/soshiki/38/old-fukiya-school-shuuri.html>

- (37) 註3と同じ
- (38) 清水重敦 2005「⑱NPO法人子ども劇場笠岡センター 笠岡市笠岡」独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所編『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』高梁市教育委員会 P.78
- (39) 清水重敦 2005「3.江川三郎八と「江川式」建築」独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所編『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』高梁市教育委員会 P.49
- (40) 註39と同じ
- (41) 水田 丞 2005「3-C 岡山県の「江川式」建築」独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所編『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』高梁市教育委員会 P.54
- (42) 註41と同じ P.57
- (43) 註3と同じ PP.61-78
- (44) 藤田佳篤 2005「旧閑谷中学校本館(現、閑谷学校資料館)」岡山教育庁文化財課編『岡山県の近代化遺産－岡山県近代化遺産総合調査報告書』岡山県教育委員会 P.236
- (45) 清水重敦 2005「第V章 関連調査 ⑥旧遷喬尋常小学校校舎」独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所編『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』高梁市教育委員会 P.66
- (46) 註40と同じ
- (47) 井上博美 2005「旧土居銀行本店(現、作州民芸館)」岡山教育庁文化財課編『岡山県の近代化遺産－岡山県近代化遺産総合調査報告書』岡山県教育委員会 P.202

(國學院大學大学院博士課程後期)

明治期博物館学論史

History of museology in Meiji period

下田 夏鈴

SHIMODA Karin

はじめに

万延元年(1860)、日米修好通商条約の批准書交換のために渡米した遣米使節団の通詞であった名村五八郎元度は、ワシントンで見学したパテント・オフィスの展示場に「博物館」の語をあてている。これが、日本における「博物館」の語の初見である。

明治時代になると、日本は、国家の近代化を図るために欧米文化を積極的に取り入れていく。そのため、欧米文化に関する書物が次々に出版され、その中で博物館も紹介されるようになった。その先駆けとなったのが、慶応3年(1866)に出版された福沢諭吉の『西洋事情』である。同書は、初編・外編・二編からなり、広く人々に欧米の様子を紹介した。同書の初編巻ノ一に「博物館」の項目が掲げられたのである。福沢は、博物館を「世界中ノ物産古物珍物ヲ集メテ人ニ示シ見聞ヲ博クスル爲メニ設ルモノナリ」と記している⁽¹⁾。

次いで、明治6年(1873)に東江学人が『内外事情』において博物館を「世界萬國の産物珍物等人々の知見を博くする物は皆之を集置く場所なり」と紹介している⁽²⁾。さらに、同8年には、幕末から明治にかけて作家・編集者として活躍した瓜生政和が『西洋新書』を編輯し、その中でワシントンの博物館について記している⁽³⁾。

このように、幕末から明治初年にかけての博物館関係文献は、欧米における博物館の紹介に留まっていた。しかし、明治8年を境に官民双方から博物館に関する意見書や論考が発表され始める。本稿は、明治期を前期・中期・後期の三期に分け、各期における博物館学論考史としての内容を考察するものである。

なお、幕末・明治期における博物館・博物館学関係文献は、筆者が国立国会図書館等のデータベースで検索した結果、75の文献を確認することができた。以下の表は、現時点で筆者が確認した文献の一覧である。

著者	タイトル	年代	雑誌名・発行元
福沢諭吉	『西洋事情』	1866	慶應義塾出版局
瓜生政和編	『西洋新書』 2編上	1869-1875	寶集堂
東江学人	『文明開化内外事情 初編 中』	1873	東生亀次郎
栗本鋤雲	「博物館論」	1875	『郵便報知新聞』 第790号
大久保利通	「博物館ノ議」	1875	『大久保利通文書』 第6巻
久米邦武編	『特命全権大使米歐回覽實記』	1878	博聞社

明治期博物館学論史

岡倉天心	「博物館に就て」	1888	『日出新聞』その後『内外名士日本美術論』（明治22年、點林堂）に「美術博物館ノ設立ヲ賛成ス」として再掲
手島精一	「東京教育博物館は文部省の直轄たるべし」	1888	『教育時論』第141号、開發社
坪井正五郎	「パリー通信」	1889	『人類學雜誌』
坪井正五郎	「ロンドン通信」	1890	『人類學雜誌』
神谷邦淑	「博物館」	1893	『建築雜誌』第7巻第81、84號、第8巻85號
田原榮	「博物館の陳列法」	1893	『讀賣新聞』7月25、26日連載
鳥居龍藏	「帝國博物館風俗古物歴史物品陳列方法に就て」	1893	『教育報知』第355、357、360號
吉澤庄作	「帝國博物館ノ参考室」	1894	『動物學雜誌』第69號
箕作佳吉	「普通學校ニ於ケル博物學標本室」	1896	『東洋學藝雜誌』第13巻179號
高山樗牛	「博物館論」	1899	『太陽』第5巻第9號
箕作佳吉	「博物館ニ就キテ」	1899	『東洋學藝雜誌』第16巻215號
坪井正五郎	「土俗的標本の蒐集と陳列とに關する意見」	1899	『東洋學藝雜誌』第16巻217號
大岡育造編	『歐米管見』	1901	大岡育造
木場貞長	『教育行政』	1902	金港堂
斎藤斐章	『歴史教授法』	1902	金港堂
白井光太郎	『植物博物館及植物園の話』	1903	丸善
内田四郎	「繪畫陳列館」	1904	『建築雜誌』第206・207號
窪田隆次郎	『工業政策』	1904	博文館
坪井正五郎	「人類學標本展覽會開催趣旨設計及び効果」	1904	『東京人類學會雜誌』第29號
坪井正五郎	「人類學教室標本展覽會に關する諸評」	1904	『東京人類學會雜誌』第29號
前田不二三	「學の展覽會か物の展覽會か」	1904	『東京人類學會雜誌』第29號
坪井正五郎	「戦後事業の一としての人類學的博物館設立」	1905	『戦後經營』
黑板勝美	「古文書館設立の必要」	1906	『歴史地理』第8巻第1號
下田次郎	『西洋教育事情』	1906	金港堂
石井研堂	『明治事物事始』	1908	橋南堂
谷津直秀	「博物館内の兒童室」	1908	『動物學雜誌』第20巻237號
森林太郎	「遊就館整理委員長森林太郎意見書」	1909	『靖國神社百年史 資料編 中』
朝日新聞記者同編	『歐米遊覽記』	1910	
黑板勝美	『西遊式年歐米文明記』	1911	文會堂書店
拓殖局編	『拓殖局報』	1911	拓殖局
通俗教育研究会編	『通俗教育に關する事業と其施設方法』	1911	明誠館
坪井正五郎	「博物館のいろいろ」	1911	『中央公論』

黒板勝美	「史蹟保存と歴史地理学」	1912	『歴史地理』 第20巻第1号
黒板勝美	「博物館に就て」	1912	『東京朝日新聞』
坪井正五郎	「明治博物館と日本版圖内の諸人種」	1912	『中央公論』 か
坪井正五郎	「人類学と博物館」	1912	『通俗科学』
坪井正五郎	「歐米諸國旅行雑話」	1912	『農商務省商品陳列館報告』 第1号
黒板勝美	「郷土保存について」	1913	『歴史地理』 第21巻第1号
黒板勝美	「博物館の建築に就いて」	1913	『建築世界』 7巻8号

表1 明治期博物館学文献の一覧

1. 明治前期の博物館論

明治4年(1871)、岩倉具視を大使、大久保利通、木戸孝允らを副使とした岩倉使節団は、欧米諸国へと向かった。使節団一行は、日本と欧米諸国との圧倒的な国力の差を痛感し、国内政策を重視する方針を採っていくこととなる。

明治8年3月、博覧会事務局が「博物館」と改称される。さらに、内務卿であった大久保によって「博物館ノ議」が三条実美に建議された。これは、佐野常民の「東京大博物館建設」の報告等を受けて建議されたものである。この建議書には、博物館の主旨に関して以下のように記されている⁽⁴⁾。

博物館之儀ニ付伺

博物館ノ主旨ハ天造人工中外古今ノ物品ヲ一場ニ蒐集網羅シテ其質ト用トヲ詳ニシ各部門ヲ分テ之ヲ陳列シ普ク衆人ノ縦觀ニ供シテ智見ヲ擴充シ技藝ヲ開達セシムルニ在リ夫人心ノ事物ニ觸レ其感動識別ヲ生スルハ悉ク眼視ノ力ニ由ル古人曰ク百聞一見ニ如カスト人智ヲ開キ工藝ヲ進ムルノ捷徑簡易ナル方法ハ此ノ眼目ノ教ニ在ル而已

政府における博物館設置の趣意は、国内における殖産興業の推進を目的としており、今日の博物館に求められる教育的・学術的機能に重点が置かれていないことは言うまでもない。しかし、この文章からもわかるように、「博物館」という施設は、実物資料を来館者に見せ、人々を感化させる施設であるとする博物館の本意を、政府は理解していたのである。

「東京大博物館」は、同年12月、上野公園内に博物館建設が決定し、14年1月に完成することとなる。博物館は、政府の国内政策において重要な政策の一つであると認識されていたのである。

時同じくして、民間においても博物館論が登場することとなる。明治8年、『郵便報知新聞』の主筆を務めていた栗本鋤雲によって「博物館論」が発表される。栗本は、慶応3年(1867)に徳川昭武に随行して第二回パリ万国博覧会を見学し、仏語の「Exposition」を「博覧會」と邦訳した人物である。

「博物館論」の冒頭には、澳国公使館の書記官ヘンリー・ボン・シーボルトとの談話中に博物館の話題になり、シーボルトの話に栗本が大いに感銘を受けた旨が記されている。「鉛筆を執り聞く儘に記し以て世の余と嗜を同するの人に諗く」と続けており、「博物館論」は、シーボルトの話を書き起こしたものに近いと言えるであろう⁽⁵⁾。

本文の内容としては、最初に「博物館なる者は國の盛衰に關して其國人民の開明進歩するに隨ひ此館も亦隨て盛大を致すなり」と述べた上で、欧米における博物館の種類、専門職員の必要性、資料の収集方法等に関して論じている⁽⁶⁾。栗本の「博物館論」は、日本における博物館学論考の濫觴とされており、大いに評価されている⁽⁷⁾。

しかし、栗本の「博物館論」以降、10年以上博物館学論考を確認することはできない。その理由としては、相次ぐ士族反乱、政治体制の変化、自由民権運動の激化など国内情勢が大きく変動していたため、博物館学論考の進展が滞ったことが推測される。また、この時期は、政府が博物館設立の前段階として内国博覧会開催に尽力しており、博物館よりも博覧会に注目が集まっていたことが考えられる。

2. 明治中期の博物館論

明治中期の日本は、国会開設の勅諭や内閣制度が発足するなど、立憲国家への政策を進めていた。また、福沢が「脱亞論」を唱え、井上馨外務大臣のもと鹿鳴館時代に代表される欧化政策が敷かれるなど、欧米への関心は一段と増していった。

そんな中、岡倉天心は、伝統的な日本美術の復興と存立を主張し、明治21年(1888)に「博物館に就て」と題する論考を発表した。岡倉は、博物館の要用は「(甲)保存ノ点」「(乙)考究ノ點」「(丙)都府ノ盛觀」の三点であるとしている⁽⁸⁾。また、資料の保存を第一とする理由に関しては「過去ニ淵原スルニヨリ過去ヲ知ラザレハ現在ニ活用セス將來ニ波及セス過去ヲ知りテ之ヲ現在ニ活用セバ恰カモ敵地ニ入テ地理ヲ占メ百戰百勝ヲ期スル如シ」と述べている⁽⁹⁾。日本における博物館の必要性や資料の収集・展示方法に関しても言及しており、停滞気味であった当該期の博物館学が、再び息を吹き返したことを証明する内容であった。

人類学者である坪井正五郎は、明治19年から3年間の留学体験を綴った「パリー通信」「ロンドン通信」を発表した。特に「パリー通信」では、第四回パリ万国博覧会の展示を「縁日商人の植木棚」と痛烈に批判し、「理學的の植物園の草木の様には是等の物品が順序好く列べて有つたならば人類學部設置の功は更に大でござりましたらうに」と理学的な展示の必要性を述べている⁽¹⁰⁾。

さらに、東京帝国大学工科大学造家学科を卒業した神谷邦淑は、「博物館」を執筆し、建築の視点から博物館を捉え、構造・建築材・採光方法・中庭の設置など詳細に意見を述べている⁽¹¹⁾。この他にも、坪井の弟子である鳥居龍蔵の「帝國博物館風俗古物歴史物品陳列方法に就て」⁽¹²⁾、教育者である田原榮の「博物館の陳列法」⁽¹³⁾、吉澤庄作の「帝國博物館の參考室」⁽¹⁴⁾などが発表され、次第に博物館学論も裾野を広げていった。

博物館学論考が進展を見せる一方、博物館を取り巻く情勢にも大きな変化がもたらされた。明治22年、図書寮の附属博物館が廃止され、帝国博物館・帝国京都博物館・帝国奈良博物館の三館が設置された。時同じくして、東京教育博物館を文部省から東京高等師範学校附属に移行する計画が立つ。東京教育博物館館長を務めた手島精一は、雑誌『教育時論』において「東京教育博物館は文部省の直轄たるべし」と題し、「文部省が、一般教育の爲に、特別に設けたる機關は、唯一の教育博物館あるのみ」と反対した⁽¹⁵⁾。しかし、手島の主張に反し、東京教育

博物館は東京高等師範学校附属に移行されることとなった。

3. 明治後期の博物館論

明治30年、古社寺保存法が制定された。これに呼応するかのよう、雑誌『太陽』によって日本主義を唱えたことで知られる高山林次郎は、「博物館論」と題する論文を発表する。その中で高山は、「是の貴重なる日本美術の保護、観察、研究、進歩の爲に一大博物館の建設せられたる無きを恨みとする」と述べている⁽¹⁶⁾。さらに、博物館を設立し、美術品の収集・公開を行なえば「啻に保護存積の目的を達するのみならず、一般社會に對するの利益亦顯著なるもの」であると主張しているのである⁽¹⁷⁾。

学界における博物館学の動きも活発であった。東京大学理学部動物学担当教授であった箕作佳吉は、明治29年に発表した「普通學校ニ於ケル博物學標本室」と題する論文において学校教育における博物館の必要性を訴えている⁽¹⁸⁾。また、32年には「博物館ニ就キテ」の中で、博物館の目的を次のように定義している⁽¹⁹⁾。

第一 國家の實物ヲ貯藏保管スルヲ

第二 普通教育上參考トナルベキ陳列品ヲ備ヘ且ツ一般公衆ノ爲メニ實物ニ依リテ有益ナル智識ヲ得兼テ高尚ナル快樂ヲ感ズルノ途ヲ設クルヲ

第三 高等學術ノ進歩ヲ計ルヲ

箕作は、学校教育だけでなく、「一般公衆ノ爲メ」つまり今日の社会教育においても博物館が有益なる施設であると捉えていたのである。

明治34年には、のちに第一次山本権兵衛内閣で文部大臣を務める大岡育造により『歐米管見』が発表された。大岡は、明治32年に欧米を漫遊し、特にイギリス、ドイツの博物館について詳しく記している。また、「西洋の博物館と日本の博物館」の項において、西洋の博物館に比べて日本の博物館は「大躰に於ていまだ神繩を張つて遠くから拜ませると云ふ舊習を去て居ない」と揶揄している⁽²⁰⁾。主に美術家の利用に関する観点から、人々がより自由に利用できる博物館が必要であると主張している。

さらに、明治37年には、坪井が中心となって東京帝国大学人類学教室標本展覧会が開催された。この展覧会は、人類学の大意を一般に示すことを目的に、学術理論的な整合性に徹底したものであった⁽²¹⁾。坪井は、この展覧会の趣旨や展示方法を「人類學標本展覧會開催趣旨設計及び効果」⁽²²⁾として発表すると同時に、展覧会に関する新聞記事をまとめ、「人類學標本展覧會に關する諸評」⁽²³⁾として発表している。

坪井の弟子である前田不二三は、この展覧会に関して「學の展覧會か物の展覧會か」と題する論考を執筆した。この論考において前田は、次のように述べている⁽²⁴⁾。

學の展覧會か物の展覧會かといふ問は、言ひ換へれば學術の展覧會であるか、學術の資料たる物そのものの展覧會であるかといふ事である。此事は問ふまでもなく知れきつて居るやうであるが、更に一考して見ると少しわからなくなつて來る。

前田は、ここで博物館展示の命題とも言える問題を提起しているのである。また、「情的展覧會」と「學術展覧會」なる用語を用いて、前者を美術品の展覧会、後者を學術の展覧会とし

て説明している⁽²⁵⁾。

この時期の博物館学に関して特筆しておきたい点は、教育と博物館に関する論考が多く発表されたことである。明治35年、東京高等師範学校助教論であった斎藤斐章によって『歴史教授法』が出版された。その中で「歴史研究家は、必ず書籍館と博物館とに出入せざるべからざること、恰も物理學者の實驗室なかるべからざるが如し」と述べ、歴史研究において、書籍館と博物館の存在は必須であると主張している⁽²⁶⁾。また、「各町村各學校には小圖書館小博物館なかるべからず」と、地域博物館・学校博物館の必要性も論じている⁽²⁷⁾。

明治36年には、女子教育家である下田次郎が「教育博物館に就て」を執筆した。下田は「教育博物館は教育の参考の爲めに、改良進歩の爲に、教育上、教授上の道具即ち教具 Lehrmittel を蒐集したものである」と定義し、カナダのトロントに始まる教育博物館史を説明している⁽²⁸⁾。下田は、東京教育博物館が東京高等師範学校の附属であることを強く批判し、次のように述べている⁽²⁹⁾。

帝國の圖書館は獨立で、専門の館長があつて、割りには本もよく買ふ、しかし教育博物館には専門の館長はなく、品物の購求も高等師範の經費の都合でやつて行くのだから、何程も新しいものが集まらぬ、又彼の事業は缺して片手間で出来るものではない、如何なる方針で教具を集むべきか、歐米の何の國の何處には何んな教具を造る工場があるが、毎年教具は如何なる方針に何んなものが出来つつあるか、何處に何を注文すべきか、日本の色々の學校の生徒の製作品と外國の學校のそれとを交換するには、館としては如何なる勞を執るべきであるか、物品は如何に陳列すべきか、參觀人には如何なる便宜案内を與ふべきか、日本の教具は外國との比較しては如何、又如何に改良すべきか、如何なるものを造るべきか、如何に外國に紹介すべきか、こんな工合に博物館として研究し實行すべき問題は幾らでもある、此等の事がどんなエライ人にでも片手間で出来るものではない、要するに我教育博物館は外國がドレ丈け進まふが、殆んど天下泰平で、十數年前の教具がひとり場内にはびこつて居るの觀がある。

附属であることで生じる問題点に触れた上で、下田は、東京教育博物館を独立させ、専門の館長、教育上の学識経験のある事務員を置くなどして、教育博物館の改善を図っていくべきであると論じている⁽³⁰⁾。明治22年、手島精一が反対した教育博物館の東京高等師範学校附属への移行は、10年以上の時を経てもお、問題として取り上げられていたのである。

明治41年には、動物學者の谷津直秀が「博物館内の兒童室」を執筆し、スミソニアン博物館の兒童室を紹介している⁽³¹⁾。また、大正元年(1912)には「活氣ある博物館を設立すべし」を發表し、出張講座や博物館講座、學校への博物館資料の貸出等について述べている⁽³²⁾。

歴史學者であり、後に古社寺保存委員や帝室博物館館長等を歴任したことで知られる黒板勝美は、この頃から博物館学論考を次々に發表していく。黒板は、明治41年から二年間の欧米留学を行い、その経験が黒板の博物館学思想を啓発した。帰国後、執筆した『西遊式年歐米文明記』では、留学先で訪れた博物館について詳細に説明しているが、それ以上に注目すべきは、《博物館学》なる用語が明記されていることと、ミュンヘン大学において「博物館學なる一講座」が存在することが記されていることである⁽³³⁾。この他にも、大正元年(1912)には「博物

館に就て」⁽³⁴⁾を、2年には「博物館の建設に就いて」⁽³⁵⁾を執筆している。黒板の論考は、明治期における博物館学の進展を証明するとともに、大正・昭和期の博物館学への架け橋としての役割を果たしているのである。

おわりに

以上、明治期における博物館学論考を時代の推移とともに順に紹介してきた。最後に、各期の特徴を今一度まとめてみたいと思う。

明治期における博物館学論は、近代化政策の一端として博物館設立が提案されることから始まり、栗本鋤雲が「博物館論」を発表したことから、わが国の博物館学論史が幕を開ける。しかしその後、国内情勢の不安定な時期が続き、その歩みは一時停滞することとなる。

中期には、欧化政策が採られる中、それに反対する日本主義の思想を基に、日本美術を保存・継承していく必要性が主張され、岡倉天心によってその中枢機関としての博物館設立が説かれた。同時期、坪井正五郎や神谷邦淑らをはじめとする、人類学、建築学など学問的視点から博物館学論考が発表され始める。

そして後期には、前期と中期に見られる特徴に加え、教育学的視点からの博物館学論考が多く執筆され始める。博物館は、教育施設の一つとして広く認知されるようになるのである。

註

- (1) 福沢諭吉 1866『西洋事情』慶應義塾出版局 P.41
- (2) 東江学人 1873『内外事情』東生亀次郎 P.21
- (3) 瓜生政和 編 1875『西洋新書』宝集堂 PP.18-19
- (4) 大久保利通 1975「博物館之儀」1929『大久保利通文書』第六卷、日本史籍協会 P.399
- (5) 栗本鋤雲 1875「博物館論」『郵便報知新聞』第790號
- (6) 註5と同じ
- (7) 青木豊 編 2012『明治期 博物館学基本文献集成』雄山閣 P.6
- (8) 岡倉天心 1889「美術博物館ノ設立ヲ賛成ス」『内外名士日本美術論』P.53
- (9) 註8と同じ
- (10) 坪井正五郎 1889「パリー通信」『東京人類學雜誌』第5巻第46號 P.87
- (11) 神谷邦淑 1893「博物館」『建築雜誌』第7巻81號、第8巻85號
- (12) 鳥居龍藏 1893「帝國博物館風俗古物歴史物品陳列方法に就て」『教育報知』第355、357、360號
- (13) 田原 榮 1893「博物館の陳列法」『讀賣新聞』7月25、26日連載
- (14) 吉澤庄作 1894「帝國博物館の参考室」『動物學雜誌』第69號
- (15) 手島精一 1888「東京教育博物館は文部省の直轄たるべし」『教育時論』第141號 P.29
- (16) 高山林次郎 1899「博物館論」『太陽』第5巻第9號
- (17) 註16と同じ
- (18) 箕作佳吉 1896「普通學校ニ於ケル博物學標本室」『東洋學藝雜誌』第13巻179號

- (19) 箕作佳吉 1899「博物館ニ就キテ」『東洋學藝雜誌』第16卷215號
- (20) 大岡育造 1901『歐米管見』P.47
- (21) 西野嘉章 1997「明治37年の坪井正五郎—人類学教室標本展覧会をめぐって—」『学問のアルケオロジー』PP.458-459
- (22) 坪井正五郎 1904「人類學標本展覧會開催趣旨設計及び効果」『東京人類學會雜誌』第219號
- (23) 坪井正五郎 1904「人類學教室標本展覧會に關する諸評」『東京人類學會雜誌』第219號
- (24) 前田不二三 1904「學の展覧會か物の展覧會か」『東京人類學會雜誌』第219號
PP.343-343
- (25) 註24と同じ P.345
- (26) 斎藤斐章 編 1902『歴史教授法』金港堂 P.254
- (27) 註26と同じ P.255
- (28) 下田次郎 1906『西洋教育事業』金港堂 P.401
- (29) 註28と同じ PP.408-409
- (30) 註28に同じ PP.409-411
- (31) 谷津直秀 1908「博物館の兒童室」『動物學雜誌』第20卷237號
- (32) 谷津直秀 1912「活氣ある博物館を設立すべし」『新日本』2卷2號
- (33) 黒板勝美 1911『西遊式年歐米文明記』文会堂書店
- (34) 黒板勝美 1912「博物館に就て」『東京朝日新聞』
- (35) 黒板勝美 1913「博物館の建築に就いて」『建築世界』7卷8號

(國學院大學大学院博士課程前期)

我が国における大学附属博物館論の発達と推移

Development and transition of theory of University Museum in Japan.

松田 佑斗

MATSUDA Yuto

はじめに

大学附属博物館は、一般大学生の教養を高める場、専攻生や、関連する分野の学生の実物教育の場、博物館学講座の授業における実習の場である⁽¹⁾。さらに、大学附属博物館も一般の博物館と同様に、収集・保存、調査・研究、展示・教育の機能を備えている。

大学附属博物館に関する研究は、平成7年(1996)に学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会がまとめた「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」の報告以降、盛んに行われるようになった。しかし、全体的な大学附属博物館論史を纏めた文献は未だ存在しておらず、戦前期から現在までの大学附属博物館論を纏めることで、各時代に展開された論の特徴を明らかにすることを目的とする。この意味で、本研究の意義は大きいものと考えられる。

本稿では、戦前期に展開された大学附属博物館論を概観したのち、「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」の公表前後で如何に大学附属博物館論が変化したのかを確認することで、その変遷史の構築を意図するものである。

1. 大学附属博物館論前史

我が国に於ける、大学附属博物館に関する記述の嚆矢は、明治44年(1911)に黒板勝美によって書かれた『西遊式年歐米文明記』である。黒板は、自身の欧米滞在の出来事を記録した同著の中で、欧米の大学附属博物館を紹介している。例えば「牛津劔橋の兩大學」の項において「牛津大學の誇りはたゞにそのカレッジのみではない、英國第二と稱せらるゝボレイアン圖書館もその一つである、アシュモレアン博物館もまたその一である」⁽²⁾としてアシュモレアン博物館が登場する。アシュモレアン博物館の特徴に関しては、以下のように記載している⁽³⁾。

希臘羅馬時代の彫刻に美術史の参考とすべきものが少なくないのみならず、その石膏細工で模したるものも一ト通りは完備して居るが、驚歎に値するのは繪畫室にあるジョン、ラスキンの寄贈にかゝるターナーの水彩畫の數々はいはずもかな、鉛筆畫でラファエルのが百五十七枚、ミカエル、アンジェロのが百五十三枚の多に及んで居るのは、伊國フィレンツェなるウフィチ繪畫館に比しても、巴里なるルーヴル博物館に對して敢て劣るところはない、それにレムブラントなどのエッチシグや古來名家の大作など鑑賞に値すべきものが多いので、今や單に大學の博物館として有名なばかりでなく英國に於て實に有數のものとして之を推奨するに憚らぬ

さらに、同博物館が貴重な理由として、クレタ島の古代文明や美術の研究には、欧州中この右に出る所はないと付け足している。このように、大学博物館の必要性について論じてはいないものの、大学博物館の紹介を行ったことは、同著が刊行された当時において極めて先進的であったと看取される。

本邦において、大学附属博物館に関する必要論が論じられるのは、管見のかぎり明治45年の鵬心生による讀賣新聞の記事が最初である。この中で鵬心生は、大学博物館は各学科の品物を集めて一館にまとめて陳列するように論じている⁽⁴⁾。大学の学科における各専門相互の関係は、非常に密接であると述べ、現状としてはこの利点を放棄していると記している。「大學博物館は云う迄もなく半公開をなさざる可らず」として、仮に「半公開」を行えば、従来大学外の研究者・愛好者が近づきたい宝庫が開放され、個人の利益と喜びに繋がるのみとして大学附属博物館に関する「公開」の重要性を述べているのである。

昭和4年(1929)、『博物館研究』第2巻第8号において「大學教育に於ける博物館の位置」と題する論が掲載された。この論は、イリノイ大学博物館のフランク・コリンズ・ベーカーがアメリカ博物館協会機関誌『ミュージアム・ワーク』第7巻3号に掲載していた論文を棚橋源太郎(論中では「一記者」)が翻訳し、転載したものであった。理由として、大学や専門学校に博物館の設備を怠っている日本の教育界の参考に資するために掲載したとしている。また、大学博物館の陳列品の有用性について次のように述べている⁽⁵⁾。

教室や實驗室で得た斷片的な知識も博物館に於ける良好な陳列を見れば、それを合理的な一全體に纏めしめることができるのである。例へば生物の變異、形態の進化、成長の變態等の如きは、博物館の陳列品を利用して教授すれば初めて能く其効を収めることが出来るのである。博物館の陳列品は種々の科目を適切に教授する爲めに絶對的に必要である。

つまり、実際に陳列品を見ることによって生じる理解の促進について論じているのである。さらに、イリノイ大学博物館の動物学をはじめとする各陳列品の紹介を行っている。これについては、同館の陳列品の多くが大学の定めた課程と親密に関連し、実物教授が上手く機能していることを示したといえる。

明治・大正期の大学附属博物館論の特徴としては、欧米の大学附属博物館に関する紹介が主で、大学附属博物館の性格などその具体論に踏み込んだものは少なかったといえる。

2. 棚橋源太郎と日本博物館協会の大学附属博物館論

昭和5年(1930)、棚橋源太郎は『博物館研究』第3巻第3号に「學校博物館問題(承前)」と題する論を発表している。棚橋は、同論の前半部分において、小学校附属博物館と高等師範学校等に併設する博物館の必要性を述べ、大学附属博物館の必要性についても記述しているのである。棚橋は、専門学校及び大学博物館に関して「歐米國の専門學校や大學になると、學校に博物館及び圖書館の設備がなくては、學生を教育することは殆ど不可能とされてある」⁽⁶⁾とし、一方小中学校程度では、生徒の博物館見学や博物館貸出部から必要な参考品を借りて教授のために使用すれば、各学校に學校博物館の設備がなくても十分であるとしている。

しかし、「専門學校以上になると、一層頻繁に博物館へ出入する必要が起り、学科の性質に

依つては、手近かな處に博物館がなくては教育することが殆ど不可能と認められるものもあるからである。」⁽⁷⁾と大学博物館の必要性を訴えた上で、博物館施設の乏しさを補うために大学博物館の設置を原則とするように提唱している。

また、海外の大学・専門学校の事例に、アメリカのシカゴ美術研究所・ロードアイランド図案学校・ペンシルバニア美術学院・フォッグ美術館やイギリスのアシュモレアン博物館を紹介している。一方、日本の大学博物館については、以下のように述べている⁽⁸⁾。

我が國のやうに、一般に博物館施設に乏しい國に在つては、各地大學や専門學校の博物館に期待するところが極めて多い。大學や専門學校には科學の研究に必要な器械標本模型及び歴史や美術等の研究に必要な標本、模型、繪畫、彫塑等の相當豊富なコレクションを有し、且つ屢々、歐米諸國へ派遣されて、海外の完備した博物館を見學し、博物館の必要やその重大な職能に就いて、十二分の理解を有つてをらるゝ多數の學者専門家を有し、頗る好都合の事情にあるからである。故に建設費さへあれば、この種の計畫を實現するに最も便宜があり、可能性が多いわけである。

棚橋は、大学が豊富な学術資料のコレクションを有し、博物館の必要性や機能について理解している学者や専門家がおり、博物館の設置を行うにあたり最も条件が揃っていると指摘している。しかし、日本の大学及び専門学校には、学生の教育の点からみても殆ど見るに足る学校博物館を有していないと記述している。これに対して図書館の方は、相当の設備と司書が配置され学生の学習に支障がないほどに整備されており、未だ学校の内外において博物館が未発達であるこの重要な問題に関して大きな指摘をしたのである。

昭和5年に上梓された棚橋の『眼に訴へる教育機關』では、第六章において「學校博物館」を論じている。これについては、同年2、3月に発行された『博物館研究』第3巻2・3号にて「學校博物館問題」として前後編に分けて掲載されたものであった。

その後棚橋は、昭和25年に出版した『博物館學綱要』においても大学博物館に触れている。その基本的な論述は、『眼に訴へる教育機關』と変わらないが、学生の教育において図書館及び博物館が設置されるべきであり、実物教育を行う上で不都合が生じうることを指摘し、再度大学附属博物館の充実を訴えている。続けて欧米の大学附属博物館の例を挙げ、特徴として教職員を博物館に兼務させているのも少なくないが、その所蔵の学芸資料は多く博物館に陳列して一般公開を行っていることを指摘している⁽⁹⁾。

大学附属博物館の配置には、二つの様式があるとし、分散式と中央統合式を紹介している。中央統合式では、館長が一人置かれてすべての学部博物館を管轄し、共同の中央博物館を設けて、そこへ各学部或いは各学科所属の収集品を集めて一館に統合するものである。分散式は、所属の学部で経営され、主席の教授が館長の責任を負い助教授が学芸員を勤め、学生及びその他の助手で管理するとしている。当該形式では、一つの建物内の階層毎に学部が配置されており、その教室や実験室に接近して、小規模の博物館が設けられていることとし、建築上・研究教授の実用上からもよい設計とみられるとしている。

続いて、昭和18年に日本博物館協会が『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』を刊行している。同書は、「大學専門學校等に於ける現存設備公開利用の急務」「諸外

國大學専門學校等に於ける附設の博物館」「我國大學専門學校等に於ける現存設備公開利用の現状」「大學専門學校等に於ける現存設備公開利用の方策」「附録大學専門學校設備公開利用」から構成され、我が国で初めて刊行された大学附属博物館に特化した書籍である。

内容については、大学には標本や模型といった博物館資料が豊富に所蔵されている一方、一般民衆やその他の児童生徒には門戸が閉ざされ、利用することができない状態にあった⁽¹⁰⁾。一方で、各学問の専門知識と教育上豊かな経験を有する大学職員という人的要素を備えているとしている。そして、欧米諸国の大学附属博物館で所蔵品を公開して一般に利用させることで顕著な成績を挙げていると比較し、我が国における大学附属博物館の設置数自体が極めて少なく不振の状態にあることを指摘している。

その現状に対し、大学附属博物館の所蔵品を公開し、博物館的に利用する方策として、専門職員の配置、陳列室の配置について、学術研究用の資料と公衆に公開する資料との区別、公開の日時、講座や解説の必要性が述べられている。

附録には、大学専門学校の設備公開利用の実施例として、三重高等農林学校・早稲田大学演劇博物館・國學院大學考古学資料室・神戸高等工業学校工業科学博物館及び安全博物館・宮崎高等農林学校農業博物館の計6館が紹介されている。博物館の沿革をはじめとして、公開資料、陳列品種別、職員、観覧利用等の概要が記載され、大学附属博物館の運営方法の参考に資するために掲載したと考えられる。

同書は、大学博物館の必要性を述べるだけでなく、我が国の大学附属博物館のあるべき姿を初めて示した書籍であり、とりもなおさず棚橋の論の流れを汲んでいると観られる。これは、日本博物館協会の中樞に棚橋が在籍しており、主導的な立場を取って同書の刊行に取り組んだ結果であると推測される。

3. 「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」以前の大学附属博物館論

戦後、明確な大学博物館論は、しばらくの間展開されなかった。この後、改めて大学博物館論が議論されるのは、全国大学博物館学講座協議会(以下、全博協)の発足以降である。全博協は、全国の博物館学芸員を養成している大学によって構成される組織であり、博物館や学芸員養成に関する情報交換や問題提起などを行っている。全博協では、平成元年(1989)より、『全国大学博物館学講座協議会研究紀要』の刊行を始めた。この紀要の創刊号から、大学附属博物館論が論じられるのである。角田芳昭は、「大学附属博物館の現状と課題」と題する論を発表し、その機能、役割、必要性について述べている。大学附属博物館の機能と役割について「第1は一般学生の教養を深める役割をし、第2は当該資料を専攻する学生や、関連ある分野を専攻する学生の専門教育の場でもあり、第3の役割は学芸員養成のための実習の場」と述べている⁽¹¹⁾。さらに、歴史、文化、社会教育面の研究には欠くことの出来ない施設であり、博物館学芸員養成課程を設置している大学において附属博物館は不可欠な施設としている。

同じく創刊号において、中村浩は「大学博物館の活動の一例－大谷女子大学資料館の開館から今日まで－」を発表している。大学附属博物館の設置では、当時最も新しい大谷女子博物館の設置の経緯と運営の内容について述べている。この事例報告を通して、大学附属博物館のあ

り方への問題提起を行ったのである⁽¹²⁾。

また、当該時期の代表的な研究が、熊野正也による研究である。熊野は、「大学博物館のあるべき姿への一試論」で、世界の大学附属博物館の歴史を述べた上で、大学博物館機能論を展開している⁽¹³⁾。大学博物館における学芸員は、社会教育上の教師という役割を強調すべきであり、その手段として研究は欠かせないとし、更に大学附属博物館の社会的位置付けを「収集保管・調査研究・展示を通じての教育普及といった三大機能を有している以上、まさに博物館は、設置者が学校法人にちがいないが、立派な社会教育機関であり、その地域にあってはその地域博物館でもあるわけである」と明確な位置付けを与えている。

一方で、平成6年には、西野嘉章によって『大学博物館—理念と実践と将来と—』が上梓された。これは、大学附属博物館に関する研究の単著として初めてのものであった。西野は、大学附属博物館については「学問の体系に則って収集された学術標本コレクションを恒久的に保存・管理する保管施設であると同時に、学内の教育研究を支援する基盤施設であり、かつまた先端的な知と情報を創出・発信する戦略施設」であるとしている⁽¹⁴⁾。しかし、西野の論の大半は、ユニバーシティ・ミュージアムの構想に関わるもので、西野が助教授を務める東京大学総合博物館の事例を挙げて論を展開したものであった。

当該時期における大学附属博物館論の展開は、論文の発表媒体の増加に伴って、博物館学の観点からの研究がみられるようになってきているのが特徴といえよう。大学附属博物館に対する研究の方向性が、大学博物館の設置や方法論へと変化していった時期でもあったのである。

4. 「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」発表以降の大学附属博物館論

平成6年(1996)には、文部省の学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会から「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」と題する中間報告が公表された。この中間報告は、戦後の博物館に関する政府の施策を通して、初めて大学附属博物館について言及されたものである。この中間報告が発表されたことによって、大学附属博物館の研究は活発化するのである。

代表的な研究者としては、伊能秀明⁽¹⁵⁾、黒沢浩⁽¹⁶⁾、鷹野光行⁽¹⁷⁾、中村浩⁽¹⁸⁾、西野嘉明⁽¹⁹⁾、馬渡俊介⁽²⁰⁾、安高啓明⁽²¹⁾が挙げられる。

この中で鷹野は、大学博物館の特色は何より「大学に設置されていること」が一番大きな特色だと論じた。そこから派生する機能上の特色は、研究と教育、学外への研究成果の発信、地域とのつながりの強化に寄与する場であるとした。特に求められるのは、大学は研究と教育を全うする機関であることから教育機能の発揮が第一義であった。そこから考えられる大学博物館の役割は、大学における研究成果を地域住民に公開し周知するにとどまらない積極的な地域社会に向けた情報発信の場であるとともに、「学生の教育の場であることも最も基本的な役割のひとつ」と付け加えた。

平成13年に高橋有美は、「大学博物館に関する序論的検討—大学との関連性を中心に—」と題する論を発表している。この中で高橋は、「ユニバーシティ・ミュージアム」をめぐる議論は、従来の大学博物館像を否定することによって成立する新しいあり方を模索するものとした。これらの議論では、消極的な機関として大学博物館を限定的に捉えるために、設置主体である大

学との関連性や大学周辺のさまざまな動向における意義を見出しにくくなり、大学博物館としての特質を把握できない問題が生じていることを取り上げている。そこで、大学博物館の意義の整理、大学博物館の概念・設置主体・公開の面から問題の所在を論じたのである。

大学博物館が、一般的な利用者を対象とした活動を展開するにあたり、大局的な視点からの整理に基づいた各機能の関連性への検討が必要とされる。高橋がこの同論内で試みたような大学との関わりからの概観及び議論の整理は、その検討の手掛かりになるとし、今後の大学博物館について考えていく上で参考の一助になることを期待した⁽²²⁾。

熊野正也は、「ユニバーシティ・ミュージアムのこれから—明治大学博物館の場合—」において、大学博物館は、教職員・学生・研究者など一部の者だけの特殊な施設といった先入観が存在し、大学の閉鎖性が日本における大学博物館の発展を妨げる一つの大きな原因であることを指摘した。その上で、欧米諸国の大学博物館の模倣ではなく、日本の実状に即した日本的な大学博物館の構築を目指していくべきものと考えを提示している。大学博物館の使命については、研究だけが使命だけではなく、「一般とその大学、さらにはその博物館が持つ専門分野の学問と結びつける『架け橋』的機関」とした⁽²³⁾。

最後に、これからの明治大学博物館の将来計画を紹介しながら、「新しい大学博物館づくりには、学生はもちろんのこと、一般にも広く参加を呼びかけることが最も大事である。この一般参加がやがて将来の大学博物館を発展させ得る大きな活動力となるものと確信するものである。」と一般の参加による、新たな大学博物館の構築を提言している。

守重信郎は、平成19年に「我が国の大学博物館の問題点と背景」を発表し、大学博物館の現状として施設数・種別規模・職員・開館日数・展示活動について述べた上で、現状の大学博物館が抱える問題の背景には、法的背景・組織的背景・経済的背景があるとして、以下のように大学附属博物館における問題点を述べている⁽²⁴⁾。

第一には、大学博物館に関する法的規定がなく、さまざまな形態の大学開放施設が大学博物館の範疇に収められている点である。第二には、大学博物館の職員構成に兼務が多く、慢性的な職員不足に陥っているために、学芸員が専門的な活動に打ち込める環境にないことである。第三には、博物館予算が大学の経理に大きく左右され、博物館独自の活動が困難なことである。

この問題の結果として、「大学博物館の多くは、現在でも学内活動重視の閉鎖的体質を引きずっている」とする大学附属博物館の閉鎖性を指摘したのである。

平成23年に発表された黒沢浩の「大学博物館論」では、大学博物館の歴史を述べた上で、大学博物館の二面性は、学内を対象にした「学内共同利用機関」、一般社会を対象にした「生涯学習機関」であるとしている⁽²⁵⁾。さらに、同氏の所属する南山大学人類学博物館についても言及し、大学博物館としてどうあるべきか論じている。また、大学博物館の課題である学芸員配置の問題について、熟慮すべき事柄として危惧している。最後に、大学博物館の新しい形を示すことは、今後の大学博物館を考えるときの礎になるに違いないと結んでいる。

青木豊は、「大学附属博物館とは—我が国の大学附属博物館の歴史と展望—」の中で、まず大学附属博物館の概要を述べ、黒板勝美から始まる大学博物館論史を紹介している⁽²⁶⁾。

また、大学博物館に対する考えについて、大学は大学博物館を設置するべきで、学芸員養成課程を開講する大学が設置しなければならないと主張している。加えて、ただ博物館を設置するだけではなく、学芸員配置の必要性も論じているのである。その理由には、博物館を維持するための専門的知識を持った学芸員が博物館活動を維持することが重要で、そうでなければ博物館運営の継続性がなくなるとしている。

最後に大学博物館の展望について、大学博物館の目的は、教育・研究資料の保存と活用及び公開と定義した。さらに大学の教育の場として、各専攻・学科の実習の場、博物館課程履修者の実習の場、生涯学習の場として大学附属博物館設置の必要性を再度論じている。郷土博物館と同様に大学と地域の関わりが重要であることから、大学附属博物館は当該地域の「郷土博物館」の役割を果たしていく、この点が大学博物館に望まれる大きな要諦であると述べている。

山本珠美は、平成23年に「大学博物館の初期形態に関する考察～昭和初期における長岡高等工業学校附属科学工業博物館を例に～」を発表し、大学博物館は、大学公開講座とともに、大学開放の一形態として戦前から実施されてきた事業だが、その実態については一部を除き、十分明らかにされているとは言い難いとし、旧制専門学校については、当該地域と連携した取組が行われていたにもかかわらず、戦後への継承が十分に行われたとは言い難く、注目されることが少ないことを指摘した⁽²⁷⁾。

山本は、同論内で棚橋源太郎の「學校博物館問題」を取り上げ、当時の大学博物館・専門学校博物館の乏しさを指摘した。加えて、学術資料を豊富に所有していたとしても、学内における陳列スペースの優先順位は低く、資料の保存状態は芳しくない当時の大学・専門学校に対する未発達さを述べている。

一方、長岡高等工業学校附属科学工業博物館については、成立・館の使命と具体的取り組み・地域との連携に関して述べたうえで、長岡市の支援によって設立された科学工業博物館は、戦後、再び長岡市の企業の支援を得て、また学校附属でなくなった以降も新潟大学の教員の協力により博物館活動を継続させた。昭和戦前・戦後期における産官学連携の一事例として注目に値する取り組みであると論じた。

平成26年には、安高啓明の『歴史の中のミュージアム—驚異の部屋から大学博物館まで—』が上梓され、日本の大学博物館・海外の大学博物館・大学博物館教育と連携活動・地域博物館と大学博物館などの観点から、総合的に大学附属博物館論が展開している⁽²⁸⁾。

現在の大学附属博物館論は、中間報告の内容を基本として展開しているが、大学附属博物館の問題点の背景や大学博物館の性格など総合的な研究が始まっているのである。

5. 我が国の大学附属博物館論に関する傾向と課題

明治期における大学附属博物館論は、海外の大学附属博物館の紹介が主流を占めていた。それは、当時の我が国に大学附属博物館が少なかったためである。その中で、鵬心生が大学博物館の必要論を唱えたことは、時局に合致した結果であったといえる。

戦前期には、棚橋と日本博物館協会が大学附属博物館論を主導した。棚橋は、大学博物館設置の原則をまず論じたのである。海外の大学附属博物館を引き合いに出し、本邦の大学附属博

博物館の遅れ、さらに図書館機能が充実している一方で、大学附属博物館の未発達さについても論じた。棚橋の論を汲んだ日本博物館協会『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』においても、大学附属博物館の必要論が展開された。この中で、専門職員の配置や解説、講座の必要性など具体的な方策まで述べられ、設備の拡充が求められていたのである。しかし、戦時下では、大学附属博物館の設置は進まなかったのが現状であった。

平成元年(1989)の『全博協研究紀要』の創刊後、大学附属博物館の機能論・方法論が展開され、博物館学的な観点から論じられることが傾向としてあった。論の中では、「社会教育機関」として位置づけられたのである。また、大学附属博物館の望まれる役割や必要論が述べられてもいるが、論の本質的な方向性は棚橋と変わらなかった。

その後、「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」が大きな転機になり、大学附属博物館の研究は盛んになった。学芸員課程を設置する大学において、大学附属博物館設置の必要性が強調された。さらには、一般博物館のような「生涯学習機関」、「学内共同利用機関」、当該地域の「郷土博物館」など様々な位置づけがなされた。論者の多くは、ユニバーシティ・ミュージアムの構想に関わる論述を展開しているのが傾向といえよう。一方では、大学附属博物館の問題点の背景や閉鎖性、一般参加による新たな大学博物館の構築など、「ユニバーシティ・ミュージアム」以前には見られなかった論が出でくるのも特徴である。

また、大学附属博物館論の問題点は、棚橋による大学附属博物館設置の原則化の提唱から「ユニバーシティ・ミュージアム」公表まで大学附属博物館論の進展がみられなかったことである。戦後になってからの間、しばらく大学附属博物館論は論じられてこなかったことが一因として挙げられる。大学附属博物館論が論じられなかった理由には、博物館法の中に「大学博物館」を明文化することができなかったことが影響したと考えられる。昭和30年(1955)には、学芸員資格課程が大学で開講される施行令が公布されるものの、大学附属博物館は研究対象にはならなかった。戦後の大学附属博物館論は、棚橋の『博物館學綱要』に論じられるに留まったのである。

おわりに

以上、大学附属博物館論史について論じてきた。大学博物館論著の嚆矢は、黒板勝美による『西遊弑年歐米文明記』で記されたアシュモレアン博物館に関するものであった。明治・大正期には、欧米の大学博物館紹介が殆どであったが、明治45年(1912)に鵬心生が初の大学博物館設置論を展開し、大学博物館論に先鞭をつけた。その後の大学博物館論は、昭和期に入るとさらに進展し、中でも棚橋源太郎によって最初期の段階で論じられた大学附属博物館論は、大学博物館の設置を原則とするよう提唱するものであった。その後、日本博物館協会が『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』を刊行し、必要論だけでなくそのあるべき姿についてまで論究されたのが特徴であった。時代は下り、平成元年(1989)年には、『全博協研究紀要』が刊行され、大学附属博物館論が再び展開されるようになった。平成6年に「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」と題する中間報告が出された後は、大学附属博物館論が活発化し、この中間報告をベースにしながら総合的な観点から大学附属博物館論が展開されているのであ

る。

我が国の大学附属博物館論は、黒板をはじめその後の博物館に多大な功績を残した棚橋など多くの論者が大学附属博物館論を展開していたことから、大学附属博物館の役割に期待し活用しようとする試みが活発になっていたことが看取できる。戦後しばらく大学附属博物館論は議論に上ることがなく停滞がみられたが、現在にあっては数多く研究されており、今後も飛躍していくテーマであるといえるだろう。

註

- (1) 加藤有次、矢島國雄 2011「大学博物館」『博物館学事典』雄山閣 PP.201-208
- (2) 黒板勝美 1911『西遊弍年歐米文明記』文會堂書店 P.187
- (3) 註2と同じ P.188
- (4) 鵬心生 1912年4月13日付「銀座より」『讀賣新聞』讀賣新聞社
- (5) 一記者 1929「大學教育に於ける博物館の位置」『博物館研究』第2巻第8号 博物館事業促進會 P.2
- (6) 棚橋源太郎 1930「學校博物館問題(承前)」『博物館研究』第3巻3号 博物館事業促進會 P.6
- (7) 註6と同じ P.7
- (8) 註6と同じ PP.9-10
- (9) 棚橋源太郎 1950『博物館學綱要』理想社 P.228
- (10) 日本博物館協會 1943『大學専門学校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』P.2
- (11) 角田芳昭 1989「大学附属博物館の現状と課題」『全国大学博物館学講座協議会研究紀要』創刊号 全国大学博物館学講座協議会 PP.79-103
- (12) 中村 浩 1989「大学博物館の活動の一例—大谷女子大学資料館の開館から今日まで—」『全国大学博物館学講座協議会』創刊号 全国大学博物館学講座協議会 P.35
- (13) 熊野正也 1992「大学博物館のあるべき姿への一試論」『Museum study』3 明治大学学芸員養成課程 P.23
- (14) 西野嘉章 1996『大学博物館—理念と実践と将来と—』東京大学出版 P. ii
- (15) 伊能秀明 1998「明治大学博物館の再興と発展—我が国初の拷問具・刑罰具展示から全国的な地方文書の収集・保管へ(一九四五年四月～一九九三年三月)—」『明治大学博物館研究報告』第3号 明治大学博物館事務室
- (16) 黒沢 浩 1997「大學博物館における教育活動」『明治大学博物館研究報告』第1号 明治大学博物館事務室
- (17) 鷹野光行 2013「博物館教育に果たす大学博物館の役割」『全国大学博物館学講座協議会研究紀要』第14号
- (18) 中村 浩 2008「大学博物館の現状と展望」『歴史科学』No.195 大阪歴史科学協議会
- (19) 西野嘉章 1997「大学博物館の実験展示『デジタル・ミュージアム』をめぐって」『博物館研究』第32巻5巻

- (20) 馬渡俊介 2009「大学博物館の可能性」『科学』79巻9号 岩波書店
- (21) 安高啓明 2013「大学博物館組織論：法規と類型」『西南学院大学博物館研究紀要』1号 西南学院大学博物館
- (22) 高橋有美 2001「大学博物館に関する序論的検討—大学との関連性を中心に—」『生涯学習・社会教育学研究』第26号東京大学大学院教育学研究科 P.55
- (23) 熊野正也 2002「ユニバーシティ・ミュージアムのこれから—明治大学博物館の場合—」『ミュージアムデータ』56 丹青研究所 P.4
- (24) 守重信郎 2007「わが国の大学博物館の問題点とその背景」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.8 P.208
- (25) 黒沢 浩 編 2011「大学博物館論」『学術資料の文化資源化』南山大学人類学博物館 P.16
- (26) 青木 豊 2011「大学付属博物館とは—我が国の大学附属博物館の歴史と展望—」『全国大学博物館学講座協議会研究紀要』第14号 P.14
- (27) 山本珠美 2011「大学博物館の初期形態に関する考察～昭和初期における長岡高等工業学校附属科学工業博物館を例に～」『香川大学生涯学習教育研究センター研究報告』第16号 P.29
- (28) 安高啓明 2014『歴史の中のミュージアム—驚異の部屋から大学博物館まで—』昭和堂 PP.182-239

(國學院大學大学院博士課程前期)

近代栃木県の博物館史（序）

明治・大正時代の日光山を中心に

Introduction to Museums History of Tochigi Prefecture in the Modern: Focusing on the Nikko in the Meiji and Taisho Era

伊東 俊祐

ITOH Shunsuke

はじめに

戦後の栃木県において設置された県立博物館関係施設は、栃木県立美術館(昭和47年(1972)開館)を筆頭に、旧栃木県立郷土資料館(昭和48年開館、昭和57年閉館)、栃木県立博物館(昭和57年開館)等12館を数える⁽¹⁾。他、県内の登録博物館数は23館⁽²⁾、博物館類似施設数は131館⁽³⁾を数える。しかしながら戦前の栃木県においては、沢口泰旺は昭和7年に『下野教育』の「郷土博物館」の頁において「本縣は圖書館は三十三を数えるけれども博物館というものは一つもない。本縣の中心地宇都宮市にすら縣立圖書館が一つもないのである。」⁽⁴⁾と述べているように、明治14年(1881)に栃木縣第一女子中學校構内に仮設された「栃木縣書籍從覽所」、同36年に開館した「足利學校遺蹟圖書館」を嚆矢とする図書館の設置は盛んであったものの、県立図書館の設置はおろか、博物館はその範疇ではなかったといえる⁽⁵⁾。

こうした状況の中、明治時代から大正時代にかけて博物館活動が盛んに行われていたのは、日光山においてであった。本稿は、栃木県博物館史構築の一端として、明治23年に開催された「日光美術展覧會」をはじめ、「美術工藝品陳列場鐘美館」「日光美術館」「東京帝國大學附屬日光植物園」「日光寶物陳列館」の4館を中心に、各施設設立の動機とその経緯について述べるものである。

1. 明治23年の「日光美術展覧會」

明治23年(1890)、近世の東照宮別当寺大楽院⁽⁶⁾であった東照宮の迎賓施設「朝陽館」を会場として、「日光美術展覧會」が開催された。記録に残る中では、栃木県下において開催された近代的な展覧會としては最古級であろうと見做される⁽⁷⁾。同年3月11日刊行の『下野新聞』⁽⁸⁾には、展覧會の開催を報じる記事が掲載されている。

日光美術展覧會 全會は曾て本紙聯日の廣告に見ゆる如く、我下野の有志家加藤昇一郎外十九氏の發起にて我邦美術的進化の萬一を裨補せんとの旨趣にて、來る四月十五日より五月三十日迄我邦美術の絶觀たる日光の朝陽館に於て廣く縣下の書畫、古器物の美術品を蒐集し、展覧會を開設せらるゝことは疾に讀者の知らるゝ處なるが、全會の如きは實に振

つて出品すへきことにして全地は外國人の來往あるが故、一は以て彼をして我邦古有の美術優逸なるを知らしめ、一は自己の名譽を博することを得るの好時機なれば成る可く出品すべきことなり、敢て語を寄す縣下書畫、古器物等を所藏せらるゝの士は速かに出品せられよかし、因に記す全會にては出品物は最と鄭重に取扱へ其筋の保護を仰き、出品者をして毫も遺憾不安心の念なからしめらるゝ由

以上のことから、展覧会が4月15日から5月30日の期間で、朝陽館において開催されていたことが分かる。特に、日光を訪問する外国人を対象として日本の美術品を紹介する展覧会であったことが窺える。また、特定個人による出品ではなく、新聞を通して県下の古器什物所有者に出品を呼び掛けての開催であったことも当該展覧会の特徴である。

なお、陸奥国会津藩最後の藩主として知られる松平容保が、近世の輪王寺宮に仕えた高野家の当主で、展覧会出品者の一人高野盛三郎に宛てた手紙が残っており、同展覧会に関連する内容が記されている⁽⁹⁾。

拜啓 陳者今般當山朝陽館ニ於テ日光美術展覧會開設候ニ付貴家御珍什御愛顧ヲ被須御出陳相成本會之榮光不過之候因テ東京美術學校教諭今泉雄作氏ヲ招待シ鑑定ヲ乞候處殊ニ優逸之品位ニシテ本會ノ聲譽ヲ博シ感銘不啻候聊、拜謝ノ微衷ヲ表シ候迄數冊出品目錄相添へ奉陋簡候頓首

日光美術展覧會

明治廿三年五月廿三日 會頭從三位松平容保

高野盛三郎殿

この手紙は、高野盛三郎が出品した品を鑑定した結果、その品が優秀であったことを伝えたものである。このように、展覧会の開催にあたり、アーネスト・フェノロサや岡倉天心らと共に東京美術学校の設立に尽力したことで知られる今泉雄作を招いて、美術品の鑑定を行っていた。また、松平容保が展覧会の会頭を務めたことが確認できるが、当時は日光東照宮と日光二荒山神社の宮司を兼務しており、また東照宮の施設を使用していることから、展覧会の開催に際して東照宮が関与していたことが窺える。その背景としては、幕末維新期の動乱によって日光山は、最大のパトロンであった幕府の庇護を失い、更に追い打ちを掛けるように第68世日光山座主公現入道親王(北白川宮能久親王)の還俗による座主職(輪王寺宮)の廃絶と中世以来の日光御神領の瓦解に加えて、神仏判然令に伴う神仏分離政策によって、東照社(東照宮)、満願寺(輪王寺)、三社権現(二荒山神社)の二社一寺への分離を余儀なくされたため、山内の景観のみならず古器什物が失われるまで荒廃が進んだことが大きく影響していたことが推定される。そうした事由から、明治12年に二社一寺の景観と文化財を保護することを目的として「保晃會」が設立されているが、松平容保は同会の初代会長に就任していることから、古器物保存の重要性を広く啓発するた



写真1 朝陽館(現、輪王寺本坊)、『日光市史』下巻より転載)

めに催された会であった可能性が高い。

展示物の内容については、上記の手紙にも記されている『出品目録』⁽¹⁰⁾によれば、約600点に及ぶ日本の古器什物が出品されたと記されており、中には高野盛三郎が出品した土佐光起や狩野安信筆の絵の他、松平容保や徳川宗家16代徳川家達公爵をはじめとする徳川一門、保晃会、輪王寺、二荒山神社からの品も含まれている。

なお、会場となった朝陽館(写真1)は、展覧会の終了直後に宮内省に献納され、その名称も「日光山内御用邸」と改められると、昭和22年(1947)に廃止されるまで皇族や外国人貴賓の宿舎として使用された。現在は、日光山輪王寺本坊(寺務所)として現存している。

2. 美術工芸品陳列場鐘美館と日光美術館

明治27年(1894)、日光町四軒町内に「美術工芸品陳列場鐘美館」(写真2)が開館した。鐘美館は、下野国壬生藩出身で足尾銅山長を務めた守田兵蔵がベランダ・コロニアル様式の自宅を改装して私的に開館したものであった。同館では、近世以来の伝統的な日光彫に漆を重ねた「日光堆朱」、日光各地の風景を画した「日光絵画」、足尾銅山産出の土を用いた「日光焼」等の特産品を陳列し、外国人旅行者を対象に販売を展開していたようである。こうした特産品は、守田が全国から上野桐



写真2 美術工芸品陳列場鐘美館(守田邸)
『壬生のサムライと日光の至宝“日光ブランド”の開拓者』より転載)

恵や人見城民、五百城文哉、小杉放菴、成瀬誠志等の画家や工芸家を招聘し、開発したものであった。すなわち、鐘美館は次世代の画家や工芸家を育成するという役割も担っていたのである。そのため質の高い絵画や工芸品が生み出され、これらには日光ブランドの証となる鐘美館のスタンプが押印されて外国人相手に高額で売れたことが伝えられている。すなわち、現在でいう画廊のような性格を持ち合わせた施設であったことが窺える。大正天皇が即位すると、日光田母澤御用邸への行幸の折に供奉兵である儀仗兵の宿舎として接收されたため、鐘美館はその役割を終えることとなった⁽¹¹⁾。なお、建物自体は現存していない。

一方で、明治38年(もしくは明治41年)⁽¹²⁾に進歩党の策士関口晋一郎、栃木県議会議員大島常松、芳賀郡の豪農氷室新右衛門の3名の出資⁽¹³⁾によって、日光町下鉢石町内に「日光美術館」(写真3)が開館した。この日光美術館は、ネオ・バロック様式の荘厳な洋風建築物で、「日光町の一大景観たり」⁽¹⁴⁾と謳われた。明治38年6月26日刊行の『讀賣新聞』では日光美術館の設備完成が伝えられており、「美術館ハ内國に於ける美術工芸品を普く陳列する目的なるを以て」とあるように、恐らくは外国人を対象として日本の美術品を



写真3 日光美術館
『壬生のサムライと日光の至宝“日光ブランド”の開拓者』より転載)

紹介することを目的に設立されたものと思われる。また、明治23年に開催された日光美術展覧会と同様の手法で、明治38年中刊行の『朝日新聞』や『讀賣新聞』にて出品の呼び掛けを行っており、その業務を担当する支部を東京に設立している。しかしながら史料の制約から、その後の経緯については不詳である。同年6月22日刊行の『讀賣新聞』では、7月上旬より9月30日まで日光美術館で「眞美會日光展覧會(研究大會兼第四回絵畫展覧會)」が開催されることが伝えられており、「美術館」の名を冠しているものの、展覧会のレンタル会場のような施設であったことが窺えるが、上記の展覧会も含めて詳細については不詳である。明治40年には経営難から、経営権は金谷ホテル主の金谷善一郎と日光ホテル主の新井秀徳に譲渡されている⁽¹⁵⁾。明治43年には「博品館」と改称し、日光物産品の陳列販売を開始した。

明治44年10月14日刊行の『下野新聞』⁽¹⁶⁾では、翌日開催の「産牛家禽共進會蠶糸品評會並に果實品評會」の前準備について報じられており、その会場として博品館が紹介されている。

日光共進會の前景氣 日光町景氣つく

明十五日より日光町博品館に於て開催せらるゝ産牛家禽共進會蠶糸品評會並に果實品評會は諸般の準備殆んど成り、出品物は十四日までに陳列せらるゝ筈、時將さに晃山の錦楓蘭ならんとする折柄、市中は何處となく活氣を呈しつゝあり（中略）

會場の設備 も略ぼ成り、博品館を中心として右は産牛を入るへき小屋…小屋とは言へど夫々裝飾を施したれば体裁悪しからず、左は家禽を陳列すべき小屋既に成り、博品館の門は白壁に塗り替へられ、入口には大なる角形の緑門聳え立ち、此の内の右側は盆栽陳列場を設けらるべく、主として飛田兼吉氏特に盡力中なり、左側は物産販賣所に充てらるべし。（下略）

大正4年(1915)には、大正天皇の御大典(即位礼及び大嘗祭)を記念して「栃木縣物産陳列館」と改称の上、陳列する特産品の対象を栃木県全域に拡大し、販売を展開した。しかしながら、大正末期には更なる経営難で閉館となり、昭和初期には建物そのものが取り壊された⁽¹⁷⁾。

4. 東京帝國大學附屬日光植物園

同園は、正式には「東京帝國大學理科大学附屬植物園分園」と称し、明治35年(1902)11月5日に東京帝國大學附屬小石川植物園の分園として開園した。この植物園設置は、当時、東京帝國大學教授で小石川植物園園長であった松村任三によって構想されたもので、同年5月16日付の「理科大学附屬植物園ノ高山植物苗圃地ニ使用ノ爲資金ヲ以テ日光宮附屬地ト交換ノ件伺案」⁽¹⁸⁾では、植物園設置の理由が記されている。

東京市小石川區所在本學理科大学附屬植物園ノ地タル平地植物ノ蒐集ニハ適合セリト雖ドモ高山等二産スル所謂寒帶植物ノ移植ニハ適當ナラズ故ニ各地諸山ニ於テ採集セル植物



写真4 東京帝國大學附屬日光植物園（仏岩）（「創設期の東京帝國大學附屬植物園日光分園におけるロックガーデンの整備について」より転載）

ノ如キハ共ニ完全ノ發育ヲ見ル能ハザルノミナラズ遂ニ枯死セシムルニ終ルハ遺憾甚シトス 日光山ハ各種ノ植物ニ當メル本邦随一ノ地ナリ且ツ東京ヲ距ル甚タ遠カラサルカ故ニ旅行者諸山ニ採集ヲ試ムル者近年増加スル爲メ珍奇ノ種類ハ殆ント絶滅セントスルモノアルニ至レリ是等ノ植物ヲ保護シ兼テ前述ノ植物ヲ移植セン爲メ該山ニ格好ノ土地ヲ得テ本園ニ附屬セシメラル、ハ學術上必要ノ事タリ

以上の事から、山地植物や高山植物の収集、保護、研究を目的として設置されたことが窺える。

そこで、東京帝国大学総長山川健次郎の命で植物園の候補地調査が開始され、山地植物や高山植物の自生地であることに踏まえ、東京に近いという理由で日光山が選ばれた。日光山に植物園を設置の計画が決定されると、東照宮近隣の仏岩に位置する東照宮所有地約2,600坪を取得の上、同地に日光植物園(写真4)が設置された。園内では小瀑布、池水、岩石等を配置した築山に、日光山内や日本各地から採集した高山植物3,000種の培養、展示を行うロックガーデンの整備がなされたが、英国式のロックガーデンとしては我が国では最初の試みであった。開園から4年後の明治39年には、上記の書類に「内外ノ觀覽者ニ入場ヲ許可シテ收入ヲ計リ且ツ植物學上ノ智識ヲ啓發スルヲ得ルコト」とあるように、維持費を確保するための手段として観覧料を徴収した上で一般の人々の利用に供する方針を取った⁽¹⁹⁾。

しかし、植生活動による園内の狭小化と近隣する稲荷川の氾濫による被害から再度移設の計画が持ち上がったため、田母澤御用邸に近隣する松平頼寿子爵の花石町別荘地約9,600坪を取得の上、明治44年に完全移転を完了した(写真5)。その後も園地拡張を続け、戦後には昭和22年(1947)の田母澤御用邸廃止に伴って、昭和25年に旧本邸と庭園を除く田母澤御料地が植物園に帰属された後⁽²⁰⁾、「国立大学法人東京大学大学院理学系研究科附属植物園分園」として現在に至る。

5. 日光寶物陳列館

日光寶物陳列館(写真6)は、大正4年(1915)に東照宮三百年祭を奉祝して山内御用邸(旧朝陽館)付近に開館した。「日光寶物館」「日光東照宮寶物館」等と呼称された同館は、大正2年に設立された「日光東照宮三百年祭奉齊會」(総裁：小松輝久侯爵／会長：渋澤栄一男爵)の記念事業の一環として計画され、設計は建築家大江新太郎、展示法は東京帝国大学助教授であった黑板勝美が担当した⁽²¹⁾。黑板は、大正3年の起工式に際して、寶物陳列館について以下の通りに述べている⁽²²⁾。

或る品物を見せるには、外部の建築を見て、或は其館に入る刹那に於て大體の感じを得させるやうでなければいけない、又陳列の品物に中心即ち纏りがなければいけない、申さば風景の如きものであります、(中略)是には先づ其陳列品を十分研究しまして、その陳列



写真5 東京帝国大学附属日光植物園（花石町）（『日光山東照宮三百年祭記念誌』より転載）

左：実験棟／右：園庁舎（旧松平子爵別邸）

の方法を定め、然る後建物の設計に移らねばなりませぬ、(中略)

本日起工式を挙げられました寶物館は、實に此方針で設計を致すことになったので、いはゞ我國では最初の試みであります、

このように、宝物陳列館の設立に際して、黒板の意向に沿って日光山内(二社一寺)の景観や宝物類の形質に合わせる形で設計されたことが窺える。宝物陳列館の構造等については、建築を主導した大江新太郎の著述⁽²³⁾に詳しいが、日光街道杉並木の古木を原木材として、外部は欄干廻り、瓦葺、銅板葺破風屋根、内部は漆喰塗の純和風建築であった。隅楼と南館(1階建て)、東館(2階建て)、それらを繋ぐ南廊、東廊から構成されており、総面積は約180坪、総工費は当時の価格で9万円であった。

展示内容の特徴については、上記の起工式に際して黒板は以下の通り述べている。

寶物の上に東照宮輪王寺二荒山神社と劃然區別する必要がないのみならず、この二社一寺が一處になつて居るところに日光の價値があり、またこの寶物陳列館の價値があります、(中略)兎に角此寶物館は、館それ自身が日光の主なるものを集めて日光の歴史を知る事の出来るやうにしたい、國民教育上からしても、神社佛閣に對する尊敬の感を深く起させるやうにしなければいけない、これが國民信仰心を増す所以で、又國民の精神を強固にする所以であると思ふ、

以上の如く、東照宮を主体とする宝物陳列館ではあるものの、東照大権現を中心とした東照宮宝物のみならず、輪王寺大猷院殿宝物や輪王寺と二荒山神社の宝物も併せて展示する方針をとっていた。これは、勝道上人による開山以来、古代、中世から続く二荒山神社とその別当寺たる輪王寺、近世の東照宮とが三位一体となって栄えた神仏習合時代の「日光山」特有の歴史⁽²⁴⁾を、宗教教育上の観点から日光参詣客に対して総合的に伝える目的であった。当時の展示動線に関しては宝物館が刊行したリーフレット⁽²⁵⁾等に詳しく、隅楼から入り、南廊・南館1階(東照宮宝物)、東廊・東館1階(輪王寺、二荒山神社宝物)、東館2階(社寺建築群の模本類)に至るルートであった。なお、開館当時の展示構成については、表1の通りである。

二社一寺が合同で展示するという方針は、戦後の高度経済成長期まで継続されたが、宝物陳列館の後身である日光東照宮宝物館の他、日光二荒山神社中宮祠宝物館(昭和37年開館)と日光山輪王寺宝物殿(昭和58年開館)が開館した後は、二社一寺それぞれが独立した展示を展開してい



写真6 日光寶物陳列館(『日光史』より転載)



写真7 別格官幣社東照宮社務所1932『日光東照宮寶物館案内』表紙昭和7年当時のリーフレット。東照宮が刊行したものであるが、表紙には東照宮の神紋である「三つ葉に葵」の他、輪王寺の寺紋「四つ割菊に輪宝」、二荒山神社の神紋「左三つ巴」が配置されているのが確認できる。

館／階	区域	展示構成
南廊1階	第1区	東照宮神車行列類
南館1階	第2区	東照宮舞楽類
同上	第3区	東照宮男女両体御装束類
同上	第4区	東照宮神宝類
同上	第5区	東照大権現（家康公）御在世品及び東照宮関連史料
東廊1階	第6区	輪王寺大猶院霊廟献上品、二荒山神社神輿
東館1階	第7区	安本亀八作「輪王寺強飯式人形」
同上	第8区	輪王寺大猶院霊廟進供の御膳部
同上	第9区	輪王寺大猷院殿（三代将軍家光公）遺品
同上	第10区	徳川歴代将軍の筆跡類
同上	第11区	慈眼大師天海大僧正（第五十三世日光山座主）遺品
同上	第12区	維摩居士木像（台座は東照宮上神庫内須弥壇の模造）
同上	第13区	二荒山神社、中禅寺、瀧尾神社、寂光神社関連史料
同上	第14区	開祖勝道上人伝来品及び古代、中世の日光山関連史料
同上	第15区	安本亀八作「輪王寺延年舞人形」
東館2階	第16区	日光社寺建築群の摸本類

表1 日光寶物陳列館開館当時の展示構成

（『日光山東照宮三百年祭記念誌』やまと新聞宇都宮支局の記述を元に作成）

るため、現在は日光山の歴史を総合的に知り得る状況ではない。

宝物陳列館に対する当時の評価については、大正4年刊行の『日光山東照宮三百年祭記念誌』⁽²⁶⁾に詳しい。

本館を一巡して、観覧者の胸に深くも刻み付らるゝは、東照宮の偉烈と三代公の神祖崇拜心の篤きと、其豪快なる氣度と、遠くは勝道上人の信仰の偉力とにして、それが集まりては日光名山の靈威となりて、いふべからざる崇高の印象を焙き付けらる。斯の如きは其陳列順序宜しきを得て、一館の陳列品に、一貫せる系統的緣故を有し、組織的に観覧者の感興を惹き起すやう努めたるに因る、其隠れたる設備としては、霧多き山内の濕氣を防止するため、電氣乾燥の装置あり。陳列法としては、神輿を飾り付けるに、其室を宮殿風に裝飾せる如き。其他採光に申分なく、壁色も室によりて異にするが如く、裏に用意の周到なる陳列館は、他に見るべからざるものならむ。（ルビ原文ママ）

なお、宝物陳列館は、建物の老朽化と昭和42年の東照宮三百五十年祭を契機に取り壊され、

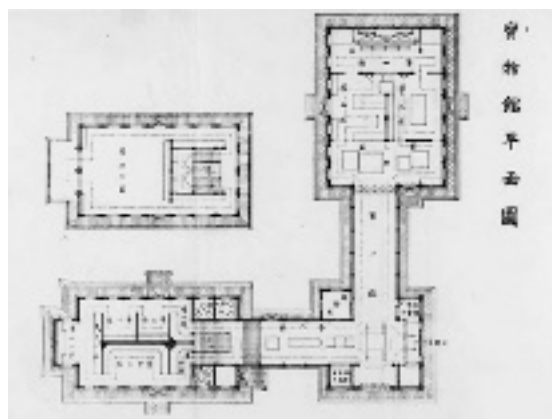


図1 寶物館平面圖（『日光山寶物館陳列目録』より転載）右下：隅楼（玄関）／右上：南館1階／左下：東館1階／左上：東館2階
各展示室への参観ルートの順路がみえる他、右下の玄関口には、「事務室」の他、「目録販賣所」、「絵圖書販賣所」が確認できる。

コンクリート建ての日光東照宮宝物館に建て替えられた。現在は、平成27年(2015)の東照宮四百年式年大祭を奉祝して、輪王寺大護摩堂裏に新たに建設された「四百年式年大祭記念日光東照宮宝物館」に引き継がれている。

むすびにかえて

東京帝国大学附属日光植物園は、「日光山は植物の寶庫なり」⁽²⁷⁾と絶賛された日光独特の生

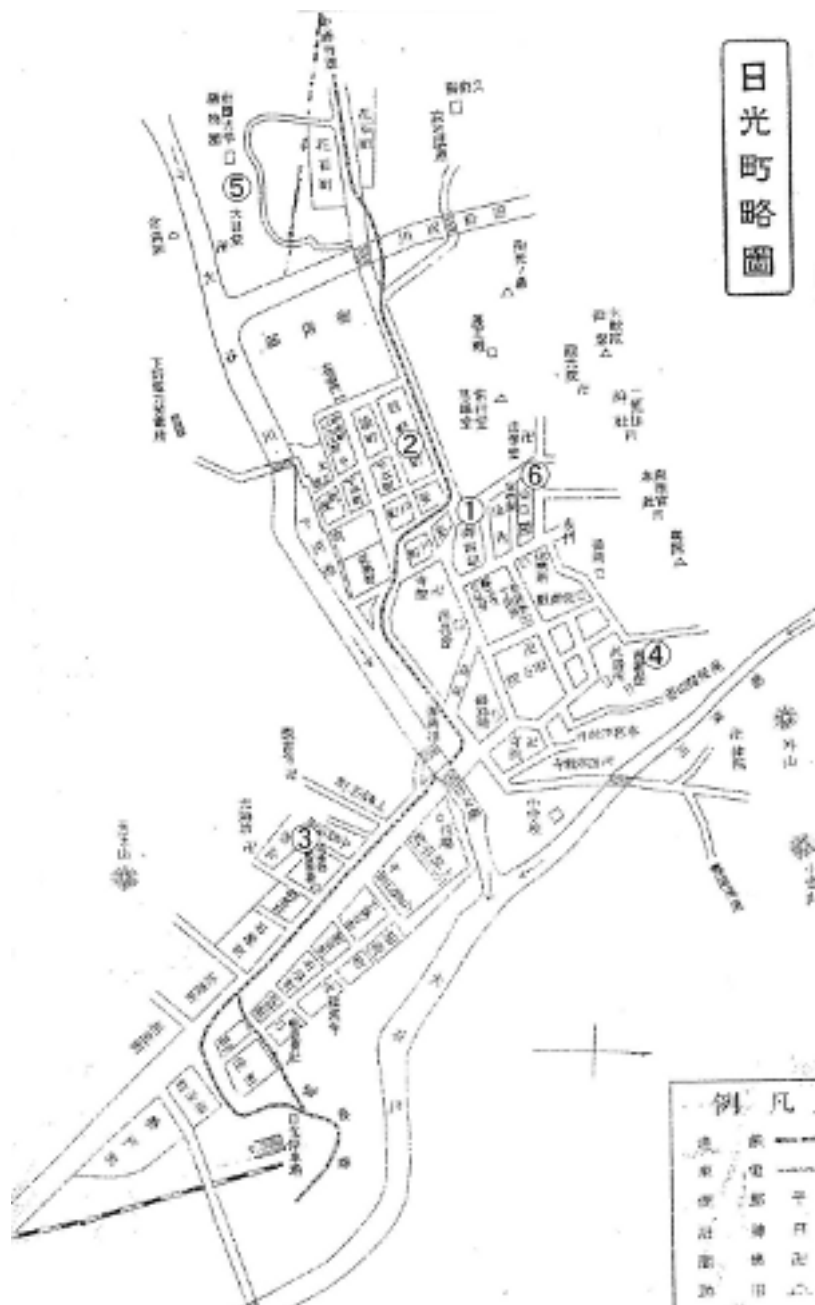


図2 各施設の位置

(『日光山東照宮三百年祭記念誌』所収の大正4年当時の日光町略図を加筆) ①明治23年「日光美術展覧會」会場・朝陽館(日光山内御用邸)／②美術工藝品陳列場鐘美館／③日光美術館／④東京帝國大學附屬日光植物園(移転前)／⑤東京帝國大學附屬日光植物園(移転後)／⑥日光寶物陳列館

態系や自然環境が着目され、評価された上での設置であったといえる。対して、明治23年(1890)開催の日光美術展覧会をはじめ、美術工芸品陳列場鐘美館と日光美術館が外国人を対象目的としての開会、開館であった点は明らかである。また、日光宝物陳列館は参拝客を対象としていた点からも観光的性格の強いものであったといえよう。

明治時代から大正時代にかけての日光山は、前近代における“神仏習合の聖地”から、近代的な“国際観光避暑地”への大転換を迎えた時期であり、とりわけ天皇をはじめとする皇族、華族、資本家、外交官や外国人旅行者⁽²⁸⁾等の来訪は目覚ましいものがあった。これは、明治18年の上野—宇都宮間の日本鐵道第二區線(現、JR宇都宮線(上野東京ライン))の開通、明治23年の宇都宮—日光間の支線(現、JR日光線)の開通による東京からの交通の利便化が大きく寄与した。また、日光山は豊富な歴史文化資源、自然資源に恵まれているという特質を持つことから、これを保護し活用する動きがあったことは事実であり、明治44年に当時の日光町長西山眞平が、貴族院議長徳川家達公爵と衆議院議長長谷場純孝に提出した「日光山ヲ大日本帝國公園ト爲スノ請願」⁽²⁹⁾にも表れている。更には帝都に近い避暑に適する場であることから、日光山は次第に国際的観光地化、高級避暑地化への変貌を遂げていった歴史を有するのである。日光各地に博物館が次々と設置されたのは、こうした背景があったといえる。

なお、戦前の栃木県下において設置が確認できる常設の博物館関係施設は、現時点では上記の4館を含めた11館⁽³⁰⁾であり、それ以外については不詳である。なお、明治44年に宇都宮市において關東十府縣聯合教育會の主催で盛大に開催された「栃木縣教育品展覧會」⁽³¹⁾に代表される各種展覧会が数多く開催されていたことは記録に残っており、県内において展覧会活動が盛んであったことは窺い知り得る。しかしながら、史料上の制約に加えて先行研究が皆無であることから、新種史料の更なる発掘を今後の課題としたい。

追記

本稿の執筆後に更なる新種史料を発見したため、併せて追記する。

近代栃木県における展覧会・博物館の嚆矢については定かではないものの、現時点では最も古い展覧行為として、明治8年(1875)7月15日から9月30日の期間に開催された東照宮による参詣者への宝物拝見が確認できる(同年6月29日刊行『讀賣新聞』)。ただし、日光山の宝物展覧はそれ以前にも行われていた可能性は高い。この他にも、明治22年6月4日に東照宮官祭に伴って開催された「寶物展覧」(同年5月28日刊行『讀賣新聞』)、明治26年10月1日から11月25日の期間に東照宮と輪王寺学林において開催された「寶物展覧會」(明治26年10月1日刊行『讀賣新聞』)が実施されていたことが確認できる。

また、これまでは明治26年に開館した鐘美館が近代博物館の嚆矢であるといわれていたが(壬生町立歴史民俗資料館 2013『壬生のサムライと日光の至宝“日光ブランド”の開拓者』)、明治29年5月24日刊行の『朝日新聞』には、一昨年(明治27年)10月26日に東照宮境内の「寶物陳列所」から盗難された宝物数点が神奈川県にて発見した旨が記されており、境内に展覧用施設があったことが確認できる。現時点では「寶物陳列所」に関する他史料は確認できないものの、明治初期の段階から東照宮が宝物展覧を実施していたことを勘案すれば、その会場として

の役割を担っていたであろうと考えられる「寶物陳列所」が明治27年以前から存在していた可能性が高い。この他、輪王寺境内に「寶物所」が存在し、最後の日光山座主として知られ、維新後は陸軍近衛師団長として台湾出征(乙未戦争)に従軍した北白川宮能久親王の戦勝品や、第53世日光山座主の任にあった慈眼大師天海を祀る慈眼堂の宝物が陳列されていた(鬼平金四郎 1900『日光山小誌』P.22)。

註

- (1) この他、栃木県立文書館(昭和61年開館)、旧栃木県立しもつけ風土記の丘資料館(昭和61年開館、平成27年下野市移管)、栃木県子ども総合科学館(昭和63年開館)、栃木県立日光自然博物館(平成3年開館)、旧栃木県立なす風土記の丘資料館(平成4年開館、平成27年那珂川町移管)、旧栃木県立なす風土記の丘資料館湯津上館(平成4年開館、平成24年大田原市移管)、とちぎ明治の森記念館(平成11年開館、国指定重要文化財旧青木家那須別邸)、栃木県日光田母沢御用邸記念公園(平成12年開園、国指定重要文化財旧田母沢御用邸)、栃木県ながわ水遊園(平成13年開園)がある。
- (2) 文部科学省 2011「設置者別登録博物館及び博物館相当施設別博物館数」『平成23年度統計表 社会教育調査』
- (3) 註2に同じ
- (4) 下野教育會 1932『下野教育』第393卷(栃木県教育史編纂会 1959『栃木県教育史』第5巻 栃木県連合教育会 P.439より抜粋)
- (5) なお、同年中の文部省社会教育局刊行の『教育的観覧施設一覽』(伊藤寿朗 1990『博物館基本文献集』第9巻 大空社)によれば、「東照宮寶物館」「菊花圖書館附屬博物館」「日光植物園」「小供園」の4館が記録されている。
- (6) 東照宮別当寺大楽院は、現在は日光東照宮美術館が立地する所に建てられていたが、明治19年に御殿地(座禅院旧址/元和度將軍御殿跡地)に移築され、朝陽館と名を改めた。
- (7) 寺下 勅 1987『博覧会強記』(エキスプラン)
卷末年表では、明治12年に栃木県の中禅寺大御堂跡にて全国大博覧会が開催されていることが記されているが、その根拠となる実証可能な史料が確認されないため、史実であるかどうかを断定することは不可能である。
- (8) 今市市歴史民俗資料館 2003『今市関係新聞記事資料』明治・大正編 今市市 P.93
- (9) 田中正史 1999「日光の社寺を描いた水彩画について」『Souvenir de Nikko 蘇る日光・社寺を描いた水彩画展 世界遺産へのオマージュⅢ』、財団法人小杉放菴記念日光美術館HP：http://www.khmoan.jp/html-0/history/ex/ex-017_t.html
- (10) 林 昇 1890『日光美術展覽會出品目録』
- (11) 星野理一郎の『日光史』では、明治41年に日光美術館が開館したとされるが、明治38年7月21日刊行の『朝日新聞』では同日に日光美術館開館式の開催が伝えられていることから、明治41年の記述は誤りであると考えられる。
- (12) 壬生町立歴史民俗資料館 2013『壬生のサムライと日光の至宝“日光ブランド”の開拓者』

- (13) 讀賣新聞社 1907年9月19日付『讀賣新聞』
- (14) 星野理一郎 1937『日光史』日光第二尋常小學校 第38図
- (15) 註13に同じ
- (16) 註8に同じ PP.186-187
- (17) 註14に同じ
- (18) 国立大学法人東京大学文書館所蔵「帝國大學明治二十五年度以降全四十四年ニ至ル土地關係書類」、西村公宏 2015「創設期の東京帝国大学附属植物園日光分園におけるロックガーデンの整備について」『ランドスケープ研究』第78巻第5号 日本造園学会 P.449
- (19) 註18後者に同じ PP.449-454、日光市史編さん委員会 1979『日光市史』下巻 日光市 PP.341-356
- (20) 久保田秀夫 1974「理学部附属植物園日光分園」『東京大学理学部広報』第6巻第5号 東京大学理学部 P.5-6、長田敏行 2002「日光植物園は創立100周年を迎える」『ニューズレター 特集 日光植物園』第23号 東京大学小石川植物園後援会
- (21) 日光市史編さん委員会 1979『日光市史』下巻 PP.497-509
- (22) 黑板勝美 1914『黑板文學博士講演日光寶物陳列館に就て』日光東照宮三百年祭奉齊會
- (23) 大江新太郎 1915「日光山寶物館」『建築雜誌』第29巻第345号 日本建築學會 PP.79-82
- (24) 日光山の歴史は古代に遡り、現在の輪王寺と二荒山神社の原形を成す社寺群は、開祖勝道上人をはじめ、弘法大師空海と慈覚大師円仁による開基と伝えられている。中世には第16世日光山別当聖宣や第24世別当弁覚らによる宗教都市としての基盤が形成されると、男体山・女峰山・太郎山の日光三山を神仏習合の対象とした日光三所権現信仰(日光修験道)の霊場としての地位を確立した。更には、撰閔家として初の第27世別当源恵、皇族として初の第28世別当仁澄に代表されるように座主職の格式が高まると同時に、日光、今市、足尾、藤原、栗山から鹿沼、宇都宮、那須の一部に至る「往古社領六拾六郷」と謳われた日光山領18万石を所有し、東国の比叡山の異名を取るほど繁栄した。中世末期には、豊臣秀吉の所領没収により一時は衰退するもの、近世に入ると、第53世座主天海の主導による山王一実神道に基づく東照社創建以来、東照大権現信仰の拡大によって庶民の日光参詣がブームとなり、幕末まで栄えた。なお、近世の日光山は、第55世座主守澄法親王を初代とする輪王寺宮(日光山御本坊)を筆頭に、東照宮別当寺大楽院、大猷院殿御堂別当寺龍光院、新宮権現別当寺安養院等の二十院の僧侶が日光御神領の社寺群を管理するという形式を取ったため、現在の二社一寺のような区別はなかった。
- (25) 日光寶物館 1915『晃山寶物館陳列目錄』、別格官幣社東照宮社務所 1932『日光東照宮寶物館案内』
- (26) 赤堀又次郎 1915『日光山東照宮三百年祭記念誌』やまと新聞宇都宮支局 PP.40-48
- (27) 日光市史編さん委員会 1979『日光市史』下巻 日光市 PP.341-356
- (28) 幕末明治から大正にかけて日光を宿泊訪問した著名外国人については、駐日英国公使ハリリー・パークスを先駆けとして、ジェームズ・ヘボン(医師)、アーネスト・サトウ(駐日英国公使)、エドワード・モース(動物学者)、イザベラ・バード(旅行作家)、アーネ

スト・フェノロサ(美術史家)、ユリシーズ・グラント(米国大統領)、ジョサイア・コンドル(建築家)、トーマス・グラバー(実業家)、フランク・ロイド・ライト(建築家)、ウェールズ大公エドワード(後の英国王エドワード8世)、アルベルト・アインシュタイン(物理学者)らが知られている。なお、外国人旅行客数については、明治15年には168人、同18年に553人、同20年に1,199人、同24年に1,928人と増加の傾向にあった。(栃木県立博物館 2016『NIKKO 国際観光都市・日光の成立』)

- (29) 「日光山ヲ大日本帝國公園ト爲スノ請願」は、明治45年の第28回帝国議会において採択されたが、我が国における国立公園制度・思想の先駆けとなったことで知られる。なお昭和6年には、「国立公園法」(昭和六年四月一日法律第三六號)が制定され、昭和9年に「日光国立公園」が成立した。
- (30) 他に「木の葉化石園」(明治38年開園)、「菊花圖書館附屬博物館」(明治44年開館)、「八幡山公園動物飼育場」(昭和元年開園)、「栃木子供園」(昭和2年開園)、「栃木縣商品陳列所」(昭和3年開館、昭和7年に「栃木縣商工獎勵館」と改称)、「絹川郷土博物館」(昭和12年開館)、「建國記念館」(昭和15年開館)が確認されている。(倉内史郎、伊藤寿朗、小川剛、森田恒之 1981『野間教育研究所紀要 別冊 日本博物館沿革要覧』講談社 PP.162-165、三宅拓也 2015『近代日本〈陳列所〉研究』思文閣出版 PP.427-428、郷土出版社2010『宇都宮今昔写真帖 保存版』P.114)
- (31) 朝日新聞社 1911年2月14日付『朝日新聞』

(國學院大學大学院博士課程前期)

【研究ノート】

市町村立博物館に関する一考察 —地域博物館と埋蔵文化財行政を中心に—

A Study of Local Museum —About Cities, Towns and Villages Museum and Cultural Properties Administration—

林 道義

HAYASHI Michiyoshi

はじめに

地方における公立博物館及び博物館類似施設の数に高度経済成長期やバブル期を経て増加の一途をたどってきた。このことについては、これまで行政上や博物館学上の観点から様々な問題の指摘や批判がなされてきたことは周知のとおりである。今なお、地方に立地する市町村立の博物館では、これらの問題が完全に改善されたとは言い難い。また、現代社会において、地方には環境問題、少子高齢化、過疎化など様々な問題が存在しており、人々の意識や博物館周辺地域を取り巻く環境は、地域博物館建設のピーク時と比較して大きく変化を遂げてきた。このことは、博物館や学芸員にとっても無縁なものではないように思える。

そのため本研究では、郷土資料館をはじめとする現代の地域博物館が直面する課題を確認し、その解決策の模索を目的とする。

第一章 市町村立博物館とは何か

今回、研究の対象とした市町村立博物館については、法による登録の有無に関わらず、それらの多くが郷土博物館(資料館)、郷土館、市町村立博物館(資料館)等の語をもって名称としている。本名称は、自治体等の博物館の運営者側によって名づけられたものであるが、あくまで運営者側の意図や感覚に則した名称であり、実態としては、これまでに博物館学で指摘されてきた郷土の概念とはいささか乖離してしまっているように思える。実際、生涯学習、学校教育の視点から博物館の活用が唱えられているが、「地域」や「地域博物館」を捉える視点が未だ確立していないという指摘もなされている⁽¹⁾。ここでは、その郷土という概念を確認し、その点から本研究の対象である郷土博物館等の市町村立の博物館の定義と位置付けを行い、市町村立の博物館の抱えている問題点を明確にする手掛かりとしたい。

それでは、博物館学上で「郷土」とは一体どのような位置づけであり、また、博物館学では、市町村立博物館及びその類似施設は、一体どのような形態で運営されるべきとされてきたのだろうか。まず、比較のために一般的な「郷土」という語の理解について見てみたい。辞書によると、

意味はおおよそ①生まれ育った土地、ふるさと、②その地方、土地の二とおりの意味があるとされている⁽²⁾。このことから、一般的にその概念は非常に抽象的であり、理解はそれぞれの主観に任せられるものと言ってよいだろう。その一方で、学史の面から「郷土」の意義について確認してみたい。戦後、郷土博物館と郷土教育の理念について本格的に提唱し、今なお、地域博物館論で参考とされる説に加藤有次、倉田公裕、柴田敏隆らによるものがある。三者は、昭和47年(1972)に作成された「秋田県立総合博物館設立構想」の中で一地域の概念を「風土」と「郷土」として位置づけ、郷土(地域・風土)を如何に博物館学的手法で伝えていくのかという提案をした。このことについて加藤は、高度経済成長による都市への人口流失及び地方の個性の喪失傾向から、改めて地方を見直す地域学の推進を提唱し、それに基づく郷土博物館の必要性を指摘した。また、地域・郷土を風土と捉え、その風土が如何にして形成されたのかを複数の分野を踏まえた総合的見地から求め、生涯学習に活用し、最終的に住民の生活や未来に応用させることを郷土博物館の目的理念としている⁽³⁾。

一方で、郷土博物館とほとんど同義の言葉に地域博物館がある。伊藤寿郎によると、地域博物館は自然科学、考古学、民俗などの分野ごとの学問研究の成果を単に地域に当てはめるのではなく、地域の様々な課題を軸として総合的に資料を活用して、新しい問題の解決や新しい価値を発見すること、住民による自発的な地域課題そのものを発見、解決する上で、住民のサポートとなることなどを目的としたものとしている⁽⁴⁾。加藤の説と比較すると、資料の総合(総合)的な視点での研究・展示をするという共通の前提を持つことに加え、特定地域に所在する博物館の意義をより具体的に言及していると言える。また、ここで少し断っておきたいのが、郷土博物館と地域博物館の双方の関係と位置付けについてである。加藤の後年の論では郷土博物館を地域博物館として扱っていること、両者の説が同様の立場を持っているという点から、ここでは郷土博物館と地域博物館は同一のものとして考えたい。

先ほど確認したように、以上の二説の共通する点は、共に特定の地域の特徴を総合的な見地から明らかにし、教育として住民生活に還元するという点である。注意すべき点は両者とも住民が自発的に学習し、その内容を自発的に応用できるようにするまでが博物館の役割としている点である。また、この場合の特定の地域とは、郷土博物館、地域博物館が担当する地域、つまりはそれら博物館等を運営する自治体の領域と言える。また、自治体によっては、名称が○市町村立博物館・資料館とされる場合も数多く存在するが、これも市町村の名前を冠しているところから考えて、地域博物館と同様の位置づけ、性格を持つべきであり、例えば博物館に自然科学、人文科学をはじめとする展示の主体となる専門領域の規定があったとしても、同様に地域を多面的な観点から明らかにし、それを住民に還元する展示を行う必要がある。

このように考えていくと、筆者には多くの市町村立博物館が前述した加藤、伊藤らの論に基づいた運営がなされておらず、運営者側の認識と博物館学とが乖離してしまっていると言える。つまり市町村において、加藤らの提唱する博物館学的な郷土や地域の定義が理解されておらず、自治体の多くが辞書どおりの意味での郷土、地域の意味に基づき博物館・資料館を運営しているのが現状である。例えば、市町村立の博物館の多くが運営主体である市町村で出土した、或いは確認された遺物、古文書、民具など雑多に公開、紹介するにとどまり、金太郎飴的と揶揄

されるのもこの点が関係していると筆者は考える。このことについて、次章で詳しく述べてみたい。

第二章 博物館行政と文化財行政の混乱

本章では、前章の最後で触れた自治体の博物館・資料館における郷土、或いは地域の誤解、不理解とそれに関連した問題について詳しく論じたい。

この誤解によって生じる問題は、多数想定できる。しかし、筆者が思うに、市町村立博物館が最も危機感を抱くべきは、この誤解が原因となり、文化財行政、特に埋蔵文化財保護行政と博物館行政の混同が生じてしまっているという点である。埋蔵文化財保護行政と、歴史学や考古学に力点を置いた博物館行政とでは、業務内容や意義に共通する部分が多いことは、周知のとおりである。この差異について論じている先行研究は意外にも少なく、管見では、村上義彦と谷口榮の二説が確認できる限りである。村上義彦は、埋蔵文化財行政のすべてを表すものではないと断りを入れた上で、文化財行政は、あくまで行政であり、文化財保護法を楯に公権力を行使し、行政発掘を指導することに重点が置かれているという側面を持つとし、その一方で博物館は生涯教育機関であり、二つは似て非なる存在と位置付けた。また村上は、市町村における専門職員の定員の少なさが行政内での博物館と文化財行政の合体に繋がり、住民の文化財行政と博物館の混同を発生させ、結果として住民による混乱、トラブルの原因にもなることを指摘した⁽⁵⁾。一方で谷口榮は、論中で埋蔵文化財行政と地域博物館の関係を文化財保護法と博物館法の観点から検証し、効率的な埋蔵文化財行政を模索している。谷口によると、二つの法の上位法には日本国憲法があること、文化財保護法第一条と博物館法の上位法である教育基本法の前文の内容に共通点が多いことから、博物館と埋蔵文化財行政が文化の保護と活用を通じ、学術発展、及び世界文化の進歩を目指すという共通の理念の下で成り立つものであることを確認した。また、現在では自治体によっては、文化財行政と博物館行政を地域博物館が行っている点、同時に施設を持たない自治体は、文化財主管課が博物館・資料館の役割を持たなければならないという問題があるなど、自治体によって文化財の保護と活用を扱う状況が異なるという点を挙げ、資料を収蔵するための施設の重要性を論じた。その一方で、村上と同様に市民にとって二つの事業の領分がわかりにくいという問題点が内在することを指摘した。また、谷口は現在の博物館、資料館は入館者数やイベントに重きが置かれ、その一方で博物館・資料館の持つ地域の歴史的、文化的資料を収集、保管するという基本的な使命に目が向けられていないとし、地域博物館は文化財主管課により報告書出版のために作成された実測図やフィールドノートなどの関連資料を受け入れるなど、地域の蔵としての性格を意識する必要性や双方が連携をとる必要性を説いた⁽⁶⁾。

以上が先行研究の内容である。紹介したように、双方とも埋蔵文化財行政と博物館行政をそれぞれ異なったものと捉え、考察を加えている。ここで、埋蔵文化財行政と博物館行政の差異を、筆者も拙いながら検証を加えてみた。周知のとおり、文化財保護法第一章の第一条及び第三条では、文化財の活用とそれを目的とした保存が規定されている⁽⁷⁾。文化庁によると、この規定は①国民の文化的向上に資すること、②日本の歴史・文化を正しく理解すること、③将来

の文化の向上・発展の基礎となることの三つの趣旨を持ち、国民がその価値を認識して、幅広く享受できるように地方公共団体は、具体的な政策をもって積極的に文化財を公開・活用しなければいけないとしている⁽⁸⁾。一方で、博物館に関する事項を規定する博物館法をみると、第二条では博物館の定義を「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な授業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を行う機関(以下略)」としている。また、博物館の事業を規定した第三条では、「(前略)博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること」、「一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること」などが記載されており、言うまでもなく、教育活動や資料の活用が博物館において大きな役割、あるいは機能の一つとなっていることがこの点からも窺うことができる。確認したように、文化財行政、博物館行政は共に資料を保存し、教育に活用していくという点で共通性が見いだされ、両論の指摘は頷けるものであると確認できる。双方の論のうち、村上はこの類似性により、混乱が生じることに危機意識をもって問題提起するが、そこにとどまっている。一方の谷口の場合は、この類似性を活用し、文化財行政と博物館行政が双方で歩み寄り、あるいは足並みを揃え、棲み分けをすることを論じており、それぞれ、制度面における課題と解決法を論じている。谷口の論は、埋蔵文化財保護行政の立場から言えば、肯定できる論である。しかし、これだけでは前述した考古資料、民具などが並べられた展示室を持つ、金太郎飴的と揶揄される地域博物館の域は脱せないと考えている。

ところで、先学でもしばしば取り上げられているとおりだが、市町村立博物館の設立数は高度経済成長期からバブル期にかけて大きくその数が跳ね上がる⁽⁹⁾。この背景には、人々が豊かになったために文化的な面に対して関心を抱くようになったためなどと考えられている⁽¹⁰⁾が、その一方で、発掘の増加もその変化に関連していると指摘されている⁽¹¹⁾。つまり、高度経済成長、バブル景気に関連した開発によって、大量に出土した考古遺物の行き場・活用の場所の確保とも読み取ることも可能である。先ほど確認したとおり、文化財保護法では文化財の活用が義務付けられており、法により課せられた義務の履行であると言える。また、文化財行政における活用は、国民の財産である文化財を国民に還元する性質を持っているが、その一方では、住民の文化財保護に対する理解を促し、開発業者に対しては記録保存を目的とした調査の実行を理解させるデモンストレーション、悪く言えば開発事業の遅延に対する免罪符という機能も持ち合わせている。この認識は、谷口も触れた市町村立博物館が文化財主管の職掌を担うという点、そして、そのことに対し、ほとんど異議が存在しないということにも繋がって来る。つまり、筆者がここに明示したいのは、現代の市町村立博物館の多くが埋蔵文化財行政の域を出ておらず、埋蔵文化財行政に寄り添い、その延長線上でしか成り立っていないと言っても過言ではない。この状態は、前述の総合的な視点から郷土・風土を明らかにするという趣旨を持つとする加藤の論じた地域博物館像とはかけ離れた存在であることを意味する。勿論、筆者は、埋蔵文化財行政と博物館の繋がりや考古資料の収集や展示を否定しているのではない。実際、遺跡から出土した土器などの考古資料は、地域の歴史を視覚的に示し且つ、地域博物館の展示

において欠くことの出来ないものであり、後世に残し活用しなければならない貴重な財産である。そのため、谷口が提唱した文化財主管課と協力し、実測図や図版をはじめとする二次資料を市町村立博物館が収集すべきであるという論は、文化財行政的な面だけでなく、博物館行政の面でも大いに実践されなければならないと筆者は考えている。また、考古資料を展示することをはじめとする埋蔵文化財活用を通し、埋蔵文化財の保存と活用の連鎖的な関係が生まれ、結果として適切な文化財と活用が可能な状況にすることは大いに賛同すべきである。しかし、それによって構成された考古資料の展示を見学した見学者が視覚、あるいは説示された内容を身に着け、実生活に応用できるかと言えば、困難だと言わざるを得ない。多くの場合、埋蔵文化財行政の延長的な考古学分野だけで行われる展示では、資料そのものの持つ情報は詳細に伝えられる。しかし、自然科学や他の人文科学分野からの総合的な視点からの研究がなければ、いつ頃、何を利用して生活していたのかまでは理解できても、多くの場合、古いものを見たという感想を感じるにとどまってしまう。実際にどのような環境で如何なる生業をもって生活していたのか、現在の我々と食生活やその他の風土的な面で如何なる差異と共通性を持ち、このことが現在の我々にどの様につながるのか、といった情報を人々に訴えることが出来ないと考えられる。つまるところ、筆者の言いたいことは、村上が論じたように文化財行政が行政的な側面を持つと同時に、博物館が教育機関としての側面を持っており、更に谷口の言うように、その二つが共通の理念の下に存在するならば、埋蔵文化財行政の延長的な現在の状態では、地域博物館として本来あるべきサービスをカバーしきれない箇所も存在すると言える。博物館側はこのことを常に気に掛ける必要がある。

また、蛇足になるが、筆者が危惧するのはそれだけではない。資料1で示すのは、文化庁の公表する市町村による近年の開発に伴う緊急発掘の調査費用の推移である。文化庁によると、調査費用の推移は発掘調査の事業量(専門職員が発掘に従事する時間)を示し、費用は事業量を示すと位置づけている。資料1をみると、民間事業、公共事業とも平成23年(2011)度に至るまで調査費用は減少の傾向を表しており、特に民間事業に伴う緊急発掘は平成5年度から23年度まで、ほぼ一貫して減少しており、事業量も減少傾向と言える⁽¹²⁾。また、平成24年に増加しているが、その理由は東日本大震災に関連する復興需要の増加が関連していると考えられ、今後、さらに事業量が増加するかは不明と言える。勿論、人間が生活していく限り、開発は必然的に発生していくものである。そのため、極端なことを論じるようだが、事業量が減少することにより、開発業者に対し埋蔵文化財の活用を示す、これまでの埋蔵文化財行政の存在意義が薄れ、それに伴い埋蔵文化財の活用自体が変質する可能性も想定できる。つまり、前述した地域の埋蔵文化財行政の延長線に位置するような市町村立博物館も、その存在意義を見失う可能性もないとは言いきれないのである。

以上のことから考えるに、市町村立の博物館はその在り方を模索していく必要がある。しかし、このことは決して博物館が埋蔵文化財行政と分離することを推進するものでも、あるいは現在見られる市町村立博物館が文化財法行政を兼ねるという状態を批判するものではないということをご理解頂きたい。現在のように埋蔵文化財行政に力点を置いた展示に加え、それらに自然科学や他の人文科学総合的な研究を加えることにより、前述のような埋蔵文化財行政の変

質等の影響を受けにくい確固たる市町村立地域博物館及び類似施設が成り立つのではないかと筆者は考えている。そのためには、博物館行政と埋蔵文化財行政が歩み寄り、足並みを揃えると同時に、両者とその差異を意識し、博物館側は他分野も応用した総合的な展示を行い、歴史的事象だけでなく、加藤や伊藤等が訴えたように、展示を通して、現在に直結させる必要があると言える。

第三章 市町村立博物館と自然科学の活用

ここまで、博物館的な郷土の位置づけを先行研究から確認し、現在の市町村立博物館と埋蔵文化財行政の混同により、市町村立博物館が郷土博物館・地域博物館の理想から乖離してしまったことを指摘してきた。また、埋蔵文化財行政と博物館行政の違いを意識し、資料の総合的な研究、活用を行うことにより市町村立博物館をより豊かなものにできる可能性を論じた。本章では、現代において具体的にどのように市町村立博物館が総合的な研究、活用を行うべきなのかを考察したい。

くどいようだが、加藤、伊藤等が提唱したように、地域の風土を見学者に訴える上で、不可欠となってくる要素が総合的な視点からの資料研究、展示を行うことである。しかし、そのような地域に則した総合的な研究を市町村立の博物館で行うことは、現状では非常に難しいのも事実である。市町村立の地域博物館では学芸員の人員は非常に少数であり、また、前述したような文化財主管課と博物館を兼ねている自治体では、学芸員資格を持つ埋蔵文化財専門職員が兼務しており、必然的に考古学を専攻とする者が多いことは想像に難くない。総合的な研究に活用すべき専門分野は、思い浮かぶ限りでも考古学の他、各時代の文献史学、民俗学、地域の植生や生態系を中心とした生物学や地質学をはじめとする自然科学などであり、ごく少人数で総合的見地から資料を満足に活用することは、学芸員にとっても酷である。また、学芸員自身も他地域の出身者の場合もあり、地域と地縁的つながりが弱く、一から風土を理解する必要があるだろう。また、地域博物館に対し、自然科学に関する情報提供を求める住民の需要も存在する。松下師一は、歴史民俗資料館になぜ動物標本が収蔵されていないのか、歴史民俗資料館であっても夏休みに植物標本の講座を開講してほしいといった意見を住民から受け付けた経験があるという。松下の場合、県立などの大規模博物館を中心に、周辺の博物館同士でネットワークを作り、需要に合わせ、専門や適当なコレクションを持った周辺博物館が代わりに支援する体制を整える必要性を説く⁽¹³⁾。しかし、自地域の資料でありながら、他博物館に委託するのは聊か無責任であり、果たしてそれでよいのだろうか。加藤が論じているように、郷土・風土はそこに住む人々を含めた、人々の生活の基盤である環境を指している。また、風土論の祖である和辻哲郎は、信仰や思想に至るまでの文化の発生を気候などの風土の語を利用して説明づけた⁽¹⁴⁾。確かに、松下の言うように、小規模な地域博物館では、自然科学系の展示を独立させて展示を行うことは難しい。しかし、日本列島は気候の変化や地形の起伏に富んでいるため、それに関係して生産や衣食住など、人間の自然環境の利用に関する特色が異なっている。また、和辻の場合はそれを広域的な地域で検証したが、同様に日本においても、気候の違いもあれば、平地、台地、丘陵、山地など、市町村級の狭い地域ごとにも大きな環境の違いが見受

けられ、農業生産をはじめとする生産物にも大きく差が生じる。歴史において生産の要であるそれらを研究、展示するためには、周辺の植生や生態系と人との関わりは切り離せない。例えば、出土あるいは民具として収集された漁具や狩猟用具等の研究の際、どのような生物を対象として利用されていたのかといったことの参考になりうると言える。そのため、他の博物館にすべて委任するのではなく、最低でもその地域の生活と深く関わってきた動植物、ひいては地域に生息する動植物に関わる資料収集と研究を行うのが必要不可欠であると言える。加えて、都道府県立級の大型の地域博物館の学芸員や収蔵資料であっても、一地域の一地区といった限られた地点の生態系や動植物の分布までを事細かに把握することは難しい。また、平成17年(2005)の外來生物法施行を受け、注目されているオオクチバスやヌートリアをはじめとする外來生物、琵琶湖産アユをはじめとする国内移入種のような人為的に持ち込まれ、生息域を拡大していく種について、逐一生息域を把握することも困難である。外來生物や国内移入種は、勿論元からその地域には生息していなかった生物であり、ごく近年、移植されたものである。つまり、現代と過去での地域における一つの変化であり、この一変化、及び、その過程や背景なども地域博物館の研究に十分活用できる一級の情報となり、また、それとは逆に、過去と現在で減少した生物に関しても同様に研究の対象にすべきとも言える。さらに、野生生物の増減に関わる事例は、外來生物や移入種だけでなく、環境問題や過疎化、それに影響した耕作放棄地の増加などが原因となっており⁽¹⁵⁾、地域・風土の変化を端的に表すものである。そのため、地域博物館であるならば、それらを研究の対象とし、住民に対し問題提起や問題解決のきっかけを与えるまでが、その役目と言えるのではないだろうか。

それでは、市町村立地域博物館はどのように自然科学分野と向き合うべきだろうか。自然科学分野が地域研究に欠かせないものであることは先ほど確認をしたとおりである。筆者が一つの方法として思い付くのは、周辺住民の中にいるアマチュア生物学者や興味のある住民を分野ごとに複数人集め、生物の目撃、確認情報や意見の提供、そして、生態調査や地域環境の研究などに参加してもらうことである。この場合、参加者はボランティアやサポーターという名称ではなく、無給ではあるが調査員として主体的に博物館行政に参加してもらう。これにより、博物館は総合的な展示に必要な綿密な地域環境の情報を入手することができ、また同時に住民の意識を展示に反映させることができる。一方、住人側にとっては、博物館が学術的な情報交換の場、言わばサロンとしての機能を持つことになり、伊藤の言うような地域博物館を成り立たせるきっかけにすることができるのではないだろうか。また、この事業で収集した分布などに関する情報は、都道府県立の大型の総合博物館等と共有することにより、大型の総合博物館がさらに綿密な分布を把握することの助けとなる。松下の提案のように市町村立級の博物館が手に負えなくなった事業を大型博物館に委託するような一方的なネットワークではなく、相互的なネットワークを形成することができると言える。しかし、筆者の提案するこれらの案を実現するには、学芸員の知識量が最も重要になってくる。学芸員は、アマチュア研究者らの研究や情報を理解し、それが正しいのかを実際に証明してから、資料として活用する必要がある。そのため、学芸員は標本作成法や地域に生息する主要な動植物を同定できるようになるなど、最低限の自然科学に関する知識の習得が重要になってくる。また、博物館資料として、標本や

剥製等の一次資料の収集も必要である。この場合も、言うまでもなく地域と関連した資料を収集することが望ましく、学芸員自ら、動植物の採集、捕獲、標本制作などを行うことも視野にいれ活動する必要があるだろう。

終わりに

先ずここでは、今回の論を章ごとに簡単にまとめる。第一章では、先行研究から、郷土及び地域の意味を確認した上で、今回の研究テーマである市町村立博物館及び類似施設の位置づけを明らかにし、現在の市町村立博物館が先行研究でこれまで掲げられてきた郷土博物館、地域博物館像と乖離した存在であること、そして、その原因は加藤や伊藤の論じてきた郷土・地域が辞書的な意味での郷土・地域と混同したことが関連していることを指摘した。第二章では、一章で指摘した郷土・地域の意義の混乱を原因として、更に似て非なる存在である埋蔵文化財行政と博物館行政の混同を招き、高度経済成長やバブル期を経て市町村立博物館は埋蔵文化財行政の延長線上で成り立つようになり、このことが結果として金太郎飴と揶揄されるワンパターンな展示を招いたことを指摘した。また、近年の市町村を調査主体とする発掘事業量の減少に伴い、埋蔵文化財行政の延長線上あつては、今後の博物館の存在にも影響する可能性を挙げ、文化財主管課と博物館はお互いが協調しつつ、差異を理解し、市町村立博物館はその特徴である地域を総合的に研究、活用する面を明確にしていく必要を提案した。第三章では、総合的な資料の研究、活用のために不可欠でありながら、おおよその市町村立博物館の専門としない自然科学の分野をどのように研究、活用していくのか、具体的な方法の模索、如何にして現代に過去と地域性を活用していくかを模索した。

以上、不完全な点は多々あり、また非常に稚拙ではあるが、市町村立の博物館を現代の地域社会が直面している問題を踏まえながら考察してきたつもりである。しかし、事例を挙げての考察までは至らなかった。市町村立級の博物館における総合的な展示の案について取り上げたが、自然科学分野の活用を中心としたものにとどまった。今後は、上記の課題を解消し、その他、様々な学問分野の博物館における活用法を考察していきたい。

ところで中野知幸は、地域博物館論自体、さまざまな時代的背景と要請によってあるものであり、その中で生まれた論が現在の全てに当てはまるものでも、強いて当てはめなければいけないものでもないという⁽¹⁶⁾。この言葉は、実に言い得て妙であると筆者は考えている。一見して消極的な意をもって聞こえてしまうが、この言葉は決して地域博物館を考察することが無意味であるということの意味するものではない。つまり博物館は、人々の考えにより変化する生き物であり、学芸員はその生き物を時々に応じて、如何にして立派に、なおかつ長命に育てていくかを、日々模索する必要があることを示している。そのため、おこがましいようだが、今回の筆者の論が現代の地域博物館運営に多少なりとも何らかの影響を与える結果になれば非常に幸いである。

註

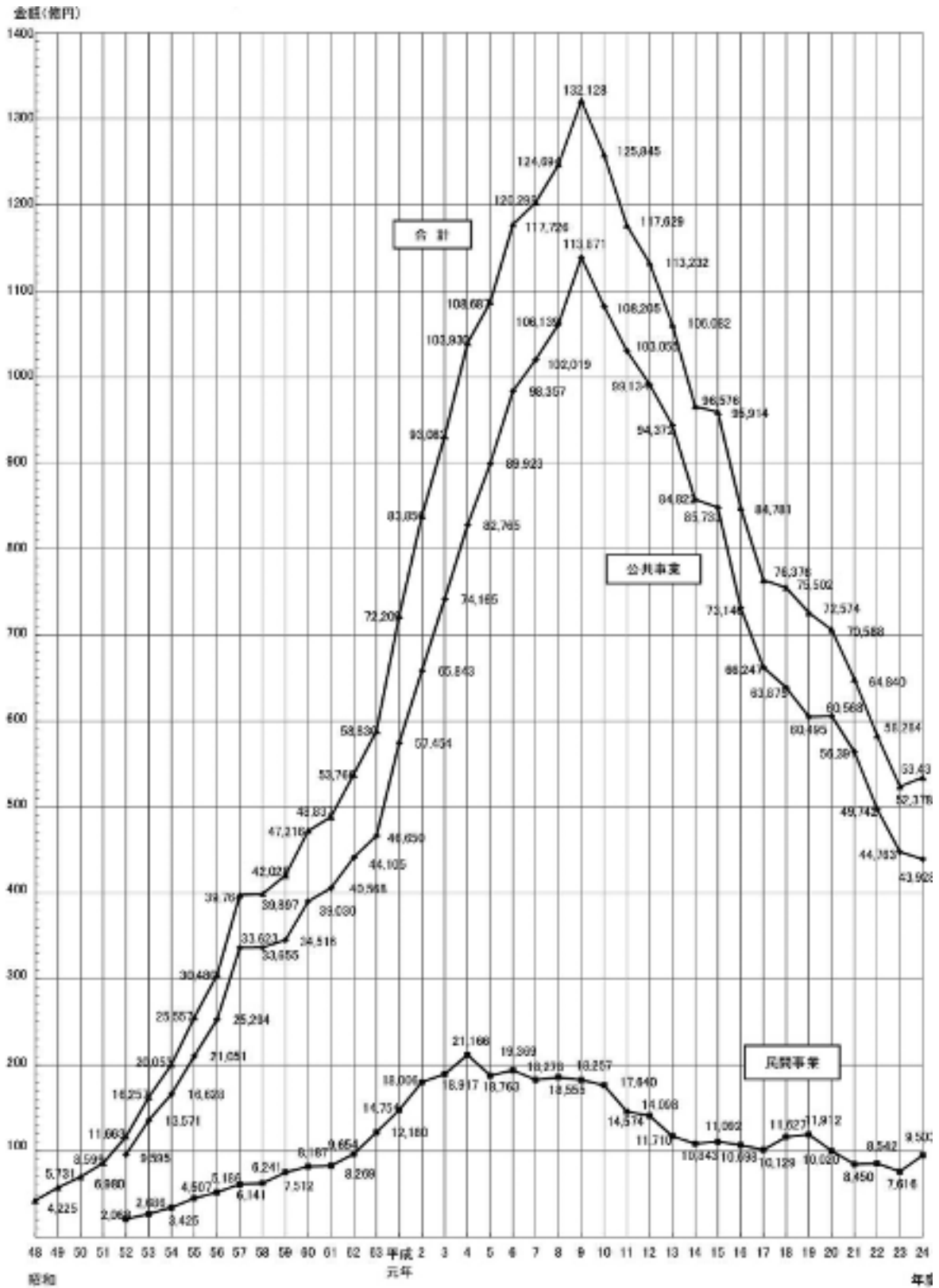
(1) 藤田公仁子 1996「地域博物館の展開と「生活文化」」『北海道大學教育學部紀要』P.143、

P.153

- (2) 新村 出 2008『広辞苑』 第六版 岩波書店
- (3) 加藤有次 1996『博物館学総論』「第4章現代博物館の基本理念」PP.106-110 雄山閣、
加藤有次 1996「地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察」『國學院大學博
物館學紀要』第21輯 國學院大學博物館学研究室
- (4) 伊藤寿朗 1986「第六章 地域博物館論—現代博物館の課題と展望」長浜功編 『現代
社会教育の課題と展望』明石書店、伊藤寿朗 1993『市民の中の博物館』PP.14-16 吉
川弘文館
- (5) 村上義彦 1997『地域博物館概論』PP.19-24 雄山閣
- (6) 谷口 榮 2015「特集 文化財行政の対応 埋蔵文化財と地域博物館」『月刊考古学ジャー
ナル』676 ニュー・サイエンス社
- (7) 文化財保護法 第一章
第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向
上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため
欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすも
のであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつ
てこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。
- (8) 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会編・報告 2007『埋蔵文
化財の報告と活用(報告)—地域づくり・人づくりを目指す埋蔵文化財保護行政』文化庁
P.3
- (9) 中野知幸 2003「地域博物館論の考察」『國學院大學博物館學紀要』28輯 國學院大學
博物館学研究室 P.159、中野知幸 2011「地域博物館」『博物館学事典』P.219 雄山
閣 など
- (10) 註9と同じ PP.158-159など
- (11) 註1と同じ P.143
- (12) 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会・文化庁 2014『『適正
な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』(報告)—これからの埋蔵文化財行政に
求められる体制—』文化庁 PP.6-7、資料1はP.32より引用
- (13) 松田師一 2002「地域博物館ネットワーク構築の必要性」徳島博物館研究会編『地域
に生きる博物館』(株)教育出版
- (14) 和辻哲郎 1935年『風土』岩波書店
- (15) 農林水産省生産局 2006「1鳥獣被害の現状と要因」『野生鳥獣被害防止マニュアル—
生態と防止対策(基礎編) 平成18年3月版』農林水産省
- (16) 註10と同じ P.174

(國學院大學大学院博士課程前期)

市町村立博物館に関する一考察



※グラフに用いた数値は事業原因者別に集計したものである。
 ※平成8年まで国庫補助事業を含まないが、平成9年度以降については国庫補助事業分を含む。
 ※グラフに付した金額は百万円単位である。

資料1 緊急発掘調査費の推移図（文化庁調べ）

明治期における政府の博物館利用

—軍隊を中心として—

The museum that the government used during the Meiji era
-Centering on the army-

安田 律子

YASUDA Ritsuko

序章

本稿では、軍隊に関する資料を総称して「軍隊関係資料」とし、明治期におけるそれらの扱いについて明らかにするものである⁽¹⁾。

軍隊関係資料は、それを展示する博物館によって持つ意味合いが変わる。例えば、「平和博物館」と「軍事博物館」では、資料が持つ意味合いが全く違うように利用者たちには受け止められるだろう⁽²⁾。平和博物館にとってこれらの資料は、戦争の愚かしさや恐怖を伝えるための対象と映るだろうし⁽³⁾一方、軍事博物館では、軍隊の歴史や役割について伝え、国防の意識を啓発させる対象になるのかもしれない⁽⁴⁾。いずれにしても、博物館の性格によって利点や欠点がある。ただ、これらの資料を使用して「戦争」を国立の歴史博物館が展示をするとき、博物館の中には納まりきれない責任が伴うことについて述べておく。

国立の歴史系博物館で先の大戦に向きあう展示には、国立歴史民俗博物館において平成22年(2010)に、新たに設置された常設展示室「現代」がある。歴史系博物館での展示は戦後65年にして初めての事であったが、先の大戦自体を国立の博物館が扱ったのは、もちろん初めての事ではない。昭和30年(1955)には、国立広島平和記念資料館及び国立長崎国際文化会館が設置されている。また平成11年には、昭和館が設置された。いずれの博物館も国内・国外に向けて展示を行うというよりも、国内に向けて、国民の労苦を伝えるような趣旨の博物館であった。戦争に向き合う展示を展開していくこれらの館の存在は、次世代に向けてとても大切な存在になるであろう。しかし、一方で歴史系博物館である国立歴史民俗博物館に常設展示室「現代」の設置が戦後60年以上経った今である事にあまりにも遅い印象を受ける。

この原因には、恐らく国立歴史民俗博物館が国立でありつつ、日本の歴史を扱う博物館であったためだと考えられる。国立である故に、国家が展示という表現方法を借りて戦争を語る時、博物館の域を超えた政治性を帯びてしまうのである⁽⁵⁾。政府は、この事態を避けるために、あえて語らないという手段をとってきた。しかしそれは、同時に日本として先の大戦に対する総括しきれていないという現状を浮き彫りにしている。平成27年に戦後70年を迎え、我々は国家が行ってきた「あえて語らない」ことへの反省を迫られている。

以上述べてきたように、本稿で対象とする軍隊関係資料とそれらの視点による解釈の違い、そして、それらを国が展示するという意味を本稿では現在ではなく、日本に近代軍隊が生まれた明治を舞台に展開するものである。明治の近代軍隊の創設から日本の国防は、国民が担うものになった。士農工商で役割分けをされていた江戸期とは違い、ほとんどの者にとって初めての経験である。一般市民には、この経験を受け入れる必要があっただろう。その時に博物館が担った役割はないのか。

しかし、一方で当時の日本にとって博物館そのものも初めて設置する組織であった。以下、博物館史を簡単に触れておく。

椎名仙卓氏によって、博物館は、文部省系と内務省系で別々の経過を辿ることが明らかにされている(図1)。本稿では、軍隊関係資料の所蔵が目録等で明らかになっている内務省系の博物館を対象として論を進めていく。また、軍事関係となると「遊就館」の存在も注目に値するが、軍隊主体の展示では国によるという視点からややずれてしまうため、あくまで当該博物館との比較や参考にする程度にした。日本の国家として、軍隊をどう捉えていたかという点は、軍隊以外の国家の組織がこれらの資料を扱うときに明らかになると考える。

そこで本稿では、内務省系博物館でも特に明治8年(1875)から明治19年に限定し、第一章「博物館の目的」で、当該資料を収蔵する内務省系の博物館がどのような目的で設置され、どんな変遷を経たのか、当時の日本を取り巻く情勢を踏まえて論じる。次に第二章「軍隊関係資料について」では、前述の期間において当該資料の扱いを、その担当した分課、分類、資料から考察を行う。最後に第三章「軍隊との接触」では、内務省、農商務省博物局と軍隊における当該資料のやりとり等を通してその様子を明らかにする。

以上を通して本稿は、内務省系博物館がどのような資料を収蔵していたのか、全体の資料の中で当該資料がどのような位置にあったのかを明らかにする。また、博物館を所管していた同省博物局と軍隊の接触についても考察を行い、明治期において軍隊が同省博物局を通して、対外的にどのような態度を示していたのかを明らかにする。本研究によって日本の国民が、軍隊をどのように受け入れて行ったかを知る一助になることを期待したい。



図1 内務省系博物館の変遷
(椎名仙卓1993『図解博物館史』雄山閣P.58参考に作成)

第1章 博物館の目的

第1節 博物館の設立—内務省博物局から農商務省博物局まで—

内務省に博物局が設置されたのは、明治8年(1875)である。この博物局は、澳国博覧会事務局を前身として設置された。明治6年5月1日から同年10月31日まで開催されたウィーン万国博覧会に参加するため、同事務局は正院に設置された。当該万国博覧会終了後、帰国した同事務局副総裁の佐野常民により提出された復命書においてその必要性が主張された。佐野が提出した復命書である『澳國博覧會報告書』は、博物館や博覧会以外にも政治関係、経済関係等多方面に及んでいる。また本稿では、この報告書だけではなく、佐野が太政官に提出し、後に太政官から同省へ下付された明治8年6月「東京大博物館建設ノ報告書」など6冊及び表1枚も参照する⁽⁶⁾。

佐野は、博覧会を実施するために博物館を設置することを提案し、そのモデルケースとしてサウス・ケンジントン博物館を挙げている。

サウス・ケンジントン博物館は、1857年6月22日に開館したイギリスの博物館である。同博物館は、イギリスの製品の品質向上を目的としていたため、参考の対象となったのである⁽⁷⁾。

明治8年8月に同省が太政官に提出した「博物館之義伺」⁽⁸⁾は、佐野の報告書をわずかに修正した内容であり、彼の提案が概ね採用されたことを示している。そして、同年3月に博物局が同省内に設置された。この過程から分かるように博物局は、殖産興業を目的としていた。

内務省博物局は、すでに「山下門内博物館」という博物館を所有していた。この博物館は、澳国博覧会事務局が所管していたものであり、当時はウィーン万国博覧会に出品する資料を展示して、一定の期間だけ公開をする施設であった。内務省期には、この資料に海外から持ち帰った物などの増加分を加え分類し、整理を行った。また、上野公園内へ博物館の設置を目指していたため、同時期は、当該博物館を設置する用地の取得と建物の建設を実施した。ただし、同省段階では移動までは達成できていない。

また、博物館主催事業の一つである「観古美術会」は、明治13年4月1日から毎年開催されていた。日本において、美術品も輸出品目の一つであったため、それを奨励する事は殖産興業でもあった⁽⁹⁾。後にこの美術会は、古美術品の観賞会に性格を変える。

明治14年4月7日に博物局は、新設の農商務省に移管される。前述したように勸業業務の集約化によるものである。ただし、移管後の博物局は、内務省期とは性格を変えていった。内務省・農商務省、そして最終的に宮内省へと移管される博物館は、その性格を殖産興業から文化財保護へ変化させるが、農商務省期はその過渡期にあって、一見殖産興業的でありながら、その内実は文化財保護の性格を持っているように見える。その背景には、皇室の財産形成という当時の政府の課題が挙げられるが、これは後述する。

農商務省移管と共に示された「農商務省事務章程」には、博物局の職務が「古器物ノ保存美術ノ勸奨ニ關スル事務ヲ調理シ博物館ヲ管守ス」と記されている⁽¹⁰⁾。これでは、博物局の職務が「古器物ノ保存」と「美術ノ勸奨」に限定されているようである。しかし、博物館が所有する資料の多くが、それに該当していなかった。同省から左院に「博物館ノ組織ニハ不關義ト存候間其組織ニ至テハ則従前ノ通り天産農業工藝藝術史伝軍事教育ノ部門ヲ設ケ別紙分類表之

通物品蒐集仕度」と確認すると、左院から「伺之通」と回答が寄せられ、以前と同じ職務を行うことになったのである⁽¹¹⁾。

次に、同省博物局の行った事業について代表的なものを挙げておく。内務省期とは異なり、鑑賞会の実施、図録等の出版などの多岐にわたる事業を行ったが、その中でも山下門内博物館の上野への移転は、特に同省期に行われた一番大きな事業であっただろう。明治14年1月27日に竣工した上野の新博物館は、翌年の3月20日に動物園も含めて開館した。これに伴い、明治14年7月14日に山下門内博物館は閉館した。余談であるがその跡地には、鹿鳴館が建設された。また、古美術品の鑑賞会である観古美術会は、内務省期に引き続き実施されていたが、博物局主催ではなく、「龍池会」の主催となった。龍池会は、明治12年3月に結成された美術団体で、日本の美術作品の保護を目的としていた。同会には、会頭の佐野常民をはじめ、河瀬秀治や九鬼隆一など博物局に関係する人物が多く参加していた。観古美術会の性格も内務省期とは異なり、殖産興業政策に沿ってというよりも、美術作品の保護の面が強くなった⁽¹²⁾。こういった事業の内容からも同省における博物局が、その性格を変化していく過程をみることができる。その他にも、明治16年6月5日には、「博物館列品整理方法伺」が農商務卿西郷従道から太政大臣三条実美に対して上申されたことが挙げられる⁽¹³⁾。当伺いは、博物館資料を充実させるために、専門機関と協力したいという旨を記したものであるが、その詳細については後述する。

明治19年2月26日に内閣制度の創設によって、各省官制が改めて制定された⁽¹⁴⁾。その際に、同省から博物局は廃止された。ただし、上野の博物館のみが根拠を持たず同省内に置かれていた。この博物館は、同年3月24日に宮内・農商務両大臣にむけて「農商務省管理博物館自今宮内省ノ管理ニ付ス」という内閣訓令により、農商務省から宮内省へ移管される⁽¹⁵⁾。ここで注目したいのは、博物館は宮内省へ移管されたが、博物局は同省へ移管されず廃止された事である。殖産興業政策の中の博物館は、その管理者である博物局を失ったことで、その役目を終え、新たな目的を与えられることになった。

第2節 皇室の博物館—帝国博物館—

明治19年3月20日に、農商務省から宮内省へ博物館は移管された。しかし、この経緯については、資料が確認できないためその様子をはっきりと知る事ができない⁽¹⁶⁾。ただし、この背景には、内閣制度の創設に伴う各省機構の再編成と皇室財産の形成があったと考えられる⁽¹⁷⁾。

内閣制度の創設によって、内閣大臣以下各省大臣で組織する内閣(府中)と宮内大臣(宮中)が、明確に区別された。そのため、農商務省から宮内省に博物館が移管される事は、大きな意味を持っていた。それが、皇室財産の形成に関係するのである。

当時「皇」と「官」の区別は、ほとんど明確ではなく、明治天皇が、先帝(孝明天皇)から継承した財産は10万円余りであり、江戸期において影の存在であった皇室の財産的基礎は、極めて薄弱だった⁽¹⁸⁾。しかし、これは早急に解決しなければならない課題でもあった。明治8年4月14日に「立憲政体の詔書」を出し、段階的にそれを達成していくことを政府は、すでに宣言していたからである。一度国会が開かれると、簡単に皇室財産を増加させることはできない。

その財産対象は、いくつか存在したが、その中に博物館の存在も挙げられていた⁽¹⁹⁾。明治19年4月1日に農商務省から同省への引き継ぎの完了と同時に、「其館事務并諸規則等追テ何

分之義相違候迄総テ従前之通可取扱事」とした⁽²⁰⁾。博物館は、当初同省内事課の所管になった。内事課とは、同省内の庶務を掌る分課であり、そこに1年半余りの期間、置かれていた。その後、明治21年1月18日に同省図書寮の所管となる。

図書寮は、明治17年8月に新設され、その当時の職務は「御系譜并ニ帝室ノ記録ヲ編輯シ内外ノ書籍古器物書畫ノ保存及ヒ美術ニ關スル事等ヲ掌ル所トス」と定められた⁽²¹⁾。明治19年2月の内閣制度の創設に伴う同省官制改正でも、その職務に変更はなかった⁽²²⁾。

博物館の所管には、ふさわしいと思われたが、図書寮附属博物館であった期間は、意外にも短かった。明治23年5月16日に博物館は、図書寮から独立し、「帝国博物館」並びに京都・奈良をそれぞれ「帝国京都博物館」「帝国奈良博物館」と称した。なお、帝国博物館が「東京帝室博物館」と改称するのは、明治33年からである。

第2章 軍隊関係資料について

第1節 軍隊関係資料の分課

軍隊関係資料の分課は、明治9年(1876)11月17日に「陸海軍掛」として初めて置かれた。それ以前は、博物掛・考証掛・工業掛・庶務掛が置かれていた⁽²³⁾。当時の分類である博物・考証・工業に庶務を加えた編成である。これ以後、掛(後に「課」へ改正)は、その担当する資料の分類に沿って名称を変えていく。

明治10年6月14日には、掛を改めて「課」とし、この際に陸海軍掛は「軍事課」に改称した⁽²⁴⁾。農商務省移管後は、明治14年6月25日に「農商務省各局処務規程」が定められ、軍事課は「兵器課」へ改称する。ここに記された兵器課の職務規定は、「陸海軍ノ諸器械及雛形等採集ノ事ヲ掌理ス」であった⁽²⁵⁾。

また、博物局内での詳細な職務規定を記した「博物局事務条項」には、兵器課の職務が以下のように記されている⁽²⁶⁾。

- 兵器課 第一 陸海軍ニ用ユル諸器械及ヒ雛形等ヲ蒐集シ博物館ニ陳列スル事
- 第二 内外國博物館及ヒ博覽會ニ物品ヲ貸与シ又ハ交換スル事
- 第三 本部ノ列品及ヒ献品出品ノ目録ヲ作ル事
- 第四 本課ノ年報ヲ編成スル事

第二から第四までの条項は、ほとんど全ての課に共通しているため、兵器課だけの職務は前述の「農商務省各局処務規程」と合わせてみると、「陸海軍ニ用ユル諸器械及ヒ雛形等ヲ蒐集」、博物館に陳列し、それを掌理する事であった。

明治19年1月19日に分課が改正された⁽²⁷⁾。資料の分類ごとに置かれていた分課が本務課に集約され、その他には博覧会系を扱う会事課と庶務課の3課の編成になった。本務課の職務規定には、軍隊関係資料について触れた部分はなく、ここにおいて博物局から軍隊関係資料の分課が消失したと考えられる。

陸海軍課から兵器課までその課長は、山高信離が担当した⁽²⁸⁾。山高は、澳国博覧会事務局の頃から博物局に関係するが、軍隊に精通していた訳ではなく、官吏として明治5年に大蔵省に出仕してから、一貫して博覧会及び博物館業務に携わっていた人物である。明治14年8月20

日の課長・課長補の発令が出された際に、兵器課は「欠課」とされた⁽²⁹⁾。かなり早い段階で兵器課は、課長不在となったのである。

第2節 軍隊関係資料の分類

軍隊関係資料に分類が初めて登場するのは、明治8年8月に佐野常民の提出した「博物館之議」にある分類案からである。佐野の分類案は、実際に行われた博物館の分類で、当該期の博物館資料を把握するうえで参考になる。そこから軍隊関係資料に関係するところをみていく。

軍隊関係資料は、「第八 陸海軍部」に記されており、その内容は以下の通りである⁽³⁰⁾。

第八 陸海軍部 二區二分ツ

第一區 陸軍武器壯兵及ヒ病兵ヲ看待スルコトニ係ル品等築城及ヒ防禦ニ于スル品

第二區 海軍武器軍艦ノ雛形武器製造所ノ雛形或ハ絵圖等

佐野がこの分類案を作成する際に参考にしたのは、おそらくウィーン万国博覧会の分類であったと考える。そこで同博覧会の分類についてみてみよう。

『澳國博覽會報告書』の「博覽會部上」⁽³¹⁾から該当の箇所を参照すると、そこにはワグネルの言葉で以下のように記されていた。まずは、「16區 陸軍」についてである。

普魯西亞瑞典英吉利等ノ國ヨリ巨大ノ大砲ヲ出セリ然レトモ此博覽場ニ於テ最モ緊要ナルモノハ罹病負傷ノ兵卒ヲ看護若クハ遷移セシムル爲メニ各國ニ於テ之ヲ臆度シ或ハ用ウル所ノ諸修整車輿及ヒ装置等ヲ列スルノ部分トス故ニ之カ爲ニ殊ニ園庭ノ一分ヲ收メ各國事務官之ヲ檢査セリ

次に「17區 海軍」についてである⁽³²⁾。

各國ニ於テ營造セシ諸建物ノ雛形及ヒ圖畫ヲ最モ多ク展列ス海港或ハ内國水路ニ關スル橋梁渠溝及ヒ諸建物又ハ燈臺等此區ノ大部分ヲナセリ

佐野の分類案と比較して共通しているのは、陸軍の場合、武器の他に傷病兵を看護するのに関わる物品に言及している点である。また海軍の場合は、「雛形」と図面に言及している点である。ちなみに同博覧会のこの部分の分類は、1876年のフィラデルフィア万国博覧会でも継続して使用されている。ここで注目しておきたいのは、ウィーン万国博覧会において、傷病兵に関する記述があることである。これには、当時の世界情勢が関係している⁽³⁴⁾。つまり、佐野の分類案は、軍隊関係資料の部分において、単純にそれを参考したと捉える事もできるが、その結果として世界の情勢を取り入れていたのである。

では、軍隊関係資料は、日本においてどのような分類の変遷を歩んでいるのだろうか。後に陸海軍部に移動する資料が置かれていた分類は、明治5年制で「人造物—武器之類」に含まれていた。さらにそこから細かい資料ごとの分類があり、その詳細は以下の通りである⁽³⁴⁾。

(明治5年制)

人造物—武器之部—刀劍・弓矢・旌旗・甲冑・馬具・戈戟・大小砲・銃・彈丸・戰鼓・盾・
箠・鞞・鞞・哮囉等、及古代并外國ノ武器、武器類古圖等

実際、どのような資料が所蔵されていたのかは不明であるが、武器には刀劍や甲冑のような前近代的な資料と当時軍隊で使用されていた資料が、同じ括りであったことが分かる。

明治7年5月に分類は、「考証物品—軍防（兵器類）」に変化するが、詳細な分類は不明であ

る。明治8年8月には、佐野が分類案を提出するが、これはすぐに採用されなかった。翌年11月に改正された分類は、考証物品から軍防の部分を陸海軍部が引き継いだ。分類の内容は、以下の通りである⁽³⁵⁾。

(明治9年11月制)

陸海軍部一甲冑類、弓銃類、旌幟類、軍服類、馬具類、雑具類

「陸海軍部」と分類の名称は、変更されたが、その詳細は従前と変わらなかった。いまだに武器に関する資料は、新旧問わず、一緒にされていた。

明治12年に陸海軍部が「軍事部」と改称し、そこに分類されていた資料の内、前近代に関する物は史伝部が担当することになった⁽³⁶⁾。また軍事部では、細かい分類が決まり、第1区を陸軍関係資料、第2区を海軍関係資料にしてその内容が規定された。以下の通りである⁽³⁷⁾。

(明治12年制)

軍事部 此ノ部ハ現今陸海軍ノ諸物品ヲ陳列ス但明治已前ニ係ルモノハ史伝部第八區ニ収ム

第一區 陸軍兵器築城防禦ノ具及其雛形或ハ病兵ヲ看待スルコトニ係ル物品ノ類

第二區 海軍兵器軍艦ノ具及ヒ其雛形或ハ兵器製造所ノ雛形絵圖等ノ類

佐野の分類案と内容が、酷似している事に気付く。彼の分類案が、多少の修正を加えられて採用されたのである。これ以後軍隊関係資料は、明治15年7月6日に「兵器部」に改称された事以外にその内容が変更されることはなかった。

第3節 軍隊関係資料

博物館の資料は、内務省所管になってから全体的に増加した。明治9年6月段階で20,123点だったが、明治13年6月では69,257点になっており、実に3.5倍近い増加をしている。この中で最も多い資料は、天産関係資料であり、明治9年では全体の約9割を占めていた。しかし、明治13年では、それが約7割になっていることから、相対的に他の分類資料が増加していた事がうかがえる⁽³⁸⁾。では、軍隊関係資料は、その中でどれほどあったのだろうか。内務省の作成した年報からその実態を知ることができる。

内務省の作成した年報は、時期によって編成方法が異なる。第1回・第2回は、省内の各寮・局・課からの報告をまとめて、この全体を「内務省年報」と称していたのに対して、第3回から第5回に至る年報は、内務卿が省務全体を業務ごとに概括的に総括したものを「内務卿年報」と称し、各局長からの年報を付録としていた。資料の種類や数、またはその増減が、内務省年報に記されている。具体的に博物局が関係したのは、第1回から第5回までである。

「内務省第一回年報」⁽³⁹⁾は、明治8年7月から同9年6月のことをまとめた報告書である。当該期間は、同省に博物局が設置された1年目のことであり、総数2,332点の資料の中で「考証物品一軍防」は261点であった。その内、今年度に増加したのは41点である。このことから同省に所管される以前の武器類が220点あったことがわかる。なお、各分類資料に関する言及はない。

次に「内務省第二回年報」⁽⁴⁰⁾(明治9年7月～同10年6月)である。この年報から各分類資

料の言及が、なされるようになる。陸海軍部では、以下のように記される⁽⁴¹⁾。

陸海軍部ノ列品

古今用兵ノ術一ナラスシテ古今其制ヲ異ニス故ニ本部ニ於テ弓矢槍刀甲冑旌旗等ヲ列シテ往時ノ形勢ヲ示シ又現今陸海軍ニ用ユル所ノ武器鐵砲及ヒ病兵ヲ看待スル物品器具或ハ軍艦ノ雛形絵圖等ヲ備ヘテ以テ近時用兵ノ体裁ヲ知ラシム（後略）

陸海軍部は、昔の用兵を展示して現在の用兵を伝えることを目的としていると記されている。明治9年11月に分類が改正されたことで、第八部が確立した際に史伝部に置かれていた89点の資料を移動した⁽⁴²⁾。更に本周年には、澳国博覧会残務掛から引き継いだ資料と国民から献納された資料をあわせて、92点の寄贈があった。合計すると、明治10年6月段階で陸海軍部の資料は181点になった。

「内務卿第三回年報」⁽⁴³⁾（明治10年7月～同11年6月）は、付録にあたる各局長からの報告書がないため、詳細を記すことができない。資料数の増加については、46点あったということが分かる。

「内務卿第四回年報」⁽⁴⁴⁾（明治11年7月～同12年6月）は、資料数が390点である。このうち、本周年に増加したのは55点である。第4回から分類において、前近代の武器類を史伝部に移動させた関係で本文の文言に変更があり、「和漢洋ノ軍器」と記された⁽⁴⁵⁾。これは、第5回でも同様である。

最後の「内務卿第五回年報」⁽⁴⁶⁾（明治12年7月～同13年6月）では、資料数は400点であり、そのうち本周年に増加したのは111点である。この増加数は、年報にも記されている通り「前周年増加ノ數ニ比較スレハ本周年ノ多キコト殆ト一倍」であった⁽⁴⁷⁾。

同省博物局では、資料の受け入れの過程に合わせて「引継品」「献納品」「購求品」「官造品」に分けて年報内に表を作成していた。資料の増加は、第2回まで引継品と献納品で大部分を占めていた。しかし第4回以降は、購求品が圧倒的に多くなり、逆に引継品が減少している。また、第1回にはあった官造品の項目がなくなった。

では、この資料は、農商務省に移管された後、どうなったのだろうか。農商務省博物局では、「報告書」として、第1回から第5回までが同省博物局の関係する期間である。しかし、「博物局第一報告書」⁽⁴⁸⁾（明治14年4月～同年12月）で既に「博物館列品ノ数」から軍隊関係資料の項目はなくなっている。ただし、この報告書に限っては、別添の分類一覧表について言及している箇所に「軍事及ヒ教育部ノ如キハ他日ヲ待テ攢集シ此表ノ如ク完全ナラシメントス」とあるため、存在がなくなったわけではないようである⁽⁴⁹⁾。その一方で、全ての報告書に書かれている資料の情報は、天産部・農業部・工芸部・芸術部・史伝部・図書部等に限られてしまう。そのため、同省博物局における軍隊関係資料の内容は、詳細が分からない。しかし、同省期には、明治14年に『博物館列品目録 史伝部軍事部』を刊行しており、資料名と資料数を明確に知る事が出来る。その記載は、第1区の資料のみで第2区については記述がない。これは、一般向けに販売されたものであるから、収蔵されている資料のうち公開しているもののみを記したと思われる⁽⁵⁰⁾。目録にある資料の多くは、意外なことにオーストリア軍もしくはドイツ軍の使用している物品であった。これらの資料は、澳国博覧会事務局からの引継品であり、この

ことから内務・農商務両省博物局の所蔵する多くの軍隊関係資料は、自国軍ではないことが考えられる。

また、内務省年報から毎年の資料全体に対して軍隊関係資料の割合をみると、常に1割にも満たない。以上から、軍隊関係資料が博物館において中心的な存在ではないことが分かる。その背景には、博物館自体が殖産興業から文化財保護の性格に変化した事も影響していると考えられる。殖産興業の中であって、当該資料は、それに関連する要素を持っていた。例えば、兵器は工業であるし、軍服は軽工業に関する様々な要素を持っている。しかし、それが文化財保護に変わったとき、当該資料はその存在の意義を失ったのである。

一方、軍隊関係資料を扱う博物館が無くなったわけではなく、明治15年からはそれを主として扱う「遊就館」が靖国神社内に設置される。この設置者は軍隊であり、その施設の性格はまた従前と大きく変わる事になる。

第3章 軍隊との接触

第1節 寄贈と寄託

内務省博物局における寄贈⁽⁵¹⁾は、町田曰く「野に博物館を設置する建議において世人がようやく博物館を認識し、ことの公館と定められてから献品も増加した」⁽⁵²⁾。寄贈についての規定が設けられたのは、明治7年(1874)の「賞賜内規」からである⁽⁵³⁾。明治10年5月21日にはその内容を改正し、「博物館献品順序」と称した⁽⁵⁴⁾。これは、寄贈の増加を計るために、その方法を公にしたものである。上記の規定には、以下の事が記されていた。

一、博物館へ物品献納セント欲スルモノハ管轄廳ヲ經由シテ願出ベシ又時宜ニヨリ直ニ該館へ願出ルモ妨ゲナシ総テ本人ノ便宜ニ任ス但僻遠ノ地ニアリテ献品セントスル志アリト雖モ海陸運搬ノ費用ニ乏シキモノハ其品名ト形状トヲ詳記シ管轄廳又ハ博物局へ申立指揮ヲ乞フベシ同局ニ於テ未ダ館中ニ充備無之品又ハ衆人ニ示シテ裨益アルモノト認ルトキハ其願ヲ許シ舟車ノ費用ハ総テ官ヨリ支給スルコトアルベシ

寄贈を希望する者が博物館にその旨をどう伝えればよいか、また、その際に掛かる運搬費の負担について規定がされている。そこで軍隊関係資料に関して、寄贈数を『内務省年報』から抽出すると以下のようなになった(表1)。

年報	期間	寄贈数
第一回内務省年報	明治8年7月～同9年6月	10
第二回内務省年報	明治9年7月～同10年6月	9
第三回内務卿年報	明治10年7月～同11年6月	不明
第四回内務卿年報	明治11年7月～同12年6月	2
第五回内務卿年報	明治12年7月～同13年6月	4

表1 『内務省年報』における各年度の寄贈数(大日方純夫他編1983『内務省年報・報告書』三一書房の各年度を参考に作成)

寄贈数は、年々減少傾向にある。当該品目は、以下の通りである（表2）。

年報	期間	寄贈の種類
第一回内務省年報	明治8年7月～同9年6月	不明
第二回内務省年報	明治9年7月～同10年6月	弓銃1点、旌幟3点、軍服2点、馬具3点
第三回内務卿年報	明治10年7月～同11年6月	不明
第四回内務卿年報	明治11年7月～同12年6月	旌幟1点、馬具1点
第五回内務卿年報	明治12年6月～同13年6月	弓銃1点、鉾劔1点、雑具2点

表2 『内務省年報』における各年度の寄贈の種類（大日方純夫他編1983『内務省年報・報告書』三一書房の各年度を参考に作成）

一番多い寄贈は、「旌幟」であるが、それでも3点であり、特筆するに値しない。むしろここでは、「弓銃」が2点寄贈されていることに注目すべきだろう。後述するが、後に設立される遊就館でも銃を確保するのは、困難であったことが公文書等から読み取る事ができる。当時の軍隊では、まだ日本独自の銃が開発されていない⁽⁵⁵⁾。そのため、輸入した外国産の銃を使用していたのだが、財政の問題もあり、余剰分の銃はほとんどなかった。また、銃自体も旧諸藩が所有していたものを持ち寄って使用していたため、その種類は多岐にわたっていた⁽⁵⁶⁾。その中での寄贈は、個人所有に由るものがほとんどだと考えられる。明治10年開催の第1回内国勸業博覧会の場合、一般から資料を募集した際にやはり銃を出品する個人がいた。

そして、軍隊との寄贈に関する接触は、ほぼなかったと考えられる。それは、次に述べる寄託からも明らかである。

寄託⁽⁵⁷⁾は、個人あるいは官庁からが多かった。明治10年には、前述の「献品順序」と共に「出品順序」が規定される⁽⁵⁸⁾。「出品順序」では、以下のようなことが記されている。

一 博物館へ私蔵ノ諸品排列センコトヲ望ムトキ願書等ヲ製スルニ及ハズ直ニ該館ニ差出スヘシ概館ニ於テ之ニ預リ証書ヲ付与ス返却ヲ乞フトキハ其証書ヲ持參スルモノヘ返却スヘシ又時宜ニヨリ管轄廳ヲ經テ差出スモ妨ゲナシトス

但無ニノ物品ニシテ大ニ衆人ノ裨益トナルヘキモノ又ハ官ヨリ其物品ヲ指シテ出品ヲ乞フモノハ献品ニアラスト雖モ往返ノ運輸費ハ官ヨリ弁償スルコトアルヘシ

同書には、寄託を希望する者が、博物館に寄託して返却されるまでの手順や、博物館から寄託を依頼された際の運搬費の負担のことなどについて記されている。同省博物局では、これを規定したことで「来週年ニ至ラバ出品ノ数大ニ増加スルコトアルヲ見ルニ至ルベシ」とその成果を期待している⁽⁵⁹⁾。翌年は、前年より151点増加しており、年報においても「博物事務ノ漸ク盛ナルヲ徴スルニ至レリ」と記されている⁽⁶⁰⁾。しかし、農商務省に移管された後の寄託数は、全体を通して内務省期よりも著しく減少していた⁽⁶¹⁾。

この規定は、長らく使用されたが、宮内省に移管された後、明治23年に「出品規則」と改正をした⁽⁶²⁾。当時の状況に適應できるように内容を整備し、宮内省として新しく開館する帝国博物館の発足に備えたのである。

軍隊関係資料における寄託については、『内務省年報』からは伺い知る事ができない。これは、

年報の資料増加内訳の表には、その項目が設けられていなかったからである。しかし、同省博物館が軍隊に対して、常に受け身でいたわけではない。「出品順序」にもあるように、同省博物館から「大イニ衆人ノ裨益トナルヘキモノ」を出品するように依頼をしていた。例えば、明治11年9月30日の「砲兵本廠貯蔵品博物館館内へ陳列の可否回答依頼」⁽⁶³⁾や、同年10月10日には「博物より古製槍等陳列の事」⁽⁶⁴⁾で出品の依頼をしていることが分かる。翌年12月にも「御省兵器中古製大小砲始軍器軍服種類異候物御出品相成度及御照會」⁽⁶⁵⁾で出品の依頼をしている。しかし、明治11年になると、軍隊の方で独自に展示施設を建設する動きがあり、その反応はあまりよくない。陸軍は、明治12年12月の出品依頼に関して、「兵器之義ハ難応」と回答している⁽⁶⁶⁾。

一方で軍隊は、博物館に対して、必ずしも非協力的ではなかった。訓練中に発見した珍しい生き物、古物等の寄贈を行っていることからその様子を伺うことができる⁽⁶⁷⁾。上記の部分は、軍隊関係資料においてのことである。特に海軍に関しては、陸軍とは全く異なる資料の形態もあってか、その接触を現段階では見出せていない。

また、軍隊には「戦利品」という概念があるが、内務農商務両省博物館が設置されていた時期に起きた国内・国外での戦争等は、明治7年4月の台湾出兵及び明治10年2月の西南戦争であり、「戦利品」といえる物が少なかった。その中でも内務省博物館は、台湾出兵の際に得た戦利品の出品を依頼している⁽⁶⁸⁾。ただし、これは、明治9年9月開催の富山博覧会に出品するための依頼であった。出品した資料が損傷した場合は、相当の代価を以って弁償する旨が同省博物館より陸軍省に伝えられた。富山博覧会では損傷や紛失をすることもなく、無事に同省博物館へ戻されたようである。しかし、明治12年3月に開催した琴平山博覧会にその資料を出品したところ、5点ある内の1点が紛失してしまった。主催した琴平山博覧会社は、捜索をしたが見つからなかった。同会社は、愛媛県令の名で同省博物館に明治13年2月18日にその旨を報告し、「借用規則」第3条に倣い、代価にて弁償すると伝えた⁽⁶⁹⁾。同省博物館は、同年3月5日に紛失した矢1点の代価の見積もりを陸軍省に依頼した。しかし、陸軍省内では、その代価については価値が定めにくいとして弁償しなくてもよいと回答が出されて事無を得たのであった⁽⁷⁰⁾。

ちなみに、明治20年以降には、日清戦争(明治27～同28年)、日露戦争(明治37～同38年)等の戦争を繰り広げるが、その際に得た戦利品に関しては、陸軍省より博物館の後継となった帝室博物館及び遊就館に積極的に寄贈が行われている⁽⁷¹⁾。

第2節 研究協力

内務農商務両省博物館は、軍隊の要請に応じて資料の貸出等を通じて研究協力を行っていた。その他にも、以下のような同省博物館からの協力要請も存在した。

明治16年5月に農商務省博物館が起案した「博物館物品整理方法伺」は、「人智の開明」、「物産興隆」の目的を達成するために、以下の方法で博物館の資料整備を促進しようと図ったものである⁽⁷²⁾。この伺いが当時画期的だったのは、関係諸団体と密接に連携を計ると共に、その協力を得る体制を作ろうとしたことである。第1条では、前述の旨が規定され、資料の分類ごとに協力を依頼する団体名は伺いに記されていた。しかし、そこに関係諸団体としての軍隊の

表記はない。また、協力をした団体が博覧会を実施したり、「一般ノ証標ヲナルベキ物品及議論」があれば、その内容について博物館に連絡をすることや同省博物局から出された課題について、報告をすることが記された。

次に第2条では、「常置委員」と「特別委員」を設置して運営することとあり、これらの委員は、博物局長の意見によって学術及び諸芸術に熟達している者が対象とされた。この2つの委員の違いは、常置委員が「一般ノ物品ヲ鑑定スル」のに対し、特別委員は「本館ノ一切ノ事業ヲ賛助スル」のをその職務とした点である。

その他にも「美術品其他方案等」で委員の審査を経て、優秀と認められた者には、賞状を授与すること(第3条)、物品購入の際は委員が鑑定を行うこと(第4条)、寺社仏閣の宝物の取り調べを行い、寺社仏閣の関係者が内務省の許可を得て宝物を売却する際には、博物局がその買い上げを優先できること(第5条)、館所有の優れた物品や有益な考案等は、写真に撮り印刷して一般に公表すること(第6条)が記された。

これらの整備事業を行うのに、同省博物局は3万5千円の予算を農商務省に要求している。この金額は、博物局の人件費・物件費等を含めた1年分の全経費を上回っており、相当の熱を持って上申された様子が窺える。ただし、博物館という枠ではなく「美術ノ振興」をその目標としていた博物局の事業の一つとして考えられており、博物館とその事業が一体となって行われるように企図していたと考えられる⁽⁷³⁾。

農商務卿西郷従道から決裁を得て、「博物館物品整理方法」は、明治16年6月15日に太政大臣三条実美に上申がされたが、太政官では結論を出すには至らなかった。明治19年の内閣制度の創設に伴い、未決のまま同省博物局にこの伺いは還付された。その後、「博物館物品整理方法伺」は、「十六年度ニ於テ増費ヲ上請セシモ既ニ概年度経過セシ上ハ消滅ニ属スルモノ（下線部註：筆者）ナリ」とあり、再度提出されることはなかったようである⁽⁷⁴⁾。

この整理方法には、陸軍から「今村長賀」という人物が参加する予定であった。明治17年6月25日に、「博物局長より今村長賀出頭の件」が同省博物局より陸軍省に向けて依頼されている⁽⁷⁵⁾。陸軍省では、「この件に関して一ヶ月に4、5度の出頭が必要になるが、今村自身の本職には差し支えない」ことを確認した後、「御照會之趣了承□ニ於当省何等之差支無之候」という回答を同省博物局にしている⁽⁷⁶⁾。

ところで今村長賀とは、どのような人物であったのだろうか。今村は、刀剣の研磨や手入れ、鑑定を生業とする本阿弥家15代当主平十郎から刀剣の鑑定について学び、廢刀令以降の日本の刀剣保存に従事した人物である。つまり今村は、軍隊関係資料に関してではなく、刀剣の専門家として参加を求められていた。この他にも、明治19年には遊就館の取締役に就任し、武器甲冑の整頓と鑑定を行った。また、明治22年には、帝室博物館の臨時全国宝物取調調査に参加した。今村の経歴からは、前述のように同省博物局は「美術ノ振興」のうち刀剣に関して参加を求めていたことが分かる。

また、同省博物局は、資料の貸出に応じることで陸軍側が行っていた研究にも協力していた。例えば明治14年には、オーストリア軍使用の銃「ウエンヅルウエンドル」の貸出⁽⁷⁷⁾、明治16年にはオーストリア軍の背囊の貸出⁽⁷⁸⁾に応じている。陸軍では、これらを借用し、参謀本部

において研究を行っていた。返却については、明治17年5月に同省博物局からその請求⁽⁷⁹⁾がなされ、同年6月に返却が完了している⁽⁸⁰⁾。その際に、借用証書も返却された。

なお、海軍に関しての博物局との接触については、現段階では不明である。

第3節 軍の展示施設の設立—遊就館—

軍の展示施設の設立は、明治11年から構想されていた。同年2月2日、陸軍省から華族会館にむけて、西南戦争の献金の余剰金を招魂社境内絵馬殿の建設費に充てたいとの照会がされる⁽⁸¹⁾。華族会館は、これに「異存なし」と回答をした⁽⁸²⁾。以後、「招魂社境内絵馬殿」は、「掲額竝武器陳列場」として明治12年から工事に着手する。

これに伴い、「陳列場」に展示する資料を収集する必要が生じてきたと考えられる。そのため、翌年に前述のように内務省博物局から「御省兵器中古製大小砲始軍器軍服種類異候物御出品相成度及御照會」がきても「兵器之義」には応じ難いと回答したのだろう。また、施設内の準備は、明治13年12月から行われており、資料の整理をする担当を陸軍内で3、4名選んで軍法課御用掛とした⁽⁸³⁾。資料に関しては、「額」「書籍」「武器」と分類が記されている。「額」と「書籍」に関しては、「漸次購入」としており、「武器」は砲兵工廠と旧諸藩の納品及び戦利品の中から同工廠と分けて、その他は購入するとしている。

明治14年1月10日には、上記の担当者が決定した⁽⁸⁴⁾。工兵大尉熊丸義直、前述の「博物館物品整理方法」に参加する予定であった会計軍吏今村長賀、八等出仕川上寛、砲兵会議御用掛柴内宏蔵が、その任務にあたった。こうして、同年5月4日に遊就館は完成した。

資料の収集は、遊就館開館後も継続して行われている。当時は、前述のようにまだ日本独自の武器は、ほとんどなかったため入手困難であったと考えられるが、同館が内務農商務両省博物局と異なる点は、武器を入手、修理等の管理をしている組織が同じ管轄であることであった。例えば、明治15年5月に陸軍省から「砲兵第一方面廢銃受取方之儀ニ付伺」が出された⁽⁸⁵⁾。これは、砲兵第一方面の廢銃をもらうことはできないかという伺いである。この件に関しては、陸軍内で承諾され、同年10月24日に工兵第一方面に協力するように布達される。他にも、同年2月にとある砲兵大佐から「歐米諸國より近年到來の小銃遊就館へ陳列相成度義伺」があり、「ヒーホシーマルチニー銃」「ヘンリーマルチニー銃」「レミントン銃」「クルンカ銃」「ウエルントル騎銃」「ローウ銃」「クロース銃」「モセール銃」の寄贈がされた⁽⁸⁶⁾。

また、同年4月20日には、農商務省博物局に対し、寄託した資料の返却を求めている。その資料とは、明治8年11月に寄託した征韓並大友征伐の大砲である。同年4月28日に同省博物局は、返却を承知する旨を回答し、「就テハ御都合次第指史人御差之相成度此段及御回答候也」と述べている。

寄贈に関しては、宮内省にその要請をしている⁽⁸⁷⁾。明治16年5月に遊就館から同省の所有している「御物」を借用できないか、伺いが出される。しかし、これに対して同省では、御物中の兵器類は「極メテ寡少」の回答しており、当分は1点につき一ヶ月ごとの引き換えでの貸出を可能としている⁽⁸⁸⁾。そこでまずは、同省から「獅子王之劔」の貸出を行った。

以上のように、遊就館の展示物は、軍隊から寄贈された資料及び戦利品や個人ないし官省から寄託された資料で形成されていた。資料の総数は、明治15年2月の開館当時に寄贈品111点、

寄託品41点になり、漸次増加した。日清戦争・日露戦争を経ると、その数は数千点になった⁽⁸⁹⁾。収集において寄贈・寄託を行っていた点は、内務農商務両省博物局の博物館と変わりはない。遊就館の特色は、軍隊自身が設置したことで軍隊関係資料の受け入れが博物館に比べて容易であったこと、さらに博物館のように大きな目標を持って多岐にわたる分類の資料を収集していたわけではなかったことが挙げられる。

終章

軍隊関係資料を収蔵していた内務省系博物館は、殖産興業を目的に設置され、その後内務省、農商務省、宮内省と所管を変えていった。その経過の中で目的は変化し、宮内省所管となる頃には、皇室財産の形成の意味も付与されて文化財保護に主眼が置かれるようになった。

その中であって当該資料は、収蔵されていた資料全体から見るとその点数も少なく、一部を担っているのに過ぎない存在であることがわかった。更に当該資料は、ほとんどが澳国博覧会事務局の引継品であったため、日本の軍隊というよりオーストリア軍やドイツ軍の資料が多いことが分かった。収蔵されていた博物館の変化によって、最終的には前述のようにその目的が文化財保護になったため、「現今の軍隊」である当該資料は、その存在意義を失ってしまった。また、同時期に軍隊を主体とした博物館である遊就館が設置されたことで、その意味合いは更に薄れ、内務省系博物館から当該資料は姿を消した。

他方では、内務・農商務両省博物局と軍隊の接触も行われており、互いに資料の寄託・貸出や研究協力を行っていた。また軍隊は、当該資料以外にも訓練中に見つけた古器物や植物等を寄贈した様子もあった。以上のことから、軍隊も博物館に対して決して非協力的ではないことが分かった。しかし、博物館が博物局によって徐々に整備されていく段階で軍隊の側からも展示施設を作ろうとする動きが出てくるため、軍隊からの資料の寄贈や寄託は必然的になくなり、内務省系の博物館ではコレクションの形成が難しくなったであろうと考える。一方で、当時は、日本の独自の当該資料といっても、例えば兵器の多くは輸入に頼っており、資料自体が「日本軍」を形成している最中であったことは指摘しておかなければならない。

これらの資料を内務省系博物館で見た人々は、どのように感じたのであろうか。本稿では、そこまでを明らかにすることはできなかった。明治期において軍隊に所属することが義務になった日本人が、彼らにとって初めての体験をどのように受け入れて行ったのかは、筆者にとって興味深いことである。博物館が物を見せる事によって、教育する施設という役割を持っている以上、そこには何らかの「印象」が残ったのではないか。それを明らかにすることは、私たちが軍隊を理解するための一助になると筆者は考えるものである。

註

- (1) 本稿における「軍隊関係資料」は、日本に軍隊が成立した明治以降の武器を始め、軍服など実際に当時の軍隊で使用されていたもの全てを指す。
- (2) 軍隊関係資料を展示する博物館は、「平和博物館」や「軍事博物館」の他に「世相博物館」等と称されることがあるが、本稿では村上登司文氏の分類を参考にした。(村上登司文

- 2003「平和博物館と軍事博物館の比較—比較社会学的考察—」『広島平和科学』25号 広島大学平和科学研究センターP.126)
- (3) 註2と同じ PP.136-138
 - (4) 註2と同じ PP.138-139
 - (5) 金子 淳 2006「戦争資料のリアリティ」『岩波講座 アジア・太平洋戦争 6 日常生活の中の総力戦』岩波書店 P.344
 - (6) 佐野から太政大臣に「東京大博物館設立の報告書」、「蘇格蘭以丁堡學術博物館総長トーマスシーアルチエル氏ノ贈來及其魯國ニ贈ル所ノ報告書」、「英國サウスケンシントン博物館設立ノ來歴及管掌条例」、「同國博覽會始末」、「同断（論者註：東京大博物館設立の件について）ノ儀ドクトルワク子ル氏ヨリ報告書」が2冊、他は各一冊ずつで以上6冊の報告書が提出されて、これが内務省に下付されている。後者の報告書に内務省博物局の素案となる要素が多く含まれている。（東京国立博物館編 1973『東京国立博物館百年史』資料編 第一法規P.27）
 - (7) 高久 彩 2012「産業政策としての博物館—サウス・ケンジントン博物館の制度についての基礎的考察—」『文化政策研究』6号 日本文化政策学会 P.163
 - (8) 註6と同じ PP.35-37
 - (9) 高久 彩 2011「明治初期の博物館における列品分類についての基礎的考察—産業政策と美術政策の交錯—」『東風西声 九州国立博物館紀要』7号 P.67
 - (10) 註6と同じ P.43
 - (11) 「博物館分類之義ニ付伺」で明治14年4月27日に農商務卿河野敏鎌から左大臣熾仁親王へ博物館の方針について確認をしている。「古器物の保存」と「美術の勸奨」は博物局の局務であり、「博物館ノ組織ニハ不關義ト存候間其組織ニ至テハ則從前ノ通り天産農業工藝藝術史伝軍事教育ノ部門ヲ設ケ別紙分類表之通物品蒐集仕度」との伺いに対して、同年5月23日に「伺之通」との回答が寄せられている。（註25と同じ P.44）
 - (12) 東京国立博物館編 1973『東京国立博物館百年史』第一法規 PP.218-220
 - (13) 註6と同じ P.44
 - (14) 註6と同じ P.53
 - (15) 註6と同じ P.53
 - (16) 註12と同じ P.246
 - (17) 『東京国立博物館百年史』（註30と同じ PP.244-246）でも触れられているが、金子淳氏が指摘するように「近代天皇制の権威伸張の動きと密接に結びつきながら、皇室財産の確保・充実のために博物館という入れ物が必要とされ」た側面が、宮内省に移管される過程で背景として考えられることである。（金子淳2005「政治のなかの博物館」『美術フォーラム21』11号 美術フォーラム刊行会P.38）
 - (18) 註12と同じ P.245
 - (19) 博物館を皇室財産に加えるという発想は大隈重信によって明治13年5月の段階で既に提案されていた（「三議一件」）。この提案は実現しなかったが、その内容は皇室が学

問・技芸を奨励し、博物館もこれに属すべきものという構想であった。(註31と同じ PP.245-246)

- (20) 註6と同じ P.54
- (21) 註6と同じ P.54
- (22) 註14と同じ P.248
- (23) 註6と同じ P.38
- (24) 註6と同じ P.39
- (25) 註6と同じ PP.44-45
- (26) 註6と同じ PP.45-46
- (27) 註6と同じ PP.52-53
- (28) 註6と同じ P.654
- (29) 註12と同じ PP.225-226
- (30) 註6と同じ P.37
- (31) 澳國博覽會事務局 1875「博覽會上」『澳國博覽會報告書』P.34
- (32) 註31と同じ P.35
- (33) 当時、ヨーロッパではイタリア統一戦争(1859~1860)等によって多数の負傷者が発生していた。この悲惨な現状を防ぐために組織されたのが、赤十字社である。日本が初めて参加したパリ万国博覧会では、赤十字展示館というパビリオンがあった。ウィーン万国博覧会でもその活動の様子が伝えられていた。戦争による負傷者の対応について、世界規模で注目されている時期であった。
- (34) 註6と同じ PP.38-39
- (35) 註6と同じ PP.34-40
- (36) 註6と同じ PP.34-40
- (37) 註12と同じ P.150
- (38) 註12と同じ PP.35-36
- (39) 大日方純夫他編 1983「内務省第一回年報」『内務省年報・報告書』1巻 三一書房 PP.231-234
- (40) 大日方純夫他編 1983「内務省第二回年報」『内務省年報・報告書』4巻 三一書房 PP.416-417
- (41) 註40と同じ PP.416-417
- (42) 註40と同じ P.417
- (43) 大日方純夫他編 1983「内務卿第三回年報」『内務省年報・報告書』5巻 三一書房 PP.53-55
- (44) 大日方純夫他編 1983「内務卿第四回年報」『内務省年報・報告書』7巻 三一書房 PP.309-310
- (45) 註44と同じ P.309
- (46) 大日方純夫他編 1983「内務卿第五回年報」『内務省年報・報告書』9巻 三一書房

PP.284-285

- (47) 註46と同じ PP.284-285
- (48) 註6と同じ PP.639-641
- (49) 註6と同じ P.640
- (50) 註12と同じ P.218
- (51) 内務省年報内では「献納品」、「献品」等と表記されている。
- (52) 註12と同じ P.157
- (53) 註12と同じ P.157
- (54) 明治10年5月2日内務省布達甲第1号「博物館へ献品及出品順序」国立公文書館所蔵（本館-2A-009-00・太00391100）
- (55) 日本独自の銃は、陸軍少佐村田経芳の研究により明治13年に村田歩兵銃が完成した。その後、使用していた外国産の銃を全て交換し終えたのは、明治19年であった。
- (56) 幕府はフランス式、薩摩藩はイギリス式、紀州藩はドイツ式等、幕府及び諸藩が採用した銃は、雑多であった。
- (57) 内務省年報内では「出品」等と表記されている。
- (58) 註54と同じ
- (59) 註40と同じ PP.419-420
- (60) 註43と同じ P.54
- (61) 註12と同じ P.216
- (62) 明治23年6月28日宮内省告示第21号「帝國博物館出品規則帝國博物館特別觀覽規則ヲ定ム」国立公文書館所蔵（本館-2A-011-00・類00502100）
- (63) 明治11年9月30日「博物局長 砲兵本廠貯蔵品博物局館内へ陳列の可否回答依頼」防衛省防衛研究所所蔵（アジア歴史資料センター Ref.C09120500800）
- (64) 明治11年10月10日「博物より古製槍等陳列の事」防衛省防衛研究所所蔵（アジア歴史資料センター Ref.C04027909200）
- (65) 明治12年12月2日「博物局長御省兵器中古製大小砲始軍器軍服類種類異候物御出品相成度及御照會」防衛省防衛研究所所蔵（アジア歴史資料センター Ref.C09120661100）
- (66) 註65と同じ
- (67) 例えば、海軍からは「横須賀造船所にて釣取の異魚博物局へ出品の件内務丞へ照會」（明治9年10月31日 防衛省防衛研究所所蔵（アジア歴史資料センター Ref.C09112197900））等が挙げられる。
- (68) 明治9年3月17日「博物館へ臺灣分捕品貸渡に付答」防衛省防衛研究所所蔵（アジア歴史資料センター Ref.C04026721800）
- (69) 明治13年2月16日「愛媛縣大書記官 当縣下琴平博覽會へ昨年借用致候弓矢1本紛失致候件」防衛省防衛研究所所蔵（アジア歴史資料センター Ref.C09120690700）
- (70) 明治13年3月13日「博物局長より臺灣分捕の矢紛失の義に付照會」防衛省防衛研究所所蔵（アジア歴史資料センター Ref.C09070144600）

- (71) 日清戦争及び日露戦争は、明治期における比較的大きな戦争の体験であったため、戦利品も帝国博物館、遊就館に対して軍隊から出品の申し出があった。例えば、帝国博物館に対しては、「戦利品送付の件」(明治38年5月防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センターRef.C03026314500))が挙げられる。なお、戦利品は博物館等の展示施設以外にも出品されていた。
- (72) 註6と同じ PP.48-50
- (73) 註12と同じ P.238
- (74) 註12と同じ P.238
- (75) 明治17年6月19日「博物館長 博物館刀剣類取調協議人として今村少佐撰拳の件承諾要請」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref. C09121143600)
- (76) 明治17年6月25日「博物局長より今村長賀出頭の件」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C09071791500)
- (77) 明治14年1月17日「当館陳列の澳國戦用歩兵銃學理研究の爲め御借用相成度件」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C09120778500)
- (78) 明治16年8月2日「澳西利國製背負囊借用問合に対する回答」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C09121053400)
- (79) 明治17年5月1日「澳國製背負囊貸与中の処入用に付返却要請」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C09121128800)
- (80) 明治16年8月6日「澳國製背囊返却に伴う借用証の返却通知」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C09121139100)
- (81) 靖国神社編 1983『靖国神社百年史』資料編中 P.49
- (82) 註81と同じ P.50
- (83) 明治13年12月「遊就館へ物品陳列の件」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C04029222600)
- (84) 明治14年1月10日「熊丸大尉外3名総務局軍法課御用掛兼勤の儀に付伺」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C10070992100)
- (85) 明治15年5月16日「総より廢銃受取度伺」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C04030204400)
- (86) 明治15年11月24日「砲より歐米諸國より近年到來の小銃遊就館へ陳列相成度義伺」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C04030311900)
- (87) 註81と同じ PP.60-61
- (88) 明治16年5月2日「遊就館へ御物陳列品拝借の回答」防衛省防衛研究所所蔵(アジア歴史資料センター Ref.C09121029300)
- (89) 靖国神社編 2002『靖国神社誌』神社本廳教學研究所 P.187

(國學院大學大学院特別研究生)

『國學院大學博物館學紀要』投稿規定

『國學院大學 博物館學紀要』は、國學院大學文学部博物館学研究室による博物館学研究的の紀要として、年1回発行する。

1. 投稿資格

本紀要に投稿できる者は、原則として國學院大學卒業生、國學院大學大学院生、および本研究室関係者（非常勤講師を含む）ならびに紀要編集委員会が依頼ないし承認した者とする。

2. 本誌の査読

編集委員会が定める査読の手続きを経て、掲載の可否を決定するものとする。

3. 投稿原稿の種類

(イ) 論文	400字詰め原稿用紙（図表含）	60枚（24,000字）以内
(ロ) 研究ノート	同	30枚（12,000字）以内
(ハ) 報告	同	30枚（12,000字）以内
(ニ) その他	同	10枚（4,000字）以内

（和文以外の言語の論文は和文に準じる）

4. 投稿原稿について

- ①投稿原稿は未発表のものであること。
- ②投稿原稿は原則として横書きの完成原稿であること（42字×37行）。
- ③原稿には、全て欧文の表題と著者名のローマ字書を添えること。
- ④論文については、アブストラクトを付けることが望ましい。
- ⑤掲載原稿の体裁は、編集委員会の方針によって整えることを原則とする。

5. 著作権

本誌掲載の著作権は、発行者である國學院大學博物館学研究室に帰属するものとする。

6. 原稿の締切

毎年10月末日とする。

投稿先

〒150-8440 東京都渋谷区東4丁目10番28号
國學院大學博物館学研究室
TEL/FAX 03-5466-0268
E-Mail yuta@kokugakuin.ac.jp

鍍金双龍文

表紙の図案は、古墳時代の大刀の把頭である。
双龍環より取材し、博物館学研究室のシンボルマークとして使用する目的で、デフォルメしたものである。

國學院大學

博物館學紀要 第41輯

発行日 平成29年3月31日
発行所 〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28
電話 (03) 5466-0268 (直通)
國學院大學博物館学研究室
編集権代表者 青木 豊
印刷 株式会社 丸井工文社

國學院大學
博物館學紀要

2016年度 第41輯

目 次

論文

明治9年開催の宮城博覧会に関する基礎的検討…………… 佐々木 和 博 …… 1

静岡県における昭和30～40年代の観光資源開発に関する一考察

－真珠養殖と三津真珠館を中心として－…………… 中 島 金太郎 …… 17

ミュージアム・ワークシートの嚆矢と我が国に於ける

実践論の展開に関する一考察…………… 塚 本 順 平 …… 31

欧米博物館紹介史－幕末から大正期まで－…………… 茂 木 香奈子 …… 45

中国西安地域の博物館におけるバリアフリー…………… 伊 東 俊 祐 …… 67

正倉院建築外構の保存活動－明治時代を中心に－…………… 高 橋 亮 一 …… 83

研究ノート

岡山県における近代建築を利用した博物館…………… 山 内 智 子 ……103

明治期博物館学論史…………… 下 田 夏 鈴 ……115

我が国における大学附属博物館論の発達と推移…………… 松 田 佑 斗 ……123

近代栃木県の博物館史（序）

明治・大正時代の日光山を中心に…………… 伊 東 俊 祐 ……133

市町村立博物館に関する一考察

－地域博物館と埋蔵文化財行政を中心に－…………… 林 道 義 ……145

明治期における政府の博物館利用

－軍隊を中心として－…………… 安 田 律 子 ……155